

Title	軍人勅諭成立史の研究
Author(s)	梅溪, 昇
Citation	大阪大学文学部紀要. 1961, 8, p. 77-273
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6339
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

軍人勅諭成立史の研究

梅

溪

昇

目次

序論	本論の課題	一
第一篇	軍人勅諭成立の歴史的前提	
緒言	本篇の課題	三
第一章	近代化政策の発生と展開	
序節	本章の課題	三
第一節	近代化政策の発生	四
第二節	近代軍隊の形成	一一
第三節	市民社会の形成	二六
第二章	近代化政策への反動と兵政両権の動揺	
序節	本章の課題	三六
第一節	征韓論の発生とその分裂	三七
第二節	兵政両権の動揺	四四
第三節	兵政両権の確立をめぐる三思潮の台頭	五四

第二篇 軍人勅諭の成立過程

緒言 本篇の課題 六五

第一章 軍人勅諭の先駆

序節	本章の課題	六六
第一節	時局的課題の発生	六六
第二節	統帥権の独立	七一
第三節	西周による軍人道德の形成	七八
第四節	軍人訓誡の起草・頒布	八五

第二章 軍人勅諭の起草とその諸草案

序節	本章の課題	〇二
第一節	山県有朋による勅諭発布計画の発生	〇二
第二節	軍人勅諭の諸草案とその推移	一〇
	一、草案第一種ノ一	一一
	二、草案第一種ノ二	一一
	三、草案第二種	二四
	四、草案第三種	二九
	五、草案第四種(訂正一・二を含む)	三四
	六、草案第四種ノ訂正三	四〇
	七、草案第四種ノ訂正四	四七
	八、草案第五種	五五

第三章 軍人勅諭における思想的性格の形成過程

序節 本章の課題 一六七

第一節 西起草「草案第一種ノ一」の思想的性格 一六八

第二節 「草案第一種ノ二」および「草案第三種」

における思想的性格の展開 一七六

第三節 福地起草「草案第四種」における勅諭の

思想的性格の完成 一八〇

結論 軍人勅諭成立の歴史的意義 一八六

序論 本論の課題

「軍人勅諭」は、明治いらい敗戦に至るまでの近代日本軍隊の精神的支柱であるとともに、また「教育勅語」と相並んで近代日本国家、すなわち「国体」と「立憲制」との二元的国家構造¹⁾を有した、いわゆる天皇制国家の観念的支柱をなしていた。このような歴史的意義をもつ勅諭の成立に関する研究は、研究自体きわめて重要なものであるにかかわらず、今日なお、戦前の巨理章三郎著『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』(昭和七年)が唯一の代表的著作であり、また徳富猪一郎編『公爵山県有朋伝』(中巻、昭和八年)が簡単に觸れているのみに過ぎない²⁾。巨理氏の研究は、当時すでに高まっていた勅諭成立の歴史的研究に対する反対論、すなわち「勅諭は一切の事情、一切の翼賛者を超越した勅諭として尊厳神聖なるものであって、如何なる事情の下に勅諭の煥発を必要とするに至ったか、又如何なる人々が其の起草に翼賛したかなどといふことは問題でない、又問題とすべきものでない。之を問題として其の事実を明かにするは、寧ろ勅諭の尊厳神聖を冒瀆する」となす議論を排して、「すべて帝王の尊厳にして偉大であるといふことは、一切を懸隔して、一人で事を用ひるからではない。帝王一人が自ら筆を執って起草したもの、又はさうであるとしなければ詔勅として尊ぶに足らないなどといふのは、余りに個人主義的な偏狭な考へ方である。(中略)軍人勅諭の起草又は御下賜当時の歴史的事情を明かにすることは、決して勅諭の尊厳神聖を冒瀆するものでない」との主張のもとに行なわれたもので、その意味において時流をぬきんでた研究であった。しかしその研究は、如上の反対論に示されているごとく、学問の自由がすでに失われようとしていた当時において、とくに勅諭は軍部のものであっただけに根本資料も隠蔽され、その研究が抑えられていた事情のもとで行なわれたため、結局明治天皇の「聖旨」の真義を闡明することに目的をおいて展開され、起草過程も一切の事情を尽くすことができず、その内的経緯に関しては殆んど触れられなかった。その結果、起草の由来や過程の史的研究ではあった

が、勅諭としての絶対権威性、政治的なものからの超越性を保持することになり、したがって勅諭成立史における政治的なもの、権力的なものへの考察が脱落した。

これらの事情は、「明治憲法」や「教育勅語」に関しては戦前においても大体根本資料が公開され、成立過程の研究が進められたのと比較すると大きな相異であり、勅諭に関する歴史的研究は亘理氏以後一步も進められなかった。太平洋戦争後、軍部の解体にともない、ようやく近代日本軍隊を歴史研究の対象とすることができるようになり、勅諭の成立に関する研究も大久保利謙氏による西周の「勅諭稿」を中心とする貴重な論稿⁽¹⁾によってはじめて本格化する端緒が開かれたに過ぎない。したがってその研究の成果は、最近に至るまで「明治憲法」・「教育勅語」の研究に比してなおきわめて微少であり、今後さらに研究を積み重ねなければならない。

本論は、かかる研究段階を進展させるための一礎石として、勅諭の根本資料に接したのを機とし、勅諭起草に先行する諸事情、および起草の社会的政治的背景を検討し、起草着手後の内的経緯の一切の事情を明かにし、さらに勅諭成立の歴史的意义を考察することを課題とするものである。

「軍人勅諭」成立史の研究は、近代日本軍隊の成立、ことにその性格形成の解明において不可欠のものであるとともに、また勅諭が天皇制国家観として近代日本の政治的・社会的・思想的展開に大きな影響をおよぼした点から、日本近代化の特質を究明することに他ならず、さらに民主制軍隊の理念および新たな国家観の樹立を必要としている今日において、きわめて重要な歴史的示唆を得ることができらるであらう。本研究の意義は実にここに存するのである。

註(1) 藤田嗣雄「日本における支配に関する研究序説」(「レファレンス」第

八九号)・同「明治憲法における Sein と Sollen」(「上智法学論集」

第一巻第一号)

があるが、内容は亘理氏著書におよばない。

(3) 亘理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」一〇三〜四頁

(4) 第二篇第三章第一節註(3)参照

(2) なお竹内正虎編「陸海軍人に賜はりたる勅諭下賜事情」(昭和六年)

第一篇 軍人勅諭成立の歴史的前提

緒言 本篇の課題

わが国の近代軍隊における思想統一の産物としての「軍人勅諭」は、わが国が明治維新の変革によって徳川封建制社会を破壊して近代国家を建設する過程において困難な政治的・社会的情勢を生じ、とくに軍隊社会において何等かの政治的刷新ないし思想的統一を行なうべき歴史的課題を生じたところに、さらにその課題を解決へと導くいくたの機因が加わることによって成立するに至ったものであることは容易に推察されるところである。

したがって本篇においては、「軍人勅諭」成立に関する研究の序として、まず右に述べた歴史的課題が発生するに至る過程までを取り上げ、それ以後を第二篇以下に譲ることとし、時期的には概ね明治初年から明治十年ごろに至るまでを対象とし、勅諭成立の歴史的前提を明瞭にすることを意図するのである。

第一章 近代化政策の発生と展開

序節 本章の課題

緒言において提示したところにもとづいて、「軍人勅諭」成立の歴史的前提を明かにする最初として、明治新政府による近代化政策の発生・展開にもとづく近代軍隊の形成、および国民徴兵制によって軍隊社会と密接につながり、それへの直接的影響が考えられる市民社会の形成の態様を本論の主題に関連する範囲において明かにするのが本章の課題である。

この近代化政策は新政府樹立後、直ちに順調に展開されたものではなく、政府内部におけるきわめて少数の新支配勢力が主体となり、困難な諸情勢のもとに推進したものであることが注意されるべきであって、この点は次章において考察する近代化政策への反動と深く相関連するものであり、この意味において近代化政策の具体的展開に入るに先立って、まず

新政府の樹立後、近代化への動きが成長するに至る歴史的推移から本章の記述を始めることにする。

第一節 近代化政策の発生

慶応三年十二月九日(一八六八年一月三日)の王政復古の大号令によって、摂政・関白・幕府以下の旧職が廃せられるとともに、新たに総裁・議定・参与の三職が置かれ、王政復古の事業に尽力した親王・公卿・藩主・藩士らがこれらの職につき、ここに諸藩を超越した中央政府としての明治新政府が樹立された。

王政復古・新政府樹立の目的は、王政復古のクーデター画策の中心人物であった岩倉具視が、慶応二年(一八六六)八月ごろ、孝明天皇へ出した「天下一新策密奏書」⁽¹⁾にも示されているように、強大な外国勢力の圧力を前に国内が分裂している現状を收拾するため、天下を合同し政令を一に帰するために王政を復活し、朝廷をもって国政施行の根軸の府となすことであつた。

しかし新政府は樹立早々、このような国家統一の目的達成に乗出すだけの威信を欠いていた。その理由は第一に、王政復古のクーデターの成功を支えたものが薩・長二藩の兵力であつたことにもとづいて、新政府が一般に薩摩・長州二藩の陰謀によって成立したと考えられ、信用を得なかつたことによる。この不信は、王政復古の大号令の発せられた当夜の小御所会議において、新政府の実権を掌握した参与岩倉具視および薩摩藩出身の参与西郷隆盛・大久保利通らが徳川慶喜を新政府の構成から除外したことに對して、前土佐藩主山内容堂(豊信)が不満を抱いて今日の拳はすこぶる陰險の所為が多く、幼冲の天子を擁して権柄を竊むものであると非難したことに早くも窺われ、さらに新政府自体が旧幕府勢力の一掃を目指して慶喜に辞官納地を命じ、薩長両藩の兵力を主力として戊辰戦争をおこすという強引な行動に出たために、佐幕的諸藩はもとより中立的諸藩にも不信が広まつたものである。

その第二の理由は、新政府が従来の支配的な意見であった尊王攘夷を一擲し、樹立直後の明治元年正月十日、新たに對外政策として開国和親政策を列国に通告するとともに国民にも宣明したことによる。

備前藩兵とイギリス兵とが衝突した神戸事件（慶応三年十二月二十日）・土佐藩兵の堺におけるフランス水兵殺傷事件（明治元年二月十五日）・京都におけるイギリス公使パークス襲撃事件（明治元年二月三十日）などを通じて知られるごとく、当時において攘夷的風潮は強く、一般には討幕は攘夷のためであると信ぜられ、したがって王政復古の実現によって新政府が攘夷を行なうと期待していたのに、それが裏切られたところから新政府への不信につながったものである。

新政府は明治元年（一八六八）三月十四日、五か条の御誓文を天皇が百官・公卿・諸侯を率いて神に誓うという形式で政治の基本方針として全国に明示するとともに、同時に天皇親政を宣言した宸翰を宣布した。

これは新政府が天皇を將軍に代わる政治的最高絶対の權威とし、天皇親政を標榜することによって、政權としての正当性・合理性を基礎づけ、もって上述の不信を取り除こうという政治的意図に出たものである。

しかしこれによって直ちに政府への不信が取り除かれ、国内政局が安定するに至るといふ歴史的情勢ではなかった。新政府は明治元年末には会津藩・庄内藩ら東北諸藩の武力的抵抗を打破してみずからの政權下にこれらを収め、翌二年五月、函館の五稜郭の戦いを最後に旧幕勢力を一掃した。しかも新政府が国内統一を達成することができなかった大きな理由は、戊辰戦争に参加した西南諸藩、ことに薩・長二藩において新政府への不満が強かったからである。新政府は薩長政府と呼ばれ、またさう看なされていたのは、薩長二藩の兵力がその政權を基礎づけており、また二藩の出身者が新政府の実権を握っていたからであるが、新政府は現実には両藩の積極的支持を受けていなかった。

両藩の新政府に対する不満は、両藩がそれぞれ王政復古の最大の功勞者であると自負して早くから新政府に特別待遇を要求したのに対して、両藩代表のかたちで政府の実権を掌握した大久保利通・木戸孝允が中央政府として全国統一の立場

から、極力その特権意識を抑えることに努めたからである。このため大久保・木戸はいずれも自藩から不人気を招き、あるいは裏切者扱いにされた。

木戸が明治元年六月十八日の日記に、

「春來鴻城（鴻城は山口のこと―筆者註）余等朝廷に奔走して不顧國（國は藩をさす―筆者註）之説あり、或は違約の説あり、余亦平生所期只今日、而して尚死没之靈魂をして瞑目に至らしめんとす、所報只主公、而るに是等の説縦横、国事障滯の事を聞、慨歎悲痛不知所信」

と記したのはその事情の一斑を示すものである。

ここに王政復古が実現するに至った経過を概観するとき、最初アメリカが武力を背景として開國を迫つたさい、一般封建武士階級の間には武士意識の反発から攘夷意識を生じ、幕府に率先攘夷の実行を期待したのに対し、幕府が開國策をとり外国の要求に屈したところから、天皇の権威によって幕府に攘夷の実行を迫る尊王攘夷運動となった。やがてその運動の展開を通じて幕府と薩長二藩との対立が激化し、ついに尊王討幕運動へ転化し、幕府の倒壊となったものである。尊王攘夷・尊王討幕運動に参加したほとんどの藩士・草莽らは初めは攘夷、終りは倒幕そのものに目的を局限して行動したもので、木戸が慨歎したごとく、「全局に着眼せざるもの多く、大政一新の何事たるを不知、只徳川氏を打撃して一大愉快となし」ていたのであった。かれらは幕府を倒したことによって大政一新は完成したと意識していたもので、かれらが当時最も強く抱いた期待は王政復古の論功行賞であった。こうした事情から、明治二年（一八六九）初めごろの国内情勢は、木戸が正月上旬、大村益次郎宛書翰に、

「皇國之急昨年より今日に迫り候処、唯眼前之一平定に而、上下とも其理通徹仕兼、多くは今日に大安堵仕候而、前途大興起之目的更に相窺はれ不申、尤春來徳川氏之頭面を撃挫き候は、大政一新において不得止之一条理に而、是而已

に而大政一新は相濟候ものと相心得候而は、天下億万蒼生之大罪人に政府は相成申候、前途之目的相窺はれすと申候も、天下之諸侯も自分々々は兎も角も、其藩々々に於ては功名之念勃々に而、諸藩挙而賞論之事而已之外は議論も無之、其上旧幕之時よりも自然と驕氣は相募り、藩力を以我儘等相応に朝廷へ申立、名義と歎名分と歎喋々申候も、多くは声而已に成行、宇内之大勢を察し皇国をして万世維持仕候など申辺之所作ぶりは毫も相見不申、唯々己に利を引候様之風習に相移」

と記したごとく、諸藩の利己主義・驕氣が全国に充満した。この藩の利己主義はさきに述べたところから知られるように、ことに薩長二藩に強く、しかも二藩は互に幕末らしいの仇敵感情が牢固として抜けずに対立していた。したがって、当時の情勢は、「一幕府か挫け候とも幾多之尚小幕府が出来候様之次第に而」、全国の封建的割拠の様相は旧幕時代よりも強く露呈した。このように封建的割拠意識の強いところに封建制を一步踏み越えようとする考えが自然発生的に生ずる可能性も必然性も存在しなかった。かくて薩長二藩のごとき王政復古の主体勢力がそのまま近代化過程における主体勢力とはなり得ず、かえって保守反動勢力となるべきことが理解されるのである。

このように、新政府が中央政府としての実を挙げることができず、また国内情勢が複雑な様相を示しているとき、さきに述べたような尊王討幕運動に参加した一般志士の意識とは対蹠的に、政府部内において王政復古・大政一新をもってわが国の近代的国家統一の出発点と考えて、将来の企画に努めたのは長州藩出身の政府首脳、木戸孝允であった。さきに触れた五か条の御誓文の発布は、当時徴士参与総裁局顧問であった木戸の建議にもとづいたもので、内は公議輿論を尊重して天皇親政を行ない、外は攘夷から開国和親へと政策を転換し、世界の先進文化を摂取して外國に對抗できる新しい国家を建設しようとする、かれの近代化への意図を含んでいた。木戸は同藩の先輩にして早く蘭学・西洋兵学の研究を通じて海外情勢に明かるかった大村益次郎や、幕末イギリスに留学してこれまた外国事情に接していた後輩の伊藤博文・井上馨

らから海外知識を吸収して、深く国家の将来に思いを馳せ、封建的割拠体制を時代おくれと感じていた。そこでかれは、急進的進歩主義の立場をとり、御誓文発布に先立つ二月、副総裁三条実美・岩倉具視に封建的政治体制打破の前提として諸藩の版籍奉還を実行すべきことを建言していたほどであった。

しかしこの建言は、岩倉らが事情が外部に漏洩して物議を醸すことを憂えたために見送りとなったが、それは上述した国内情勢から見て当然であり、とうてい断行できる段階ではなかったからである。また木戸の建言に続いて明治元年十一月および翌二年正月、当時参与兵庫県知事であった長州藩出身の伊藤博文も、版籍奉還・国是綱目の建白を行なって公然と廢藩論を唱えた。この論は諸藩に伝わり、兵庫論と称せられて守旧派の反対がおこり、とくに長州藩では藩を滅ぼす曲論として猛烈な反対がおこり、奸物を殺せという声が高く、伊藤は岩倉からしばらく自重するよう忠告を受けたものである。¹⁰⁾

木戸・伊藤の動きにも示されているごとく、政府部内で近代化への動きが明治元年末から二年はじめにかけて胎動していたが、そうした進歩主義者は木戸・大村・伊藤・井上ら長州藩出身者と、それに佐賀藩出身の大隈重信を加えたごく少数であった。¹¹⁾

かれらを除く政府内部の大多数は、消極的保守主義者であり、近代化への動きが台頭すればするほど、ますますその保守反動性が強まる傾向にあった。この傾向は、明治二年に入って顕著となったが、その具体的徴表は明治二年五月二十二日の弾正台の設置および同年七月八日の官制改革に見出すことができる。前者は非違糾弾の機関であるにもかかわらず、開国主義者と見られていた参与横井時存(小楠)の暗殺事件(明治二年正月五日)に関して、その殺害者の助命論を唱えたほどに保守主義者の牙城であり、¹²⁾後者はたとえ古制そのままを復活したものではなかったにせよ、¹³⁾大宝令を範とし神祇官を置いて祭政一致を強く表面に押し出した復古的色彩の濃い改革であった。

このような政府内部での保守主義と進歩主義との対立は、薩長二藩出身の両首脳が主義・性格を異にしたため、きわめて深刻であった。当時の情勢を大隈はつぎのごとく叙述している。¹⁴⁾

「行政施治の任に当りし者は、公卿にしては三条実美、岩倉具視にして、藩士にしては長の木戸孝允、薩の大久保利通なりき。蓋し木戸と云ひ大久保と云ひ、共に三条、岩倉を輔翼して、政を行ひ、治を施し、画策企謀は多く其の心衷より出で、殆んど政治上の中心たる有様にてありき。然れども、兩人の性行は、各々相同じからず。蓋し木戸は創業の人なり、大久保は守成の人なり。木戸は自動的な人なり。大久保は他動的な人なり。木戸は警敏豁達の人なり、大久保は沈黙重厚の人なり。若し主義を以て判別すれば、木戸は進歩主義を執るものにして、大久保は保守主義を奉ずる者なり。¹⁵⁾是を以て、其の当時木戸は旧物を破壊し、百事を改革せんとする「王政維新」の論を執り、大久保はこれに反抗して、漸次、大宝令の往時に復せんとする「王政復古」の説に傾けり。是を以て、当時の進歩的改革論者は皆な木戸に依りて其の志を成さんとし、保守的復古論者は共に大久保を擁して其の業を遂げんとし、両々相下らざりし。」

このように政府内部で保守主義の勢力が強く、かつ上述のごとく、政府内外における保守反動の気運が、明治二年に入つて増大したことによつて、木戸以下の進歩主義者らは、国家の前途を憂慮し、断然「王政復古」論者と訣別し、「王政維新」論の立場に立つて近代化政策の実現に乗り出すに至つたものである。¹⁶⁾したがって、保守反動の歴史的環境において強行される近代化政策であつたから、その遂行途上において困難な諸情勢を伴うこともまた当然の帰趨であつたのである。

以上述べたところから明かなごとく、「王政復古」と「王政維新」とは時期的にはほとんど重なり合う歴史過程であるけれども、それぞれの主導力の性格は質的に異っているのである。この両者の質的相異を無視して、明治新政府を封建権力の最後の形態という意味での絶対主義政権と考へる一般の見解は誤りであり、¹⁷⁾明治維新の变革とは厳密にはこの「王政維新」の变革を指すべきである。

すなわち、わが国が外国に対抗しうるためには、幕府を倒して王政復古を実現しただけで満足すべきでなく、進んで政治的・社会的・経済的体制を近代化しなければならないと意識したのが維新変革の主導力となった人々であった。かれらは幕末の外国留学・洋学の研究などを通じて、外圧が単なる貿易の欲求や兵器の優秀・多量などにとどまらず、実は産業革命をへた西洋近代国家のもつ資本主義の社会体制および近代的軍事力にもとづく実力であることを認識し、こうした実力をもつ先進諸国の圧迫からわが国の独立を守るためには、どうしても西洋文明の長所を取り入れる必要があり、精神上において外国に求めるところはないが、物質上の実力を備えるためには、西洋の科学・技術あるいは諸制度にして外国の優れたところを取り入れなければならないと考えたものである。ここにかれらを新支配勢力とする明治新政府の富国強兵政策は、幕末段階における勤儉尚武、あるいは国産奨励・武備充実などといった性質のものと異なり、一面では封建的社会経済組織を打破して西洋先進諸国の資本主義体制を導入して市民社会を建設し、他面では封建社会の中核たる封建武士団を解体して新しい近代軍隊を創設するという積極的にして近代的性格を有するものとして発生・展開したのである。⁽¹⁰⁾

以下この富国強兵政策の展開を強兵面と富国面とに分け、近代軍隊および市民社会形成の態様を考察する。

註(1) 『岩倉具視関係文書』第一、二四九～二五五頁

(2) 藤井甚太郎・森合秀亮『明治時代史』(『綜合日本史大系』九一～二頁

(3) 坂田吉雄『明治維新史』二二四頁

(4) 『木戸孝允日記』第一、五六頁

(5) 右同書、一四六頁

(6) 『木戸孝允文書』第三、二二二頁

(7) 木戸孝允大村益次郎宛書翰(明治二年正月三十日付)、『木戸孝允文書』第三、二二九頁

(8) 木戸孝允「国是一定に関する建言書案」(朝廷上書・明治元年三月)および「国是一定に関する建言書」(同上)、『木戸孝允文書』第八、三

〇一頁、三四～三五頁

(9) 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』下、一一〇六～七頁

(10) 春政公追頌会編『伊藤博文伝』上巻、四〇九～四二六頁

(11) 明治二年七月八日の佐佐木高行日記に、「長州は木戸をはじめ、薩州が狡猾なりと、維新より何かに付けて不平あり、且伊藤井上又は大隈等は頻りに西洋主義にて、何事も西洋主義を主張し、木戸を押立て、大隈は真に木戸の書記の如く意を迎へたるにぞ、木戸も大隈を大に信じ」云々とある(津田茂麿『明治聖上と臣高行』八一頁)。

(12) 佐佐木高行日記、津田茂麿『明治聖上と臣高行』一一二～三頁、円城寺清著・京口元吉校註『大隈伯昔日譚』(富山房文庫本) 三三三頁

(13) 鈴木安蔵『太政官制と内閣制』三四―八頁

(14) 『大隈伯昔日譚』三三四―三五頁

(15) しかし、当時の大久保の保守主義は、進歩主義そのものに反対する反動的なものでなく、急進的進歩主義への反対という性格のものであった(『大隈伯昔日譚』三六九頁参照)。

(16) 『大隈伯昔日譚』三四一―二頁

(17) 坂田吉雄「日本に於ける近代官僚の発生」、京都大学人文科学研究所紀要「人文学報」第三号、一―二頁参照

(18) 拙稿「明治新制軍隊の建設当初におけるフランス主義の採用とジユ・ブスケの貢献」、『大阪大学文学部創立十周年記念論叢』九七―八頁参照

第二節 近代軍隊の形成

明治新政府は、さきに述べたごとく中央政權として成立したが固有の兵力をもたず、もっぱら薩・長二藩の封建的兵力に依存していた。したがって薩・長二藩の兵権は藩における実力者の手中にあって、政府に独自の兵権は存しなかった。

このような封建兵力の存在を克服否定して、政府の兵権掌握に努力したのが長州藩出身の大村益次郎であった。徳川幕府独裁制の決定的打倒を意味する戊辰戦争に従った諸藩では、兵力がいずれも膨張し、とくに戦勝の原動力であった薩・長二藩の軍隊は凱旋の栄誉を自負して「驕兵まことに御しがたし」と称せられる状態となり、藩当局はその統制に苦しむとともに、藩財政の窮乏からこれらの膨張した軍隊を維持することに困難を感じていたものである。幕末いらい、西洋の近代軍事知識に通暁していた大村益次郎は戊辰戦争直後、その戦争は兎戯に等しく、またその戦争に参加した諸藩の無秩序な兵は真の兵ではないとして全国的に統一された、かつ統制ある近代軍隊の編成、および常備兵を少なくし予備兵を多くすることができると国民皆兵制の樹立を構想していた。この方向はわが国が外国と対立しうる近代国家として存在するためには採らざるをえないものであり、ついには封建的身分制の廃止・封建武士団の廃止という社会変革が来るべき運命のものであった。大村は軍務官副知事(明治元年十月二十四日任)、のち兵部大輔(明治二年七月八日任)として、諸藩兵の解散・廃刀・国民からの徴兵などを重要な内容とする兵制改革論を政府部内で極力主張するとともに、他方、近代軍隊建設の準備

備に着手した。すなわち大村は、それぞれ兵式を異にする諸藩兵を統一するため、ひとまず旧幕府の定めたフランス式でまず訓練し、次第にこれを改良して後年には純然たる日本式を起そうと考へ、明治二年正月京都へ兵学所（明治元年八月二日創設の兵学校の改稱）を設置して仏式伝習所を置き、山口・岡山二藩の各一隊をフランス式で教練し、ついで同年九月四日、兵学所を大阪に移して兵学寮とし、フランス式による変則速成の士官養成をはかり、一方、同年五月横浜に横浜語学所を設置し、まずフランス語の学習をさせ、正則教育による士官養成の準備とした。

しかし右に述べた大村の兵制改革論は、新政府内部でも大久保が「藩兵を外にし農兵を募る」として国民徴兵に反対したのをはじめ、全国の保守反動的士族の猛烈な反対を受けた。つひにかねは、明治二年九月四日、自藩長州藩における諸隊の一つである御楯隊の脱走者神代直人らのため京都において襲撃され、十一月五日死去した。この大村暗殺事件に關し、薩摩藩出身の弾正大丞海江田信義（当時京都在勤）はかねて大村の廢刀論に反感を抱き、これが暗殺を煽動していたといわれ、その加害者の停刑を試みたほどであった。

大村の推進した兵制改革に対する反動は、かれの暗殺を先駆として大規模に展開した。それは明治二年末から三年にかけての長州藩における脱隊騒動である。これは藩が常備隊編成に伴うて幕末いらいの諸隊の廢合を行なつたさい、その選に洩れた遊撃隊・奇兵隊の隊員が過去の功を無視したものであるとして、この改革に不満を抱いたことが直接契機となつて起つた暴動である。脱隊者の歎願書に、「常備兵被髮脱刀杯は恐多も赫々神州之失体と一同深く奉、痛候」とあることによつて、かれらのイデオロギーの保守性を認めることができる。したがつて兵制改革の主動は大村益次郎より發したと觀察し、かれらは大村の墓所に暴行したといわれている。そしてまたかかる保守的なイデオロギーとともに、兵制改革に伴うて生ずる除隊者の發生、すなわち失職該当者の生活困窮という現実的問題が、その暴発の要因をなしていたことにおいて、のちに來る「徴兵令」の反動の深刻さを早くも予想させるものであったのである。

以上のごとく、近代的強兵策推進の主体は兵部省における近代的軍事官僚大村益次郎であったが、兵部省には次節に見るとき大蔵省の空氣とは異なり、保守的強兵論者が多く、当時大村のもとに集ったものは長州藩出身山田顕義・岡山藩出身原田一道・安芸藩出身船越衛・柳河藩出身曾我祐準らの少数に過ぎなかった。このため大村の負傷直後、早くも兵部省は、「此度之一条に而大に相動き、随而是迄之策を摧崩せんと相謀るもの不少」と記される情勢となり、省内に反動的氣運が台頭した。この様子は、つぎの木戸孝允大村益次郎宛書翰（明治二年十月十七日付）にさらによく示されている。

「（前略）兵部省も自然勢如來、陰然船越などを相助け維持之処を相論し申候、彼も余程困迫毎々罷越候而苦談仕候、兎に角彼一人に而且々相つつき居申候、一旦彼相去り候とき百事瓦解、然るにまた惡物等船越を妬み、種々之姦計を廻らし、遠く事之策を施し候趣、且又政府より兵部省へ擊劍論などをもち出、言語之次第に而御想察可被下候、浩歎之至に御座候、（後略）」

こうして大村没後の兵部省内の不統一から、大村の画策した近代軍隊建設計画は、明治二年末から三年にかけて一時停滞した。

しかし、大村の遺策は、やがて同じ長州藩出身の山県有朋によって受け継がれた。山県は明治二年三月から欧州の軍事視察を行ない、かつての攘夷意識を超克して、完全に近代軍事官僚としての資質を身につけて明治三年八月帰朝し、兵部少輔となった。かれが近代軍隊建設の第一歩として行なったのは、明治三年十月二日太政官布告第六四九によってなされた、陸軍のフランス式、海軍のイギリス式採用の公式決定であった。

右布告に先立ってなされた明治三年九月二十七日付兵部省上申、また同年四月五日付の外務省伺およびそれに付せられたフランス公使宛案文によると、兵式採用に関する廟議の内決は、少なくとも右布告に先立つ半年前の、四月上旬に行な

われ、また同時にフランスから軍事教官を招聘することが決定され、その交渉準備がなされていることが知られる。さて廟議内決を見た数か月後に普仏戦争がおこり（一八七〇年七月十九日仏の対普宣戦布告）、しかもフランスが敗戦したため、政府の処置に反対し、敗戦国フランスの兵式を捨てて、戦勝国ドイツの兵式を採用すべしという意見が高まった。この反対論は戦勝の強国に順応しようとする一般的な大勢順応論として発生したものであるが、またこれに伴ない反政府的諸藩において自藩中心主義的な立場からの反対論が激化した。すなわち、以前からイギリス式を採用していた薩摩藩などはその行きがかり上、ないし藩内事情からフランス式への変更を欲しなかったから、フランスの敗戦を聞いて政府のフランス式による画一主義に強く反対した。しかし、政府は一旦決定した以上どんな非難・反対をうけても、フランス式による既定の方針の貫徹を期し、¹⁷上述のごとき太政官布告を出したものである。布告は西暦一八七〇年十月二十六日に相当し、ナポレオン三世がセダンに追い込まれ、全軍を率いてドイツ軍に降伏（一八七〇年九月二日）した約二か月後で、パリ開城間近いころであった。山県はすでに触れたごとく、普仏戦争以前よりドイツ兵制を視察してドイツ陸軍の優秀なことを認め、わが国陸軍の組織を創定するに当っては、ドイツ兵制を採用しようとする意志をもっていた。¹⁸にもかかわらず故兵部大輔大村益次郎らしいのフランス式を踏襲するに至ったのは、まず国内的には幕府らしいフランス陸軍の影響を引続き受けていたこと、また当時ドイツ語に通じるものがきわめて少なかったのに対して、フランス語の通訳者が得られ易かったこと、さらに国際的には横浜駐屯英仏軍隊撤退交渉問題からの影響・制約にもとづくものであった。¹⁹

すなわち、当時の実情としては「仏式と独式との優劣を決するまで軍事が整備せず」、決定すべき軍事上の重要問題は、壮兵（志願兵、実質は士族兵）制にすべきか賦兵（国民兵）制にすべきかであって、山県らは近代国家の常備軍として当然に賦兵制の採用を展望し決意していた。したがって「言はば英米式か、欧大陸式かと問ひ、賦兵に決定するには仏と独との差別なし²⁰」と云ってよく、こうした事情から、上述の国内的・国際的要因にもとづいてフランスの敗戦にかかわらず、

陸軍ではフランス主義への決断が行われたものであった。

このようにフランス主義に則って近代的な新制軍隊を建設する方針が決定されたが、依然として当時藩体制が存し、各藩が兵権を実質的に掌握していたことから、山県の建設計画も進捗しなかった。こうした事情を打開して一挙に新制軍隊建設への途を切開いたものは廢藩置県の断行——封建制の廢止である。廢藩置県断行の経緯に関しては次節において触れるが、山県も兵部省軍事官僚として近代的強兵策の実現をはかる上から封建制の廢止を絶対必要とし、大隈ら大蔵省官僚と積極的に協力して、この廢藩置県の断行を実現させたものである⁽²¹⁾。廢藩置県が成功し、一方マルクラー以下⁽²²⁾のフランス軍事教官団が近々到着せんとする明治五年春は、わが軍部當局者にとっていよいよかねて決定のフランス主義による新制軍隊の建設を本格化すべき時期であった。当時、当局者が必要としたものは近代的常備軍に関する全体的認識と、その上に位置づけられたフランス軍制・兵制の知見であり、かつ新制軍隊創出の実際的方法如何ということであった。こうした時期において最も重要な寄与をなしたものは、幕末すでにフランス軍事教官の一人として来日し、明治初頭いらい日仏外交史上に活躍し、かの兵式布告の翌月、兵部省兵式顧問、ついで左院雇となったジュ・ブスケであった⁽²³⁾。

かれが明治五年（一八七二）四月ごろ左院へ建白した「ジュブスケ軍制建議」および「万国陸軍取建之原則」⁽²⁴⁾（西洋万国陸軍取立之原則并仏国陸軍取立及編成之事）などはわが国近代軍隊建設上、きわめて大きな影響を与えたものである。

ジュ・ブスケの寄与のまず第一は、新制軍隊建設の目的および新制軍隊の基本的性格を当局者に対して明確に説き、明治十一年の統帥権独立に至るまでの初期軍制におけるフランス的文民優位制を樹立せしめたことである。すなわち、かれは「建議」において、「日本国当時ノ形勢ヲ熟察スレハ、此ノ形勢ノ最モ要急ナル入用ハ強大同性ニシテ善ク従命法則ヲ守リ熟練シ」⁽²⁵⁾「政府ノ布令沙汰ヲ行ハンカ為ニハ、必政府ノ為ニ水火ヲモ避セサル軍勢」、換言すれば政府の法律の執行および秩序の維持に当る文権優位的な軍隊の必要を力説している。またかれは「原則」中、「仏国陸軍取立及編成之事」の「兵部

卿」において、「兵部卿ハ全ク異ナル二種類ノ職務アリ、即司令職務及ヒ俗事職務ナリ、故ニ兵部卿ハ皇帝ノ命令ヲ受ケナカラ軍勢ノ兵事上及俗事上ノ頭領ナリ」としている。ここに「司令」ないし「兵事」とは軍令、「俗事」とは軍政を意味し、兵部卿における軍令軍政の一元的処理が述べられている。この軍制上におけるフランス主義は、明治十一年のドイツ軍制の影響をうけた統帥権の独立、兵政分離とは本質を異にするものであり、明治十一年までの明治初期軍制の特色を形成するに至ったものである。これに関しては藤田嗣雄博士の著書・論文に詳しい。⁽²⁶⁾

第二は新制軍隊創出の方法・順序、またそれらを決定する手続に關し、わが国の当時の現状に即し、具体的現実的な建議を行ない、できるだけ政治的・経済的に損失のないよう当局者を指導したことである。ジュ・ブスケは「建議」において、新制軍隊創出にあたって当面必要なことの第一は、当今の「不同ノ編成、不同ノ教方、不同ノ武器」を有する旧制軍隊を、できる限り短期間に近代軍隊として再編せしめること、第二は「日本軍勢ノ確定ノ取建」、すなわち近代的常備軍の創設方針、およびその方針を実行するためにとるべき処置を立案、確定することを建議している。かれは第一の方策を「仮処置」と稱するが、この処置は一には廢藩置県・封建制廢止後の国内不安に対処する政府兵力を保有し、他面近代的常備軍の創設を見るまでの過渡的兵力を創出せんとしたものであった。かれが示した「仮処置」は当時として最も現実利益的な方策であり、また実際に当局者はかかる方策を遂行したのである。すなわち軍部当局者は、廢藩に伴うて全旧藩兵を完全に解隊するときは土族兵の反乱を生ずることを危惧し、ひとまず旧藩常備兵を精選し、廢藩後設置された四鎮台・分營に鎮台兵として配属、国内治安に当らせるとともに、この鎮台兵および三藩から出された御親兵を政府兵力として近代的改組につとめ、一面徵兵軍隊を建設・漸増して前者の壯兵軍隊を漸次解除して行くことにつとめたものである。このようにわが当局者は、かれの「建議」に先立って旧藩常備兵の精選・配属を行なっていたが、その後におけるこの壯兵軍隊の処置・処分の方法に關し、このジュ・ブスケの「建議」から直接に多くを教えられ、また一面新制軍隊建設の方針決定

を急ぐに至ったと考えられる。

第三に新制軍隊の建設方針、および方針実行のための処置を急速に立案・決定しようとするわが当局者のために、近代的常備軍に関する全体的知見、およびわが国がとくに基準としようとしたフランスの軍制・兵制に関する知見を準備し、かれらの立案・決定に支障なからしめたことである。わが当局者がこれらの立案・決定にさいして最も重要な参考資料としたものは、資料の性質・伝承から見てジュ・ブスケの「原則」、および「原則」中の「仏国陸軍取立及編成之事」など以外には存在しなかつたであろう。「原則」の内容によってはじめてわが當局者は、近代常備軍に関する世界史的展望をもつ全体的認識に到達したといえる。こうしてわが国は、過誤なくしかも急速に、西洋先進諸国に比肩しうる近代軍隊を建設することができたものである。新制軍隊建設方針の中心は徴兵制の樹立に存した。明治六年一月十日の「徴兵令」はその一部にプロイセン兵役法の模倣があるが、⁽³⁸⁾常備兵の免役抽籤、代人料納付にフランス兵制を採用している。「仏国陸軍取立及編成之事」の「召募ノ事」以下に展開されたフランス徴兵制は、かの開成院助教林正十郎訳「法朗西軍制」⁽³⁹⁾にも見られた当該知見とともに、「徴兵令」の制定にさいし重大な影響を与えている。その後の「徴兵令」改訂にもジュ・ブスケが寄与していることは、かの兵務課質問による「仏国政法徴兵」や「歐羅巴各国入兵規則比較」・「西洋大國入兵概則」⁽⁴⁰⁾などの示すところである。

このようにして、近代軍隊はフランス主義に則って形成された。その形成途上において山県有朋が四面楚歌の中で「徴兵令」を發布し、ここに、士族は常職を奪われ、その社会的存在の意義を全く否定された結果、次節に述べる家禄廃止と相俟つていよいよ新政府の近代化政策に対する不満を高めたことは改めて指摘するにおよばないであろう。

さてかかるフランス主義にもとづく近代軍隊形成の態様に関して看過できないのは、国家権力としての軍隊、すなわち兵権の性格、および軍隊を構成する軍人の性質如何の問題である。

まず前者から考察する。すでに述べたように明治十一年の統帥権独立以前のわが国において、フランス軍制の影響が支配的であったことに関しては、すでに詳細な研究がなされているが、なおここで比較軍制史研究の唯一の著作である藤田嗣雄博士著『軍隊と自由』によって、フランス軍制の性格について一言しておかなければならない。ヨーロッパにおける絶対制君主制国家においては、兵権は政権とともに君主の掌中に存し、国民の自由に脅威を与えていた。そこで人民は自由・民主主義をもって、政治的指導理念とし、絶対制君主に対して個人の自由を伸張するために、立法・行政・司法のいわゆる三権の分立を主張するとともに、兵政両権の分離をも計画した。すなわち、かの三権が混同するよりも兵政両権が混同する行政機関の方が一層恐怖性をおびているから、自由主義者たちは絶対制君主から兵権を分離し、みずからコントロールの権能を有する文権の下に軍隊を置き、軍隊に対してもそのコントロールの権能を樹立しようと企てたのである。ここに絶対制君主制は克服されて自由・民主主義革命が成立し、軍制形態としては文権が武権（兵権）に優越する体制が建設されるに至った。この代表的類型がフランスの立憲的（文民優位的）軍制である。この軍制では兵政両権が分離し、しかも両権が単に対立又は均衡の状態に放置されないで、武権が実力をもって文権を圧制しないように、文権が武権をコントロールする体制（軍令・軍政の一元的な処理形態）が樹立されていることが特長である。

このようなフランス軍制の影響がわが国の官・法制において顯著であったにしても、この軍制本来の性格である文武両権の分離、およびその基礎の上に立つ文権による武権のコントロール（文民優位）体制が当時の太政官政治の現実において確立されていなかったことが注意されなければならない。さきにフランス主義の採用事情を述べたところから明かなごとく、わが国におけるフランス軍制の採用は、その軍制の本質理解の上に立って行なわれたのではなく、きわめて便宜的・直輸入的で、その一元的・中央集権的形態のゆえに当時の明治太政官制と結合し、ヨーロッパにおける自由・民主主義革命の成立段階とは遙かに隔絶した明治初年の段階において立憲的軍制形態が現出せしめられたものである。したがってわ

が国におけるフランス軍制は、軍事上の規範ないし形態上にその影響をおよぼしたにとどまり、明治太政官政治の現実を立憲的・文民優位的に規制するまでには至らなかった。換言すれば、わが国におけるフランス的立憲的軍制形態の現出は、その時期における政治権力の歴史的な性格をそのまま反映したものでなかったのである。一般にこの時期における政治的規範(制度)と現実(内容)との間の矛盾・不一致はいちじるしかったものである。

当時、新政府は固有の軍隊をもたず、薩・長二藩の兵力に依存していたから、山県ら近代軍事官僚陣は「徴兵令」の発布・徴兵軍隊の創出への努力を重ねつつも、政府固有の徴兵軍隊を確立するに至るまで、その過渡的処置として封建兵力ないし封建的政治勢力と妥協し、政府自体を強化しなければならなかった。この具体的表現として最も重大な政治史的意義をもつ事件は、明治四年二月十三日の薩・長・土三藩からの親兵設置である。

親兵設置は、そのころ固有の兵力をもたず、したがって兵権をもたなかった政府としては、三藩兵力の連合の上に、政権を維持・強化する以外に途がなかったから、当時の情勢としては止むをえない処置であったが、兵政両権の関係という観点からすると、兵政両権の分離を前提とし文民優位的に運用されるべき本質を有するフランス軍制の採用・影響下にかかわらず、その本質と全く相反する兵政両権の未分離・混淆、ないし兵権優越の現実を発生させる契機となったものである。すなわち、親兵設置にともなつて、薩・長・土三藩の親兵兵力は兵部省に隸属することになったが、なお薩摩藩の兵権を実質的に掌握していた西郷隆盛が明治四年六月二十五日から、土佐藩の兵権を握っていた板垣退助が明治四年七月一日から参議となり、これによって従来木戸・大久保らの直接兵権をもたない参議によって指導されていた明治太政官政治に、あらたに「兵力ある参議」の登場を見るに至つた。この結果、明治太政官(明治新政府)は親兵設置、西郷らの参議就任によって、現実には——太政官制の形態上でなく——兵政両権を未分離的に掌握した。しかしその反面、西郷のような「兵力ある参議」の登場によって、反近代的な内政改革が企画・着手され、兵政両権の未分離の弊害、ないし武権の文権に対

する優越が現出したことは、後述する西郷の薩摩藩の親兵を背景とする大蔵省改革や征韓論の発生に見られる通りである。さてヨーロッパにおいて、兵政両権を未分離的かつ一元的に掌握する権力形態は「絶対制」と呼ばれるが、わが国の場合は、太政官が兵政両権を未分離的に掌握しても、そのゆえにかえって「絶対制」を確立することができなかったといえる。それは一に彼我の兵権の性質に関係している。ヨーロッパの絶対制君主制においては、君主は大元帥として兵権を——政権とともに未分離的に——一身に掌握し、君主の命令に絶対的に服従する常備軍が存在したのに反して、わが国では天皇は兵権を直接に掌握するに至らず、したがってまた天皇直属の常備軍も存在していなかった。当時における太政官の兵権および兵力は、西郷および薩摩の封建的士族兵力によって代表され、したがって必然的に封建的・反政府的な性格を持つものであったから、兵政両権の未分離・混淆の状態では、却って太政官政治内部における封建制廃止・近代化への方向に逆行して、「封建制」への復帰の可能性が大きかったのである。わが国では、太政官における兵政両権の一元的処理が、フランスのように両権の分離の上になされなくて、未分離的構造の上になされていたために、文権の優位が実現せず、逆に武権の優越、ひいては軍隊の政治化が現出していた。当時の太政官の両権の未分離的掌握は、いわば近代的政権と封建的兵権との抱合ともいうべき性質のものであった。「徴兵令」の發布によって、近代的政権の支柱となるべき徴兵軍隊、すなわち近代的兵権が創出されたが、未だ兵員数は少なく、その幼弱性のゆえに、封建的兵権を圧倒・克服するに至らず、その圧倒・克服は明治十年（一八七七）の西南戦争を俟たなければならなかったのである。

このように、フランスの立憲的軍制の採用にもかかわらず、現実においては兵政分離・文民優位が実現せず、明治十年ごろまで兵権の性格は封建的であったことが注意されなければならない。

以上で兵権の性格の考察を終り、つぎに軍人の性質に関して考察することにする。

わが国における封建体制の解体はすでに見てきたごとく、上から急激に試みられたから、制度としての徳川封建制度は

廃止されたが、なお封建制度の精神は一般に士族の間に残存持続していた。

すなわちかかる封建制度的精神のうち、「徴兵令」施行上の障害となる門閥身分制にもとづく家格・身分意識なども、その意識のゆえに容易に消滅しなかった。したがって徴兵制が「士は従前の士に非ず、民は従前の民にあらず、均しく皇国一般の民にして国に報ずるの道も、固より其別なかるべし」として一応四民平等の国民的基盤に立って、従来の封建武士团的階級に代わって新しい近代軍隊的階級を創出したとき、かかる組織の近代性が残存持続する意識の封建性と衝突する場合は生じた。「徴兵令」制定後の軍隊における士族出身者の間にあっては、その階級が旧来の封建武士团的階級と一致する場合には、かえつて上下の団結は鞏固であるが、ややもすれば徒党的集團となり易く、また逆に不一致の場合はなおさら統制秩序が立たなかった場合がそれである。つぎの事例は資料として時期はやや遡るが、よくその実情を窺うに足るものがある。谷干城（明治四年四月十九日任兵部権大丞、同年八月十五日任兵部少丞）は「隈山論謀録」において、

「当時は多くは世襲の士族兵にして、兵士必ずしも鄙しからず、士官必ずしも尊からず、士官と云下士と云ひ兵士と云も、只現位地の名称にして、下地は百石二百石の兵卒もあり、又五人扶持に十四五石の士官もあれば、其言葉遣始め接対に於ても殆ど同等也、然るに献兵と成しより、朝廷の御扱は士官以上は非常に重く、下士官以下卒に至りては封建の時の足軽よりも軽し、従て俸給の如きも非常の差なれば、兵士等の不平不少、封建の時侍相互と云風依然と存し頗る不秩序の感あり、殊に薩人に於て尤甚しきが如し、（桐野新作——陸軍少将桐野利秋のこと、筆者註——の邸杯へは兵卒共相携へ来り、新ドン／＼と呼集ひ互に大膝を組み酒のみ噪喧くこと旧時に異ならず）、如し此き不秩序の中にて軍律發布になりしが、其適用に至りては殆ど実行しがたし、強兵は即ち驕兵にして山県大輔も殆ど当惑せしが如し」

と記している。また明治四年九月の「新聞雜誌」における、「或洋人ノ咄ニ、近頃東京府下諸関門其他区所兵卒ノ状ヲ見ルニ、更ニ一定ノ規則ナク、守衛中手ニ銃ヲ執リテ、足ニ足駄、草鞋等ヲハキ、或ハ立ナガラ書ヲ読ミ、同輩ト雑話シ、

刀ヲ帶ルモノアリ、又脱スルモアリ、其甚シキニ至テハ裸体ニ上着ヲ着スルナド、印度地方ニモ見ザルサマヲナシ、各自己ノ意ニ任セテ懶惰ノ態ヲ顯ハセリ、随テ往來ノ者モ自ラ輕侮ノ心ヲ生ジ、法則ヲ犯スニ至ル、畢竟取締方ノ名ノミアリテ、其実未ダ拳ラザルニヨルナルベシ、官コレ等ノ法則ヲ立ザルハナンゾヤ」という記事は、さきに触れた軍隊の内情が外部にも暴露して世人の眼に軍紀の頽廢として映じ、軍部當局の怠慢を公然批判するものがあつたことを示すものである。

一方、平民はもともと軍事に従う伝統がなく、「徴兵告諭」中に「血税」の文字があるところから生血をとられると誤解するものもあり、現実には兵役期間中家業を捨てなければならなかつたから、「徴兵令」反對一揆をおこすものも生じ、徴兵を忌避したことは周知の通りである。

なお、「徴兵令」の結果入隊した平民は、入隊しても「右向けといへばわざと左向く」乱暴な壮兵（士族志願兵）と同營³⁹し、一般に土百姓・素町人と罵られて兵役を嫌悪し、昇進のため服役期間が長びくところから、却つて犯罪をなすものも生じた⁴⁰。その結果、兵員の漸次充足するにつれて軍隊犯罪人数は逐次増加の一途を辿つた⁴¹。

このような情勢に対して、軍部指導者たちは、一面では刑罰の峻嚴な「海陸軍刑律」（明治五年二月十八日制定）、「懲罰令」（明治五年十一月十四日制定）などの軍律を制定するとともに、他面軍隊内部の規律として「歩兵内務書第一版」（明治五年六月制定）、「誥法」（明治四年十二月二十八日制定）を頒布した。ここに本論の主題との関係において「誥法」に触れておこう。「誥法」は制定当初七章から成っていたが、明治五年正月布告に當つて八条に改正され、「忠誠」（第一条）、「敬礼」（第二条）、「服従」（第三条）などを規定した。さらに五年三月二十日、「誥法律条付」として各条に該當する軍律が示された。この「誥法」は傭兵軍隊において、傭兵がその採用に際して宣誓した軍律 (Kriegsartikel oder Artikelbriefe) に源流をもち、オランダの当該制度を媒介して採用されたものとされているが、わが国で最も早く発生した軍人の訓条で

あり、やがて次篇に述べる「軍人訓誡」・「軍人勅諭」への發展的契機をもったものと見做すことができよう。「読法」と並行してさきに挙げた軍律・諸規律が重層的に相ついで頒布されたこと自体、当時の軍隊の将校はもとより兵卒に士族出身者が多数を占め、軍紀の維持がきわめて困難であつたことを明瞭に示している。

もともと、わが国の軍隊における服従に関しては、早くからフランスの影響があり、明治二年十二月訳述の「陸軍日典」における「勤方規則第一卷服従総論」は、当時現行のフランス歩兵内務書中の「服従の定則」の翻訳であり、またさきの「歩兵内務書第一版」の「第四章礼節及ヒ服従之定則」もその影響下にあつた。したがって、上述のごとく軍紀維持がきわめて困難であつたことは、軍隊の服従に関するフランスの嚴重な規則の影響も、さきの兵権への影響と同様に、規範面にとどまり、現実においてはわが国の軍人の資質を高めることができなかつたことを示すとともに、また当時の軍人が大部分士族から成り、依然として封建支配者階級として政治にかかわることを当然の使命・任務とした封建武士意識から脱却することができず、さらに封建的な門閥制・身分制の崩壊によつてかえつて不羈奔放になり、そのため政治とは分離し、軍隊秩序を厳守する真の近代的軍人とはほど遠い性質のものであつたことを示している。

このように、わが国の軍隊はフランス主義によつて近代的に形成されながらそれは外形にとどまり、兵権および軍人の各性格には依然として前近代的性格が纏綿し、軍隊の政治化・軍紀維持の困難を伴つたのである。

以上で本節の考察を終り、つぎに軍隊社会と膚接する市民社会形成の態様を見ることにする。

註(1) 村田峰次郎『大村益次郎先生事蹟』一〇五〜六頁

(2) 徳川幕府は、慶応二年(一八六六)十二月、フランス参謀大尉シヤノ

ワヌヌ以下のフランス軍事教官を招いて新制軍隊の建設につとめたことがあつた(大塚武松「幕府の仏国軍事教官の招聘」、『幕末外交史の研究』三四八〜三五四頁)。

(3) 田島応親「幕末以降兵制改革実歴談」砲兵会記事特号、(大正十一年

六月)

(4) 高梨光司『兵部大輔大村益次郎先生』六六〜七頁

(5) 徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝』乾卷、二九一〜二頁および三〇五頁

(6) 『大久保利通日記』四六〜七頁、明治二年六月二十一日・二十二日・二十四日条

(7) 前掲『大村益次郎先生事蹟』一〇六〜七頁

- (8) 木戸孝允広沢真臣宛書翰(明治二年十月十五日付)、『木戸孝允文書』第三、四五八頁、および『明治聖上と臣高行』一一七～一二三頁
- (9) 以上の脱隊騒動に関しては、拙稿「明治維新史における奇兵隊の問題」、『京都大学人文科学研究所紀要「人文学報」』第三号、五九～六〇頁参照
- (10) 山田顕義(明治元・正任征討總督副参謀、明治二・七・八任兵部大丞)・原田一道(兵学頭)・船越衛(明治元・五・二十四任軍務官権判事、明治二・七・十八任兵部権大丞)・曾我祐準(明治元・六・二十八任軍務官権判事、明治二・七・十八任兵部少丞)、以上『百官履歴』などによる。
- (11) 木戸孝允榎村正直宛書翰(明治二年十月十五日付)、『木戸孝允文書』第三、四五六頁
- (12) 『木戸孝允文書』第三、四六〇頁
- (13) その全貌は、明治二年十一月十八日(大村没後十三日目)に、兵部省が上申した「兵制五大綱目」、すなわち「故大村兵部大輔軍務前途ノ大綱」に見ることができ、『法規分類大全』第一編、兵制門一、兵制総二二～三頁
- (14) 『法規分類大全』第一編、兵制門一、兵制総三二頁
- (15) 右同書、三二～三頁
- (16) 右同書、三二～三頁
- (17) 『大隈伯昔日譚』三九三～四頁
- (18) 『公爵山県有朋伝』中巻、一五七～八頁
- (19) 拙稿「明治新制軍隊の建設当初におけるフランス主義の採用とジュ・ブスケの貢献」(『大阪大学文学部創立十周年記念論叢』所収)
- (20) 『三宅雪嶺『同時代史』』第一巻、二九〇～一頁
- (21) 『公爵山県有朋伝』中巻、二二四～二四〇頁、および『大隈伯昔日譚』三八三～四頁
- (22) その横浜到着は明治五年(一八七二)四月十一日
- (23) 以下ジュ・ブスケに関する記述については、前掲拙稿「明治新制軍隊の建設当初におけるフランス主義の採用とジュ・ブスケの貢献」参照
- (24) ジュ・ブスケが左院へ建白し、左院の史官によりこの建議を付して明治五年四月七日陸軍省に対してその採用の可否を照会したものが、『法規分類大全』第一編、兵制門一、兵制総五二～五頁に「左院御雇仏国人ジブスケ軍制建議ノ議ヲ献ス」として収められている。建議のなされた正確な日付はわからないが、右照会の日付より推して、四月はじめとして差支えない。この建議中には「過日既ニ取調シ万国陸軍取立ノ原則(次註参照―筆者註)ト表題セシ説解書中ニ於テ(中略)右取建ノ件々一々指示シ置ケリ」とあり、また「日本国ヲシテ欧州ノ尤開化ナル諸国ニ比肩セシメントノ御趣意ヲ実地ニ行ハン為メ如何ナル道ニ従フヘキヤトニ付テ異見多少アリト雖モ……」とあり、すでにかがれが当局者から諮問をうけて調査を行ない、その結果、答議に及んだものであることが知られるのである。したがって、史官よりの照会后、陸軍省の賛同をえて正院へ上達され、政府首脳の傾聴するところとなったと推察される。
- (25) 内閣文庫所蔵、この表紙には右表題の下に「ジブスケ訳述」とあり、さらに右方に「西洋万国陸軍取立之原則并仏国陸軍取立及編成之事」と記されている。用紙は無野。前註(24)に記されているところから、本資料はおそらく明治五年四月はじめに成立し、「ジブスケ建議」と不可分の関係において提出されたことが知られる。この資料作成にジュ・ブスケが着手したのは、左院出仕の明治四年十一月からか、或はさらに溯って明治三年十一月兵部省兵式顧問となったところからかも知れない。いまその内容のおもなものを摘記すると以下の通りである。
- 「西洋各国陸軍取立ノ同様ナル原則」・「常備兵一般ノ事」・「常備兵数ヲ定スル事」・「常備兵ノ取建」・「入兵一般ノ事」・「軍勢人馬一般ノ事」・「軍勢俗事一般ノ事」(以上第一巻「西洋万国陸軍取立之原則」の内)、さらに、「仏国軍勢之取建之事」・「兵部卿ノ事」・「兵部省」・「仏国領

分ノ兵部ニ分ル事・「親兵」・「召募ノ事」・「入兵覆檢惣代」・「軍勢ノ予備兵ノ事」・「報國勳兵ノ事」・「兵勳代免ノ事」・「兵數ヨリ免除ノ事」・「自申入勤ノ事」・「從命法則軍勢裁判上ノ事」・「罰責ノ事從命法則ノ破犯」(以上、第二卷「仏國陸軍取立及編成之事」の内)などがある。

(26) 藤田嗣雄『軍隊と自由』・同、フランスの文民優位的軍制がわが国に及ぼした影響」(『レファレンス』第五五号)

(27) 明治八年二月二十四日陸軍省布第七一号で、「今般壯兵漸ヲ以テ解除申付候」と布告された(『法令全書』明治八年)。

(28) 前掲『軍隊と自由』一四五頁参照

(29) 内閣文庫所蔵、左右十行太政官野紙、林正一郎は蕃書調所教授、開成所教授並を歴任、フランス語に通じた。ここに開成院とは明治初年復興された開成所又は開成学校を指すものと思われる(名称の不一致については『東京帝国大学五十年史』上巻、一一九頁参照)。この稿本を校訂・出版したのが明治二年十月官許柳河春三校刻『西洋軍制』(西洋軍制法朗西西國陸軍部)である(東京大学南英文庫所蔵)。

(30) 「仏國政法徴兵」は、表題に「仏朗西國政法徴兵」とあり、「朗西」の二字が薄く消されている。表題左下には、「ヂュブスケ氏訳述」とあり、右上に「左院記録課印」があつて消印がおされ、その下に「太政官記録印」が捺印されている。用紙は左右十行の左院野紙。奥書に「兵務課質問ジブスケ調へ佐々木健三郎浄書」とある。兵務課は明治七年二月十二日「左院事務章程」第十四条によって設置され、二十四日「左院事務章程中補訂」において「海陸軍律諸軍器団營城障等二関スル方法規則ヲ議定スルヲ掌ル」とされている。この左院兵務課は、明治八年四月十四日左院廢止と同日付太政官達(無号)による「正院章程」第六条により内史所管課局の一たる兵務課となつた(『法令全書』明治八年)。佐々木健三郎の名は何故か当時の官員録に見出だすことができない。本訳述は、したがって明治七年二月から左院廢止の明治八年四月の間

になされたもの、すなわちジユ・ブスケの左院時代の所産と見られる。内容は「仏國政法徴兵」の第二款、「軍務ヲ免カルル事」・「常備兵ニ在勤スルヲ免カルル事」・「入兵期限ニ付テ延引ノ免許ノ事」の三項につき第十六条から第二十六条までを訳出している。「歐羅巴各國入兵規則比較」および「西洋大國入兵概則」の二者もほぼ同時期の所産と考えられる(前掲拙稿「明治新制軍隊の建設當初におけるフランス主義の採用とジユ・ブスケの貢献」参照)。

(31) 註(26)参照

(32) 前掲『軍隊と自由』一九〇頁および四二頁以下

(33) 明治初年、古代太政官制の復活にさいして軍隊は兵部省に隸屬し、軍令・軍政は文官たる兵部卿によって一元的に処理されていた形態が再現し、明治二年「職員令」では兵部卿は「海陸軍・郷兵・招募・守衛・軍備・兵学校等ノ事ヲ總判スルヲ掌ル」と規定され、さらに明治四年七月の「兵部省職員令」では、兵部卿は「海陸軍賦・壯兵・海防守備・征討發遣・兵學操練等ノ事ヲ總判ス」として「征討發遣」の文字が挿入され、太政大臣に直隸する兵部卿が軍令・軍政を一元的に管掌する権限をもつものとされた。ここに同様な一元的処理形態をもつフランス軍制が、明治太政官制の下に迎え入れられて結合し、わが国の軍中央機構その他の制度上に影響を及ぼしえたと解せられる。

(34) 「佐佐木高行日記」に見える表現、津田茂麿『明治聖上と臣高行』三五九頁

(35) 「徴兵告諭」(明治五年十二月朔日)、『法令全書』明治五年

(36) 島内登志衛編『谷干城遺稿』上、二三五～六頁

(37) 「新聞雜誌第一二二号(松下芳男『明治軍制史論』上巻、四〇九頁所引)その一事例として明治六年五月二十七日美作北条桌の一揆がある(眞理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』四七～八頁参照)。

(39) 「一戸兵衛大將談」(松下芳男『徴兵令制定の前後』一四五頁所引)
(40) 「内外兵事新聞」第三〇号(明治十一年二月十日)所載、面高俊一

「大供君犯罪夥多ノ歎ニ応ス」

(41) 「内外兵事新聞」第二二七号(明治十一年一月十三日)所載、大供太郎「犯罪夥多ノ歎」

(42) 亙理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』七二―七頁

(43) 前掲『軍隊と自由』一九四頁、拙稿「読法」(『日本近代史辞典』四二六頁)参照。なお「読法」は、明治四年ごろから使用された陸軍各兵

の所持する手帳の冒頭にも記載され、のち教次にわたる内容、字句の改正を経つつも軍籍にはいったとき、これによって宣誓することが大正時代までの例であった。

(44) 前掲「フランスの文民優位的軍制がわが国に及ぼした影響」、「レファレンス」第五五号、九頁

第三節 市民社会の形成

第一節に述べた近代的富国策推進の主体勢力は、明治二年から三年の始めにかけて、大隈重信を中心に集まった大蔵省官僚群であった。大隈は、佐賀藩士として生まれ、少年のころから蘭學を学び、ついで同志の山口尚芳らと長崎に英學を研究し、海外情勢に通じた。佐賀藩は、長崎警衛の任を福岡藩と隔年交代で受持った関係上、早くから海外の形勢を知る便宜をもち、幕末、藩主鍋島閑叟のもと、他藩にさきがけて泰西主義の移入につとめていたもので、大隈もかかる藩風が育成した人材の一人であった。かれは新政府樹立早々の困難な外交問題であった明治元年の長崎浦上教徒事件を、高圧的態度を持したイギリス公使パークスと談判して見事に解決したことから、その外交的手腕を認められて、明治元年十二月二十七日外国官副知事となり、はじめて政府に地歩を固めたものである。⁽¹⁾ ついで貨幣引換問題が外交上重大化するに⁽²⁾およんで財政に関係することになり、二年三月三十日、会計官副知事に⁽³⁾転じ、七月八日の官制改革で大蔵大輔となった。

大隈が大蔵省に集めた人材は、いずれも外国知識を身につけたもので、長州藩から伊藤博文・井上馨・山尾庸三ら、薩摩藩から五代友厚・上野景範・吉田清成ら、佐賀藩から大隈のほか山口尚芳、土佐藩から細川潤次郎らであった。かれらは自藩意識を全く超越し、他省と全く異なる自由な空気の中で、結束して封建的な社会経済制度を取り除くことに全力をあげた。⁽⁴⁾

かれらは無一文で出発した新政府の財政を確立するため、地方の民政をつかさどる民部省を大蔵省に合併することを太政官に要求し、大蔵省の権限の拡大につとめた。この結果、明治二年八月十一日、民部省の大蔵省への合併が成立し、民部卿松平慶永が大蔵卿を兼ね、また民部大輔大隈重信・大蔵少輔伊藤博文がそれぞれ民部兼大蔵の大輔・少輔となった。まもなく伊達宗城が慶永に代わって民部兼大蔵卿となり、卿・輔は常に両省を兼ね、恰も一省のごとくになって民政・財政の事務を掌り、大蔵省官僚の新政府に占める権限は強大となった。かれらは行政上の諸規則の改正を立案する改正局を設置して新政策を立案した。

廃藩置県に至る迄の大蔵省官僚の新政策として見るべきものに、第一に鉄道・電信の架設、第二に外債募集、第三に地方行政の画一的統制などがある。

鉄道・電信の架設は、「啻に運輸交通を便にするのみならず、其の封建の旧夢を破り、保守主義連、言換へれば攘夷家の迷想を開き、天下の耳目を新にして、王政維新の事業に少からざる利益を与ふること」を意図して計画・実施されたものであった。

つぎに外債募集は、第一の鉄道・電信架設の費用を捻出するに当って「国庫窮乏し、国情は内債募集を許さざるも、外債を募集して之れに給すれば、毫も国家民人の禍患とならざるあり、此の方途に依りて彼の経費を充すは固より不可なきなり」として、イギリスにおいて九分利付外債英貨一百万磅（四百八十八万両）を募ったものである。

第三の地方行政の画一的統制とは、当時の地方政治のあり方を改革しようとしたものである。すなわち、地方の府県知事などには王政復古の功勞者が任ぜられたが、かれらの多くは、下級武士から一躍してかつての藩主の地位に成り上がったところから、仁政を施すという封建支配者の意識をもってかなり独断的に民政に当たったもので、新潟府判事前原一誠が、民部・大蔵の命に反して越後全国の租税の半分を減免したのはその顕著な事例である。このように地方政治は区々として

中央政府の統制が徹底しなかったから、大隈らは地方に対する画一的統制を強化して、もって政府収入の確保・増大を図ろうとしたものである。

これらの新政策の断行に対して、政府部内でも反対がおり、兵部省内の保守的な強兵論者および弾正台から鉄道・電信のごとき不急な事業に巨費を投ずるよりも、むしろ軍備充実に当てるべきであるとの反対意見が出され、また大隈・伊藤の外債募集については両人を売国奴と指弾するものもあった。

しかし、大隈・伊藤・井上ら大蔵省官僚は、木戸の支援を背景として、常にこの保守的な強兵論者・弾正台員・府県知事らと対決し、その反対・怒罵を説破してみずからの信するところに向って直行猛進した。

さらにかれらは地方の民政に対してもきわめて強硬な態度で臨んだもので、その一斑は明治二年十月、甲斐の田安領八代郡・山梨郡の村々に農民一揆がおこったとき、塩谷良翰が監督大佑として鎮圧のため出張を命ぜられたが、容易に鎮定できないので大隈の指令を仰いだところ、大隈は暴力をもって抵抗すればあくまで鎮圧を加え、止むをえないときは千人まで殺して差支えない決心で当たれと答えた⁽⁹⁾と、伝えられていることによっても窺われる。

これらを通じて大蔵省官僚の新政策推進の仕方がきわめて急進かつ強引であったことが知られる。

したがって、かれらの急進・強引性のために、政府部内でも大久保が明治三年(一八七〇)四月末、大蔵省の改革を決意⁽¹⁰⁾し、また諸藩、ことに最も封建意識・自藩中心意識をもつ薩摩藩が強い反感・不満を抱いたものである。

明治三年七月二十七日、薩摩藩士横山安武が、「輔相の大任よりして侈靡驕奢、上は朝廷を暗誘し、下は飢餓を察せざる是其一」、「大小官員、外には虚飾を張り内には名利を事とす是其二」など、封建武士道徳の立場から新政府の施政を痛烈に弾劾する十か条の建言書を集議院の門前に掲げて自刃した事件のごときは、こうした薩摩藩の反政府的態度を早く天下に明示したものである。当時この事件は、朝政の宜しからぬことを天下に知らしめるための薩摩藩の奸策であるとも評

せられ、また「鹿児島（18）の議論やかましく、是非共方今朝廷の政事一々不条理に付、已む事を得ず大兵を率ひ西郷出兵にて政府上を一洗するとの事にて、近日出京の勢ひなる由」とか、「鹿児島一藩にあらざ、天下不平の向は悉皆同意にて肥前佐賀なども同論」とかの流言が頻りであった。西郷は木戸・大隈・大村らのごとく、海外情勢に通じなかつたから、その偉大な包容力にもかかわらず、自藩中心の封建意識をにわか超克することができず、戊辰戦争後藩地に引退し、大蔵省官僚の画一的統制に反感を抱き、もっぱら藩力の充実に努めていた。西郷が封建的な薩摩藩士らのあいだで崇拜の的となり、偶像的存在となつて行つたのは、かれが大きな包容力をもつて藩士の意を汲むとともに、かれらと常に行動をともし、かれらの期待を実現させる実力をもつていたからである。

このような国内情勢において、明治四年（一八七一）初頭では、大蔵省官僚が「王政維新」の目標ないし富国策実現の前提と考えている廃藩置県の断行は、かれらの強引さをもつてしても至難であつた。ところが意外に事態は展開して廃藩置県の実現をみたものである。その契機は実に西郷の上京・入閣にあつた。

明治四年二月十三日、前節にも触れたごとく、薩長土三藩親兵の設置が布告された。これは、薩摩藩はじめ諸藩割據の弊風が依然として続き、むしろ諸藩对新政府との対立が激化して政府は虚器を擁して天下に臨むの観があつたので、木戸・大久保が新政府の政権強化をはかるために薩長両藩の緊密な提携を画策し、その重要政策として両藩の兵力および西郷を中央政府に引き出すことを考えたことにもとづき、西郷がこれを承諾し、かれの意見で土佐藩が加えられたものである。しかし、西郷が兵を率いて中央に出ることを承諾した所以は、さきの流言に示されているように、政府上を一洗しようとする空気が薩摩藩内に醸成されていたことを背景として、かれみずから政府の改革に当たろうと決意していたためであり、事実そのことを出発に当たつて部下の兵士らに約束していたものである。

したがって西郷は参議として入閣する条件として、大隈ら大蔵省官僚の黜退を要求した。しかし、かれらの退陣は「維

新以来の政略を一変し、是れまで企てつつある封建廢滅の挙は言ふに及ばず、其の他、総ての進歩的施設の方針は、悉く「變更」することを意味するものであったから、三条・岩倉・木戸・大久保らが必死に説得につとめた結果、ようやく西郷も我を折って、六月二十五日入閣するに至ったものである。

明治四年七月十四日の廢藩置県は、三藩親兵を背後勢力として実現されたが、すでに述べたごとく、親兵は最初から廢藩置県を目的に設置されたものではない。廢藩置県は「王政維新」の変革の目標として早晚実現を見るべきものであったが、とくにこの時点に実現したのは、西郷の入閣によって維新変革の事業が水泡に帰することを憂え、また西郷が徒らに無能の人物を推挙したところから、かれの政治能力に依拠できないことを確信した大蔵省官僚および山県有朋ら軍事官僚陣が、「断然西郷を退けて国務の裁理を余等同志の手に領すべき」で、むしろ「進んで西郷と衝突するこそ却って捷徑ならん」と決意し、木戸・大久保がこれに賛成し、「当って碎ける手段」を採ったところが、意外にも西郷が同意したために急遽断行されたからであった。

廢藩置県と同時に西郷が、その素志にもとづき大蔵省の本格的な改革に着手したことについては後述(第二章第一節)するが、大蔵省官僚はこれを物ともせず、大蔵大輔井上馨・同大丞渋沢栄一らを中心に一致精勵し、廢藩置県を契機にその富国策の本格的実現に邁進した。

かくて、明治五年(一八七二)十月の富岡模範製糸工場の竣工・操業開始に端的に示されているごとく、当時民間には新事業に乗り出す企業的精神が芽ばえず、また外国にくらべて生産力がきわめて低かったことにもとづいて、政府がみずから先頭に立って、欧米先進諸国の近代的生産方法を移植するなど、資本主義の保護育成を精力的に行なったことについては改めて指摘するまでもないであろう。

しかし、資本主義社会形成の態様上重要な意義をもつものは、大蔵省官僚の行なった二つの政策である。第一は武士家

禄の廃止、第二は土地売買の解禁および地租改正である。前者は明治五年二月十日、禄券売買を停止し、ついで士族・卒の整理や禄制整理を行ない、これらを前提として、翌六年十二月二十七日、家禄奉還規則を定め、ついに明治九年八月五日、家禄に応じた金禄公債証書を交付し、家禄制度を全廃したものである。⁽²⁰⁾これは廢藩後、藩に代わって政府が支給した家禄が政府歳出の三分の一にもおよび、財政上大きな負担となり、これが整理を必要としたものであるが、これによって士族階級の経済的特権・基盤が消滅し、その生活は窮乏し、やがて士族の不平をいちじるしく高めたものであった。

後者は明治五年二月十五日、土地売買の禁を解き、さらに翌六年七月二十八日、地租改正条例を發布して全国に地租改正を行なったものである。この土地売買の解禁・地租改正が資本主義社会形成上にもつ意義を考えると、これらによって封建的土地所有が解消して、個人の土地私有権が確立し、これを源泉として、資本主義社会にとって不可欠の要素である国民の自由な経済活動が可能となったことである。

このようにして、資本主義社会の形成は士族階級の経済的な犠牲・否定を伴った。

以上、資本主義社会の形成上における社会経済的な諸制度の変革、およびそれに伴う諸事態を明かにしたが、さらに重要な問題として当該社会形成の基礎をなす近代的市民の育成がどのように進められ、いかなる事態を生じたかを明かにしなければならない。

さきにも触れたごとく、政府が上からの資本主義育成を行なったことは、当時において資本主義経済成立の根本条件の一つである企業的精神が民間に芽ばえていなかったことによるものであった。この企業的精神の未発達は、長期に亘った徳川封建社会において支配階級である武士階級の間に賤商意識が強く、また町人にも封建権力の重圧をうけて幕府権力ないし藩権力への寄生的性格が強く、一般に封建的道德意識のもとに個人の自主的な活動が抑圧・否定されていたからである。したがって資本主義社会の形成上、その基礎的条件として、かかる賤商意識・封建道德意識を打破し、新たに個人の

自主的・積極的活動の精神を伸長させることが最も急務であった。

このような時代の客観的要請から、政府は近代的富国策の展開と相呼応して、文明開化政策をとり、ひろく一般人民の意識を啓蒙し近代的市民を育成するために学校教育を全国におよぼした。

すなわち、政府はまず明治四年七月、文部省を設置して全国に亘る教育制度を統轄することとし、ついで翌五年八月二日、「学制」を發布して学校教育の制度および施設を創定した。この「学制」の起草に当っては、前節に述べた軍制と同様に、フランスの学校制度にまつところが多く、主として「仏国学制」の諸規程が参考にされた。²² その結果、フランスの中央集権的な学校教育体系としての大学・中学・小学の三段階制を採用し、すべての人々に教育上の機会均等を与え、また同じくフランス流の干渉主義の理念にもとづいて、「高上の学に至ては其人の才能に任ずと雖も、幼童の子弟は男女の別なく小学以下に従事せしめ」ることとし、もし児童が小学校に入学しなかった場合は、「其父兄の越度」であるとして小学校入学を強制した。このように、すべての階級の人々に対して、小学校を設置し平等に解放するという方針を明確にしたことは、十九紀半ばの当時において世界史的にもきわめて異数の急進的な政策であったといわれている。²³

この急進のないし進歩的な「学制」のもつ教育理念は、「学制」とともに公布された太政官布告第二一四号の「被²⁴仰書」に明示されている。「被²⁴仰書」には、

「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長スルニヨルナリ。而シテ其身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長スルハ、学ニアラサレハ能ハス、是レ学校ノ設アル所以ニシテ、(中略)人能ク其才ノアル所ニ応シ勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ。サレハ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ。(中略) 従来学校ノ設アリテヨリ年ヲ歴ルコト久シト雖モ、或ハ其道ヲ得サルヨリシテ人其方向ヲ誤リ、学問ハ士人以上ノ事トシ、農工商及ヒ婦女子ニ至ツ

テハ之ヲ度外ニヨキ、学問ノ何物タルモ辨セス、又士人以上ノ稀ニ学フ者モ、動モスレハ国家ノ為ニスト唱へ、身ヲ立ルノ基タルヲ知ラス、(中略)是即チ沿襲ノ習弊ニシテ、文明普ネカラス、才芸ノ長セスシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ。是故二人タルモノハ学ハスンハ有ヘカラス」

とあり、そこには英米の個人主義的功利主義の教育観が見られ、明治初年に見られた「国体ヲ辨シ名分ヲ正ス」という復古主義の教育理念も、また封建時代に盛んに説かれた仁義・忠孝の言葉も全く影をひそめ、徳育よりもむしろ実学・智育が強調されている。こうして政府は、封建教育を否定して、近代市民社会の荷担者たるにふさわしい人間形成という教育の基本的方向を打ち出した。

この方向において道德教育がいかに展開したかについては、吉田熊次・海後宗臣著『教育勅語渙発以前に於ける小学校修身教授の変遷』に詳細に述べられている。同書によれば、修身について「学制」が要求していた教育内容は、きわめて軽く、単に「修身口授」^{ギョウシクノサトル}を行なう程度にすぎず、また実際に小学校で使用された代表的な修身教科書は箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』(明治四年より続刊)・福沢諭吉『童蒙教草』(明治五年)・阿部泰蔵『修身論』(明治七年)・永峯秀樹『智氏家訓』(明治八年)・和田順吉『訓蒙勸懲雑話』(明治八年)などで、いずれも欧米諸国の倫理書・教訓書を翻訳したものであったことが示されている。⁽²⁶⁾

ここに、政府の全国に亘る画一的な学校教育——上からの国民啓蒙運動を通じて、従来の封建道德に代わって、新たに欧米の個人主義・功利主義の道德が急激に台頭してきたのである。

右に述べた政府の教化政策にもとづく国民の意識・思想面における急激な変化に、さらに拍車をかけたのが、民間における明六社の人々の活動であった。アメリカから帰朝した森有礼の主唱によってつくられたこの明六社には、森のほか西村茂樹・福沢諭吉・加藤弘之・西周・津田真道・神田孝平・中村正直・箕作秋坪ら、当時の新知識人が参加し、かれらは

「明六雑誌」を舞台に、それぞれ多少の思想的差異はあるが、いずれも外国知識を基礎として国民の文化的啓蒙を目指した諸論説を発表し、多くの人々に多大の思想的影響を与えたものである。後述(第二篇第一章第三節)するごとく、西周が「国民気風論」を論じたのもその一事例であるが、ここではかれらのうちで最も大きな影響を与えた福沢諭吉の思想的活動と、それによって生じた社会的波紋を見ることにする。

明治五年から九年にかけて福沢が出版した『学問のすすめ』⁽²⁷⁾は、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」という書出して始められ、自由平等主義・一身一国の独立・人民対政府の関係を説き、窮極において功利主義の立場に立って封建的・儒教的な道徳意識を批判し、もって国民的意識に目覚めた自主独立の国民を作ることが目的としたものであった。そして福沢は同書の第七編で、主君のために一命を捨てる忠臣義士を、その行為は何ら文明を進め世に尽すものでないとして、主人の金を落して縊死する下男と同一視し、ともに命を捨てることを知らないものと断じ、封建道徳における自主性のない盲目的服従を強く否定したのである。すでに福沢は同書の第六編で赤穂義士を批判し、今またこの第七編で「両主政権を争ふの師に関する者」という一句を用いたから、この句は誰れもが忠臣と考えていた楠木正成を諷刺したものと保守主義者に速断され、いわゆる「楠公権助論」を生じて福沢は非難攻撃の的となった。⁽²⁸⁾ ようやくかれが「慶応義塾五九楼仙万」なる筆名で弁駁文を書き、権助論の主旨は「事あれば唯一命を抛つと云て其職分を終れりと為す」精神を否定することにあつて、楠公の誠意を否定するわけではなく、もし楠公「今日にあらしめば、必ず全日本国の独立を以て一身に担当し、全国の人民をして各其権義を達せしめ、一般の安全繁昌を致して全体の国力を養ひ、其国力を以て王室の連綿を維持し、金匱無欠の国体をして益々其光を輝かし、世界万国と並立せんとて之を勉むることなる可し。(中略)楠公決して匹夫に非ず今日に在らば必ず事の前後に注意し、元弘正平の事に倣はずして別に挙動もあり、別に死所もある可し。(中略)故に楠公の人物を慕ふ者は仮に之を今の世に模写し出し、此英雄が明治年間に在て当に為す可き勳を想像して其

働に則らんことを勉む可し。斯の如くして始めて公の心事を知る者と云ふ可し」と理路整然と説いたため、⁽²⁸⁾ 道德といえは封建的儒教道德以外にはないと確信していた保守主義者も、やむなくこの弁駁に屈しなければならなかったものである。この事例は、従来支配的であった封建的儒教道德が批判または否定され、新たに功利主義の道德が急激に台頭することによって生じた、新旧の道德意識の抗争の姿を最もよく示したものである。

以上述べたごとく、資本主義社会の形成に伴って、士族階級の不満が高まると同時に、他方では忠孝を最高の価値とする封建道德の衰退が生じ、個人主義的功利主義の台頭に対する保守的思想家の憂慮が深まって行つたのである。このよ
うな情勢において、旧来の「忠」観念は、士族兵にとつてもしだいに時代おくれと意識され、また新制軍隊が依拠すべき一般国民には個人主義的・功利的傾向が強まり、これらが前節に述べたごとく軍隊内部の無統制と深く相関連し、やがて軍部当局は軍隊秩序確立の根本理念の設定にさいしてかかる市民社会の風尚と対決すべき運命におかれるものであった。

註(1) 『大隈伯昔日譚』一九八―九頁

(2) 坂田吉雄「日本に於ける近代官僚の発生」、京都大学人文科研究所紀要「人文学報」第三号、六―七頁

(3) 大隈は明治二年七月二十二日大蔵大輔から民部大輔となつていた。太政官修史館編纂『明治史要』上、一五六頁

(4) 『明治史要』上、一五九頁

(5) 本文に挙げた外に、新政策として貨幣発行があるが、本論の論旨展開上、これに言及する必要を認めないのでこれを略した。

(6) 『大隈伯昔日譚』三五一頁

(7) 右同書 三五四頁

(8) 右同書 三四五頁、昔日譚には前原を新潟府知事と記しているが、前原は新潟府知事となつたことはなく、越後府判事から新潟府判事、さらにまた越後府判事を歴任した(『百官履歴』)。

(9) 右同書 三五五頁

(10) 土屋喬雄・小野道雄『明治初年農民騷擾録』一七六―八頁

大隈侯八十五年史編纂会編『大隈侯八十五年史』I、二四五―六頁
(11) 坂田吉雄「日本に於ける近代官僚の発生」、前掲「人文学報」第三号、二二頁

(12) 津田茂麿『明治聖上と臣高行』二〇六―七頁

(13) 右同書 二〇八―九頁

(14) 大蔵省官僚が国家財政確立のために、薩摩藩の琉球通宝の铸造禁止を命じようとした時、西郷は「朝廷の役人、會計(薩の―筆者註)を痛め候策より出候ものには相違無御座候」とし、その命令を黙殺するよう示唆している(西郷隆盛桂久武宛書翰、明治二年十月二十七日付、『大西郷全集』第二卷、四六三―四頁)。

(15) 前掲『明治聖上と臣高行』二二一―二頁

(16) 西郷隆盛桂四郎宛書翰(明治四年七月十日付)に、「一夕大久保より篤と相談有之、此上は私氣張り候はば随分御変革の処も受合て可相

調この事に付、左候はば相はまり可申、此節不_レ相調_レ候はば、御国元にて隊中と相約候折、切断に相究居候間、拙も逃出しは出来不_レ申山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外無_レ之候故、承諾仕候処、木戸も納得相成、兩人参議に拜命仕候次第に御座候、外は皆々省々に降り一時参議並卿大少輔を被_レ為_レ廢、其上又々御調の上省々へ被_レ相居、何分十全の撰択不_レ被_レ相行、残念之至に御座候、乍_レ然此上にて屹度定期相立候はば是を以て責或は罰し候場合にも可_レ罷成_レ候と奉_レ存候、大小丞以下の処はいまだ変換無_レ之、是も繞て相発候賦御座候処、官省の調べ並人員の定額章程等相極め候て可_レ発とて只今取調中に御座候間、不日に相発可_レ申、此度は俗吏も余程落胆いたし濡鼠の如く相成候、御遙察可_レ被_レ下候、定めて衆恨は私一人に留まり可_レ申と、最早明らめ申居候」(傍点筆者)とある(『大西郷全集』第二卷、五一七～九頁参照)。

- (17) 『大隈伯昔日譚』三七六～七頁
- (18) 右同書 三八二～五頁
- (19) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第二卷、九～一〇頁
- (20) 右同書 第二卷、一一～八頁
- (21) 『明治前期財政経済史料集成』第四卷、四三～四頁および七四～七頁

第二章 近代化政策への反動と兵政両権の動揺

序 節 本章の課題

前章において明治新政府内部における新支配勢力である近代官僚群が、天皇親政の理念のもとに強力に近代化政策を推進し、封建的な政治体制および社会経済機構を破壊して行く過程を明かにした。そのさい明かにされたように、近代化政策の最大の犠牲となったものは旧封建武士階級であり、かれらが旧封建勢力ないし保守反動勢力として、この新支配勢力

- (22) 「学制」發布以前の外国教育制度の研究および「学制」の起草経過の詳細に関しては、『明治文化史』第三卷、教育篇(村上俊亮編)、同卷四三～七頁参照
- (23) 右同書、同卷五〇頁、なおかかる急進的な「学制」が国民生活の現実から遊離し、やがて「教育令」制定の有力な要因となったことに關しては、時野谷勝「教育令制定の歴史的背景」(『開国百年記念明治文化史論集』所収)に詳しい。
- (24) 明治政史第五編、『明治文化全集』第二卷、正史篇、一六五頁
- (25) 大久保利謙『日本の大学』二二四頁
- (26) 吉田熊次・海後宗臣『教育勅語渙発以前に於ける小学校修身教授の変遷』(国民精神文化研究、第一年第三冊)三一～四〇頁
- (27) この「学問のすすめ」の思想と「被_レ仰出_レ書」の思想は全く一致しているが、これは当時「三田の文部省」といわれたほどに文部省に強い影響を与えていた福沢の思想が「被_レ仰出_レ書」に反映したと考えられる(『明治文化史』第三卷、教育篇、四九頁参照)。
- (28) 石河幹明『福沢諭吉伝』第二卷、三二七～三三八頁
- (29) 「学問のすすめの評」、右同書、第二卷、三五四～六頁

の近代化政策に不満をいだき、やがてその抵抗が表面化するに至ることは歴史的必然の帰趨であった。この新旧両勢力の対立・抗争が最も大規模に表面化したのは、明治六年（一八七三）秋に発生した征韓論の分裂であり、この事件の政治的・社会的影響はきわめて大きくかつ深く、明治新政府の標榜する天皇親政の理念もゆるぎ、したがってまた兵政両権も動揺した。

やがてこの歴史的事態を基盤として兵政両権を確立し、もって天皇制国家を確立しようとする諸思潮が台頭するに至った。これらの諸思潮はいずれも「軍人勅諭」成立への歴史的気運の醸成を意味するものに他ならなかった。この意味において征韓論の発生と分裂の事情、およびそれに伴う兵政両権の動揺の諸現象、さらにその後につづく両権確立への諸思潮の台頭を考察することが本章の課題である。

第一節 征韓論の発生とその分裂

薩摩藩出身の参議西郷隆盛が主唱した明治六年の征韓論の帰趨が重大な政治的・社会的影響をおよぼすに至ったことは後節において説くところであるが、その所以を理解するためにまず征韓論発生の歴史的背景を明かにする必要がある。

征韓論は岩倉・木戸・大久保らの遣外使節一行が欧米視察中の明治六年八月、西郷を中心に板垣退助・江藤新平・後藤象二郎らの留守政府首脳部の各参議が、かねてからの懸案であった韓国との国交問題を武力をもって解決するように主張したものである。これに対し大隈・井上（馨）ら近代官僚陣はこぞって反対したが、西郷らは三条太政大臣に迫り、その結果、八月十七日の閣議で西郷が全権使節として韓国に派遣されることに内決したものである。

とくに西郷が内決への過程でみずから遣韓使節になることを強硬に主張したのは、韓国側による使節暴殺の犠牲となつて韓国への派兵の口実を作り、戦いに持ち込もうとする意図によるものであった。¹⁾

対韓問題の由来を少しく顧るとき、それは明治初年に溯るものである。すなわち、わが国は新政府樹立直後、王政復古の主旨を韓国に告げ国交の回復をはかるため、対馬の宗氏をして交渉にあたらせたが、韓国政府の実権を握っていた大院君は鎖国政策をとって応じなかった。その後も政府は数次にわたって外交官を派遣し交渉に努めたが、何らの効果を挙げることができなかった。このようにわが国が明治初年以來、韓国との国交を重大視してきたのは、韓国の頑強な鎖国方針と西洋諸国の通商要求との衝突によって紛糾が生じ、これを契機として西洋帝国主義諸国の勢力が韓国に侵入すれば、地理的に最も近接するわが国の独立が犯されると憂慮したからで、そのため韓国に鎖国方針を捨てさせ、わが国の安全を図らうとしたものである。

上述のごときわが国の韓国に対する外交交渉の行詰りが、とくに明治六年に至って征韓論として表面化し、韓国への武力行使論が発生したことは、韓国側のわが国の国交要求に対する明治初頭らしい絶対的な拒否態度に加えて、明治六年五月韓国がわが国を侮辱した伝令書を発表した事件など、一面において対外的事情にもとづくものであったが、また他面国内的事情が広汎に存在したことによるものである。窮極において征韓論は対韓問題を契機としてむしろ国内的要因にもとづいて発生したと見るべきものであった。

すなわち、西郷が自己の生命を投げ出してまで征韓論を主張した背後には薩摩藩士族の向背という大問題が控えていた。薩摩藩が他藩に見ることができない独特の土風と堅い団結をもち、最も強い封建意識・自藩中心の意識から、王政復古の最大功勞者であることを自負して、新政府に特別待遇を要求して容れられないところから不満を抱き、とくに大蔵省官僚の新政策に強い不満を示し、西郷を主導力として大蔵省の改革を意図するに至ったことはすでに前章(第三節)に触れておいたところである。

この西郷による大蔵省の根本的改革は廢藩置県後の官制改革のさい、大久保の協力をえて着手された。西郷の目には近

代的国家財政を確立しようと努力する大蔵省の能吏も俗吏としか映らず、かれは改革に當ってこの俗吏を退けてみずから大人物・豪傑と信ずる人物を大蔵省に送り込もうとしたものである。はじめ由利公正を大蔵卿に据えようとしたが大蔵省官僚の反対にあって断念し、つぎにはかれが「実に当世第一流の人物」と考えた和歌山藩出身の津田出を推薦したが大隈に阻まれ、ようやく明治四年七月大蔵少輔として大蔵省に送り込んだ。しかし津田は無能のゆえにその地位を保つことができず、翌月には免本官、大蔵省四等出仕に転じ、その後半年にして大蔵省を去った。右の事例に窺えるごとく、西郷の大蔵省改革は、封建的役人としては適格であっても近代官僚として大蔵省の事務を処理する能力を欠く人々を送り込もうとした反近代化的改革であり、また西郷自身いかに王政復古の功臣であっても近代国家建設のための政治能力に全く欠けていることを暴露しただけで完全に失敗した。こうして西郷みずから所期の目的を達することができず、また西郷に期待した薩摩藩士族らの期待が裏切られた上に、前章に述べたように新政府は廃藩置県を断行し、つづいて明治六年初頭から「徴兵令」の発布・地租改正に並行する武士家禄の廃止政策を押し進め、社会的にも経済的にも封建武士階級の解体を決定的としたから、西郷はじめ薩摩藩士族はもちろん、旧封建武士階級一般の不満がいつそう高まった。このような気運のなかで三県兵（旧薩・長・土三藩兵）をもって王政復古・廃藩置県の功労者として「天下に大功有」り「王家の柱石」とも考えていた西郷が、三県兵に対して責任を感じるとともに士族一般が失業し困窮化して行くことを遺憾とし、士族生活の擁護を目的として、かれらに生活の手段と活動の舞台を与えるために強硬に主張したのが征韓論であった。

なお西郷以外に征韓論を主張したものに江藤・副島・板垣・後藤の諸参議があつたが、副島は外務卿として法律顧問ルシエンドルなどの献策をうけて国権拡張の自主的な外交方針を取っていたから、韓国との条約を結ぶことに成功すれば、やがて欧米諸国との不平等条約改正の時期を促進するであらうと考え、また江藤・板垣・後藤ら非薩長参議は外国と事を構え、これに参加することによって薩長両藩閥の優越を打破しようとして西郷の主張に賛同したものであった。このように

征韓論の「外形的快論の深底には他の陰密的意志の存在」があり、不平士族・兵士らが豪壯の挙として支援する以上、その論の成否が国内政局に与える影響の甚大であるべきことが理解されるのである。

さて遣韓使節の派遣は、さきに閣議で内決を見、一旦上奏されたが、事件の重大性からその正式決定は岩倉大使の帰国を待って行なわれることになっていた。ところが、九月岩倉の帰国後、岩倉を中心にそれぞれ外遊から帰った大久保・木戸・伊藤らは結集していわゆる内治派を形成し、国内整備の急を主張して征韓論に反対し、その阻止のために必死の努力を行ない、ようやく十月勅裁によつて遣韓使節派遣のことは中止となり、征韓派の敗北となったことは周知の通りである。

この征韓論争事件が明治初期政治史上にもつ意味を考えると、近代化へ進もうとする進歩主義とそれを阻止しようとする保守反動主義との対立および前者の勝利であったということが出来るが、なお天皇制国家形成史上において注目すべき問題を含んでいたことを看過することができない。それは遣韓使節派遣の中止決定に至る経緯に関して天皇親政の現実を暴露したことである。このことは、さきに述べた歴史的背景の深さとともに、征韓論の帰趨が大きな政治的・社会的影響を生じた第二の要因をなすものである。したがって以下この中止決定の経緯に触れよう。

岩倉は帰国後、内治派の立場に立って征韓論を阻止するため、大久保（当時大蔵卿）を参議として木戸と協力させる必要を認め、十月十二日大久保を参議に任じた。十四日、太政官代に大臣・参議の会議が開かれ、西郷・江藤・板垣・後藤・副島各参議の征韓論と大久保・大隈・大木（喬任）各参議（木戸参議は病欠）の内治論とがきびしく対立した。翌十五日も前日に引つづき依然として両論が対立して決定せず、三条・岩倉両大臣はその裁断に苦しみ、両派の参議を一旦退席させて密議し、ついに西郷の意見を容れることに決定した。三条・岩倉がやむなく西郷の意見を容れることに決したのは、三条実美岩倉具視宛書翰（明治六年十月十二日付）に、

〔前略〕西郷朝鮮一件大久保御面会御相談ニ相成候ハ、明後朝九時會議之節ハ、凡箇様之評議ニ可_レ致ト云フ積リ御打合置被_レ下度候、大久保之苦慮如何計ト想像仕候、実ニ西郷モ決心之事ナリ、兵隊之動靜モ此一挙之都合ニ依リ候而ハ、殆ト駕御之策六ヶ敷可_レ有_レ之ト他日之變害不堪_ニ懸念_一、兵隊之駕御ヲ失候而ハ不_レ可_レ救之大患ト存候、〔下略〕

とあるごとく、西郷が閣議決定の如何によつては断然進退を決する意が見え、またかれの進退如何によつては兵隊の駕馭を失う結果となるのを憂えたからであつた。十七日の閣議には三条のほか、西郷以下の征韓派諸参議は出席したが、岩倉ら内治派が出席しなかつたため、三条は奏聞を一日猶予することを西郷らに告_レげ、同夜三条は岩倉を訪れて意見の調整に努めたが、議論は合わなかつた。この日、岩倉は大久保の辞意の固いの知つて自責の念に堪えず、三条に書を送つて辞意を示し、所勞と称して閣議に出席せず、また大久保・木戸も三条宛に辞表を提出するに至り、政府は分裂の危機に瀕した。三条は心勞のあまり、十八日早暁精神に異状を呈して人事不省に陥つた。木戸はこの事態の発生をきいて、大久保に対し岩倉を輔佐して時局を收拾するよう奮起を促し、大久保もこれに応じて黒田清隆・吉井友実（宮内少輔）の兩人をして宮内卿徳大寺実則を勸説させ、岩倉に対して三条太政大臣に代わるべき大命が下がるよう画策した。その結果、二十日岩倉は勅語を賜わつて太政大臣の政務を摂行することになった。大久保・木戸は徒らに西郷らの閣議開催の要求を容れて時局の紛糾を招くよりは、直ちに上奏して宸断を仰ぐにしかずと岩倉を激励し、岩倉もまたこれに同意して二十三日参内と決定し、ここに征韓論争は最後の段階を迎えた。この奏聞の手續きに関して征韓派諸参議と岩倉との間に激論がたたかわされた。すなわち岩倉参内の前日、征韓派諸参議らは岩倉を私邸に訪問し、西郷からさきに閣議で決定した遣使の議は十八日に上奏宸裁を仰ぐ予定のところ、にわか三条の大患によつて遷延を余儀なくされているが、明日発令の順序を決定されたいと要求し、もし岩倉にして病のためこれを行なうことができなとあれば、われら参議をして大臣に代わつて摂行させるべきであると迫つた。これに対し岩倉はかかる大事を参議に委任することはできず、また自分が三条と意見を異に

することは卿等の知るところであるから、勅旨を奉じて太政大臣の事を撰行している自分は前議すなわち遣使賛成論とともに自分の意見をも併せて上奏宸断を仰ぐと答えた。これに対して征韓派参議の一人江藤は、撰任者の任務は原任者（三条太政大臣）の意志を遵行することであり、したがって原任者の意を枉げ、撰任者の説をも併せて奏聞する理由はなく、また天皇聰明とはいえ御年二旬余りであるため、大小の国務はすべて内閣の議定を上奏して宸断を仰いでいるのに、かかる大事に両説を上奏してそのいずれかを天皇の意志によって決定されるよう奏請するのは、事の責任を天皇に帰する結果となり、大臣として為すべからざることであると主張した。岩倉は自分は三条氏その人に代わって太政大臣の職をとるのではなく、勅命によって太政大臣の事を撰行するのであるから自分の意見を併せ上奏しても不可はない。今、大臣・参議のおの意見を異にする非常の場合には尋常の例によることは出来ず、宸断以外に決定の途はないと一步も譲らなかつた。西郷らはその意見が行なわれないことを知り、憤然として辞去した。やがて岩倉は二十三日、参内して閣議における議事の顛末と自己の意見との双方を奏聞して宸断を仰ぎ、翌二十四日宸断が下って岩倉の意見が容れられ、ついに遣韓使節派遣のことは中止と決定するに至つたものである。この決定は形式上宸断であるが、事実上大久保・木戸らに支援された岩倉の専断であつた。もともと明治初年いらい天皇親政とはいうものの、実際の政務は、さきに述べた十月十五日一旦西郷の意見を容れるに決したさいの閣議の模様や参内前日の岩倉に対する江藤の言葉にも示されているように、大臣・参議が会同して閣議を開いて評議し、その最後の決を三条・岩倉の両大臣がとり、これを政府最高首脳⁽¹⁸⁾の三条太政大臣が天皇に上奏して裁可を仰ぐことになつていたので、天皇の意志によって能動的に政治が行なわれていたのではなく、実は天皇の名において政治が行なわれているに過ぎなかつた。このような天皇親政の実態はこれまで国民には隠蔽されてきたのが、この征韓論の帰趨が国民注視の的となつただけに、その分裂および中止決定をめぐる政府首脳の動きを通じてその実態がひろく国民に知らされるに至つたものである。このことは天皇親政を標榜する新政府の威信・存立にかかわ

る重大問題であった。

以上明かにしたごとく、征韓論は旧薩摩藩を中心とする全国の旧封建勢力の近代化政策に対する抵抗という深刻な歴史的背景をもって発生したにかかわらず、ついに中止となり、さらにその経過を通じて天皇親政の現実がひろく暴露されたことによって、この征韓論争事件の結末が引き起す政治的・社会的影響はきわめて大きく、そのため新政府の兵権および政権はいちじるしく動揺するに至ったのである。

註(1) 西郷隆盛板垣退助宛書翰(明治六年八月十七日付)、『大西郷全集』第二卷、七五四～六頁

(2) 岡義武『近代日本の形成』一八一～二頁

(3) 『松菊木戸公伝』下、一五七五頁

(4) 『大隈伯昔日譚』三七九～三八〇頁

(5) 津田出履歴、『百官履歴』上巻、二八一頁

(6) 『大隈伯昔日譚』三八〇頁

(7) 西郷隆盛大久保利通宛書翰(明治五年八月十二日付)、『大西郷全集』第二卷、六六三頁

(8) 『大隈伯昔日譚』四七八～四八〇頁、菊田貞雄『征韓論の真相と其の影響』一六〇頁

(9) 『大隈伯昔日譚』四八三～七頁

(10) 右同書 四八二頁

(11) 『岩倉公実記』二冊本、下巻、一一二四頁

ちなみに筆者所蔵の『岩倉公実記』二冊本の上巻扉には、三上参次博士筆の「本書は故ありて公にせられず請に依り香川皇后宮大夫より特に三上参次に交付せられしものなり、明治四十四年十二月(花押)」と

いう紙片が貼付され、現行三冊本に対する二冊本の性格が示されている。資料的価値は二冊本の方が高いので、これを用いた。

(12) 『大久保利通日記』下巻、二〇三頁、明治六年十月十五日条

なお閣議が西郷の意見を容れることに決定したので、三条は責任の重大を感じ、当夜、岩倉に書を送ってみずから海陸軍総裁に任じ、兵隊が無暴に走って国害を引き起すことのないよう必死の尽力をなす決心を披瀝した(三条実美岩倉具視宛書翰、明治六年十月十五日付、『大久保利通文書』第五、六七頁)。

(13) 『大久保利通文書』第五、三八頁

(14) 右同書 第五、七二頁

(15) 木戸孝允大久保利通宛書翰(明治六年十月十八日付)、『大久保利通文書』第五、七七頁

(16) 『大久保利通日記』下巻、二〇五頁、および大久保利通黒田清隆宛書翰(明治六年十月十九日付)、『大久保利通文書』第五、七八～九頁

(17) 『岩倉公実記』二冊本、下巻、一一三三～四頁

(18) 『明治文化史』第三卷、道德編(坂田吉雄執筆)、同巻 四九四頁

第二節 兵政両権の動揺

まず兵権の動揺から考察する。征韓論の分裂によって生じた重大事態は近衛兵の動揺であった。「木戸孝允日記」明治六年十月二十八日条に、⁽¹⁾

「伊藤博文来話、此度の一条にて西郷俄に帰国、薩の兵隊士官其始より朝鮮論を主張し、東西奔走至于今日、士官中議論二端、其一は辞表を出し其国へ帰らんと主張、其一は朝命を奉し不可動と云、種々の鎮撫のものもありと雖も、動もすれば一混雑を生せんとす、万一も先年長州の変動(脱隊騒動をさす―筆者註)の如きに至り、兵隊の変動を生し、自然鎮台に波及し、諸県も雷同するに至るときは、積年の末今日に至り候事も水泡に可帰と此際不得_レ不_レ深用意、于_レ時山県有朋と来会相談して薩兵隊の様子を聞合せり」

とあるのによつて、その情勢を推知することができる。近衛兵とは従前の御親兵を明治五年三月九日改称したものであったから、三県(旧薩・長・土の三藩)の軍人によつて構成され、とくに鹿兒島・高知両県の軍人は大抵征韓論に共鳴し、かれらは西郷隆盛や板垣退助に絶大の信頼を寄せ、とくに鹿兒島出身の陸軍少将桐野利秋・同篠原国幹らは、その急先鋒として活躍していたものであった。⁽²⁾

前節述べたごとく、三条太政大臣らが征韓論の処理に関して兵隊の駕馭を失うに至ることを最も憂慮したのは実にこの点にあった。征韓論分裂の結果、この憂慮は現実化し、参議兼近衛都督陸軍大将西郷隆盛および陸軍少将桐野利秋が辞表を提出し、未だ聴許を得ないうちに、十月二十三日帰国したことは鹿兒島出身の近衛士官らに大きな影響を与え、その結果、篠原国幹以下続々として辞表を出して西郷らのあとを追って帰郷するに至った。⁽³⁾ この動きはまた高知県出身の士官にも一部影響するところがあったが、木戸孝允伊藤博文宛書翰(明治六年十月二十九日付)⁽⁴⁾に、

「(前略) 土之方にも随分騒ぎ立候徒不少、彼等之云く、いつも薩に被_レ先候故此度は後れぬよふ可_レ致云々、然し何と云訳やら何を名とするやら其辺は更に当人等も不_レ存事と相見へ、抱腹且浩歎之事に御座候、板垣は頼りに暴動連を集めて鎮撫説諭いたし候よし、然れども不_レ聞入_レものも多分有_レ之よし、右等之件極慥かなる能き口より承知候、(後略)」とあるごとく、木戸によって「抱腹且浩歎之事」と侮られる程、鹿児島出身士官の動揺に比べると根の浅いものであった。したがって近衛兵動揺問題の核心は、鹿児島出身士官らの強い不満と動揺に存したもので、ここに政府のかれらに対する宥和政策としての征台の役やかれらの反政府闘争としての西南戦争への途が開かれるに至ったものである。

近衛兵の動揺は、政府にとってはみずからの政権を基礎づけている兵力の政府よりの離反を意味し、政権維持の上における重大な事態の発生であったから、政府首脳はこの動揺を鎮静するためにあらゆる努力を傾かし、かつ深甚な警戒と用意を怠らなかつた。とくに参議大久保利通は、かつて木戸孝允が自藩長州藩の脱隊騒動を鎮圧したと同じ立場に立たされ、同じ鹿児島出身の黒田清隆・西郷従道・野津鎮雄らをしてこれが鎮撫に当らせた。とくに黒田は明治六年十月二十五日朝、大久保の意を受けてさきに辞表を提出した近衛の陸軍少将篠原国幹を説得、慰留しようとしたが失敗し、このため天皇による近衛将校への親諭が二回にわたって行なわれた。その第一回は、十月二十五日、徳大寺実則が旨を奉じて陸軍少将篠原国幹・陸軍中佐白戸隆盛・山地元治・北村重頼、陸軍少佐万年千秋・岡沢精・山口素臣・黒木為楨・吉松秀枝・与倉知実・岩崎長明、陸軍大尉江田国通を召したが、篠原は病と称して参朝せず、天皇は上小御所代に出御して、かれらに「西郷正三位病氣ニ付辞表ノ趣アリテ参議近衛都督等差免シ、尤大将如_レ旧申付置ケリ、元ヨリ国家柱石ト依頼致スノ意ニ於テ渝ルコトナシ、皆々決シテ疑念ヲ懐カス是迄ノ如ク職務ヲ勉勵セヨ」

と親諭した。しかし依然として動揺はやまなかつたため、再び二十九日、徳大寺は旨を奉じて篠原国幹以下百四十余人を召したが、篠原はまたも病と称して参朝せず、また士官の病と称して応じないものがきわめて多数に上った。天皇は再び

上小御所代に出御して佐官に対し、

「汝等ヲ呼出シタル趣意ハ書面ノ通ナリ、是レ国家ノ重事ニ関シ容易ニ示諭スヘキノ訳ニ非スト雖、近状聞込ノ儀モアレハ朕憂慮ノ余汝等迄ニ之ヲ示ササルヲ得ス、汝等此旨趣ヲ以テ隊下一同へ懇諭シ、朕カ意ヲ奉体セシメ一層勉励セシムルコトヲ得ハ満足ニ堪ヘス、聞ク汝等ノ内病ヲ抱ケル者アリト朕カ意ヲ了シテ力^レ疾勉励スヘシ」

との勅語を下し、また尉官にも親諭した。このとき徳大寺は、かれらに勅書を授けてこれを拜見させたが、その文には、

「一新ノ業日洽カラスシテ其半ニ至ラス、今ヤ一層努力スルニ非スンハ成功期ス可カラス、況ンヤ北地ノ事情其余国事多端不^ニ容易^一形勢ニ際シ、朕深ク之ヲ憂フ、汝等宜ク朕カ意ヲ体認シ、一層勉励其職ヲ尽サンコトヲ望ム」

とあり。これは大久保みずから執筆・起草したもので、かれが天皇の權威によってこの動揺を抑止しようと懸命に努力・画策したことを示している。しかしこの二回にわたる天皇の親諭も、すでに病と称して参朝しないものが多数に上ったことから明かなように、ついに近衛兵の動揺を防止することができず、前述のごとく鹿児島出身の近衛士官らは、随意に辞職・帰郷するに至ったのである。政府は万策つき、「最早無^ニ致方^一寛典ノ処置ヲ以^レ」ってかれらを取扱^ウ以外に施すすべはなかつた。このように政府がかれらを寛典に処したのは、もしかかれらを軍律をもって嚴重に処罰するときは、かえってかれらを刺激して直ちに反政府行動が起る危険があつたからである。

上述の近衛兵の動揺およびそれに対する天皇の勅語の無効という事象が、近代日本軍隊の成立史上に有する意義を考へるとき、それらは当時における兵政両権の未分離・混淆と天皇の統帥権の未確立とを完全に露呈したものであつた。

鹿児島出身士官の辞表提出・帰国によって近衛の士官はほとんど空虚となつたので、陸軍卿山県有朋は陸軍大輔西郷従道とともに近衛兵の改編に着手し、辛うじてその瓦解を防ぎ止めたものである。

かくて明治六年十一月二十二日、桜田(日比谷)練兵場に近衛鎮台・教導団の三兵七大隊の天皇親閲が行なわれた。こ

の親閲に關し、大久保利通は吉井友実を通じて、天覽後隊長以下へ勅諭を賜わること計畫したが、これに対して岩倉具視は、前日の二十一日、二度にわたって大久保に書を送り、その勅諭下賜計畫を思い止まるよう申入れ、結局それは中止された。岩倉は、勅諭が下賜される場合、これを「今度變動（征韓論分裂をさす―筆者註）ノ末、内地何力事アル様」に受取られる恐れがあり、また「兵士ノ心ヲ取ラセラレ候為メ余リ卒爾之御沙汰」が出るのは好ましくないと考えたからで、その心底には、「先日厚キ御沙汰（さきの近衛士官への親諭をさす―筆者註）も水泡同様」の結果になり、徒らに天皇の權威を失墜させるに至った二の舞を繰返すことがあってはならないとの危懼があつた。このように近衛兵などは改編されたとはいへ、なお天皇の軍隊として十分信頼しうるものではなく、兵権が確立したと云ひうるものではなかつた。しかも地方、とくに九州地方は動揺し、明治六年十二月下旬から翌七年一月始めにかけて、熊本鎮台および鹿児島分營が沸騰し、つづいて同七年二月二日には、下野參議の一人江藤新平を中心とする士族反乱である佐賀の乱が起つた。この乱は三月に至って鎮定を見たが、そのころ政府首脳とくに岩倉・大久保らは、木戸・伊藤・山県らの反対を押し切つて征台の役を起すことに決定した。⁽¹¹⁾ 征台問題は明治六年征韓論とほとんど同時に起つたが、征韓論分裂によつて一時中止となつていたものである。征韓論中止に努力した岩倉・大久保らが一転して征台の役に賛成したのは、西郷・板垣らが下野し、鹿児島土族を中心とする全国の不平分子がかれらを擁して立つ形勢にあつたので、征韓派の不満を外へそらし、西郷らと妥協融和の策を講じようとしたもので、それは政府が西郷従道を台湾蕃地事務都督とし、鹿児島から土族兵を徴集してこの役に参加させたことに窺われる。⁽¹²⁾ この征台の役に関し注目すべき事實は、一旦出兵を決定した政府が、英・米らの反対態度を知つて一時出兵を断念することとし、すでに兵を率いて長崎にあつた西郷従道に出兵中止を命じたが、西郷はその命令を無視して台湾へ出兵してしまつたことである。⁽¹³⁾ これは政府が兵権ないし統帥権を完全に掌握していなかつた証左であつた。

右に述べたように、征韓論分裂によって政府の兵権はいちじるしく動揺し、その後も依然として不安定をつづけるなかで、明治八年九月には鹿児島出身海軍軍人の挑発による江華島事件、明治九年十月には熊本の敬神党の乱・秋月の乱・萩の乱などの土族反乱が相ついで起り、やがて西南戦争に至って最高潮に達したのである。

以上、兵権の動揺を考察した後をうけて、つぎに政権の動揺を取り上げるとき、最も重要な問題は、明治七年（一八七四）一月十七日、征韓派の下野参議副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平らによってなされた民選議院設立建白書の提出、およびそれを契機とする自由民権運動の発生である。

当時、政府は征韓論分裂によって西郷はじめ、板垣（旧土佐藩出身）・副島・江藤（旧肥前佐賀藩出身）が下野したあとへ、新たに伊藤博文（旧長州藩出身）・勝安芳（旧幕出身）・寺島宗則（旧薩摩藩出身）を参議とし、大久保を中心に結束した。このため土佐勢力は全く政府から一掃され、肥前も大隈・大木のみとなった。政府は従来、薩長政府と呼ばれながらも、ともかく薩・長・土・肥の連合勢力であったのが、ここに参議兼内務卿大久保利通を中心とする完全な薩長政府となったのである。この薩長政府に対する武力的反抗はすでに挙げた諸反乱に見る通りであるが、これに対して言論的反抗を意味したのが民選議院設立建白書の提出であった。

もともと民選議院設立のことは、小室信夫・細川潤次郎・宮島誠一郎・松岡時敏ら少壮の進歩的分子を議員（のち議員）にもった左院で、すでに明治五・六年から問題として取り上げられ、政府へ建議されてもいたが、当時の政局の混乱で顧られなかったものである。

そうした一時中絶していた問題を板垣らが持ち出して、民選議院設立の建白をなすに至った経緯については、たまたまイギリスから帰朝した小室信夫・古沢滋がイギリス議会政治の成果を板垣・後藤に説いたといい、また板垣が後輩の片岡健吉・林有造らをして民選議院設立を政府に建白させようとしたが、片岡・林がこのような重大事を建議するには声望が

足りないからと、かえって板垣にこれを勧告した結果であるともいわれている⁽¹⁷⁾。大久保利謙氏が注意されたごとく、建白には前掲の下野四参議のほか、由利公正・小室信夫・岡本健三郎・古沢迂郎(滋)を加えて八名が署名しており、かれらの中にも種々の分子がいるので、板垣・後藤らの建白の動機をもって、「これをたんに在朝者、とくに薩長閥に対する下野派の反撃とばかり割切ってしまうことはできない。」⁽¹⁸⁾しかしながら、この建白の最も重要な歴史的機能は、まさしく薩長政権に対する反撃にあつたと云つてよい。

板垣らは、この左院への建白書⁽¹⁹⁾において、

「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下モ人民ニ在ラス、而独有司ニ帰ス。夫レ有司上帝室ヲ尊フト曰ハサルニハアラス、而帝室漸ヤク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハサルニアラス、而政令百端朝出暮改、政刑情実ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽困苦告ルナシ。夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル。因循改メス恐クハ国家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハス、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在リ、天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ルノミ、則有司ノ権限ル所アツテ而シテ上下安全其幸福ヲ受ル者アラン。請フ逐次ニ之ヲ陳セン。夫レ人民政府ニ対シテ租税ヲ拂フノ義務アル者ハ、則其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス。是天下ノ通論ニシテ、又喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待サル者ナリ。故ニ臣等竊ニ願フ、有司モ亦是ノ大理ニ抵抗セザラン事ヲ。今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰ク、我民不学無識未タ開明ノ域ニ進マス、故ニ今日民撰議院ヲ立ツル尚応サニ早カルヘシト。臣等以為ラク若シ果シテ真ニ其謂フ所ノ如キカ、則之ヲシテ学且智而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即民撰議院ヲ立ツルニ在リ」

と主張し、有司専制を破つて民撰議院の即時開設を主張した。

もともと建白書における有司専制の語は、はじめ君主専制を咎め、これに代えるに議院政治を以つてせんことを望むと

あつたのを、署名者の一人、副島種臣が建白に同意するに當つて、君主專制を有司專制に改めさせたといわれている。⁽²⁰⁾この有司專制を打破しなければならぬということは、征韓論分裂の経過から下野參議のひとしく痛感していたところであり、また小室・古沢らの意図する議會政治實現の前提でもあつた。この建白書が提出された当日の一月十七日、伊藤博文が木戸孝允に書を送つて、⁽²¹⁾

「今日板垣へ御出会なれば随分強く御論説可^レ然奉^レ存候、昨日杯も岡本健三郎方へ同人並に後藤・副島杯出会の由に御座候、現に土方内史(久元)罷越候処、集會中に有^レ之候、先方の議論にては此方の内情を探り候つもりかも不^レ被^レ凶、克々御注意可^レ有^レ之候、廟議は随分兵力を皇張して一掃可^レ仕方に決着仕居候」

と述べ、また大久保利通が一月二十五日、税所篤・五代友厚宛書翰に、⁽²²⁾この建白のことを報じて「人心を鼓動して是非天下の論を以て公論に決し、政府を破らんとする策相見え候、併此建白の事はよほど失策に陥り、一人として甘心する者無^レ之、何知らぬ者迄も誹笑し、外国人迄も種々異論有^レ之由聞候。大概是にて其深淺を謀られ我が為には幸に御座候」と述べているごとく、政府首脳部はこれをもって征韓派が天下の人心を收攬して政權を回復せんとして企てた陰謀であると考え、この建白の動きに対して一面周到な注意を拂いつつも、他面これを黙殺、一掃しようとして決意していたものであり、事実この建白を握り潰したものである。

この建白が、「板垣・後藤・副島・江藤四氏の勢は頗る天下に重く、加之西郷陸軍大将鹿兒島に在つて百二都城の俊髦は皆之に随ひ、遙に消息を通するを以て、動もすれば政府も為に軽く、五參議復職せずんば將に天下を奈何せんと、朝野甚た喧々たり⁽²³⁾」と記されるような当時の国内情勢の中で行なわれたものであるにもかかわらず、のちの明治十三・四年における国会開設運動のような澎湃たる国民的運動にまで盛り上がらなかったのは、一面ではこの建白に署名した人々のうちには、民選議院の何物であるかも知らずに勧められて参加したものもあり、⁽²⁴⁾またさきに述べた武力的反抗の挙に出た江藤新

平のごときものもいて、建白運動の主体勢力自体が強力に結束したものではなかったこと、また他面、その運動が「民撰議院ヲ立ツルモ遽カニ人民其ノ名代人ヲ扱フノ權利ヲ一般ニセントイフニ非ス、士族及ヒ豪家ノ農商等ヲシテ、姑ラク此ノ權利ヲ保有シ得セシメン而已」という、いわゆる上流の民権説であり、また当時封建的気風が依然として残存していたので、一般国民がこの種の言論的反抗よりはむしろ武力的反抗に多大の関心を寄せていたため、運動の支持基盤が形成されていなかったことにもとづくと考えられる。

以上のように、この建白そのものの効果は直ちにあらわれなかったけれども、さきに示唆したように薩長政権に対する重大な反撃の起点となった点を看過することができない。この点から重要な意味をもつのは、この建白が一般の建白の例を破って、提出の翌日、イギリス人ブラックの発刊になる左院の御用紙「日新真事誌」に掲載され、その主張がひろく世論に訴えられたことである。

これは大きな反響を生み、この建白に対する賛否両論が生ずるに至った。すなわち当時ドイツ学の泰斗といわれた宮内省四等出仕加藤弘之は書を板垣らに送って民選議院設立尚早論を唱え、これに対して板垣らは古沢滋に反駁文を書かせて、これを「日新真事誌」に発表した。また大井憲太郎も馬城台二郎の名をもって加藤の尚早論を弁駁し、つづいて両者の間に議論の応酬がなされ、明六社の西周・津田真道・森有礼・西村茂樹などもそれぞれ自己の見解を発表した。こうして言論界には民選議院論が活発となった。建白書を批判する加藤らの論者も、多くは民選議院の設立時期・施設の方法に關して異論を唱えたもので、民選議院設立の必要性そのものを否定したのではない。すなわち加藤の議論に、「方今政府ハ姑ク特裁ノ政ヲ施ササルコトヲ得スト雖モ、元來民ノ為メニ政府アリテ、政府ノ為メニ民アルニアラサルノ真理ヲ忘失スルナク、偏ニ非的利ノ公心ヲ以テ自ラ政權ヲ限制シ、務メテ民ノ私權ヲ伸張セシメ言語ヲ洞開シ教育ヲ囑励シ、以テ吾邦ヲシテ速カニ開化國トナラシムルヲ要ス」とあり、また西が「方今ノ勢、政權ノ歸スル所上帝室ニ在ラス、下人民ニ在

ラスト云フ者ハ則チ之アリ」といふごとく、有識者は薩長の有司専制をひとしく認め、これが改革を望んでいたのである。前節で見たように、征韓論分裂の経緯を通じて、政府は天皇親政の現実を国民の前に暴露し、このためすでに天皇親政の理念も動揺し、したがって政権もまた動揺の兆があつたが、さらにこの建白によってその有司専制を公然と前参議らが指摘するとともにその打破を唱え、それを契機として当時一流の学者が一齊に、西洋における天賦人權論や近代的政治論・国家論を理論的支柱として有司専制を批判し、これを超える議会政治を論議し出したことによつて、政府は單純な武力的反抗勢力のほか、新たにきわめて有力な言論的反抗勢力の出現に直面し、政権そのものを根底から揺がされるまでに立ち至つたのである。

この点において建白書の提出・公表は、政権側の黙殺的態度にかかわらず、薩長政権に対してきわめて大きな打撃を与えたものであつた。

板垣らは建白書提出直前の、一月十二日に愛国公党を組織し、その党の本誓において、「天ノ斯民ヲ生スルヤ、之ニ付与スルニ一定動カスヘカラサルノ通義権理ヲ以テス。斯ノ通義権理ナル者ハ天ノ均ク以テ人民ニ賜フ所ノ者ニシテ、人力ヲ以テ移奪スルヲ得サル者ナリ」という天賦人權論にもとづく民権論を高唱しており、いわば建白書の提出はその主張実現の第一着手であつた。ここに建白書の提出を起点として自由民権運動が発生するに至つたものである。愛国公党は岩倉具視を要撃した赤坂喰違の変（明治七年一月十四日）・佐賀の乱の発生などの影響を受けて順調に成長せず、板垣は四月、郷里土佐に片岡健吉・林有造らとともに立志社をおこし、自由民権思想を鼓吹することにとめた。ここに立志社は、西郷隆盛が鹿児島に経営した私学校とともに、全国各地に漂う不穩分子の反政府的な空氣を背景として新政府に隱然と対立する二大敵国のごとき觀を呈した。

しかし自由民権思想を理解できるものは、主として当時の知識層である武士階級に限られたから、民権運動はいわゆる

士族民権として、その運動を支持するものは士族階級であり、したがって「立志社は、板垣退助はじめ征韓論にて帰県せる士官等を重にして組織し、頗る過激にて、政府を破壊せんとする主義なり」といわれるごとく、士族一般の傾向である武力的反抗の気運と、民権運動における言論的反抗の意図とは、新政府への反撃という点で相抱合するものがあり、政府としてはこれが警戒をゆるがせにできないものがあつた。

このようにして、征韓論分裂後、民選議院設立の建白を契機に自由民権運動の発生があり、政権は一層動揺・不安定の度を増したのである。

以上のごとく、征韓論分裂後、兵政両権ともに動揺・不安定を示すところ、極度の政情不安、人心不統一を現出した。したがって、やがてこの現実を克服するため、政府は政治刷新に真剣な努力を注ぎ、何らかのかたちにおいて天皇親政を確立し、もって国内統一を図らなければならない立場に立たされるに至つたのである。

以下節を改めてこの政治刷新の努力を考察することにする。

註(1) 『木戸孝九日記』第二、四三九頁

(2) 『公爵山県有朋伝』中巻、三二四頁

(3) 『岩倉公実記』二冊本、下巻、一一四〇頁

(4) 『木戸孝允文書』第五、七一頁

(5) 黒田清隆大久保利通宛書翰(明治六年十月二十五日付)、『大久保利通文書』第五、一一七頁および『大久保利通日記』下巻、二〇七頁(明治六年十月二十五日条)

(6) 『岩倉公実記』二冊本、下巻、一一三九～一一四二頁

(7) 大久保利通「征韓論後軍人に賜へる勅語の草案」(明治六年十月二十八日)、『大久保利通文書』第五、一一二～一三頁

(8) 『大久保利通日記』下巻、二〇九頁(明治六年十一月二日条)

(9) 岩倉具視大久保利通宛書翰(明治六年十一月二十一日付二通)、『岩倉

具視関係文書』第五、三八一～三頁

(10) 鹿児島分営の放火による焼失および熊本鎮台の不穩に関しては「木戸孝九日記」明治六年十二月二十二日および二十七日条、明治七年一月七日および九日条参照(『木戸孝九日記』第二、四六八～九・四七五～六頁)

(11) その閣議決定は明治七年二月六日、出兵は佐賀の乱鎮定後の四月九日であつた(『伊藤博文伝』上巻、八四七・八五二頁)。

(12) 『公爵山県有朋伝』中巻、三三二～三頁

(13) 右同書 中巻、三三六頁および尾崎三良男直話「台湾征伐」(榎元半重「大給龜屋公伝」二五八～九頁所収)

(14) 『公爵山県有朋伝』中巻、四一二頁および木戸孝允伊勢華宛書翰(明治九年三月四日付)、『木戸孝允文書』第六、三三四頁

- (15) 『明治史料頭要職務補任録』上巻、一五四～六頁
- (16) 大久保利謙『明治憲法の出来るまで』四八頁
- (17) 右同書 六七頁
- (18) 右同書 六八頁
- (19) 『明治政史』第七編、『明治文化全集』第二巻、正史篇、二二二～三頁
- (20) 『副島種臣談』、大津淳一郎『大日本憲政史』第一巻、七八六頁
- (21) 『伊藤博文伝』上巻、八二三頁
- (22) 前掲『明治憲法の出来るまで』七一頁
- (23) 『明治政史』第七編、『明治文化全集』第二巻、正史篇、二二五頁
- (24) 小林雄七郎『薩長土肥』、『明治文化全集』第二巻、雜史篇三三二頁
- (25) 副島種臣・後藤象二郎・板垣退助「加藤弘之ニ答フル書」、『明治文化全集』第四巻、憲政篇、三七三頁
- (26) 以上、『明治文化全集』第二巻、正史篇、二二八～三六頁
- (27) 「加藤弘之ノ質問」(『民権議院集説』)、『明治文化全集』第四巻、憲政篇、三七七頁
- (28) 西周「駁旧相公議一題」(同右)、右同書、同巻、四二二頁
- (29) 『明治政史』第七編、『明治文化全集』第二巻、正史篇、二二四頁
- (30) 板垣退助「我國憲政ノ由来」、国家学会編『明治憲政經濟史論』二八～九頁
- (31) 岡義武『近代日本の形成』一九五頁
- (32) 「佐佐木高行日記」(明治九年十一月二十九日条)、『明治聖上と臣高行』三八一頁

第三節 兵政両権の確立をめぐる三思潮の台頭

前節に見たところから明かなごとく、政情不安・人心不統一の現実を克服し、天皇親政を確立するための重要かつ緊急の課題は、兵政両権を確立することにあつた。いま、前節に依じて兵権および政権の二方面に分つて、それぞれにおける確立の努力とそこに台頭した諸思潮とについて述べることにし、まづ兵権確立の努力の側面から考察することにする。

前章(第二節)に説いたところから窺えるごとく、近衛兵の動揺は、当時における兵政両権の未分離状態にもとづく軍紀の紊乱から必然的に生じたものであるが、この点を最も明瞭に意識していたのは木戸孝允であつた。かれが早くから兵政分離主義を近代国家としての要件と考え、当時の現情を憂慮していたのは、征韓論の分裂・近衛兵の動揺以前からであつた。すなわち、さきに三藩の親兵も着京し、薩長を代表する西郷・木戸の両者が政府に立つことになつたが、政府統一のために誰を首位におくかをめぐつて意見が対立し、廃藩置県直前における官制改革は難行をきわめた。そのさい、西郷

がようやく官制改革に同意し、陸軍を担当すると言ひ出したのに対して、木戸はこれに不同意を唱え沙汰止みとなった。これについて「佐佐木高行日記」は「是は兵権を薩にて掌握する時は他日の弊害あらんとの事ならん、西郷は決して兵権を専らにするなどの心上になきは分明なれど、其の勢ひの帰する所、或は其弊は遠慮せざるべからず、木戸の不同意も尤もなり」と記している。薩摩藩の兵権が明治新政府にとって将来の癌をなすであろうということは、王政復古直後早くも大村益次郎が見抜き、これに対する警戒策を考えたことは周知のごとくであるが、大村と深く結んでいた木戸が、大村の死後この薩摩藩の兵権を警戒して怠らなかつたことは当然であつた。その後木戸が岩倉大使一行に加わつて外遊中、参議西郷は明治五年七月十九日兼任陸軍元帥、同日近衛都督となり、同月二十九日陸軍元帥兼参議に任ぜられた。外遊先でこの風聞を知つた木戸は、この文武兼任が必ず将来の患害を生ずるものと憂え、明治五年八月木梨信一（山口県参事）宛書翰に、「（前略）于、時近日之伝説に兵部省尽く文武兼任に相成、別に元帥も被置候など取沙汰御坐候所、全例之虚説とは相考へ候得共、不取敢得貴意申候、文明各国之政体之美は称するも、其職務之制限明白にして、殊に文武之大別判然いたし、是則亞細亞諸州之所不及、実に其本不正して其末終に隆盛に至り候事万々無覚東道理に御坐候、且又如元帥は多く戦時之間にあつて欧州各国と雖も今日不知有其名、当戦時一候而是同盟之軍同合之外多く不置、此任モルタケ之如きも未当此任、帝王にあらずんは太子親王多く当其任、是皆不偶然也、元帥は元來臨時之職なり、抑我皇国如復古もかかる事こそ復古に可有之、天下事あるときは、天子親ら被為当其任、然らされは太子親王其にかわらせられ、億兆を御保護被為遊、益皇基も天壤と無窮なる所以也、七百年來朝権之有名無実（中略）に属せしも亦不偶然なり、然るに一新後此規模確定天下以而不疑、是皆志士仁人之殺身今日を開き候所以也、（中略）万々一有此挙、再び被廢候とも、則一新後に一例を残し候、実に千載之遺憾に御坐候、近頃内地之情実をも得と承知不仕候得とも、情宇内之大勢を察するに各国如齒に立ち、往來似比隣、然して各々互に政体を異にし、有一誤ときは忽

内外之變を生し、竊に前途を想像いたし候に実に又容易にあらず、此際不_レ知々々百年に難_レ得を一朝に失し候様之事有_レ之候而は不_レ相濟_一、是皆諸君之常に心とする所、不_レ能_レ煩念候得とも愚衷難_レ黙止(下略)

と書き送り、また井上馨にも書を送って西郷の元帥職に反対した。これは三宅雪嶺が、「西郷の元帥はマーシャルに相当し、木戸の言ふ所の元帥は陸海軍統帥官を意味し、全く解釈を異にす。木戸を取巻く者は未だ列国の軍職に通ぜず、英米の例に徴し、君主又は大統領の任ずる所を元帥とし、潜越の至りと考へたるなり」と記すごとくであるが、しかし西郷が後年、西南戦争の勃発にさいし、陸軍大将であつても当時は非職の身分であるにかかわらず、「自分は天皇陛下より軍隊を統率するの御沙汰を蒙っている。故に何時にても軍隊を指揮することができると語つたと伝えられているほどであるから、西郷の側では統帥権(出兵を命ずる権能)と指揮権(軍隊を指揮する権能)との分界を理解できなかったと見るべきで、木戸が統帥権の天皇親裁を主張し、太政官政治における兵権と政権との混淆に極力反対したのは、まことに当時の情勢において正確な識見であつたというべきであらう。

したがって征韓論の破裂に伴う諸情勢の展開によって、木戸のこの考え方はますます硬化したものである。征韓論の破裂、近衛士官の辞表提出、近衛兵の動搖にさいし、木戸はその日記に、「兵隊廟議を論し氣随に辞表を出し、廟議を兵隊に漏洩せしむ其責も亦雖_レ不_レ輕、終に如此形勢に至り、兵士不_レ知_レ重_レ法、文官不_レ知_レ判_レ文武、然して欲_レ求_レ文明、実に木によって魚を求むるものの如し、豈可_レ不_レ歎哉」、あるいは「西郷隆盛辞職するときは近衛の士官等己の本職を忘れ、氣随勝手を以_レ猥りに其職を_(ママ)する、天子の親兵たる如何を不_レ知、政府及_レ全土億兆を保護する如何を不_レ知、陸軍省も未根本確として動かざるの処に不_レ至、慨歎長息の至りに不_レ堪」と記しただけにとどまらず、また人に書を送って、「ポルチック上之事は元来士官之兎角喋々申候は国之恥也、是に而も政府も政府たらず士官も士官たらず」といい、あるいは「廟議之是非を兵隊に論じ、議者もまた兵隊へ洩らし、煽動之力を以_レ公事を議し候などと申事は、元より文明之國と同日之論に

は無^レ之、如^レ此有様に而はいかに文明を企望仕候とも夢にも六つケ敷形勢に而、現場之次第全バルバリー之有様にて慨嘆長息之至に御座候⁽¹¹⁾と強く訴えるところがあった。さらに前節に見たように、政府において大久保が中心となり、征台の役が企てられるに及んで、この挙に強く反対した木戸は、辞官帰国の途に就かんとするに及んで、明治七年五月に認めた書翰案に、「多くは文盲之兵士而已に付後害を防ぐ為文武の権を判つ事」を書き記している。⁽¹²⁾ ここにも木戸が当時の文権と武権との未分離・混淆状態を克服して、兵政分離の形成にいかにかを窺うに足るものがある。

なお、木戸孝允の他にも、時期を同じくして明治七年五月に、加藤弘之が「明六雜誌」第七号に、「武官の恭順」と題する論文⁽¹³⁾を寄せ、木戸と同じ意見を主張している。そこでは、

「文明開化各国の如きは只管君命に恭順するを以て最要至良の事となし、嚴に其規律を確定して、武官をして敢て和戦の是非得失を議せしめず。只管君命を奉して攻伐守防に従事せしむるのみ。但し政官といへとも固より敢て君命に違戾するを許すにあらずと雖も、君主の政官に対する権柄の如きは頗る限制する所ありて敢て其専行を許さず。必ず官吏をして自由に政令の是非得失を議するを得せしむ。是を以て政府官吏の恭順に至りては武官の恭順に比すれば甚だ寛にして、其君主に対して有する所の権利も亦甚だ大なり。況んや議事院及び法院の如きに至りては殆ど独立不羈の権あるが故に、恭順の義務亦大に輕し。而して独り武官の恭順甚だ嚴にして、君主の武官に対して有するの権利亦甚だ大なるは何そや。蓋し兵権は暴猛兇惡の権なり。実に已むを得ざるにあらされは決して施行すへき者にあらず。然るに若し武官をして縦に和戦の是非得失を議せしめ、輒く其権を施行せしむるときは、所謂鬼に金棒を与ふるに同しうして、或は輒く無名の師を起し、無謀の戦を開くの恐れなき能はず。是れ蓋し嚴に其権利を抑制して只管王命に恭順せしめざるを得ざる所以なり。然るに開化未全の国の如きは動もすれば武官権力を恣にして妄に和戦の是非得失を議し、以て政府を庄倒せんと欲し、政府も亦大に武官の暴に畏縮し頗る之に諂諛して輕卒に事を謀り、遂に国事を誤るに至る。豈懼れざる

可けんや。当路者宜しく鑒戒すへし。」

と述べられている。この論は、かれがブルンチユリの原著を翻訳した『国法汎論』における「兵馬ノ大権」ないし「兵権」の項における論旨によって、征韓論ないし征台の役に対する鹿児島出身の軍人の態度を批判したものであり、さきの木戸の意志を理論的に表現したものと云ってよい。

さらに当時、鋭意政府の軍隊（徴兵軍隊）の育成につとめていた陸軍卿山県有朋は、征台の役の開始に当って、木戸と同じく反対的態度をとり、明治七年七月五日、将官諸君宛「征蕃に関する陸軍卿意見」⁽¹⁴⁾として、

「台湾生蕃征討ノ事ニ至テハ有朋始ヨリ帷幕ノ策ニ与カラサルヲ以テ其可否ト進勦退軍ノ利害ニ至テハ云フ能ハザルノミナラス、若シ現今清国ト干戈ヲ用ユヘキ陸軍諸般供給ノ準備ニ於テモ有朋ノ敢テ能クスル処ニアラス、唯廟謨ノ決スル処ニアリ、(中略) 平戦ノ権ハ陸軍卿ノ擅ニスル所ニアラス、況ンヤ本邦ノ職制直チニ聖明ヲ輔相スルノ権分アル者ニ非サルヲヤ、且始メヨリ其籌策ニ与カラス遽ニ其可否ヲ言ハハ、遺策無シト謂フ可ラス、畢竟廟堂上深意アルモ有朋カ敢テ知ラサル所ナレハナリ。(中略) 有朋今日陸軍卿ノ任ニ当ル故ニ、職守ノ在ル所己カ持論ヲ枉クルコト能ハスト雖トモ、若シ聖明ノ撰ヲ蒙リ某ノ将官ノ幕下ニ立チ前鋒後拒ノ事ニ任セシメハ、有朋驚下ト雖トモ亦奮戦死ヲ竭シ、進退唯其命惟従ハントス」(傍点筆者)

と述べ、陸軍卿として太政官における最高国策の決定に従い、あえてその決定に干渉しなかった。そこには武官の政治的容喙を排する、近代の軍事官僚の立場が表明されている。

このように征韓論争の発生とその政治的影響の深刻さを決定的な要因として政府内部における近代官僚の側から——文官側では木戸、武官側では山県を主張者として——兵政分離主義が発生・展開するに至ったものである。⁽¹⁵⁾

以上見てきたごとく、兵権確立の努力において、軍隊・軍人を政治から分離し、統帥権の天皇親裁を確立して軍紀を維

持し、強固な軍隊を作り上げようとする、兵政分離主義の思潮の台頭を見たのである。この思潮はやがて明治十年（一八七七）五月、木戸病没後は山県有朋を中心として展開されるのである。

さて、以上の兵権確立の努力の側面の考察の後をうけて、政権確立の努力の側面を見ると、まづそこに見出されるものは政府内部における立憲政体樹立の動きである。もともと政府部内において最も開明的分子であった木戸は、岩倉大使一行に加わり欧米視察を行なっている間に、ポーランドの興亡の歴史に打たれて、「政治の盛衰国家の興廢総て政規典則の有無と其当否に由らざるものなし」と考え、日本将来のためには政規典則が必要であるとして、明治六年七月帰朝後直ちに憲法制定意見書¹⁸を提出していた。また一方、大久保にも、征韓論分裂直後の明治六年十一月に「立憲政体に関する意見書」¹⁹が出るようになった。この「意見書」は、大久保が政府の政体改革取調にさいして、輩下の吉田清成・吉原重俊に託して起草させ伊藤博文に差し出したものである。当時伊藤は同年十一月二十日、大久保の命を受けて、政体取調専任となり、木戸・大久保主宰のもとに、寺島宗則とともに立憲政体に関する調査研究を進め、後年における「明治憲法」制定の主演となる素地をきづきつつあった。

このように木戸・大久保はともに、文明国のような国民参政の立憲政治——木戸のいう「君民同治ノ憲法」——は日本のような未だ充分文明の域に達しないところでは直ちに施行できないが、時勢にしたがって立憲の基礎を樹立しなければならぬという漸進主義の立憲政治論を抱いていた²⁰。したがって政府は征韓論分裂直後、直ちに政体改革に乗り出した。このように民選議院設立の建白以前から、すでに木戸・大久保・伊藤ら政府首脳は立憲君主政体の漸進的確立に踏み切っており、やがて明治八年一月の大阪会議において板垣の民権派と木戸の漸進主義との妥協が成立し、同年四月十四日漸次立憲政体樹立の詔が発せられ、さらに明治九年九月から元老院における国憲制定事業の開始となったものである。さきの漸次立憲の詔は、一説に、のちに伊藤に協力し「明治憲法」の実質上の起草者となった井上毅が当時伊藤の命で起草したも

ので、これが伊藤と井上との結びつきのはじめといわれてゐる。⁽²⁰⁾

漸次立憲政体樹立の窮極の真意は、かつて明治二年岩倉具視が「臣子ノ分トシテ之ヲ言フニ憚ルト雖、明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度ヲ確立スルニ非レハ不可ナリ、否ラサレハ明天子賢宰相ノ出ツルニ非ラサレハ千仞ノ堤防モ蟻穴ヨリ崩壊スルノ患アリ」といい、また、「主上天資聰明英智ニ涉ラセラルルモ、猶御弱年ニ在ラセラレ、御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト云ニ非ス、天下ノ公論ヲ聞食サセラレテ其帰著スル所ヲ宸断ヲ以テ之ヲ定メ給フモノニシテ実ニ公明正大ノ御聖業ナリ、是故ニ将来ニ於テモ議事院ヲ設置シ施政ノ法度ハ衆議ニ付シタル上、廟議一決シ宸裁ヲ經テ施行セハ、縦令異論百出スルモ容易ニ之ヲ変更スルコトヲ得ス、此ノ如クナレハ朝權自ラ重ク億兆之ヲ信シ、朝令暮改ノ誹謗ハ自然ニ弭止スヘシ」(以上傍点筆者)と考へたところのものと同じであつた。

以上のように、征韓論分裂を契機に天皇親政の理念が動揺し、したがってまた政權が動揺するに至つた現実を克服するための努力として、従来の政治方針ないし政治機構を刷新しようとする立憲政体樹立の思潮が政府内部に台頭した。この思潮はさきに触れた木戸の病没、つづいて明治十一年五月、いわゆる紀尾井坂の変で大久保が暗殺されたのちは、伊藤博文・井上毅によって担われるのである。

さらに注目すべきことは、以上の政府内部からの立憲政体樹立の動きに対して、同じく政權確立のための別な努力が官中の側から発生したことである。それは侍読元田永孚(文政元〔一八一八〕・十・一)明治二十四〔一八九一〕・一・二十二)の動きであつた。元田は肥後熊本藩士出身で、時習館にはいつて経史の学に精通し、横井小楠の感化を受けた。幕末、京都留守居・中小姓番頭などを勤め、明治二年(一八六九)藩主侍読、翌年西京に出て宣教使となり、参事を兼ねていた。やがて同郷の安場保和の大久保利通への推挙によって、明治四年五月三十日、五十四歳で宮内省に出仕し、侍読となつたものである。⁽²¹⁾元田は、明治六年九月、すなわち征韓論争がいよいよ激化しようとするさいにおいて、右大臣岩倉具視宛に

「君徳輔導の上言」を提出した。元田は「上言」において、

「古の天下を治る者は、必先大本を立つ。大本は何ぞ、人君の心是なり。何を以て人君の心とす。聰明仁愛人を知り民を保つ是なり。今人君の聰明未だ開けず、仁愛未発せず、而して天下の政に当る者徒に辺幅を修め、事功を顕さんとす、其形美なりと雖ども、其跡驚くべしと雖も、天下人心の向ふ所、此に在らずして彼にあり、人君の心一たび立つ時は、措置未広からず、法制未備はらずと雖、天下人心に感ずる所眞実透徹、其事業の成る、政令を待たず、民の之に赴く水の卑きに就が如き者あり。故に臣子の職、其務る所の要は、人君の心を立るより急なるはなし、然と雖人君天資の一ならざる、悉く古先聖皇の如くなるを得ず、故に其心を立んことを冀ふ、輔導の其人を得るより急なるはなし」と述べ、人君の心、すなわち君徳を立てることが政治の急務であり、聰明仁愛なる君徳が立つところ政令を待たずして民自ら治まるといふ、儒教の政治思想たる王道論を展開している。すなわち、元田は儒教主義に立ち、天皇をもって王道の政治理念の具象と考えたもので、明かに王道論的天皇観の成立をここに見ることができるといふ。また元田は「上言」において王道政治確立の二大要件として、第一には君徳を輔導するに足る「宮中の臣」を選択する必要があるとして宮内省の改革、第二には「府中の臣」たる大臣が輔臣たる職責を尽さず、その実際においては奏事稟勅を常例とし、啓沃匡弼の親睦を欠き、また宮臣は政治に干与できない現状を改革する必要があるとして太政官政治ないし参議政治の改革、宮中・府中一体政治の確立を挙げている。とくに後者の主張は奏事稟勅、すなわち現実には天皇の名において政治を専断していた当時の政府当局者を非難し、その政治の仕方を改めさせようとしたものである。すでに述べたように、明治新政府が上からの資本主義育成政策ないし文明開化策を採るところ、功利主義的傾向の社会的風潮が助長されたから、儒教的政治理念に立つ元田が、従来からの政府の政治・教育方針に批判的であったのは当然のことであった。

したがって征韓論分裂後の政局の不安、人心の動揺に対して、元田は明治七年八月「六輔臣親任ノ上奏」を行ない、

「方今宇内ノ形勢大ニ変シ、内外治乱ノ機陛下德輝ノ発スルト発セサルニ由ル、正ニ須ク務テ億兆ノ心ヲ攬ルヘシ、億兆ノ心ヲ攬ル、先ツ天下有志ノ心ヲ攬ルヘシ、有志ノ心ヲ攬ルハ先ツ六輔臣ノ心ヲ一ニスルニ在リ、(中略)六輔臣ノ心ヲ一ニスルハ唯陛下ニ在リテ而シテ之ヲ一ニスルハ他無シ、一タヒ誠意ヲ発シ聖躬ヲ動シ、親ラ其慮ヲ顧ミ、親ラ其手ヲ握リ、其親ミ父子ノ如ク、愛スル兄弟ノ如ク、真情真契、宣勅ヲ用ヒス、礼貌ヲ假ラス」と述べて、人心収攬の方策として「帝王天下ヲ治ルノ要」、すなわち君徳の發揮を力説したのである。

もとより当時君徳輔導に關して銳意努力したのは元田のみではなく、木戸孝允もまたその一人であった。木戸はさきに触れたごとく、征台の役に反対し、明治七年五月十三日参議兼文部卿を辞して宮内省出仕となったが、征韓論分裂後の諸情勢、ことに自由民権運動の發生・漸次立憲の詔の渙發に伴う時勢の変遷に對して、皇室と國民との關係について憂慮し、君徳輔導の実効を挙げることに努めた。すなわち、明治七年五月十九日には元田永孚・加藤弘之・福羽美静ら各進講者と天皇修業に關して協議し、かれらの同意をえて、その翌日、「日本の形勢を想像候に十年二十年の後、尤君權を以不_レ得_レ不_レ保護人民_ニ付ては益主上天職を被_レ為_レ尽_ルるよう奏聞し、また翌明治八年八月二十日にも、「時勢の変遷に付、前途の爲め屹度御注目被_レ為_レ在、逐々被_レ仰出_シし叡慮の御大旨貫徹いたし、人民得_レ其_レ処_ニ候様誓て有_レ之度、今後朝廷上御蹉跌有_レ之ときは、今日より已前二百五百有余年皇室の御盛衰有_レ之し例とは大に形勢を變し不可_レ言ものあり、依て此処に厚く御心を被_レ為_レ注天職を御尽し不_レ被_レ遊候ては臣等不堪_ニ杞憂_ニ、付ては今日より皇室中の処より被_レ為_レ改、尤宮内卿輔は君徳御補贊を専務に勉勵無_レ之ては不_ニ相成_ニ、大臣参議卿輔皇室中内外の別なく参仕いたし、日々卿輔侍従長等伺候の所へ出御被_レ為_レ遊、世間の形況世論等も被_レ聞召_ニ候様_ニ奏聞して_レいる。木戸がこのように君徳輔導に關して積極的に動いたので、——それは元田のごとき単なる王道論的立場からではなく、立憲君主制への移行の立場からであったが——元田も「上言」の趣旨が漸次実現されることを大いに期待したことが推察されるのである。

ともかく、元田の「上言」はその時代的背景との関連において考えるとき、天皇側近の王道主義者が征韓論をめぐる政府内部の対立と分裂ひいては国内の人心不統一を收拾し、政治を刷新するためにいち早く天皇みずからによる、君徳にもとづく政治——王道主義者の「天皇親政」——の実現を意図し、熱望した点に歴史的意義をもつものである。このように、宮中の側からは政権確立・国内の人心統一のために道德政治確立の思潮が台頭してきたのである。

以上述べてきたところから明かなごとく、征韓論分裂に伴う兵政両権の動揺から、一面、軍隊の統一を図るために兵政分離主義を確立しようとする歴史的課題が、他面市民社会の統一を図るために立憲政体の樹立ないし道德政治の確立という歴史的課題が生じたものである。これらの兵政分離主義の確立・立憲政体の樹立・道德政治の確立という三方向は、権力・法・道德の三構成要素をもつ国家の形成という見地に立てば、権力的統一・立憲的(法的)統一・道德的統一の動きであり、これらは各天皇観を異にし、したがって異った政治形態を構想しながらも、いずれも天皇を最高絶対の権威とする天皇親政の確立を目標とする点で相一致した政治的な動きであったといえるであろう。このような性格をもつ歴史的諸課題の発生によって、とくに権力的統一の動きにおいて「軍人勅諭」成立の歴史的前提条件がととのえられ、立憲的ないし道德的統一の動きにおいてその成立の歴史的環境が形成されるに至ったのである。

以上で本篇の考察を終り、次篇でかかる歴史的前提・環境のもとにいかにして「軍人勅諭」が成立するに至ったかを考察することにする。

註(1) 津田茂麿『明治聖上と臣高行』二二一―二四七頁

(2) 右同書 二四一頁

(3) 『大村益次郎先生事蹟』二〇八頁、曾我祐準『曾我祐準翁自叙伝』二〇三頁

(4) これは陸軍省内の不正事件、すなわち山城屋事件を契機に、かねてから長州藩出身の山県が近衛都督であるのに反感を抱いていた近衛の薩

摩藩出身の軍人が、山県を猛烈に排斥して近衛対陸軍省問題となり、西郷が山県に代わらなければ問題が解決しないからであった(『公爵山県有朋伝』中巻、二八〇―八頁)。

(5) 『木戸孝允文書』第四、三八九―三九〇頁

(6) 木戸孝允井上馨宛書翰(明治五年九月十四日付)、『木戸孝允文書』第四、四〇三頁

- (7) 三宅雪嶺『同時代史』第一卷、三〇九頁
- (8) 尾佐竹猛『明治政治史点描』五四～五頁
- (9) 『木戸孝允日記』明治六年十月三十日および同三十一日条、『木戸孝允日記』第二、四四二頁
- (10) 木戸孝允田中光顯宛書翰(明治六年十月頃)、『木戸孝允文書』第五、七四頁
- (11) 木戸孝允森寺常德宛書翰(明治六年十一月一日付)、『木戸孝允文書』第五、七六頁
- (12) 木戸孝允伊勢華宛書翰案、『木戸孝允文書』第五、二六七頁
- (13) 『明治文化全集』第一八卷、雜誌篇、八八頁、原文は片假名交り、今、すべて平假名に改めた。
- (14) 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』第一卷、七五～六頁
- (15) この発生・展開の仕方は、ヨーロッパにおける該主義のように、絶対制に対抗する自由・民主主義勢力の側から発生・展開したのとは質的に異っている。わが国では、封建的兵権の強固な存在ゆえに、その克服なしには、「近代的」統一国家の形成が不可能であったから、「絶対制」確立への途上にある時期において、その確立への要件として発
- 生を見たものである。拙稿「わが国における兵政分離(統帥権の独立)の特殊性」、『日本歴史』第一三五号参照
- (16) 「憲法制定の建言書」、『木戸孝允文書』第八、一一八～一二七頁
- (17) 『大久保利通文書』第五、一八二～二〇三頁
- (18) 『伊藤博文伝』上巻、七九五～六頁
- (19) 公爵伊藤博文談話(明治六年制度取調之件)、『大久保利通文書』第五、二〇四～六頁
- (20) 大久保利謙『明治憲法の出来るまで』七八頁
- (21) 岩倉具視政治意見(明治二年正月二十五日)、『岩倉公実記』二冊本、下巻、六八二・六八四～五頁
- (22) 元田永孚「侍講奉仕之記」、海後宗臣『元田永孚』(日本教育先哲叢書一九)一六九～一七〇頁
- (23) 前掲『元田永孚』二九頁、上言の全文は同書一七五～九頁所収
- (24) 『元田家文書』、渡辺昭夫「侍補制度と天皇親政運動」(『歴史学研究』第二五二号)所引
- (25) 『木戸孝允日記』第三、三二～三頁
- (26) 右同書 第三、二二五～六頁

第二篇 軍人勅諭の成立過程

緒言 本篇の課題

前篇において、天皇の統帥権親裁ないし軍紀の確立を内容とする兵政分離主義の思潮が早くから台頭し、とくに明治六年前後から、軍隊の刷新・統一を図らなければならぬとする歴史的課題が生じ、また徴兵の基盤たる市民社会も思想的に動揺し、軍部当局としてはこれを傍観に付することができない情勢となり、したがって「軍人勅諭」成立の歴史的前提条件ないし可能性が生じたことを見たが、なおかかる前提条件ないし可能性の存在にかかわらず、明治十年に至るまで軍人勅諭的なるものを成立せしめようとする動きは具体化しなかつた。これは主として旧薩摩藩の封建的兵権の強固な存在、あるいは佐賀の乱から西南戦争に至る一連の武力的反政府運動の発生などによって、当局者が勅諭的なるものを企画するだけの余裕がなく、また一面かかる勅諭的なるものを受け容れるべき素地がなかつたことにもとづくであろう。

しかるに明治十年（一八七七）の西南戦争後、政治的・社会的情勢は急展開し、別に新たに重要な歴史的機因が加わることによって、以前からの歴史的課題ないし可能性がようやく解決・現実化し、明治十一年（一八七八）に「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の頒布を見、「軍人勅諭」の先駆的形態が現出するに至った。本篇はまずこれら勅諭の先駆形態がいかにして生じたかを考察することからはじめて、勅諭の起草に先行する諸事情を分析し、続いて勅諭起草計画の発生事情および起草着手後の内的経緯を尋ね、もって「軍人勅諭」成立の経過を明かならしめることを意図するものである。

第一章 軍人勅諭の先駆

序節 本章の課題

本篇緒言で述べた意図にもとづき、まず「軍人勅諭」の先駆としてあらわれた、明治十一年の「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の成立事情および歴史的意義を考察の対象とし、勅諭発布計画の前景を明かにすることが本章の課題である。「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の両者を「軍人勅諭」の先駆として取上げることが、いうまでもなく両者が勅諭に対して時間的に先行したというにとどまらず、それとの歴史的関連性を有するからに他ならない。このことを付言する理由は、従来「軍人勅諭」の成立に言及するものが、思想的産物としての「軍人訓誡」のみをその先駆として述べるにとどまり、制度的処置である「統帥権の独立」との関係を見過しているからである。たしかに「統帥権の独立」は制度的なものであるが、その制度を支える思想は勅諭の成立と密接な関連をもち、とくに勅諭前文との関係はきわめて重要なものがある。この意味において、「統帥権の独立」をも本章で考察の対象とするのである。

第一節 時局的課題の発生

「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の成立事情を考察するに当って、まず両者が明治十一年という時点に出現した歴史的必然性が理解されなければならない。明治十年の西南戦争において、周知のごとく西郷軍の桐野利秋らによって百姓兵と見くびられた徴兵軍隊が、士族兵から成る西郷軍を破ってその実績を上げ、ここに封建的兵権の消滅となり、軍事上に新時代が到来するに至った。しかし、このことは従前からの歴史的課題の自然解決を意味しなかった。

すなわち、西南戦争を契機に徴兵軍隊の実績が上がったが、平民の軍隊に対する観念は依然として改まらず、また軍人の品行は向上しなかった。

明治十一年三月の「内外兵事新聞」は、「徴兵告諭」發布いらい六年を過ぎた今日においても、人民はその主旨を理解せず、「年々徴募に応じて台下に赴くものの状況は、恰も囚人となりて獄に下り徒場に就くと一般の思想を為し、一家号泣、一邑感々、誠に見るに忍びざるものあり。是を以て丁年に及ぶ比ひには、一時他家の養子となり、若くは俄に別戸し、或は毒を目に注ぎ、或は自ら傷き、躬ら不具となり、奸計千方避除を謀る者枚挙すべからず」と、兵役忌避の甚しいのを報じている。また「一旦徴兵ニ応シ、爾後常備ヲ解シテ帰郷シタル者ハ、怠惰ニシテ職業ヲ勉勵セス（農ヲ云フ）、常ニ曰ク、此業ヲ成サンヨリ寧口兵ニ居ルニ如カスト。其父母タル者ハ実ニ困却シ、愈々徴兵ヲ嫌ヒ、良子ヲ有スル者ハ夙ニ之カ処置ヲナスト云フ。此説ヲシテ信ナラシメハ、今ノ徴兵ハ愚物多ト謂フモ不可ナキカ如シ」と報じられているごとく、入隊によってかえって無頼の習慣を身につけ、除隊後は農業その他の家業に勉勵せず、むしろ家業を営むよりも在隊を好むような者も生じた。このため、家業の継承・維持、子弟の将来という点からも徴兵を恐れ、早くから徴兵忌避の処置を講じておく父母も多く見られた。

なお当時における軍人、とくに士族出身軍人の街頭における不品行は、「絃妓を愛し美酒を貪り、終に酩酊前後を忘却し、高声放歌、市街を散歩し、行人を妨げ、己が非を飾り、警官に向て兇暴を働き、或は鈕を脱し、或は帽を手にし、或は銃剣を肩にし、其姿勢一変実^ニに名状すべからざるもの」があり、このため「人民は遂に兵卒を輕蔑し、随て其子弟の兵役に徴募せらるるを厭忌するに至^ルるものが多かった。

このような現状において、軍隊の性格形成上、士族・平民を問わず、近代軍隊的階級秩序のもとに鞏固なる團結を維持して軍務に精勵する統制ある軍隊をつくり、同時に人民一般の軍隊への不信をなくすため、統帥権の天皇親裁の確立および

び軍紀の肅正という歴史的課題の解決が依然として急がれていたものである。

こうした情勢に一層拍車をかけた歴史的機因として時局的課題の発生に注目しなければならない。

この時局的課題とは、いうまでもなく自由民権運動の展開に関するものである。西南戦争当時、自由民権運動の中心は、第一篇(第二章第二節)で述べたごとく、土佐につくられていた板垣退助の立志社であった。西南戦争が勃発すると、土佐は立志社を中心として動揺し、西郷軍に協同する傾向を示した。すなわち、立志社の領袖である林有造・大江卓らの一派は明治十年二月板垣の帰郷を乞い、陸奥宗光ら旧紀州藩の士族と通謀し、西南戦争を機会として挙兵し、立憲政体樹立の契機をつくろうと計画した。このため「林有造は銃器数千挺を上海から取り寄せ挙兵の準備をなし、刺客を以て廷臣を屠り、決死隊八百を以て大阪城の虚を擣き、紀伊其他の各地と呼応して暴起せんと計画し、島本仲道は京都に在りて義勇兵団結を策して板垣と呼応し、小室信夫丹後に在りて同志と呼応すべく画策し、片岡健吉らは政府の秕政を述べ、罪責を挙証したる政府弾劾の建白書を闕下に奉呈せんとし、高知には護郷兵と称へて募兵をなし形勢太だ不穩」であつた。政府はこの情報をえて、薩摩と同時に土佐の動きをも嚴重に警戒しなければならなくなり、情勢は重大で樂觀を許さなかつた。政府は陸海軍に命じて土佐に出入する船舶を検査し、堺に派兵して防備を嚴重にするなどのほか、元老院議官佐佐木高行を出身地高知に派遣し、また旧藩主山内豊範に御沙汰を伝えて鎮撫のため帰県させるなど必死の努力の末、ようやく八月上旬首謀者の逮捕となり、この土佐高知における政府顛覆・重臣暗殺暴動計画事件は未然に解決した。

しかしこの事件がもつ歴史的意義は、西郷の挙兵が封建的兵権による武力的反抗であるのに対して、自由民権運動が言論運動に終始せず、一般に現状に不満な士族・農民を兵力として政府顛覆の武力革命的行動に出る危険性のあることを実証した点にある。

これよりさき明治十年六月、立志社総代片岡健吉が京都行在所に提出した立志社建白書は、民選議院の開設を要求した

ものであるが、書中において、

「徴兵令政体と合ずして軍制立たざるなり、夫れ徴兵の制を定め、人民に血税を課するや、専制の政治之が専制を被らしめたる人民に対して敢て行ふべきものに非ず、之を行ふ必ず立憲の政体を要す可き也」

とし、立憲の政体が行われず、したがって国民の参政権が認められていないにもかかわらず、国民が徴兵の義務に服するのは不当であると、当時の兵制を痛烈に批判していた。

さきの高知における事件後、板垣は政府によって抑圧された民権派勢力を挽回するため、愛国社再興の運動をおこし、明治十一年四月再興の議を決し、同年九月大阪に愛国社再興の大会が行なわれ、国会開設運動がいよいよ盛んとなる形勢となった。

したがって軍部当局者は、明治十一年に入って、自由民権運動の展開に重大な関心を払い、民権思想が前篇で見たような軍隊の内情の上にさらに波及して軍隊の崩壊に至る危険性を憂慮せざるをえなくなってきたものである。このような情勢において、明治十一年八月、いわゆる竹橋騒動が勃発した。

八月二十三日夜勃発した竹橋騒動は、東京麴町の竹橋内にあった近衛および東京鎮台砲兵隊卒ら二百数十名が、西南戦争に戦功を立てたにもかかわらず、その論功行賞が遅延したばかりか、かえって給料を減ぜられたのを不平とし、上官を殺害して兵器を携えて営所を脱し、赤坂皇居に進んだところを、近衛および鎮台兵によって鎮定された事件である。この事件は、「近衛鎮台兵申合せ、皇城に火を放ち、諸官員参朝を待受、不_レ残可_レ及_ニ斬殺_一」⁽¹⁸⁾きことを目的として暴発し、しかも参加者がほとんど全部兵卒であったことは、軍紀・軍律上からきわめて重大な事件であった。しかし、この事件の発生する気運は、すでに以前から存在し、陸軍卿山県がかねてから警戒していたものであったことは、かれが事件以前に内務卿伊藤博文に書を送って、⁽¹⁹⁾

「旧年々末に到、下士兵卒へ賞牌下賜相成候処、近衛兵隊中下士兵卒之中也賞牌無_レ之者共、不平を鳴し、銘々申合一二之投書等致候付、此節日夜穿鑿中に有_レ之候、さしたる事は無_レ之と察し、孰にしても、一改革不_レ致ては将来軍紀維持之目的は甚無_レ覚束_一と深痛心罷在候、兎角不_レ棄不_レ鑿之悪風を起すは、於_レ軍隊尤可_レ忌可_レ懼事共に有_レ之」と述べ、近衛兵の動静を知つて、軍紀確立の急務を痛感していたことから推察される。

この事件に關し陸軍裁判所は審理の結果を述べて、¹⁴⁾

「此暴挙徒党ノ原因多クハ減給及賞勲ノ事ニ在ルカ如シト雖モ、各自ノ供スル(自供の意味―筆者註)所頗ル異同アリ。或ハ給与品ノ事ニシテ夏時靴下足袋ヲ下付セサルヲ以テ不平ヲ懷キ、或ハ徵兵ノ制ヲ議シ民権論ニ涉ル如キモノ等アリ、其旨趣一ナラス。其目的強請ト供スト雖モ、其事為ハ則チ暴挙政府ヲ顛覆スルヲ期スルモノノ如シ」

とし、一部に民権論の影響があり武力革命性の存在したことを指摘している。なおこのような軍隊の不穏な傾向は、たんに近衛および東京鎮台に限られたものではなく、広く全国に潜在的に共通して存在していたことは、広島鎮台歩兵第十二聯隊第一大隊長陸軍少佐阪井重季の、竹橋騒動の勃発と同日の日付をもつ賞勲局總裁三条実美宛「献言」¹⁵⁾において、西南戦争の論功行賞がフランスの軍賞制に倣つて行われ、大尉以上に厚いことに反対し、「上総督ヨリ下兵卒ニ至ル迄權衡等シク一般相共賞賜ハラサルヘカラサルナリ。若シ一般ニ相当ノ賞賜ハラサレハ、軍人ノ幸不幸是ヨリ大ナルハ莫シ。上幸_下不幸ノ賞ヲ行ヘハ、下自カラ不平ノ心ヲ生シ、遂ニ大害ヲ醸モスルモ知ル可カラス。又惟フニ天下ノ形勢或ハ兇盜路ニ大臣ヲ殺害シ、士族各県ニ民権ノ説ヲ名トシ日ニ政府ノ隙ヲ窺フ者ナキニアラス。兵ヲ要スルノ時ニ当リ、却テ中少尉下士兵卒ヲシテ不平ノ心ヲ生セシムレハ、何ヲ以テ能ク四方ヲ鎮撫スルヤ。假令ヒ不平ノ心ナク大害ヲ醸セストモ、自今事有ルノ日ニ当リ、中小尉以下客歳ノ如ク勉勵スルヤ如何ヲ知ラス。且ツ士民徵兵ヲ嫌フノミナラス、教導団生徒ノ志願モ多カラサルノ時ニ際シ、他日陸軍興替ニ関涉スル尠ナカラサルヘシ。是重季ノ過慮シ黙止ニ堪ヘサル所以ナリ」と述べられ

ていることよって知られるであろう。

以上のごとく、明治十一年に入って自由民権運動の急展開につれて、その運動の軍隊への影響を予防するため、軍隊および軍人と政治との分離を確立しなければならない時局的課題が発生して歴史的課題の解決に一層の拍車をかけるかたちとなり、ことに八月の竹橋騒動において恐るべき軍隊の内部的崩壊の危機が露呈したことを契機として、軍部当局者は歴史的・時局的両課題の早急な解決に乗り出し、やがて「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の頒布となったものである。

註(1)「内外兵事新聞」第一三七号(明治十一年三月三十一日)、亙理章三

郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』五八頁所引

(2)「内外兵事新聞」第一三〇号(明治十一年二月十日)、面高俊一「大供君犯罪夥多ノ歎ニ応ス」

(3)「内外兵事新聞」第一六四号(明治十一年十月六日)投書、「鎮台将校、下士に告ぐ」

(4)「内外兵事新聞」第一五一号(明治十一年七月七日)宮本清之「示陸軍下士官」

(5)津田茂麿『明治聖上と臣高行』三九〇頁、「自由党史」(岩波文庫本)上巻、二二四頁

(6)『明治聖上と臣高行』三九〇～五頁

(7)『自由党史』(岩波文庫本)上巻(二二五頁)には、「立憲政体創立の目的を以て革命の間に断行せんとせしは此獄其魁なり」と記している。

(8)右同書、上巻、二〇二頁

(9)行賞は将官・士官と軍秩の順序によって行われ、当時下士・兵卒には

及んでいなかった。また当時砲兵は歩騎兵に比べると過当の俸給をうけており、その均衡を保つために減給が行われたものである。「内外兵事新聞」第一六六号(明治十一年十月二十日)「竹橋暴徒処刑論」参照、前掲『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』六七頁所引

(10)「公爵山県有朋伝」中巻、七八二頁

(11)伊藤博文山県有朋宛書翰(明治十一年八月二十三日夜付)、「公爵山県有朋伝」中巻、七八二頁

(12)右同書中巻、七八二頁、兵士五三人銃刑、同二〇人流刑以下、士官二人処罰、将校二人処分という処刑者数によって一見できる。

(13)明治十一年、月日不詳、右同書、中巻七八一～二頁所引

(14)「近衛砲隊暴動始末」(陸軍裁判所野紙)、国立国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」所收

(15)「三条家文書」所收

第二節 統帥権の独立

明治十一年十二月五日、参謀本部が政府(当時の太政官)のもとにある陸軍省から独立し、軍令と軍政とが分離し、天

皇が軍隊の統帥権を直接掌握し、親裁することになった。ここに軍隊と政府（太政官）とが分離し、兵政分離——兵権と政権との分離——が実現した。ここで「統帥権の独立」の経緯に関する通説を検討しなければならない。参謀本部の設置事情を最もよく示す「桂太郎自伝」によると、

「我は帰朝後再び参謀局に勤務す（明治十一年七月三十日—筆者註）、此時は恰も行政各部の事をも充分の調査を遂げて、改良せざるべからずといふ議論ありし時にて、私は太政官少書記官兼務を命ぜられ、陸軍の調査漸く終りて後、我が希望する所の意見を陳べ、陸軍に法則係といふを置き、山県陸軍卿が曩に我の企たる如く、実地と学理とを研究し、漸次陸軍の改良に着手するの方鍼を執れり、此年の八月二十三日に於て近衛兵の暴動あり、（中略）此の事あるに際し、軍事の改良を以て急務とし、中に就て西南の役に参謀事務を改良せざるべからずとの論起れり、然れども其論者と雖も、参謀事務とは如何なるものなりやは、未だ其腦裡に明々白々にはあらざりしならん、兎に角参謀事務の不完全といふ点より参謀本部を置かざるべからずといふこととなれり、此参謀本部設置を唱和したる人々と、我が参謀本部を置くといふ論とは大に逕庭ありしもの如し、然れども陸軍の一大改革を為すべき機運の来りしは相違無かりしなり、此に依て従来参謀局は陸軍省に隸属せしが、此年の十二月に、参謀本部は天皇の直轄たらざるべからずとし、純然たる軍事を陸軍省と引分け、軍命令は直轄となり、軍事行政は政府の範圍に属すべしといふ自然の空氣が起りしなり、然れども未だ如何なる方法、如何なる組織といふ研究をなして此の論を立てたるにはあらず、而して愈々参謀本部を置き、軍事命令は天皇の直轄と爲さざるべからずといふ事となり、其年の十二月を以て参謀本部を置くに決し、我は参謀本部の方に従事することとなり、如何にして参謀本部を組織すべきやの諮問をうけたり、本来我が計画は軍事行政を整頓し、その残余の事務が即ち純然たる参謀本部の事務なりと推考せしに、この全体の意嚮とは反対したれども、俗にいふ田を往くも畔を往くも同じ道理なりと決心し、最初参謀本部御用係を命ぜられ、同本部の組織に参与し、此時を以て陸軍中佐に

進み、次で同本部管西局長に補せられたり」

と記されている。右文中における桂の参謀本部設置論は、明治十一年十月八日の参謀本部独立に関する陸軍卿山県有朋の名における「陸軍省上申」に見ることが出来る。この上申は陸軍省第一局法則掛陸軍中佐桂太郎の建議にもとづいてなされたものであり、つぎのごとく記されている。

「陸軍の事項たる、類を分ち門を別て之を数ふれば、指屈するに違あらずと雖も、其の重要たる事務は、区ちて二大別となすべし。曰く政令なり。曰く軍令なり。而して其の政令の如きは、自ら本省の奉行する所にして、軍令に至ては、則ら参謀局の専任する所たり。今試に其の大綱を挙げんに、参謀局長の任は、日本総陸軍の定制節度を審かにし、兵略を明かにし、以て機務密謀を参画し、平時に在ては地理政誌を審かにし、戦時に在ては図を案し、部署を定め、路程を限り、戦略を區画する等に在り。夫れ日本総陸軍の定制節度を審かにし、兵謀兵略を明かにするは、其の任極めて重大に属し、地図政誌を審かにし、戦略を區画するは、其の責固より少小に非ざるなり。然らば則ち、同局の規模体裁権限の如きも、亦た凡そ本省の政令と相並行せざるへからず。然り而して明治七年六月、初めて陸軍参謀局を置かれしより、今に四年なり、其の任する所の事蹟、挙からざるには非されとも、未だ充分に其の本務を拡張するに至らざるものあるか如きは、他なし。陸軍の創設尚ほ十年内外にあり、殊に同局の設置は、日月更に浅短にして、其の間又た多少の事変に遭遇し、掣肘の憾み少からざるの致す所なり。今や陸軍本省政令の諸規は、月に年に確立し、學術技芸は日に週に進歩するを覚へ、之を旧年に比するに、頗る面目を一新したりと謂ふべし。去れば今日に在ては総陸軍の根基にして、軍令を掌る所の参謀局も、亦其の負担する上件諸般の本務を拡張し、以て他の進歩の度に副せざるへからず。且つ欧州一二文明国の参謀本部を觀るに、其の規模広大にして、局長の権力は殆ど陸軍卿と相頡頏せり。其の任とする所、戦時は勿論、平時たりとも、苟も軍令に係る者は、尽く局長の関かり知らざるなきを以て、聊も渋滞凝塞することな

く、機密の規画内に成て、遠大の謀略外に行はる。如し此にして然して後に、始めて以て陸軍の根基たるへし。今我参謀局の規模を以て、我邦現今陸軍政令の進歩に対し、欧州陸軍参謀局の体裁に照すに、權衡既に其の平を失ひ、程度又遠く及はざる者あり。其の原因は上に縷述するか如く、已むことを得ざるより出る者にして、亦深く咎む可からずと雖も、之を要するに今の参謀局は、明治十一年の参謀局たるに足らず、日本帝国の参謀局たるに足らざるなり。然らば則ち之を為さんこと如何、其の条例を改正し、其の定額金を増加し、以て之を拡張するに在るのみ。」

右は明かに桂が二度にわたって留学したドイツの軍政・軍令二元主義の影響を受けて主張されている。

以上、「桂太郎自伝」および桂の建議にもとづく参謀本部独立に関する「陸軍省上申」によると、参謀本部設置の理由は、一は西南戦争の教訓、二はドイツ主義の移入となすことができ、今日これらが通説となっている。これら二個の理由は、それぞれ一は国内的な実戦の経験にもとづき、他は外国とくにドイツ軍制に対する知見にもとづくものであって、互に異なる根拠に立って主張されながら、互に他を助けて参謀本部設置の目的を達成したものである。前者すなわち西南戦争における参謀事務の不備による作戦独立の必要が痛感されていたという国内的事情の存在によって、後者すなわちドイツ主義の移入が容易に実現され、また逆に、後者の存在によつて前者の主張が欧州大陸における軍令機関の組織に準じて参謀本部を組織するまでに成熟しえたのである。このように二個の異質の要因が相互作用した所以は、西南戦争に参軍として参加し、身をもって参謀事務の不完全さを体験するとともに、また早くからドイツ主義に傾斜し、桂の建策を採用・支持して軍制改革を断行しようとしていた陸軍卿山県が存在によるものであるといつてよからう。しかし右の事情から直ちに参謀本部設置の理由を通説のごとく以上二つの軍事的理由に局限してはならない。「陸軍省上申」における、軍事的理由にもとづく桂の参謀本部設置論なるものの性格に関しては若干の問題がある。すなわち、本来桂の意見は、「先づ軍事經理の事を明かにせざれば、唯軍人政治となりて、徒らに不經濟なる事を為す」という点にあり、わが国に「十

分なる軍事行政經理の組織」を確立して陸軍に貢献せんと考えていたものである。したがって明治八年から十一年にわたる第二回ドイツ留学も、もっぱらドイツの軍事行政研究に精魂を傾けたものであって、参謀本部の事務すなわち軍令方面の研究を志したのではなく、さきに引用した自伝中にあるごとく、「軍事行政を整頓し、その残余の事務が即ち純然たる参謀本部の事務なりと推考」している程度に過ぎなかった。それゆえに参謀本部組織の事は桂にとって素志とは異なるものがあつたというべきであり、かれが参謀本部に入るにさいして、「俗にいふ田を往くも畔を往くも同じ道なりと決心し云々」と自伝に記していることはこれを証するものである。この点から桂の参謀本部設置論は、軍事的理由のみからの積極的主張であつたと速断し難いものがあるのではなからうか。前節の考察を基礎として参謀本部の設置——「統帥権の独立」を考え、また桂の自伝に「参謀本部は天皇直轄たらざるべからずとし、純然たる軍事を陸軍省と引分け、軍命令は直轄となり、軍事行政は政府の範囲に属すべしと云ふ自然の空氣が起りしなり、然れども未だ如何なる方法、如何なる組織といふ研究をなして此の論を立てたるものにあらず」と書かれてあるところを勘案すると、参謀本部の設置は軍事的理由もさることながら、多分に山県・桂らの政治的理由にもとづく決定であつたと判断すべきではなからうか。すなわち、参謀本部の設置——「統帥権の独立」は、前節に見たような政治情勢を背景として、第一には征韓論分裂後相ついで江藤新平・前原一誠・西郷隆盛ら旧政治指導者たちによつてひき起され、西南戦争において頂点に達した武力的反乱の発生を防止するためにも、また第二には自由民権運動・国会開設運動の急展開に対処して、その軍隊への影響を断ち切り、兵権を防護するためにも、軍隊の非政治化を達成すべく、軍部自身の手で——ヨーロッパにおけるごとく絶対制に対抗する民主主義勢力の手によるのとは質的に異り——兵権を政権（太政官）から分離して天皇に直屬せしめ、天皇の命令に絶対服従する軍隊、したがつてまた政府——天皇の政府——の命令に服従する軍隊をつくり上げ、それによつて政権を強化せんとする陸軍卿山県有朋の政治思想、すなわち第一篇（第二章第三節）に指摘した権力的統一の思潮にもとづいてなされたものと見

ることができる。この思想は太政官によることのない兵権（統帥権）の天皇親裁形態の樹立を目指し、統帥権的あるいは絶対制君主的天皇観に立ったもので、窮極において漸次立憲制の採用の結果、当然発生すべき政権の弱化を統帥権の強化によって補強せんとする歴史的意義をもつものであった。このことは明治十二年四月、陸軍卿西郷従道・陸軍中将大山巖から太政大臣三条実美・右大臣岩倉具視に宛て、プロイセン・ドイツにおける皇帝・国王の統帥権の人的指導に倣って、わが国にも侍中武官・軍務内局の設置を上申した、「軍事御統轄ノ事ニ係ル答申書」中においても、

「聖上軍事御統轄ノ事件ニ係リ前日閣下ノ下問ヲ忝ス、因テ左ニ鄙見ヲ開陳ス、太政維新茲二十有余年凡百ノ制度殆ト緒ニ就ケリ、就中陸軍ノ事項ノ如キハ其進歩ヲ見ル殊ニ著シク、曩ニ參謀監軍両本部ヲ置レタルヨリ陸軍ノ体面亦随テ具備スルニ至ラントス、是国家ノ盛運ニ遭遇スルニ由ルト雖モ、豈復天皇陛下ノ威徳ニ由ラサル者アランヤ、而シテ万機御親裁ノ今日ニ当リ、文武ノ政法ヲ二途ニ區別ス可ラサルニ似タリト雖モ、漸次立憲政体ニ定メラル、カ故ニ文武ヲ二途ニ區別セサル可ラサル者アリ、其故ハ一般ノ政治ハ当該有司ニ分任セラル可シト雖モ、軍事ニ至テハ聖上躬自ラ大元帥ノ職ニ居リ玉フヲ以テ万事御親裁ヲ仰カサル可ラサルナリ」（傍点筆者）

と記されていることよって推知できる。わが国において「明治憲法」の制定ないし議会の開設に遙かに先立って、以上のように參謀本部が太政官から独立して「令外官的存在」となり、これが「明治憲法」によって受け継がれ、その結果、兵政両権が分離・均衡の状態におかれ、兵権をコントロールする体制を欠如した国家構造が現出したことは、やがて軍令・軍政の対立ひいては統帥と國務との対立という国家の分裂への契機を内包し、以後の歴史的展開上重大な政治的影響を与えたことに関しては多言を要しないであろう。ともかく、明治十一年の時点において、「統帥権の独立」は、さきに明かにした歴史的・時局的両課題の制度的側面における解決という歴史的意義をもつものであった。

しかしここに注意すべきことは、その制度を確立支持した統帥権のないし絶対制君主的天皇観なるものは、明治十一年

十二月五日の「参謀本部条例」中の第六条「其戦時ニ在テハ、凡テ軍令ニ関スルモノ親裁云々」および翌明治十二年十月十日太政官第三十九号達「陸軍職制」中の第一条「帝国日本ノ陸軍ハ一ニ天皇陛下ニ直隸ス」におけるごとく、法制面において規範化されたにとどまり、未だ思想的に具体化され軍隊・軍人へ浸透する迄には至らなかつたことである。この具体化・浸透はのちの「軍人勅諭」の成立を俟たなければならなかつたものである。

註①「桂太郎自伝」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「桂家文書」所收

② 徳富猪一郎編『公爵桂太郎伝』乾巻、三七六―九頁、および『法規分類大全』第一編、兵制門二、陸海軍官制二、陸軍二、四二〇―二頁

③ 松下芳男『明治軍制史論』下巻、三―九頁

④ 可愛嶽における薩軍の脱出は、官軍の失敗にして九仞の功を一簣にかいたものとして山県は責任を痛感するとともに、「時運の然らしむる所なきにあらざるも、豈に軍機参画の宜きを得ざる所あるに因らざるを得んや。是を曠天の憾とす」といつている（『公爵山県有朋伝』中巻七一六―七二二頁）。また官軍の進軍部署が混乱し、各隊の間に区域侵害の争論が絶えなかつたことについては、三浦梧郎（観樹、当時広島鎮台司令官として出征）の「西南戦争の逸事」（政教社編『観樹将軍回顧録』一一四―六頁）参照

⑤ 藤田嗣雄『明治憲法論』六四・六六頁、なお以上の『桂太郎自伝』および『陸軍省上申』が軍事的理由のみを挙げていることは、資料の性質上また当然と見なすことができよう。

⑥ 前掲「桂太郎自伝」（『桂家文書』）

⑦ 前掲「公爵桂太郎伝」乾巻、三三三頁以下

⑧ 前掲『明治憲法論』一〇七頁

⑨ 「三条家文書」所收、本資料は軍制史上重要であるので全文を紹介しておく。すなわち本文引用につづいて以下のごとく記されている。

「故ニ侍臣ニモ亦必ス文武ノ両官ヲ駢置セラレン事ヲ乞フ、即チ侍中

武官ノ設立是ナリ、抑侍中武官ノ職タルヤ一切ノ兵事ニ於テ旨ヲ承ケ詔ヲ宣スルヲ掌リ、其戦時ニ在テハ其職一ニ將官ニ属スル参謀官伝令使ノ如キモノナリ、其職掌載テ陸軍省職制中ニ在リ、該官ヲ設置セラ、ニ於テハ全軍ノ事情ノ自ラ上達シ易ク、聖慮ノ在ル所モ亦自ラ全軍ニ下達シ易ク、其平時ニ在テハ丹墀ノ下ニ侍シテ軍法御講究ノ一助ニ供シ、戦時ニ在テハ帷幄ノ末ニ列シテ謀猷ニ参スル等其裨益少ナカラサル可シ、今ヤ之ヲ外国ノ制ニ倣スルニ亦自ラ類例アリ、請フ之ヲ陳セン、乃チ独乙帝國ノ事例ヲ按スルニ陸軍省参謀本部ノ外軍務内局アリ、又皇帝ノ大小副官アリ、常ニ内廷ニ出入シテ軍事ニ関スル事ヲ掌ラシム（別ニ訳書ヲ付シテ参考ニ供ス）、其他ノ帝王國ニ在テモ亦概シテ侍中武官ヲ置クノ例アリ、況ンヤ本邦ノ如キ既ニ参謀本部ヲ置キ帷幄ニ参画セシムルノ制度ヲ建テラレンニ於テハ、侍中武官ノ設立緊要タル言ヲ俟タサルナリ、而シテ再ヒ申請ヲナス可キ者アリ、其事ハ乃チ聖上ノ兵事ヲ親裁シ玉フニ於テハ私事ノ如ク殊更懇到ナラン事ヲ伏願スルニ在リ、如何トナレハ日本帝國ノ陸海軍ハ直ニ天皇陛下ヲ大元帥トナシ、陛下ノ恩威ニ依リ國家保護ノ重任ヲ負担スルヲ以テ、全軍士氣ノ興廢ハ一ニ陛下ノ施為ニ因テ変スル者ナレハナリ、故ニ今茲ニ陛下ノ兵事ニ関シ親臨シ玉ハン事ヲ乞フ所ノ事項ヲ奉テ之ヲ別紙ニ登録シテ以テ上呈ス、伏シテ願フ猶此他時ニ臨ミ宜キヲ制シ、軍事皇張ノ基ヲ開キ玉ハン事ヲ、倦々ノ至ニ勝ヘス、敢テ稟答ニ具ス

明治十二年四月
 陸軍中將 大山 巖
 陸軍卿 西郷 従道

太政大臣 三条 実美殿
 右大臣 岩倉 具視殿

なおこの答申書の別紙には天皇の軍事親裁事項を恒例之部・臨時之部に分つて記し(前者には「陸軍始整列式へ親臨ノ事」「天長節整列式へ親臨ノ事」等十二項、後者には「省部砲廠へ臨御之事」「士官学校戸山学校及ヒ教導団等へ臨御之事」等四項)、また「独逸皇帝ノ大副

官并小副官」および「皇帝軍務内局」の制度を掲げている。因みに侍中武官のことは明治十二年十月十日「陸軍職制」第十七・十八条に記載されたが、侍中武官条例は発布に及ばずして罷み、また軍務内局も設置には至らなかった。

(10) 藤田嗣雄「井上毅の憲法立法への寄与」、「日本学士院紀要」第二二卷、第二号、八六頁

(11) 『法規分類大全』兵制門二、陸海軍官制二、陸軍二、四二二〜三頁

(12) 右同書、兵制門一、陸海軍官制一、陸軍一、二八七頁

第三節 西周による軍人道德の形成

前節における「統帥権の独立」に関する考察のあとをうけて「軍人訓誡」に関する考察に移るに先立って、西周の軍人道德形成への努力を明かにしておく必要がある。陸軍卿山県が歴史的・時局的両課題に対処して、「統帥権の独立」という制度的解決に邁進するとともに、他面、軍紀の肅正、軍人道德の確立のために腐心していたことは、さきに引用した内務卿伊藤博文宛書翰(本章第一節)にも見られた通りである。しかし軍人道德の内容をいかなるものとすべきかという問題は、近代軍隊の本質を理解するとともにわが国の道德的伝統にも顧慮を払はねばならず、内外の軍事・思想の両方面において識見精到にしてかつ思慮高邁な者にしてはじめて解決可能となるものであった。ここに山県を援けて軍人道德の形成という重要問題の解決に登場したのが西周(文政十二(一八二九)・二・三〜明治三十(一八九七)・一・三十一)である。西は津和野藩医の家に生れ、早くから蘭学に志し、ついで蕃書調所に入って西洋の法律学・哲学にふれ、文久二年(一八六二)津田真道らとオランダに留学、政治・経済関係の五科を学習し、帰国後は幕命で万国公法を翻訳出版し、また徳川慶喜のために憲法草案を起草し、明治元年、沼津兵学校頭取となった。当時兵部省では近代軍制の整備のため外国

兵制の調査を必要とし、山県はその任に当る人材を見出すのに苦心していたさい、勝安芳の推薦によって、明治三年（一八七〇）九月兵部省出仕少丞准席となり、翻訳局にあって山県のもとで「徴兵令」制定に参画し、明治五年二月陸軍大丞、明治六年三月陸軍省第一局第六課長、明治十年一月陸軍省四等出仕、参謀局第三課長兼第一局第六課長、明治十一年十二月参謀本部出仕を歴任した。しかも一方では明治三年十一月私塾の育英社を開いて「百学連環」を講じ、明治六年明六社組織に参加し、「明六雜誌」に幾多の論文を発表して、明治初期啓蒙期の学者として第一人者の観があつた。

西の軍人道德形成への努力とその成果を示すものに「兵家德行」がある。「兵家德行」は、かれが明治十一年二月十九日に偕行社内の燕喜会において将校を相手として第一回の講演を行い、回を重ねること四回、同年五月二十一日に終了したもので、講演の内容は「内外兵事新聞」第一三二・一三六・一四〇・一四五号に連載され、同年十月同新聞の第一六六号付録として印刷され、「軍人訓誡」と同じ体裁の小冊子として広く軍隊内に頒布されたようである。「軍人訓誡」は後述するように山県が西に起草を命じて成立したものであるが、この「兵家德行」と「軍人訓誡」との成立の先後関係については一応亘理章三郎氏がすでに述べられているごとく、「兵家德行」がまず成つて、然る後に「軍人訓誡」が起草されたものか、あるいは「軍人訓誡」を起草するために、軍人道德が研究せられ、一面に「兵家德行」が出来たものかわからないけれども、時日の関係からいとうと、「兵家德行」の発表は明治十一年五月二十一日に完了し、「軍人訓誡」は後述するごとく同年八月の日付をもつたものであるから、「兵家德行」の方が先に成つたと考えられる。

したがって、「兵家德行」は「軍人訓誡」起草当時における、西の軍人道德に対する根本的な立場・思想を示すもので、それを通じて西が軍人道德の形成上いかなる寄与をなしたかが判明する。ここで「兵家德行」における西の所説に立入らねばならない。かれはそこにおいて近代軍隊の特質は「所謂『メカニズム』ニテ器械仕掛ト云フコトナリ」とし、たんに武器の器械化であるのみでなく、軍隊組織におけるメカニズムにあるとつぎのごとくいっている。「人ヲ器械ノ如ク用ウ

ル考ヘナリ、即チ千軍万馬モ大将一人ノ自ラ手足ヲ動カス如ク指揮スル考ヘニテ此「メカニズム」ノ意ヲ訳スレバ節制ノ兵ト謂フベシ。」ここに指摘されているメカニズム、すなわち「節制」はいわゆる軍紀——デイスチプリン (Discipline) に相当している。マックス・ウェーバーが近代社会の形式合理性の基礎にデイスチプリンを見出したように、西も亦近代軍隊の内面的本質をそこに見出していた。そしてかかる「節制」は「一ハ規則一ハ操練」によって確立し、「維新以来我カ陸軍ニテ従事シタル目的ハ蓋シ斯ニ在リテ、今日ニ至リ本邦ノ陸軍未タ此事ニ於テ全ク欠ル所ナシト云フヘカラスト雖モ、大凡此目的ニ達シタリト謂フヘシ」とした。しかし今日において「節制」を維持する「法則」が存在すれば「兵家ノ德行」は不必要であるとはなしがたく、かの西南戦争における政府軍の勝利は「節制」にあったが、反面西郷軍が一年近い日月を支ええたものは「士心合一百折挫ケサル所」に存したもので、「節制」と「德行」とは相互に「相対比スル」ところの強兵の二大要素であると見做した。

かれはかかる点から「兵家ノ德行」、すなわち軍人道德を説くのであるが、それを軍人社会の構造上の特殊性から論じた。軍人社会は「所謂オベケアンス即チ従命法」にもとづく社会、ないし「所謂イエラルシーミリテイル即チ軍秩ノ制ヲ設ケテ之ヲ規律スル」社会で、人々が平等の権利を有する今日の政治における「平常社会」、すなわち市民社会とは原則上全く相表裏するところの、「維新前、武家ノ政治」社会、すなわち封建社会に相当すると、その特殊性を設定した。そこで西はつぎのごとくいつている。

「平常社会ニ在テハ、人々大率同一権ヲ主トスト雖モ、軍人ニ至テハ一人モ同一権アルコト莫シ。上将ヨリ下兵卒ニ至ルマテ、官階等級ノ差別アルハ勿論、同官階同等級ノ間ニテハ又停年新旧ノ別異アリテ、長官上官ニ対シ従命法ヲ守ルベキハ勿論、列中ト雖トモ停年多キ者ニハ服従セサルヲ得スシテ、縦ヒ不服ノ事ニテモ一旦ハ其命ニ従フヘシト云フ例規タリ。是ニ平常社会ト相反スル所ニテ、之ヲ譬フレハ平常社会ハ碁ノ如ク、黑白ノ別アレトモ、一石唯一石ノ権ア

ルノミ。軍人社会ハ猶將棋ノ如ク、両馬ノ次ニ金銀アリ、金銀ノ次ニ桂香アリ、桂香ノ次ニ歩アルカ如ク、其権（即チ科目）判然トシテ紊ル可ラサルナリ。是軍秩ハ平常社会ノ秩序ニ比シテ一層嚴ナル所ニシテ、実ニ此制則アルニ非レハ、千万人ヲ統御シテ一身ノ動クカ如キ「メカニズム」ヲ致ス可ラサルナリ。」

このように軍人社会は従命法の支配する社会であるゆえに、まさにそのゆえにこそ部下を統御する将校には従命法と「相表裏シ相輔佐」する「率先ノ徳行」が絶対に必要であるとし、「日本海陸軍ノ士風」、すなわち「将校間ノ風尚習俗」を問題とした。そしてこの風尚こそは學術・技芸、其他法律などの類とは異なるものであって、外国の風尚に倣うことではきない。風尚なるものは、その国固有の性質に関することの多いものであって、「日本陸軍ハ日本固有ノ性習ニ基ツカサルヲ得ス」とした。

この「日本固有ノ性習」に関して、かれは本居宣長の「敷島ノ大和心ヲ人間ハ、朝日ニ匂フ山桜花」の歌を引き、それは「忠良易直」、すなわち「忠トマメニ、良トオトナシク、易トスラリトシテ、直トスナヲナル」ことで、この日本人固有の性習は軍人にも適當の性習で、一般軍人の風尚とすることは最も便易である。しかし一方においては日本人の風尚の中でも捨てなければならぬものがあるといひ、それは「維新以後政治ノ方向ニ由リ、方今方ニ勃興セントスル所ノ風尚」、すなわち民権家風・狀師家風・貨殖家風がそれで、それらの風尚は「平民市井ノ人ニ在リテハ、政治上ヨリ然ラシムル所ニシテ、且由テ国ノ富強ヲ興ス所以ナレバ、此風尚ニ従ハサルヲ得ス、又従ハサラント欲スルモ得サル所ナリト雖トモ、軍人武家ニ在リテハ、自ラ法度ノ別ナルヲ以テ此風習ニ染マサルヲ好シト」した。まず、民権家風を排すべき理由をつぎのごとく論じた。

「民権家風ト云フ事ハ上ニ云ヒシ軍秩上ノ従命法ト相背馳スルモノニテ、平民ニ在リテハ压制ヲ受ケサル為ニ之ヲ主張スルハ勿論ナレトモ、武人ハ出身ノ初メニ、既ニ已ニ身ヲ臣屬ニ委シタレハ、事々必ス日本陸海軍ノ大元帥タル皇上ヲ

奉戴シ、飽マテモ上下ノ序ヲ嚴ニシテ従命法ニ服セサル可ラサルナリ。当今ノ時勢ニテハ旧来覇府ノ制度ト相反シ、政府モカノ專擅圧制ノ法ヲ釐革シ、人民ノ自治自由ノ精神ヲ鼓舞シテ、永ク海外万国ト富強ヲ競ハントスルニ至リタレハ、下人民ニ於テモ自ラ自治自由ヲ以テ精神トナサ、ル事ヲ得ザルハ勿論ナレトモ、凡武人ニ於テハ絶テ此風習ニ染ム可ラサルナリ。固ヨリ平民モ武士モ同シク日本ノ主權タル皇上下ヲ奉戴スルハ同一ナリト雖トモ、民属タルト臣属タルトハ自ラ別ナル所アリテ、幕政ノ時ニテモ百姓町人ハ武家ノ家頼トハ等差アリテ、武家ノ家人ハ一層服属法ヲ嚴ニシタルカ如シ。故ニ方今ニテモ陸海軍々人ハ深ク斯ニ注意シテカノ民権家風ノ自ラ段干木視スル所ニ染ム可ラサルナリ。」

つぎに狀師家風は「法律ノ事ニ通曉シ、他人ヘ対シ敢テ一毫モ自己ノ權利ヲ失墜セサルヲ主トス」るもので、市井の人には趣向すべき風尚であるが、此風尚が一層増長するときは「勉メテ人ノ非ヲ視テ和諧ヲ求メス、譎辯狡猾ヲ貴フニ流レ易キヲ以テ、武人本來ノ風尚、忠良易直ト相背致ス」る。さらに貨殖家風は「商工ノ事ニ従事シ、貨利ヲ殖スル」もので、「近日ノ制度ニ於テハ国内拳リテ斯ニ従事セサルヲ得」ないから市井の人民には尚ぶべき事ではあるが、「武人ニ在リテハ之ト異リ、故ニ猶幕政ノ武士ト称スル者ノ如ク貨利ニ疎キヲ貴フ。蓋シ武官ハ(中略)節儉ヲ主トシテ身ヲ潔白ニ保ツヲ面目トス」べきであるからこれを排すべしとっている。

このように西は、講演の対象とした軍人社会の中核としての将校をもって平民ならざる旧来の武士として考え、したがって平民を主体とする市民社会のイデオロギーは武士たる将校のもつべからざるもので、軍人道德は「忠良易直」でなければならぬとした。しかもこの「忠良易直」は日本人固有の性質であると称せられるが、それが西によって市民社会勃興以前よりの固有のものと思はれるとき、それは実に維新以前の長い武家社会のイデオロギーにほかならなかつた。

さて、この「忠良易直」については西自身すでに早く語るところがあつた。すなわち明治八年三月刊行「明六雜誌」

(第三十二号) 掲載の「ナショナルケネット国民氣風論」に、

「今我カ国人民ノ性質ヲ概シテ之ヲ論スレハ、忠諒易直ナリト謂フベシ。其忠諒ナルカ故ニ、之ヲ歴史上ニ徴シテ〔源氏カ骨肉相残スル等ノ事アルモ〕慘酷ナルコト支那ナトニ比スレハ殊ニ少シトス。其易直ナルカ故ニ、之ヲ歴史上ニ徴シテ〔足利義詮ノ徒アリトモ〕亦支那ナトニ比スレハ少シトス。故ニ此二ツノ者ハ人々ニシテ之ヲ求メタラハ、悉ク然リト謂フ可ラスト雖トモ、概シテ我カ国風民質ヲ論スレハ、蓋シ此美質アリ。本居宣長ノ『式島ノ日本心』ヲ人問ハ朝日ニ香フ山桜花』ト詠セシハ、即チ此易直ノ質ヲ以テ、我カ国民ノ氣風ニ烙記ヲ居エタル者ニテ、流石ニ夫レ者タケ能名状シタル者ト謂フヘシ。然ルニ此忠諒易直ト云フ徳ハ美德ナリト雖トモ、其弊タル亦大ナルコトアリ。（中略）上ニ專制ノ政府アリテ下ニ此人民アリ、專制ノ君上ヲ奉戴シ自ラ奴隸視シ、易直以テ其身ヲ行ヒ忠諒以テ其事ニ任スル時ハ、專制ノ政府ニ在テハ極メテ都合ノ宜キ最上ノ人民ノ氣風ト謂フヘシ。故ニ士タル者ハ三代相恩ノ仇討モ仕ルヘク、戰場ニ臨ミテハ花々敷討死モ仕ルヘク、又三民タル者ハ泣ク兎ト地頭ニハ勝レヌ者ナリト云ヒ、主親ハ無理ヲ言フ者ト思ヘト、畢竟御維新鼎革ノ大業ナト容易ニ出来タルハ聖上聖徳ノ然ラシムル所ト雖トモ、亦此氣風ノ助クル所居多ニシテ所謂其角ヲ崩スカ如クシテ稽首シタル者ナリ。故ニ此国風民氣專制政府ノ下ニ在テハ極最上々無類飛切ノ氣風ナレトモ、外国ノ交際始マリ国内ニテ束縛ノ綱ヲ緩ルメ智力ヲ以テ威力ニ勝ツノ浮世トナリテハ、此氣風即チ福沢先生ノ所謂無氣力ノ人民ナリ、況ヤ民撰議院ナト興サムト欲スルノ日ニ至テハ第一ニ差支トナルハ此氣風ナリ」と述べたことがある。

この「^{ナショナルケレクトル}国民氣風論」は、その主旨において、従来の「忠諒易直」の氣風が近代市民社会を形成する上で障碍となるから、この氣風を斥ける必要を主張したものであるが、今や「兵家徳行」論においては、この專制武家社会を支配した氣風が、かえって近代軍人社会の尚ぶべき氣風として主張されることになったものである。

以上、述べたところから、西が軍人社会の本質を従命法すなわち階級秩序の維持に見出し、その階層的社會構造・統制

支配の形態において武家社会と同様であると考へ、軍人社会を維持する道德的觀念として武士的イデオロギーを軍人に注入せんとしたことが明かである。もとより武士的イデオロギーを注入するといっても、武士の倫理の最も中核をなす「忠」は多元的な封建領主への「忠」であつたから、そうした多元的な主従關係を修正することを必要とした。さきの民権家風排斥の理由を述べた箇所を示されているように、全ての軍人を「大元帥タル皇上」すなわち天皇との臣属の關係に切りかえて、そこに天皇の前において全ての成員を平等の立場におき、旧封建武士社会における門閥身分制の意識を克服しつつ、新たな官等等級の階層秩序を通じて天皇への「忠」に集中一元化しているのはそれである。

このようにして軍人社会が、市民社会すなわち天皇への民属社会と異つて、天皇への臣属社会であると規定されたことによつて、上官の命は直ちに朕が命令であるとの後の「軍人勅諭」における絶対服従の論理が成立し、また士族ならざる平民も国民徴兵制にもとづいて入隊し、臣属社会の一成員となることによつて、武士的イデオロギー体制の中に組入れられざるを得ないことになり、いわば武士的イデオロギーは従来の荷担者である本来の武士すなわち士族のほか、平民をもその荷担者とし、ひろく国民的イデオロギーにまで止揚される途が開かれた。

以上のように見てくると、軍人道德形成史上における西の寄与は、当面の課題であつた軍隊の精神的統一のための思想的基礎を、封建社会にその本来の故郷をもち、封建社会の崩壊の特異性にもとづいて伝統として存在していた武士的イデオロギーに求め、これに近代的粉飾を行ない、新たに近代軍人道德として再編成し、さらに国民道德にまで高める途を開いた点に存した。こうして封建武士階級の社会的消滅にかかわらず封建武士道德が近代に再生しえたのである。

ただ以上に見られる西の所論における問題は、西が国家に思想的に相互に他を排斥する異質の市民社会と軍人社会との並立を認め、しかも両者がいかなる關係で進むかについて明確な論及をしていない点である。一国家に思想的に異質の二つの社会の並立を認めることは、それ自体国家秩序の分裂を招くものであり、しかも両社会は国民徴兵制という通路によ

つて結ばれる以上、兵役につく多数の平民によって市民社会の風尚が軍人社会へ浸透し、また逆にかれらの除隊・復帰によって軍隊社会の風尚が市民社会へもたらされ、両社会の並立は困難となるべき運命が予想されるものである。西にはスペンサーのような軍事型社会から産業型社会への進化の思想は見られず、この問題点に関する論及がないのは、当時富国強兵政策が強力に推進され、富国面における市民社会の建設と、強兵面における軍人社会の建設とが相並行して進められ、未だ両社会の対立・矛盾が現実化しなかった時代的趨勢の然らしめるものであったといふことができよう。しかし、西が軍人社会と市民社会との社会構造・思想構造上の相異・矛盾を早くも指摘したところに、時流に先んじたかれの啓蒙哲学者としての見識を認めるべきであろう。

ともかく、西の存在によってわが国における近代軍人道德が基礎づけられたのである。

註(1)「西周伝」(『鷗外全集』著作篇第一一巻)、「公爵山県有朋伝」中巻、

二〇九頁、拙稿「西周」(『日本近代史辞典』四四三頁)参照

(2) 大久保利謙「西周の軍部論」(『日本歴史』第四五号)、互理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」八三―四頁

(3) 以下の「兵家徳行」の引用文は「内外兵事新聞」第一六六号付録によ

る。なお「兵家徳行」の全文は互理氏前掲書、一九九―二一八頁に収録されている。

(4) 『明治文化全集』第一八巻、雑誌篇、二〇七―九頁

(5) 中島重「スペンサー」一九〇―二〇八頁

第四節 軍人訓誡の起草・頒布

西の「兵家徳行」の成立によって、陸軍卿山県が軍人道德確立のための具体策を実施することが可能となり、さきに述べた明治十一年八月の竹橋騒動の勃発を契機として、「軍人訓誡」となって結実した。「軍人訓誡」は、かの参謀本部独立に関する「陸軍省上申」に四日遅れた、明治十一年十月十二日、陸軍卿山県有朋の名において陸軍部内に頒布されたが、その日付は竹橋騒動勃発と同月の明治十一年八月となっている。

山県の命によって西周が「軍人訓誡」を起草したことは、現にその草案が西家文書に残っていることにおいて立証される。しかし山県が軍人道德確立の具体化としていつから「軍人訓誡」頒布の意図を抱き、その起草についての準備に乗り出したかは明確ではない。ただ山県と西との密接な関係を考慮すると、前節に引いた亘理氏の考察にも少しく示唆されているように、さきの西の「兵家徳行」は、当時すでに「軍人訓誡」の頒布を計画した山県の意をうけて、西がその起草準備のために軍人道德を研究した成果であったかも知れない。この推測に立つと、「軍人訓誡」は恐らく「兵家徳行」の講演が終了した明治十一年五月前後から起草に着手され、八月には完成していたことになる。ここで西家文書によって西の軍人訓誡草案を掲げよう。(傍線は草案における加筆部分、()の部分は削除抹消、□は書き損じの文字を示す、△の記号は草案のまま、〔 〕の数字は註において頒分本との相異を示すために筆者が付したもの、なお草案に即してとくに新旧両漢字を混用し、また句読点は草案にはないが筆者が付した。)

我帝國日本陸軍ハ、維新鼎革ノ盛時ニ際シ、舊來(往昔)ノ制度ヲ一變シ、海外ノ所長ヲ採リテ新タニ創立スル所ニシテ、^{〔二〕}今(近)日ニ至リテハ百度幾ト緒ニ就キ、比年各地征(騷)討ノ役ニ於テモ皇軍武張威揚リ、醜類懾服シテ速カニ戡定ノ功ヲ奏シタレハ、誠ニ國家ノ干城トモ謂フヘク(トシ)恃ムヘキノ事タリト雖トモ、未タ十全ノ地位ニ至レリトハ謂フ可ラス。然レハ我ガ陸軍總體ニ於テ、猶逐年學術ノ精到ヲ期(要)シ訓練ノ熟達(至)ヲ要スルハ、固ヨリ言ヲ待タサル所ニシテ、軍人タル者ハ上下ト無ク深ク此旨趣ヲ體認シテ日ニ月ニ我カ陸軍ノ進歩(皇張)ヲ宗トシ、威名ノ隕ス可ラサルノミナラス、^{〔一三〕}猶更皇張ヲ意トセサル可ラサルナリ。然リ而テ陸軍法制區畫ハ、前モ云フカ如ク頗ル緒ニ就キタリト雖モ、^{〔一四〕}是唯外形ニ関ハルノミニシテ、殊ニ其内部ノ精神ニ至リテハ、發達猶未タシ(□シキ□無)ト謂フヘシ。是畢竟維新以來十年ノ星霜ヲ歴ルモ(ト雖トモ)、百事新設ニ属スルヲ以テ未タ練熟ニ至ラサルノ廉多キ(ク)ハ(且)勿論ナリト雖トモ、就中三軍(精人)ノ精神ニ至リテハ未タ其萌芽ヲ見サル者アリ。是國家士ヲ養フ百年ノ久シキヲ歴ルニ非レハ、^{〔一五〕}俄カニ之ヲ

一朝一夕ニ求ムルモ亦得可ラサル所ナリト雖トモ、今ニ及ンテ之ヲ忽カニセハ、将何レノ時ヲ待ン。蓋シ百事ノ成立ハ猶人身ノ成立ノ如シ。幼稚ノ時ニ方リテハ、唯乳養惟務メテ其幹軀ノ健剛生長ヲ求ムト雖トモ、稍長スルニ及ヒテハ精神ヲ培養シ禮讓ヲ知ラシムルコト少ク可ラサル事ニ属ス。今我カ陸軍ハ方サニ長スルノ少年ノ如シ。外形ノ強壯既ニ緒ニ就クモ(テ)、内部ノ精神未タ充實ヲ見サルナリ。是所謂(此時)知慧アルモ勢(時)ニ乗スルニ如カス。磁器アルモ時ヲ待ツニ如カサル者ニシテ、今日ニ在リテハ唯此時ヲ然リトスル者アリ。ソレ(蓋シ)外部ノ成形ト内部ノ精神トハ、必ス相待テ(相)偏廢ス可ラサルコト(者ニシテ)片翼ノ鳥ノ(鳥ノ片翼ノ)飛フ能ハ(可ラ)スシテ片輪ノ車ノ(車ノ片輪ノ)行ク可ラサルガ如ク(シ)、諸ヲ白刃ニ譬フルニ、銅鑰鉛錫モ其外形ヲ模ス可ラサルニ非スト雖トモ、鋼鐵ノ質アルニ非レハ竟ニ其用ヲ為サ、ルカ如シ。今規則(法制)操(練)法(故ニ軍人ノ精神)ハ外軀骨肉ナリ。(六師ノ)精神(□)ハ此外軀ヲ活用スル(腦髓)ナリ。故ニ軍人ノ精神ハ六師(軍)ノ根本タレハ(ナリ故ニ)苟モ精神ニシテ(ノ)振ハサル時ハ、規則其密ヲ極メ操法其精ヲ盡(悉)ストモ亦之ヲ奈何トモ為ス可ラサルナリ。然リ而テ軍人ノ精神ハ何ヲ以テ之ヲ維持スト言ハ、忠實勇敢服従ノ三(大)約束ニ過キス。是軍人ノ精神ヲ維持スル三大元行ニシテ、苟モ忠實ナラスンハ、何ヲ以テ我カ大元帥タル皇上(□)ニ對シ奉リ國家ニ報スル所アラン。苟モ勇敢ナラスンハ、何ヲ以テ戰鬪ニ臨ミ危險ヲ冒シテ功名ヲ成サン。苟モ服従ヲ主トセサレハ、何ヲ以テ軍隊ヲ維持シテ三軍ヲシテ一身ノ如クナラシムルヲ得ン。是三ツノ者ハ一ヲ缺クモ軍人ノ精神(ノ)不(ヲ失フ所)ニ具ハラ(ニ)サル所アリテ、譬ヘハ人身ニシテ耳目四支ノ一ヲ缺ケハ、(全)其活動随テ自由ナラサルカ如シ。縦ヒ百萬ノ軍勢ニ授クルニ、堅甲利兵(器)ヲ以テスルモ亦何ノ用ヲカ為サン。蓋シ此三元行(ノ)軍人ノ精神ヲ維持シ、徳義ヲ成立スルハ(獨リ)我カ陸軍ニ於テ今日特ニ之ヲ要スルニ非ス。(歐米各國ト雖トモ此ニ異ナルコト能ハス其言ニ曰ク)我カ國古來ヨリ武士ノ忠勇ヲ主トスルハ言ヲ待タサル事(所)ニ(シ)テ、忠臣勇士ノ龜鑑タルヘキ者世々之無キハ莫ク、歷代ノ汗青ニ乘シ千載ニ灼々タル所ナリ。就中舊幕ノ時代マテハ、武士ハ四民ノ上ニ列シ、

忠勇ヲ以テ君上ニ奉仕シ、名譽廉耻ヲ主トスル事タリシ(ルハ)ハ、今ノ俚言俗諺ニ徴シテモ明カニシテ()、維新以來幸ニ開明ノ治ニ逢ヒ、^(四〇)四民ノ中何タルニ()ヲ拘ハラズ、軍籍ニ列スルコトヲ得ル(事)ニ至リタレハ、縦ヒ世襲ノ武士タラストモ其名ヲ(身ノ武)軍籍ニ列スル者ハ、武士タルニ相違無ク、武門ノ習ヒニテ忠勇ヲ宗トスヘキコトハ言フマテモ無キ事ナリ。況ヤ我日本帝國ノ人民ハ、忠良ト驍勇トヲ以テ、^(四二)萬國ニ勝クレタルコト彼此ノ史乘ニモ著シキ事ニテ我々ノ祖先ヨリ受ケ傳ヘテ(タル)我々ノ血脈中ニ固有スル遺物ナレハ、永世之ヲ保存シテ子々孫々ニ至ルモ不忠ト卑怯トノ汚名ヲ以テ、^(四三)此遺物ニ傷クコト莫キハ、我々ノ共ニ願フ所ナラスヤ。今ソレ忠實勇敢ノ二元行ハ我々祖先ヨリノ()遺賜ニシテ人々資質ノ中ニ存スル者ナレハ、^(四四)遽カニ學ヒ得ヘキニ非スト雖トモ、苟モ之ヲ以テ平素ノ志トナシ流離顛沛食頃ノ間モ此規ニ離ル、コト莫キ(カランコト)ヲ宗トセハ、^(四七)豈(為レ)難(キノ)事トセン(ナラン)ヤ。況ヤ故意ニ(不)忠厚ナラサル()事ヲ企テ構ヘテ卑怯ニ類スルノ(親愛ニ背ク)事ヲ行フハ、亦有ル可ラサルノ事タルヲヤ。又服從ニ至リテハ、人々能學ヒ得ヘキノ事ニシテ、人苟モ自己ノ我意ヲ抑制シテ、^(四九)唯上官ノ命、老功ノ言ニ惟從ヘハ即チ服從ノ道立ツ。亦硬險能シ難キノ(難)事ニ非ルナリ。蓋シ服從ハ一伍一隊ヨリ、三軍六師ヲ編制スルニ、之ヲシテ整々相連結セシムルノ帶索ノ如シ。故ニ西人ノ言ニ曰ク、服從ハ大厦高堂ヲ構スルニ各個ノ煉瓦(火石)ヲ固結スルノ石灰ノ如シ。是無クンハ土崩瓦解立トコロニ至ランノミ。是ヲ以テ其軍服從ノ法立テ秩(倫)序ヲ紊ルコト無キ時ハ、^(五二)未タ戰ハスシテ必勝ノ兆光其旗面ニ燦然タリ。之ニ反スレハ勢躓キ(挫ケ)軍岨ス、^(五三)坐シテ待ツヘキノミト。是ヲ以テ右ノ三大元行ハ、軍人ノ精神ヲ維持スルノ三約束ニシテ、軍人法制ニ遵(從)ヒ、運動ニ熟シ、勉(精)勵シテ服役スルニ於テ(モ)、此約束ヲ服膺セハ、名譽ヲ受ケ面目ヲ耀カシ、其勉勵ノ功效現ハルヘント雖トモ、苟モ斯ニ缺ル所アラハ、徒勞ニ屬スルヤ必セリ。是此三大元行ハ、陸軍ニ在テ、上下ト無ク、貴賤ト無ク、堅ク服膺スヘキ所ニシテ、^(五五)陸軍總體ニ関スル所ナリト雖トモ、^(五六)就中將校ハ精神ノ舍ニシテ、己レヨリ部(他ノ)下ノ精神ヲ提起シ、感化シ、又培養スル者ナレハ、率先シテ斯ニ

注意スヘキハ勿論ノ事ナリトス。然ルニ此軍人精神ノ事ハ、平素布達公告スル軍中ノ法度紀律諸規則トハ固ヨリ其類ヲ〔五九〕異ニスル者ニシテ、法度規則ハ専ラ外部成形アルノ事ニ係ハレハ一層曉り易ク、又之ニ背ク者ハ各自ノ律法アリ、處治〔六一〕アリテ相終始スル所アル者ナリト雖トモ、精神維持ノ方法ニ至リテハ、各自軍人ノ心術〔上〕ニ存スル所ニシテ、固ヨリ成形ノ見ルヘキ無ク、之〔〇〕ニ反スルモ青罰ノ施スヘキ無シト雖トモ、内ニ誠アレハ必ス外ニ顯ハルル理ニシテ、幾微ノ存スル所モ久シク積メハ〔ウシテ〕、竟ニ掩フ可ラサル者ナレハ、自然衆人ノ指目スル所トナリ〔〇〕、此約束ヲ遵守スル輩ハ、必ス稱譽ノ模範トナリテ、其結果ハ衆人ノ信用欣慕ヲ來〔致〔來〕〕シ、約マル處、其身ノ幸福ヲ致ス〔招ク〕ニ至ルヘク、又此約束ニ違背スルノ人ハ、必ス擯斥ノ淵叢トナリテ、其結果ハ衆人ノ咨嗟怨憎ヲ招キ、詮スル處、其身ノ不幸ヲ買フニ至ルヘシ、是各人平素ノ行狀ニ於テ、冥々ノ中モ深ク畏懼儆戒セサル可ラサル所ナリ。然リ而テ此等心術上ノ委曲ニ至リテハ、一々法則ヲ掲ケ示スコト甚難シト雖トモ、唯三大約束ノ大要領〔ノミニシテ〕ノミニシテ、其條目ヲ述ルコト無レハ、着〔或ハ〕手ノ際或ハ茫漠ノ患莫キコト能ハス。故ニ今尋常ノ行事ノ間ニ就〔〇〕テ、尤モ至近至切ナル者ヲ擧ケテ、之カ〔ヲ〕勸誡ヲ示スコト左ノ如シ。

一、軍人タル者〔ハ〕、

〔七二〕
聖上ノ御事ニ於テハ、縱ヒ御容貌ノ事タルトモ一言是ニ及フヲ許サス。衛兵其他ノ事ニテ接近ヲ得ルモ終始恭敬ノ意懈ルヘカラス。

一、武官ニ對シテハ、海陸軍其他警視部兼官等ノ別ナク、其服章ヲ照シ、軍秩ノ序ヲ從〔追〕ヒ、相當ノ會釋ヲナスベキ

ハ勿論、相應ノ敬意ヲ以テ應對シ、服章ナキ時ニテモ己カ知ル所ノ人ニ於テハ此意ヲ缺ク可ラス。〔七四〕

一、海陸軍警視ノ兼官等〔等ヲ〕差別ナク、大凡同官階同等級ノ人々ハ、稠人廣坐中ニテモ、自ラ他文官ヨリモ同一軍

人タルヲ以テ、親懇〔炙〕ノ意ヲ表スヘシ。如此クスレハ、勤務上ニ於テモ自ラ便利ナルコトアルヘシ。〔七七〕

一、諸官省縣ノ官員ニ(モ)對シ其知ル所ハ、相當ノ會釋ヲナシ、敬意ヲ表スヘシ。是其人ヲ敬スルヨリモ朝廷ノ官職ヲ重ニスル所以ナリ。

一、平人ト雖トモ、維新後ノ制度ニテハ皆同一權利タレハ、之ヲ待スルコト丁寧ナルヘキハ勿論、就中華士族ハ國制ニテ立テ置ル、類別ナレハ、私交ニテハ丁寧ニ扱フヘシ(クキ)。但シ公務上ニテハ、特ニ令規アル事ノ外ハ此限りニ非ス。

一、昔時ハ士族ノ者帶刀(佩劍)ヲナシ、平民ニテモ一刀ヲ許サレタレトモ、近ク廢刀ノ令下リテ以後(タレハ)ハ、凶器ヲ帶スルハ軍人ニ限りタルコトナリ。而シテ此凶器ハ己レ凶暴ヲ逞クスルノ器ニ非スシテ、他人ノ兇暴ナル者ヲ防クノ器ナリ、故ニ佩(帶)刀ヲ禁セラレタル人(士族(弱卒))民、兇暴者ノ為ニ凌轢セラル、時ハ、其兇暴ヲ制壓スルコト軍人ノ本分ナリ。然トモ事物ニハ順序アル者ニシテ(ナレハ)、陸軍ノ軍人ニテ直チニ其兇暴ヲ制スルノ任ニ非レ(ナケレ)

ハ、謾リニ喧嘩爭鬪等ノ場ニ立チ入り之ヲ制止スヘキニハ非レトモ、場合ニ寄リテハ制止ノ助ケヲハ為ス(ヘキ)トモ、絶(曾)テ爭鬪ノ相手(目的)トハ成ルヘカラス。

一、警視(弱ヲ扶ケ)ノ官ハ、尋常ノ非違ヲ監察スル職ニシテ(官ナレハ)、公務上ニ於テ往々陸軍ノ扶助ヲ要スルハ諸令規中ニモ見ユル如ク、同シク兇暴ヲ禁スルノ備タレトモ、唯事ノ輕重ニ依リテ職分ノ別アル所ナレハ、公務外ト雖トモ時合ニ由リテハ(ニテモ)警視官ノ及ハサル所アレハ、軍官ニテ扶助保護ヲ假スヘキ義アリ、是ヲ以テ平常ヨリ和諧スレ

ハ、両力相合シテ國中ノ靜謐ノ護シ、人民ノ安全ヲ保ツ為ニ大利益アリトス。是瑣末ノ私憤ハ棄ルトモ、大本ノ公義ヲ省ミサル可ラサル者ナリ(ナレハ)、況ヤ自ラ其非違ノ目的トナルニ於テオヤ。是慎マサル可ラサル所ナリ。

一、官省諸廳署府縣廳ノ類ハ、皆公ノ官憲タレハ、其規則指令若クハ照會ノ事等一層念入レ取扱フヘク、又人(平)民ニ屬スル某ノ會社銀行等ノ諸規等モ敢テ輕蔑スヘキニ非ルナリ。

一、朝政〔九八〕ヲ是非シ、官省ノ布告布達諸規ヲ侮慢譏刺〔九九〕ス〔一〇〇〕ル等ノ舉動ハ、軍人ノ本分ニ背馳スルコトニテ、一人之アル

ハ衆皆尤ニ傲ヒ、竟ニ在上ヲ輕蔑スルノ意ヲ生シ〔一〇一〕、其流蔽測ラレサル者アリ。軍人ト雖トモ、朝政ノ利害ニ於テ真ニ觀

ル所アラハ、穩當ナル方法ニテ其意ヲ達スルコト難キニ非ス〔一〇二〕。然ルヲ喋々論辯ヲ逞〔一〇三〕ウシ、動モスレハ時事ニ慷慨シ、

民權ヲ主張スナトト唱へ、本分ナラサル事ヲ以テ自ラ信シ〔一〇四〕、書生ノ狂態ヲ學フ等ノ事アル可ラス。且軍秩ノ次序ヲ歴ス

シテ建言ヲナスモ許サレサル所ナルヲ〔一〇五〕（ニテ）、況ヤ所管ナラサル官憲ニ對シ建言等ヲナスヲヤ。是〔一〇六〕（モ）勿論禁制タルカ

上ニ、新聞雜誌ニ匿名書等ヲ投シ、時事ヲ論スル等モ亦本分外ノ事タリ。畢竟軍人ハ軍籍ニ列スルノ初メニ皇上ヲ奉戴

シ、朝廷ニ忠ナランコト誓ヒシ者ナレハ、一念ノ微モ此本心ニ背クヘカラス〔一〇七〕。

一、同僚同輩又兵〔一〇八〕（徒黨ケ間敷事ハ）士ノ同隊同伍戰友等ノ間ハ、勿論親懇ノ交リヲ為シ、總テ老功ノ者ハ新入ノ者ニ丁

寧ニ教導ニ〔一〇九〕（ヲ）任シ解釋ヲ與ヘ（解釋ヲ與ヘ教導ニ〔一一〇〕（ヲ）任シ）（苛酷）、公務上ノ事ハ嚴重ナルヲ主トスルトモ、苛酷ノ振

舞アル可ラス。又新入ノ者ハ、事毎ニ老功ノ者ニ聽從シテ、抗論ナト為ス可ラス〔一一一〕。

一、同輩ノ交情ニ於テ、親懇ヲ盡スハ言フ迄モ無ク、一旦有事ノ日〔一一二〕（戰場）ニ臨メハ、艱難死生共ニ同ウスル程ノ事ナレ

ハ、其〔一一三〕（〇）産國ハ遠隔ナルモ、一度同隊同伍トナリタル者〔一一四〕（トナレ）ハ勿論、兵種ニモ拘ハラズ〔一一五〕（トモナレハ）、軍人〔一一六〕（〇）

同士ハ何時ニテモ相親愛スルコト兄弟ニモ劣ラサルハ〔一一七〕（ヘシ）勢ノ常ナリ。然リトテ同輩ノ過惡アル時之ヲ掩護セント欲

シテ、却テ〔一一八〕（反テ）其罪ヲ重クシ、或ハ私財ヲ貸シ〔一一九〕（以）テ其借〔一二〇〕（〇）財ヲ支ヘント欲シテ、却テ其債ヲ増加スルニ至ルコト

アリ。此等ハ其初メニ當リ、果斷〔一二一〕（〇）シテ親切ニ異見ヲ加へ、犯セル罪ト〔一二二〕（成丈其罪）成セル債トハ、公義ニ於テ避ク可

ラサルノ事ナレハ、成丈其罪ノ輕カラシコトト、其債ノ加ハラサランコトヲ所希スヘシ。總テ交際ノ間ニハ姑息ノ親愛

ヨリ大事ヲ引起シ、俠氣ノ援助ヨリ其人ノ不為ヲ釀シ為スコト鮮ナカラス。故ニ此〔一二三〕（能）等ノ場合ニ當リテハ、能々後難

ヲ慮リ、其過惡ノ萌芽ヲ〔一二四〕（ニ〇〇）勇猛ニ断絶スルヲ真ニ其人ニ對スルノ親懇ト謂フヘシ。

一、軍人ハ一伍ノ長ヨリ其部下アリテ、上大將ニ至ルマテ部下ヲ遇スルニハ極メテ意ヲ加フヘキ事ナリ。寛大(公務)ノ
 人ハ部下ヲ畏服スルコト難ク、號令モ行ハレサルニ流レ易ク、高明ノ人ハ苛察ニ失シテ部下ノ歡心ヲ得ルコト鮮キ(サ
 ル)者ナリ。是伍長以上(下)ハ自己ノ資質ヲ考ヘテ能々注意スヘキ事ニテ、尋常公務上ニテハ嚴肅端正ニシテ、(辭(詞)
 令ト雖トモ、鄭重謹嚴ナルヘク、公務外又公務中ニテモ休息中ハ、温和和煦親切ノ意ヲ缺ク可ラス。雜談モ必ス禁スル
 二非レトモ輕蔑ヲ受ケサル程ナルヘシ(ナルベシ)。長官ヨリ部下ノ数人へ特別ナル(取別)勉勵ヲ要スル事ヲ命シテ(セ
 ハ)事成ラハ、温言謝辭ヲ述ヘテ之ヲ慰スヘシ。又己ノ失錯ヲ覺ヘハ、部下ト雖トモ、之ヲ謝シテ過ヲ護シ、人ノ信服
 ヲ缺ク可ラス。(一一五)

一、(又)臨機ニ部下ノ糾察懲戒ヲ為サ、ルヲ得サルコトアリ。是甚タ處シ難キ事ナリ。必ス急峻(□)ト苛酷トニ陥ル可
 ラス。(□)勉メテ其理由ヲ説諭シテ公法ノ曲庇ス可ラサルヲ明カシ、其人ヲシテ真ニ自ラ悔悟スルコト有リテ以後ヲ戒
 シムルヲ主トス。蓋シ懲戒ハ本刑トハ別ナル者ニテ、外(嚴)形ノ懲治ヨリモ内心ノ懲治ヲ本(主)意トスレハナリ。

一、軍人ハ寡言ヲ貴フ。(其)容儀ハ肅靜ヲ貴ヒ、動作ハ沈着ヲ貴ヒ、應對ハ詳實ヲ貴ヒ(フ)、飲食財貨ノ事ハ廉耻ヲ貴
 ヒ、器械ノ取扱ナトハ鄭重ニスヘシ。是皆忠實ノ一端ナリ。

一、軍人タル者(ハ)、服従ヲ守ルノ義務ハ曾(絶)テ間断アル可ラス。部下トシテハ(又)軍職ヲ解クマテハ曾(長官ノ令ス
 ル所不條理ナル事ナリ(アレ)トモ、決シテ之ニ對シテ恭敬奉戴ノ節ヲ失フ可ラス。況ヤ公務中ニテハ、之(聊)カ為ニ聊
 モ憤怒ノ情ヲ露ハシ、抗論スルコトヲ得可ラス。然トモ其事真ニ不條理ナリト思フコトアラハ、一度其事ニ(之ニ)服従
 シテ耐忍シタル後ニ、(之ヲ愁)其苦情ヲ訴フルハ許サレタル所ナリ。然レトモ是唯其仕向ノ不條理ナリト思フ(時ノ)事
 ニ限リテ其事柄ノ利害得失ヲ目的トスル訴ヘニハ(ニ)非ルナリ。然レトモ(ルニ)苦情ヲ訴(□)フル前ニハ、其事ヲ百方
 鎮思(シ熟考)シテ自己ノ過慮ナルナキヤ、又意味ノ取り違ヘニテハ無キヤト熟考スヘシ。總シテ我カ兵職ノ事務ハ(初
 限リテ)其
 鎮思(シ熟考)シテ自己ノ過慮ナルナキヤ、又意味ノ取り違ヘニテハ無キヤト熟考スヘシ。總シテ我カ兵職ノ事務ハ(初

頭(多分)、甚々嚴烈ニ見ユルコト多ク、平素郷黨ノ交際ト異ナリ(テ)、運動(中操)急遽ノ機(際)會(ノ時)ハ命令ノ簡短ト嚴厲(直)ナルヲ貴フヲ以テ、屢々新入(部下)ノ兵士ハ意外ニ思フコトアレハナリ。^(一三七)

一、真ニ苦情アリテ愈々不條理ナリト思ヒ之ヲ告訴スルトモ(□)、曾テ服從ノ意ヲ失フコト無ク、(敢)決シテ侮慢輕蔑ノ(□)所行アル可ラス。必ス媒价ヲ求メ其意ヲ達ス可シ。又徒黨ハ軍人ノ重キ禁制タレハ、三人以上出頭スルコト有ル可ラス。且縱ヒ其事数人以上ニ涉ルトモ、之ヲ告訴スルハ其中上席次席(ノ者)二人ニ限ル(タル)可ク、其餘ハ善惡トモニ其筋(長官)ヨリ聞糺シ(等)アル(是ニ関セサルヘシ)迄ハ關係ナキ者ニテ、聽(□)糺ニ及ヒタラハ、各自ノ真情ヲ申述ヘキナリ。

一、兵卒ノ訴告、隊中一定ノ上(長)官ニ對スル時ハ、其伍長ニ申告シテ曹長ニ達シ、曹長ハ之ヲ其小隊ノ司令大尉ニ上申スヘシ。若其伍長ヲ相手取ル時ハ、直チニ曹長ニ申告スヘク(シテ)、又其曹長ヲ相手取ル時ハ其申告(其□)ヲ受ケタル伍長其司令大尉ニ達スヘシ。又伍長勤務上ノ訴告ヲナスモ同様曹長ニ申告ス(シ)ヘク、若其曹長ヲ相手取ル時ハ、直チニ司令大尉ニ上申スヘシ。小隊ノ部下ヨリ其小隊司令ノ大尉ニ對スル訴告ハ、曹長ヨリ其隊ノ中尉ニ達シ、中尉ハ大隊司令官ヘ上申シテ、又別ニ其小隊司令ノ大尉ヘ報知スヘシ。其他同輩同士ノ訴告ハ唯其軍秩上ノ長(官)ニナスノミ。^(一四二)
一、將校訴告ノ事ヲ為サント欲セハ、先ツ紹价推問(ヲ告)ノ道ニ依テ、其當人ニ理由ヲ推問ス(シ)ヘシ。其法其相手ノ小隊司令ナレハ(タル時ハ)、其ノ隊ノ中尉ヲ价シテ之ニ告ケ、大隊司令ナレハ、隊中上席ノ大尉ヲ价シテ(ヨリ)之ニ告ケ、若聯隊司令ナレハ(ヲ)、中佐ヲ价シ、若中佐モ同シク相手方ナル時ハ少佐ヲ价シ、如此シテ隊中聯大小隊ノ士官、多分其紹价ヲ辞セ(シ)ハ、再ヒ勘考シテ始メテ訴告ノ法ニ從ヒ、訴告ハ其相手ノ長(上)官ヘ上申スヘシ。然ルニ此長官モ直接ノ(然レトモ一層高キ)上官ナルヘク、一層超ヘタル上官ナルヘカラス。又愈之ヲ為サント決定シタラハ最後ニ訴告ニ及フ旨ヲ相手ノ長官ヘ報知シ、然ル後始メテ之ヲ為スヲ得ヘシ。(然シ一度不條理ナリト定リタリ訴訟ハ控訴ノ道)

右ノ條々ハ、前ニモ云ヘル如ク三大約束ヲ布演開示スル者ナリト雖トモ、三大約束ハ軍人ノ百行ニ渉ル者ナレハ盡ク之ヲ開示スルコト能ハス。^{△〔二五三〕}今唯其概略ヲ擧クレハ、其余ハ篤ト三大約束ノ意味ヲ領解シテ銘々言行上ニ深く注意ヲ加ヘ其(此)規典(ニ背カサルヲ宗トスヘシ)。^{△〔二五四〕}就中新ニ開示スル所ハ、唯軍人平素ノ行儀ニノミ係ハリ、未タ(ルヲ以テ其)出陣後戰地中ノ事ニ及フニ暇アラス。猶此等ノ諸規ハ追々布下ニ及ヘシト(キ)雖トモ、(平素ヨリ厚ク注意遵)專一(此)之ヲ遵奉スヘシ。果シテ此成規ヲ遵奉シテ三軍能貫徹スルニ至ラハ、我(帝國)日本陸軍ノ精神振ハサルヲ患ヘス。一旦有事ノ日ニ方リテハ、三軍ノ精銳(神ヲ以テ千里ニシテ)敵衝ヲ千里ノ外折キ、我帝國ノ威風ヲ四方ニ煌耀タラシメモ(カサンモ)亦難キニ非サルヘシ(豈此精神ニ非スヤ)。況ヤ各自ノ軍人、能此成規ヲ遵守セハ、陸軍ニ在リテ畢生人々ノ敬愛スル人タルノミナラス、^{〔二五七〕}徵兵ノ如キ他年郷曲ニ還ルモ亦、郷人其德義ニ(行ヲ)推服シテ(地)(曲(黨))矜式スル人タルニ足ラン(タラン)。

頒布本「軍人訓誡」は、右の西の草案に山県が筆を入れ、また西自身その後においてどの程度加筆訂正したか、あるいは第三者が筆を入れたかは詳かでないが、草案とはかなり字句の相違が諸処に見られる。しかし両者は思想的内容において何ら変りはない。今、頒布本「軍人訓誡」によると、その内容は、まず「陸軍法制規則は漸く緒に就きたりと雖ども、唯是れ外形に關はる事のみにして内部の精神に至りては發達猶未だしき事許多なり、是れ畢竟維新以來僅かに一紀の星霜を経て百事猶創設に属するを以ての故なり。就中三軍の精神に至りては未だ其の萌芽だも見るに到らず。(中略)今我が陸軍は方に長ずる少年の如し。外形の強壯既に緒に就くも、内部の精神未だ充実を見ざるなり。(中略)蓋し今日こそ所謂唯此時を然りとする機にして、内部精神の事に注意せざる可からざるなり」といって、從來、日本軍隊の外形が整ったけれども、内部の精神すなわち軍人精神の欠如することを指摘し、今や軍人精神を確立すべき時期に際会していることを明かにしている。それにつづいて、「軍人の精神は何を以て之を維持すると言はば忠実・勇敢・服従の三約束に過ぎず。是

れ軍人の精神を維持する三大元行なり。夫れ苟も忠実ならずんば何を以て我が大元帥たる皇上に対し奉り、国家に報ずる所あらん。苟も勇敢ならずんば何を以て戦鬪に臨み危険を冒して功名を成さん。苟も服従を主とせざれば何を以て軍隊を維持し、三軍をして一身の如くならしむるを得ん。此三つの者は一を欠くも軍人の精神に具はらざる所」といい、「忠実」・「勇敢」・「服従」の三徳を軍人精神を維持する三大元行と称して、その重要性を強調している。

さらにこうした軍人精神は、諸規律・規則のごとく外からの強制・責罰によって維持されるものではなく、「各自軍人の心術に存し」、「内に誠あれば、必ず外に顕はるる理」によって、すなわち軍人各自の内面的自覚によってのみ維持されると説き、そのあとに軍人の守るべき言行を十八か条に亘つて細かく叙べている。そのうち、重要なものとして、「聖上の御事に於ては、縦令御容貌の瑣事たりとも、一言是に及ぶを得ず」とする天皇の絶対神聖視、服章に示される上級老功者には事毎に服従すべしとする「軍秩の次序」の厳守、私事の交際・宴会のごとき「格別に官等の差別を要せざる時も将校と下士兵卒の混ずべからざるは勿論、成るべくは佐尉長部下の等次をも紊らざるを好しとする」官等—身分的体制の確立、「朝政を是非し、憲法を私議し、(中略)動もすれば時事に慷慨し、民権など唱へ、(中略)武官にして処士の横議と書生の狂態とを擬し、(中略)軍秩の次序を歴ずして、建言をなす(中略)是固より重き禁制たり。(中略)畢竟軍人は軍籍に列するの初めに当り、皇上を奉戴し朝廷に忠ならんことを誓ひし者なれば、一念の微も此初心に愧ることなかるべし」とする軍人の政治干与に対する嚴禁など、を挙げる事ができる。とくにこの軍人の政治干与に対する禁止条項が時局的課題に即応し、その他の各諸条項が歴史的課題に相応するものであったことは改めて指摘するまでもない。

さて軍人精神として強調された「忠実」・「勇敢」・「服従」の三者はいずれも古来武士道の重要徳目として説かれてきたものである。したがって訓誡は、「今の軍人たる者は、縦令世襲ならずとも武士たるに相違無し」といい、「旧幕府の時代までは、武士は三民の上に位し、忠勇を宗とし、君上に奉仕し、名誉廉恥を主とする事たりしは、今の俚言俗諺にも名誉

(称揚する所) たることは衆の知る所なり。維新以来幸に開明の治に逢ひ、何種の人民に拘はらず、軍籍に列するを得るに至りたるは、三民に在ても慶幸の至りなり。(中略) されば武門の習ひにて忠勇を宗とすべきは言ふ迄も無き事なり」と説いている。このように武士道の徳目が訓誡の中に持込まれたが、しかしその徳目は近代軍隊の軍人道德として新しい意味づけがなされている。封建武士においても近代軍人においても、敵と戦い勝利を得る点において「勇敢」が説かれることには質的差異がないが、とくに「忠実」・「服従」において大きな相異がある。すなわち武士道の「忠実」は封建的主従関係において武士の主人への没我的な献身の道であり、主人の恩に報いる道であったのが、訓誡ではさきに引用したように「苟も忠実ならずんば何を以て我が大元帥たる皇上に対し奉り、国家に報ずる所あらん」とされて、軍人が天皇に対する道、国家の恩に報いる道とされた。また「服従」はかつては主従関係における武士の、主命に対する絶対的遵奉を内容としたものであったのが、訓誡では「西人の言に云はく、服従は大厦高堂を構するに個々の煉瓦を固結する石灰(セメント)の如し。苟もこれ無れば土崩瓦解立ち処に至る。是を以て其の軍服従の法立て、秩序を紊ること無き時は、未だ戦はずと雖ども、必勝の兆光旗面に燦たり」とされ、近代軍隊の本質ともいうべき階級秩序、ないし軍紀維持の根本原則とされた。ここに「軍人訓誡」のもつ思想的意義は武士的イデオロギーを新たに近代軍隊における軍人精神・軍人道德として再編成し、新意義を付与した点にあるといえよう。これは「軍人訓誡」が西の起草にかかるところから来る当然の成行きであったことは、前節説いたところから理解されるであろう。

以上見てきたごとく、西の起草にもとづく「軍人訓誡」は、さきの「統帥権の独立」と時期を同じくして成立し、歴史的・時局的両課題の道德的側面における解決たる歴史的意義をもち、そこに示された徳目および軍人の言行は、いずれものちの「軍人勅諭」に敷衍ないし集約されるべきものであった。

なお、以上のような軍人道德確立の努力が試みられているとき、相並行して、市民社会の側においても、自由民権運動

の激化や紀尾井坂の変の発生に対処して元田永孚を中心とする侍補群が、前篇に見た道徳的統一の思潮にもとづいて、明治十一年から翌十二年にかけて君徳培養・天皇親政運動を展開し、国民道徳の方向を定めるため国教の樹立に努力を傾け、山県・西らの努力に相呼応していたことを見逃すべきではない。

註(1)「軍人訓誡」の頒布は十月十二日であるが、訓誡の日付は「八月」(日付欠)となつている(『公爵山県有朋伝』中巻、七七九頁)。

(2) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「西家文書」所収

(3) 西の軍人訓誡草案は、『秘録維新七十年図鑑』(昭和十二年八月、東京日日・大阪毎日新聞社発行)において、すでに草案初葉の写真および西周の肖像画の写真を付して紹介されているが、「西家文書」における草案の抹消部分などはこれを無視し、また若干の誤読がある。よつて本文では「西家文書」の草案を忠実に紹介することに意を用いた。

(4) ここに頒布本とは便宜上、『公爵山県有朋伝』中巻、七六四―七七九頁に掲載のものを指すことにする(『明治文化全集』第二三巻、軍事篇にも「明治十一年十月十二日印刷頒布ノモノニ據ル。括弧(…)内ノ文字ハ明治十四年十月正誤セルモノヲ示ス。」と注せられた「軍人訓誡」が収められている)。この『公爵山県有朋伝』のものは「編者云ふ、本文は明治十一年刊行の原本に據りて、正誤の点は之が傍註を加へて是正の跡を明かにせり」と記され、(一)でその是正の跡を示し、また(一)軍人精神の三大元行④(「我が帝國日本陸軍…」以下、「堅甲利兵を以てするも亦何の用をか為さん。」まで)(二)軍人精神の三大元行⑤(「蓋し此の三大元行の軍人の精神を維持し…」以下、「縷述すること左の如し」まで)(三)軍人の言行④(「一軍人たるものは聖上…」の条以下、「一朝政を是非し…」の条まで)、(四)軍人の言行⑤(「一軍人は一伍の長たるより…」の条以下、「一軍人たるもの服従を守るの義務は…」の条まで)(五)軍人の言行⑥(「一真に苦情ありて…」の条以下、末尾まで)と編別している。亘理氏の掲げた明治十四年十月修正

本(「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」二一八―二三二頁および付記参照)および『明治文化全集』本にはこれらの編別がなされていない。亘理氏の付記によると、「軍人訓誡」の「原文は片假名で且つ句読点がない」とされているから、『公爵山県有朋伝』のものも編者が読み易いように平仮名に直し句読点を付し、編別を行なったものであることが判る。筆者の閲覧した別の資料、すなわち末尾に「備考、朱註ハ明治十四年十月正誤セルモノナリ」と記された、「軍人訓誡」も原文片假名で編別がなされず、訂正加筆の部分が明かにされている。この訂正加筆は西周によってなされたもので(大久保利謙「忠節という觀念の成立過程」、『日本歴史』第六五号、一四―一五頁参照)、左のごとき若干の字句の修正に過ぎない。(傍線は原文における朱字の加筆、()の部分は朱点を付して削除抹消したものを示す)

「今日ニ至リテ」「内部ノ精神ニ至リテハ」「今ニ及ヒ(シ)テ」「方向ヲ辨セ(知ラ)シムルコト少カル(ク)可ラ」「古ヘニ云ハク智慧」「偏廢ス可キモノニ非ラ(ス)」「三約束ニ過キス是軍人」「俗諺ニモ稱揚スル所タル(名譽タルコト)」「西人ノ言ニ云ハク」「大夏高堂ヲ構(構)ス」「團結スル(ノ)石灰」「武徳ノ模(模)範」「外ニ頭ハルノ理」「模(模)範トナリテ其結果ハ」「及フヲ得サレハ」「尊崇(恭敬)ノ意」「官職ヲ重ニスル所以ナリ」「往々(ニ)陸軍ヨリ援助」「輕重ニ因(由)テ職分ノ「諸規ヲ評論(譏刺)」「自身本分ノ事(朝政)ノ利害」「スルコトモ難キニ非ス」「深ク戒ムヘキ事タルハ勿論本分ノ事タルモ(且)軍秩ノ次序」「部下ノ模(模)範ニ」「頑(過)護曲庇」「過チテ能ク改ム(其態度ノ良易ナル)」「本人(此者)終始ノ為ヲ謀ル」「恩意ヲ施シテ却テ罪戾」

廉潔節儉ヲ貴ヒ」「自己ノ過慮ニハ無シ(キ)ヤ又意味ノ取違ヘニテハ無シ(キ)ヤト」「急遽運動ノ機会ニハ命令ノ」「又軍曹及ヒ伍長ヨリ曹長ヲ相手取」

右の訂正加筆の結果は亘理氏の掲げた明治十四年十月修正本に一致する。唯さきの『公爵山県有朋伝』に掲載のものは正部分は右の別資料「軍人訓誡」における訂正加筆部分を十分明瞭に指摘していない。これは『公爵山県有朋伝』の編者の正誤是正が不十分であったことに基くのであろう。しかし、ここでは本註の最初に述べたごとく、『公爵山県有朋伝』掲載のものを頒布本として、西の草案と比較し、その相異点を指摘する。なお、この相異点の指摘はつぎのような「軍人訓誡」に対する一部の誤解を解くためにも必要である。小松茂夫氏は「訓誡は西の起案した部分と山県の加筆した部分とが木に竹をつないだような形でならべられてあり、したがって全体として統一がなく、ことに山県の加筆の部分は、竹橋騒動の影きようをはっきりと示して、政治関与の禁止、服従の厳正、有名無実なものではあるが訴告手続の規定、等々を含んでいるが、幕府法や藩法と全く同様に、法律規範や道徳規範が雑然と羅列されているだけである。(中略)西の起案した部分はこうだ」と、さきの編別の軍人精神の三大元行④⑤に当る部分を内容として説いている(「軍人精神の形成過程」、「思想」第三七一号、五五三頁)。これによると、氏は訓誡の軍人精神の三大元行④⑤の部分を西の起案、軍の言行④⑤⑥の部分と見做されているようである。何を根拠にかく述べられたか明かでないが、以下に示す相異点——頒布本において西の草案を修正した箇所——が山県の加筆であると見れば、それは訓誡の全体に及んでいるものであり、西の草案自体も元来、軍人の言行④⑤⑥にまで説き及んでいたもので、氏の所説は資料に即したものでない。

頒布本は「(一)」「我が帝国」とあり、「(二)」「鼎革」の二字なし、「(三)」「テ」なし、「(四)」「幾んど」、「(五)」「威武揚張して」、「(六)」「懾服し姦

賊首を授け速かに」、「(七)」「謂ふべし」、「(八)」「故を以て上下共に依頼し国威依て以て耀けりと雖も、退て内顧すれば未だ十全…」、「(九)」「猶ほ」、「(一〇)」「所なれば」、「(一一)」「進歩を冀ひ威名を損す可らざるのみならず」、「(一二)」「猶更ら一層皇張を謀るを意と…」、「(一三)」「然るに陸軍法制規則は漸く緒に就き…」、「(一四)」「唯是れ外形の事に關はる事のみにして、内部の…」、「(一五)」「未だしき事許多なり。是れ畢竟」、「(一六)」「僅かに一紀の星霜を経て、百事猶創設、「(一七)」「以ての故なり。就中三軍の精神…」、「(一八)」「其の萌芽だも見るに到らず。意ふに此事は國家士を…」、「(一九)」「遽かに」、「(二〇)」「所なれば…、將た何れの時を待んや」、「(二一)」「乳養に務めて」、「(二二)」「求むるのみなれども、其稍長するに及んでは」、「(二三)」「方向を辨せしむることと少かる可らざる…」、「(二四)」「方に長ずる少年…」、「(二五)」「古へに云く、智慧…」、「(二六)」「如かずと、蓋し今日こそ所謂唯此時を然りとする機にして、内部精神の事に注意せざる可らざるなり。夫れ外部の…」、「(二七)」「偏廢す可きものに非らず。如し之を偏廢せば、猶片翼の鳥飛ぶ能はず、片輪の車行る可らざるが如し、又諸を白兵に…」、「(二八)」「其の外形を模す可らざるに非ざれども…」、「(二九)」「竟に…なし、「(三〇)」「脳髓神経なり」、「(三一)」「徒らに活動の難きを見んのみ。然り而して…」、「(三二)」「三大元行なり。夫れ苟も…」、「(三三)」「偏廢するが如く、其活動…」、「(三四)」「自由ならざるや知るべし。此の如くならば百万の軍勢ありて、之に授くるに…」、「(三五)」「此三大元行の軍人の…」、「(三六)」「於て特に今日に始まるに非ず、我が国古来より、…」、「(三七)」「世に無之きは莫く、歴代の青史に垂れて千歳に…」、「(三八)」「旧幕府の時代までは武士は三民の上に位し、忠勇を宗とし、君上に…」、「(三九)」「俚言俗諺にも(名譽稱揚する所)たることは衆の知る所なり、維新以来…」、「(四〇)」「何種の人民に拘はらず、軍籍に列するを得るに至りたるは、三民に在ても慶幸の至りなり。而して今の軍人たる者は、縱令世襲ならずとも武士たるに相違無し。さ

れば武門の習ひにて……〔四一〕「宗とすべきは言ふ迄も……」〔四二〕
「名を四隣に輝かしたること彼此の史乗にも著しき事あるをや。故に
忠勇は我々の祖先より……」〔四三〕「祖先の遺物に傷くることなから
んを願ふは我々の衷情ならずや。今それ……」〔四四〕「速かに之を学
び……」〔四五〕「雖も、苟も……」〔四六〕「造次顛沛の間も此規に……」
〔四七〕「豈能くし難き事ならんや。況や……」〔四八〕「至ては、〔四
九〕「唯だ上官の命惟従ひ、老功の言惟聴き、知らざる所は問ふて、
而して事に就かば、即ち服従の道にして、是れ尤も能し易き事なり。
蓋し服従は、一伍一隊ヨリ六師三軍ヲ……」〔五〇〕「個々の煉瓦を固
結するの衍石灰の如し。苟もこれ無れば……」〔五一〕「立ち処に至る、是
を以て……」〔五二〕「戦はずと雖ども、必勝の兆光旗面に燦たり……」
〔五三〕「軍颯すること坐して待つべき耳と、故に右の三大元行を本と
し、軍人の規則に遵ひ、運動に熟し、服役に勉勵せば、名譽を受け、
面目を輝かすは必然なれども、苟も斯に所あらば……」〔五四〕「抑も此
の三約束は陸軍に在て……」〔五五〕「陸軍総体の武徳精神は斯に立つ
所なり。就中……」〔五六〕「将校は其の精神の舎にして、武徳の模範
たれば、各其の部下の精神を提起し、之を感化せしめ、又之を培養す
るに任じ……」〔五七〕「勿論なりとす。〔五八〕「此等軍人精神の事
は、平常時々布達公告する所の陸軍の……」〔五九〕「類を同うせざる
者……」〔六〇〕「外部成形の事に係れば、固より睨り易し。又……」
〔六一〕「各種の処置ありて、〔六二〕「無き者なり。然れども内に……」
〔六三〕〔六四〕「此の約束、〔六五〕「其の結果、〔六六〕「是れ人各
々平昔の……」〔六七〕「中と雖ども……」〔六八〕「可ラサル」なし、
〔六九〕「然るに、此等心術上の委曲に至ては、一々細則を掲げ示すこ
と甚だ難し。且唯三大約束の……」〔七〇〕「其の案目を挙示せざるも、
老功の軍人に在ては、素より洞悉せることなりと信ずれども、少校新
兵に至りては、行為の際、茫漠の患無き能はず。有朋職を之しきに承
け、日夜大任の効無きを恐る。経歴の際、或は之を實踐に体し、或は

之を洋制に考へ、頗る軍人の平素行事に就て、訓誡となすに足れりと信
ずる者あり。今其中、至近至功なる者を挙て、縷述すること左の如
し。〔七一〕「縦令御容貌の瑣事たりとも一言是に及ぶを得ず。され
ば……恭敬尊崇の……可らず。〔七二〕「陸海軍の服章に照し、軍秩の
次序に従ひ、〔七三〕「應對にも相應の敬意を表し、服章無きも……」
〔七四〕「以下に「私事の交際、或は宴会等にて、格別に官等の差別を
要せざる時も將校と下士兵卒の混ず可らざるは勿論、成るべく佐尉長
部下の等次を、紊らざるを好しとすること。郷党にて老少の別あるが
如く、事毎に上級老功の者に讓るを宗とすべし。」が付加されている。
〔七五〕「陸海軍官の大凡……の人々には……」〔七六〕「同一軍人たるを以
て、別して他人よりも更に親懇の……」〔七七〕「此の如く、〔七八〕
「對しても、〔七九〕「敬するは即ち朝廷の……」〔八〇〕「秩序なれば
……取り扱ふべし、〔八一〕「此限に在らず、〔八二〕「往時、〔八三〕
「たりしが、〔八四〕「命下てより以後、武器を……ことなれり。」、
〔八五〕「此の武器は兇暴を逞うするの……して即ち暴を禁じ、害を除く
の具たり。〔八六〕「人民が兇暴者の……」〔八七〕「軍人道德上の本
分、〔八八〕「ニテ」なし、〔八九〕「依りては、警視官の助けをなし、
或は之を制止することも有るべし。然れども、自身に其兇暴争闘を喜
ぶことは、努々有る可らざる事なり。」と本条を結んでいる。〔九〇〕
「職分にして公務上に於ても往々陸軍より援助を假すことあるは衛戍
の諸例中にも……備へたればなり。〔九一〕「唯事輕重に由て、職分の
別ありと雖ども、畢竟同勢相応すべき者にて、公務以外と雖ども、警
視官の及ばざる……」〔九二〕「援助、保護を假す……」〔九三〕「を護
し、〔九四〕「軍人たる者は能く此意を体し、縦令瑣々たる私憤ある
も、天下の公義を省みて之を忍び和諧を主とすべきなり。況して自ら
其の非違の主と爲るに於けるが如きは、宜しく深く慎しむべき所な
り。」と本条を結んでいる。〔九五〕「府県庁所等の衛門は、皆……」〔九六〕
「其の規則指令の遵守すべきは勿論、照会の事等も……」〔九七〕「商

行、総て一般公益の爲の諸規等も、敢て輕忽強触す可らず。」と本条を結んでゐる。(一九八)「憲法を私議し、官省等の布告、諸規を譏刺(評論)する等の…」(九九)「本分と、相背致する事にて」(一〇〇)「端を生じ、其の流弊…」(一〇一)「朝政(自身本分の事)利害に於て、真に見る所…」(一〇二)「ことも難き…」(一〇三)「民権など唱へ」(一〇四)「武官にして処士の横議と書生の狂態とを擬し、以て自ら誇張するは固より有る可らざるの事にして、深く戒むべき事たるは勿論、且(本分の事たるも)軍秩の次序を歴ずして、建言(議)をなすも許されざる所なるをや」(一〇五)「是固より重き禁制たり、又新聞雜誌に匿名書を投じ、時事を論ずる等も亦本分に背くなり。」(一〇六)「此初心に愧ることなかるべし。」以下草案の「軍人は一伍の長…」および次の「臨機に部下の糾察…」の条が来り、そのあとへ「同僚同輩…」および「同輩の交情…」の条が続き、各々二条目の順序が逆転してゐる。(一〇七)「長たるより、其の部下の模範にして、上大将に至るまで、其の部下を…」(一〇八)「其の部下の歛心を得れども畏服せしめること難く、号令も弛緩に流れ易し。」(一〇九)「部下の歛心を得ざれば、平素令行はるゝも、緩急人の楽從を得ずして、其用を爲し難し。是伍長以上は…」(一一〇)「厚く」(一一一)「大率平常公務中にても、休息中は温厚和煦…」(一一二)「必ずしも禁ずるには非ざれども…」(一一三)「部下数人へ特別なる励精労働を要する事を命じたらば、蘊藉の辞を述べて…」(一一四)「謝し、決して過頑護曲庇し、人の信服を…」(一一五)以下に「人は其過無きに信服するよりも、其態度の良易な(過て能く改む)るに信服する者なり。」とあり、本条が結ばれてゐる。(一一六)「明かにし」(一一七)「真に悔悟する所有りて…」(一一八)「主とし、此者(本人)終始の爲を謀ると云ふ、親切の意を失ふ可らず。努々己れと痛痒相関せざる者と視做すこと莫し。」と本条を結んでゐる。(一一九)「又た兵士の同隊同伍」(一二〇)「情意を尽し総て…」(一二一)「新參の者

の教導に任じ、事々丁寧に解釈を与へ、公務の事は…」(一二二)「新參の者は…抗論をなす可らず。」(一二三)以下に「総て此等の事は唯公務外の相互の親切とのみ思ふ可らず。是れ即ち総軍一和を立る基本にして、國家へ尽す忠節の一分と思ふべし。」とあり、本条が結ばれてゐる。(一二四)「際しては、艱難死生を共にする事なれば、同隊同伍たる者は勿論、兵種の同異を問はず、軍人同士は相親愛するは其産國こそ遠隔すれ、兄弟にも劣らざるの親義あるは、理勢人情の然らしむる所にて、然るべき事なり。然りとて…」(一二五)「同輩の私債ある時、其急を救はんとして、却て其債を増加し、償ふ可らざるに至らしめ、恩意を施して却て罪戾に陥らしむることあり。此等の事は其初めに当り…」(一二六)「其れ限りにて其罪の加はらざらんこと其債の嵩まざらんことを所希すべし。」(一二七)「当ては、其初め聊か不人情に似たるも、能々行く先の艱難を慮り、勇猛に過惡の萌芽を断絶するを以て、真に其人に対する真実の親懇と謂ふべし。」(一二八)「軍人の言語は、寡簡を貴び、容儀は…」(一二九)「廉恥(節儉)を貴び、武器兵仗の取扱は鄭重を貴ぶを主とすべし。是れ皆…」(一三〇)「嘗て」(一三一)「其長官の命する所、不条理なりと思ふ事も決して…」(一三二)「公務上に於ける事なるをや。之か為に聊も憤怒の色を露はし、誹議する事を得ざれ。然れども其事如何にも不条理なりと思ふ事有らば、一度び其事に服従し、耐忍を遂げたる後に…」(一三三)「是は唯其の仕向の…限る。固より其の事柄の…」(一三四)「訴へに非ず。且苦情を訴へんと思ふ前には…」(一三五)「鎮思勸辨して自己の過慮には無きや、又…」(一三六)「兵革の事は尋常市井の交際と異りて、甚だ激烈に見ゆること多く、急遽運動の機会には…」(一三七)「新兵には屢々意外に思ふこと有るものなり。」(一三八)「非理非道なる事と決定し、之を告訴するとも、聊も服従の主意を失ふ事無く…」(一三九)「愁訴の道に依て其意を達し、直ちに其人に訴ふ可らず。又た徒党は…」(一四〇)「ある可らず。且つ

縦令其の事件は三数人以上に涉るとも、之を告訴するは、其中二人に過ぎざるべく、其餘人は、善惡とも其筋より聞札を受くるまでは、関係なき者として、聞札を受けたる上、初めて銘々の真情を吐露すべきなり。」「(一四二)「訴告は、(一四二)「軍曹に達し、軍曹は之れを曹長に達し…」、(一四三)「其小隊長を以て、之れを中隊長に上申すべし。若し其訴告伍長を相手取る時は同小隊中他の伍長に申告すべし。又た軍曹及び伍長(より)曹長を相手取り、訴告をなす時は、少尉或は中尉に上申する事を得べし。」と本条を結んでいる。(一四四)「由て、其当人に…」、(一四五)「其の相手中隊長なれば、(一四六)之を推問し、大隊長なれば、(一四七)「大尉を价し、聯隊長なれば、上席の少佐を价し、是も相手方なる時は、次席の少佐を价し、此の如くして聯隊中大小の將校多分其紹介を辞せば…」、(一四八)「一級を超えたる」、(一四九)「愈々」、(一五〇)「最後に訴告に及ぶ旨を相手方へ報知し、然る後…」、(一五一)「敷衍する者なりと雖ども」、(一五二)「涉り、際限無き者なれば尽く之を開示するに暇あらず。」「(一五三)「今唯其概略ヲ挙ク…其規典」なし、(一五四)「就中斯に開載する所は唯軍人平常の行儀にのみ係るを以て、未だ出陣戰場等勇敢の事に及ばず。唯其の梗概を挙げて三約束の要旨の及ぶ所如何を示すのみ。各自の軍人篤と三大約束の意味を領解して、銘々言行上に深く注意を加へ、專一に遵行あらんは、有朋区々の心冀望に堪へざる所なり。果して…」、(一五五)「能く此の約束を遵行し、三軍能く貫徹するに至らば、我が日本陸軍の精神豈唯振はざるを憂へんや。然のみならず、一旦…」、(一五六)「方り、我が三軍の精銳敵衝を千里の外に折き、永く我が帝国の威風をして四方に煌耀たらしむるも、実に將に斯に在らんとす。而して各自の軍人能く此の約束を遵守せば、我が陸軍に奉仕する人、奮に學生人々のために愛敬せらるゝのみならず、(一五七)「徴兵の如き、能く斯に、慣習せば、他年郷曲に還るも、其の徳義名譽一郷の矜式する所となりて、遠く一襲の錦衣に勝ること有

軍人勅諭成立史の研究

らん。」となっている。以上、頒布本はかなり草案に字句の修正・加除を行なっているが、内容上質的な変化は見られない。

(5) 原文には「固結するの衍石灰」とあるが、「の衍」は、「の(衍字)」の意であるから省いた。前註(4)における明治十四年十月の修正参照。

(6) 「軍人訓誡」は明治十五年「軍人勅諭」発布後も、陸軍で勅諭遵奉の参考補助として依然重要視されたことは、「陸軍省文書」(草案編冊)に収められた、つぎの資料によって明かである。

「部下江御諭達按 庶務課長

今般陸海軍々人江

勅諭之旨ニ付而ハ陸軍卿ハ別紙写之通各鎮台等江御達相成候通、厚キ御趣意之程片時モ忘却スヘカラサルハ勿論之儀ニ候処、隊外奉職之者ニ在テハ隊付同様時々集合捧読等之儀ハ難行候得共、各自之ヲ遵奉スルノ点ニ至ツテハ固ヨリ毫モ差別無之儀ニ付、常ニ拜読銘肝且其実ヲ表スルニ勤ムヘシ、就テハ兼テ陸軍卿ハ御頒布相成居候軍人訓誡中ノ三大元行ヲ本トシ、其他ノ諸条ヲ常ニ反覆玩味スル時ハ、自カラ得ル所アルニ至ルヘケレハ、是又勉強シテ誦読怠ルヘカラズ、訓導之方其具ハルヤ如此其レ篤シ、然ル上ハ聊カタリ共軍人ノ体面ヲ汚シ候様之儀有之候而ハ決而不相濟事ニ候条、各厚ク体認遵守可被致、將又軍属之儀ハ軍人ト其名ヲ異ニスルモ陸軍ニ従事スルノ精神ヨリ之ヲ觀レハ其実ハ同一之儀ニ付、軍人同様遵守候ハ勿之儀ト可被相心得此旨及論達候也。○明治十五年一月カ」(傍点および「」の註記は筆者の付したもの)

この按と同文のものが陸軍総務局長から達せられた(亘理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」一二二頁参照)。なお亘理氏引用のものも論達年月を欠いてゐるが、これは上掲資料にも窺えるごとく原資料に年月を欠いていたためであらう。

(7) 元田の国教樹立の試みは最初の「教育勅語」発布計画であったが、伊藤・井上の立憲的統一の思潮によって阻止された。しかしその後、山

具有朋が元田の道德的統一の思潮と相合して欧化主義への反動的氣運に乗じ、積極的意図をもって「教育勅語」發布計画を押しすすめ、また井上毅も「明治憲法」支持のイデオロギー確立を意図してこれに参画し、結局山県・井上・元田の三者協力によって明治二十三年「教育

勅語」の成立發布を見た。

以上に関しては、拙稿「教育勅語成立の歴史的背景」（坂田吉雄編『明治前半期のナショナルリズム』所収、一九五八年）参照

第二章 軍人勅諭の起草とその諸草案

序節 本章の課題

すでに明かにしたごとく、歴史的・時局的両課題の解決のために「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の頒布がなされ、制度的にも道德的にも適切な処置が講ぜられたのであるが、その後さらに「軍人勅諭」の發布が計画され、起草に着手された。これはいつ、いかなる歴史的事情にもとづくものであろうか。この間の事情を明かにするとともに、あわせて「軍人勅諭」の諸草案を提示し、その起草の内的経緯を明かにするのが本章の課題である。

第一節 山県有朋による勅諭發布計画の発生

従来、「軍人勅諭」の發布が意図された重要な契機として重要視されてきたものは、第一に明治十四年九月十二日鳥尾小弥太・三浦梧楼・谷干城・曾我祐準ら反薩長閥の四将軍が北海道開拓使官有物払下事件に反対して上奏書を行幸先（秋田）の天皇に奉呈すべく供奉参議大隈重信宛に郵送し、また即日三条太政大臣に面謁・口陳して払下中止・政府改革・国憲創立議会の開設を要求した事件^{〔1〕}、第二に当時太政官大書記官井上毅の起草にかかる明治十四年十月十一日の立憲政体樹立に関する「七参議意見書」^{〔2〕}である。すなわち前者に関して三浦梧楼は、その回顧録に、^{〔3〕}

「開拓使官有物払下事件の反対が祟って西部監事部長を罷められ、ズット降って陸軍士官学校に左遷された。そのみならず、其翌明治十五年正月には、軍人に賜はる勅諭が降った。随分長文であるが、其中に軍人は政治に携はるべからずと云ふことがある。此れは軍人に対する一種の箝口令であるが、全く我輩の爲めに出来たのである」

と記し、また曾我將軍の談にも、「私共が開拓使払下で建白したことから、軍人が政治に関係してはならぬと云ふことも、確かに一の動機（勅諭発布の——筆者註）でありましたらう」とある。後者の「七参議意見書」には、

「臣等又ひそかに按ずるに、立憲君治の国其以て基跡を鞏固にする所、抑亦道あり。一に曰く元老院の設、貴族老成の組織する所たり。二に曰く陸海軍は帝王の親ら統帥する所たり。（中略）陸海軍制に至りては、蓋し天子は兵馬の元帥にして軍人は王室の爪牙なり。故に軍人たる者、専ら国を愛し、君に忠なるの義ありて、党を結び政を議するの権あることなし。今宜く其紀律を制し、陛下又親く之を鼓舞振作し、其義方を示し、其れをして伝へて習風を成し、以て永く国家の干城たらしむべし」

とあり、そこには民権論に対抗する政府本位の憲法制定との関連において発せらるべき勅諭の基本綱領が示されている。かつて尾佐竹猛博士もこれを重視して、「各参議の上奏（七参議意見書を指す——筆者註）中に、軍隊統率のことがあるから、同時に起草されたものであらう」とされ、また服部之総氏も、「井上毅が起草した七参議意見書に規定されてゐる軍人勅諭の註文通りの起草者としてすぐさま陸軍省出仕西周が命に依じて登場する」とされ、なお最近においてもこうした見解が持続されている。しかし、以上の明治十四年後半期に属す三浦・曾我將軍らの事件や井上毅の「七参議意見書」をもって勅諭発布の計画を発生せしめた重要な契機と見ることはできない。何となれば後節に示されるように、勅諭はすでに明治十三年において——その何月なるかは詳細にすることはできないけれども——起草が始められているからである。したがってその発布計画の発生事情を理解するためには、溯って明治十三年当時の歴史的情勢を考察する必要がある。

明治十三年の政局は、民間における自由民権運動・国会開設運動の高揚、藩閥政府打倒の絶叫に押されて展開したものである。これより先、自由民権運動・国会開設運動は前章で述べたごとく、明治十一年ごろから漸次盛んとなる形勢を示していたが、明治十二年に入って三月・十一月の前後二回に亘り大阪で愛国社の第二・第三回大会が開かれ、とくに第三回大会において愛国社を盛大ならしめるため各地方に遊説員を派遣し、国会開設の急務を説くことに決し、同時に国会開設の願望書を天皇に奉ることを議決するまでになった。この結果、同じ大阪における翌明治十三年三月の大会で愛国社を国会期成同盟会と改め、四月片岡健吉・河野広中は二府二十二県八万七千人の委任をうけて国会開設請願書を携えて太政官および元老院へ数次に亘って提出を試みるに至り、国会開設運動は著しく高揚した。こうした情勢の展開に対して、政府首脳部は、この運動を一部の人士の策動と見做し、明治十三年四月五日「集会条例」を發布してこの運動を弾圧せんとしたが防ぎ切れず、国内の政治情勢は騒然となった。この情勢に対して内務卿伊藤博文は事態を憂慮し、さきの明治十三年三月の大阪の愛国社大会にみずから臨席して民権論者を説諭せんとその裁可を奏請した程であった。またこれより先、参謀本部長山県有朋（明治十一年十二月参謀本部設置によって陸軍卿から転任）が、明治十二年七月四日付内務卿伊藤博文宛書翰に、「渠ノ論究スル点ハ、民権ヲ主眼トシ、政事ヲ誹謗シ、官吏ヲ罵言シ、暴論誹譏無所不到、以テ四方不平士族ヲ誘惑シ、禍害ヲ天下ニ蔓延センカ為、年月ヲ遅延シ、人心ヲ結合シ、時機ニ投シ政府ヲ顛覆セントスルノ外ナカルベシ。故ニ日一日ヲ稽緩スレバ、禍毒益各州ニ流注シ、壯士少年輩ノ心頭ニ浸潤シ、遂ニ不可測知ノ禍機ヲ醸出スルハ必然之勢也」と記したことは、かれがいかにこの運動の高揚に恐怖し憂慮していたかを示すものである。

さきの「集会条例」第七条には、「政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル集会ニ陸海軍人常備予備後備ノ名籍ニ在ル者（中略）ハ之ニ臨会シ又ハ其社ニ加入スルコト得ス」とあり、また明治十三年二月十二日の陸軍省達乙第八号において軍関係の諸生徒並下士卒が演説講談を聴聞することが禁止されていた。しかしこの運動の波動は軍隊におよび、明治十三年九月十三

日大阪鎮台の一伍長はその郷里神奈川の人民をして国会開設運動に尽力せしめようとして檄文を作り、これを県令に郵送して管内に公布することを要求し、あるいはそのころ東京鎮台の一伍長は国会開設の請願が政府に受理されない状況を憂い、諫死する意志で宮内省門前で自傷するなど、明治十三年ごろから直接下士官が国会開設運動に挺身するようになった。¹³ また民権論者がかかる軍人を愛国の志士としてその政治熱を煽動する傾向も強く、軍隊の幹部たるべき将校学生にも平民出身者が次第に多くなり、民権思想と兵力との結合がきわめて憂慮されるに至った。¹⁴ このように明治十三年における軍人および軍隊と政治との関係における事態は、かつて「統帥権の獨立」「軍人訓誡」の成立を必然ならしめた明治十一年当時よりも遙かに深刻化したものであり、ここに山県が前回の明治十一年におけると同一の政治理念に立って、再び軍人および軍隊と政治との関係を明確に分離し、軍人・軍隊の思想的性格を確立しようと発意するに至ったことが推察される。山県にとってその確立の方策は、すでに統帥権の親裁に関する制度的処置および陸軍卿山県有朋の名における「軍人訓誡」が、民権運動の軍隊への波及にさいして動揺の危険性があり、または無力である以上、軍隊を親率する最高絶対の権威者である天皇みずからの軍人への訓誡という形式以外にはあり得なかった。これはのちにも示すごとく、「軍人勅諭」の起草が完成したさい、山県がその発布の方法について、明治十四年十二月二十七日太政大臣三条実美宛に、勅諭は親しく天皇が訓誡を将卒に下されるものであるから、太政大臣奉勅の例によらず、天皇から直接軍隊に親授されたいと献言し、これが容れられて前例を見ない特別の方法で下賜されたことから窺われる。¹⁵

以上のごとく勅諭発布計画は明治十三年の政治情勢を背景として、もっぱら山県の発意にもとづいて発生したと見るべきである。後述するように、軍人勅諭草案を対校した幸田成友博士も「軍人勅諭下賜ノ件ヲ案出シタルハ疑モナク山県参議ナリ」と記している。¹⁶ もっともこの山県の発意に憲法制定上から井上毅が干与しているとも想像されるであろう。すなわち、井上の起草した「七参議意見書」は公人としてかれが起草したものであるから、必ずしも全面的にかれの意見の儘

とは思われないが、しかし、そこに披瀝された憲法制定との関係において「軍人勅諭」を必要とする考えが元来井上のものであると、意見書成立の明治十四年十月以前からかれに存在し、山県へ積極的に働きかけたとする推測も一応成り立たないこともない。しかし、井上(天保十四(一八四三)・十二?~明治二十八(一八九五)・三十三)は熊本藩出身で司法省を振出しに官僚となり、明治五年渡欧してフランスからプロシアに赴き、帰朝後明治八年三月「王国建国法」を刊行し、当時現行のプロシア憲法を訳出し、早く憲法におけるドイツ主義への傾倒を示したが、その「王国建国法」は一八六九年刊行のフランスの法学士「ラヘリモル」氏の仏文著書を重訳したものであり、また明治十五年六月出版の「孝国憲法」(王国建国法の訂正再版)の小引中において、かれ自身「余日耳曼文ヲ読ムコト能ハズ、重訳ノ間、務メテ原意を存ス実ニ靴ヲ隔テ痒ヲ抓ク者多シ」と記したことから窺われるごとく、かれのプロシア憲法に関する理解は充分でなかったようである⁽¹⁷⁾。さらに伊藤博文の依頼によって明治十三年十一月末ごろに伊藤の憲法意見(十二月提出)を起草しているが、その内容は漸進主義を基調とし、その具体的方策として元老院の拡張・公選検査官の設置を提唱するもので、姑息かつ狭量なものと評価されている⁽¹⁸⁾。やがて井上は明治十三年末、清国に差遣され、参議大隈重信が憲法意見書を提出した翌十四年三月に帰朝している⁽¹⁹⁾。この大隈の意見書がやがて伊藤をして「意外の急進論」と驚かせ、憲法制定問題を切迫化させたものであるが、この憲法問題の切迫化に伴って、井上は明治十四年六月ごろから、政府の法律顧問ロエスレルを相手にプロシア憲法の本格的な研究に取り組み、その理解を深めつつ、憲法問題に積極的な活動を開始するに至ったものである⁽²⁰⁾。

井上は「明治憲法」の基本的構想として明治十四年七月上奏された、いわゆる岩倉具視の憲法「大綱領」の起草にさいして、「天皇ハ陸海軍ヲ統率スルノ権ヲ有スル事」を明記したが⁽²¹⁾、なお「孝国ニ於テ武官ハ建白請願ノ権アリヤ」をロエスレルに質問し、これに関して「七参議意見書」提出の日付より一日前、すなわち一八八一年(明治十四年)十月十日付でロエスレルより答議を受け、つぎの如く教えられている⁽²²⁾。

「武官ハ軍律若クハ軍則ニ違反セザルモノニアラサルヨリハ、政事ニ関スル建白ベチシヨ若クハプロボシヨ發議アウイ若クハ意見アウイ(相異ナルコトナシ)ヲ上呈スルノ權ナシ。余ハ法律ニ於テ直接ニ此權ノ使用ヲ武官ニ禁止シタルコトアルヲ見ス、蓋シ是レ唯タ間接ニ禁止セラレタルモノナリトス。何トナレハ政事上ノ結社及ヒ議會ニ參スルハ軍人(在役)ニ制禁セル処ノモノナルヲ以テ、武官タルモノモ亦論議若クハスイスクアフシオン簽名シテ政事上ノ結社若クハ議會カ議定シタル建白若クハ將サニ提出セントスル処ノ建白ニ參スルノ許可ナケレバナリ。然ト雖モ其躬一個ニ於テ政事上ノ建白ヲ為スカ如キハ法ノ武官ニ禁スル処ニアラス。若シ夫レ軍則ニ至テハ余今爰ニ其基本本文ヲ援引スルコト能ハスト雖モ、普国ニ於テ政府ハ士官タルモノノ政事上ノ表明若クハ建白ヲ為スヲ許ササルハ余ノ信シテ疑ハサル処ナリ。蓋シ政事上ノ激動ノ武官タルモノノ本分ニ違反セルコトヲ指示スルハ極メテ容易ノコトナリトス。何トナレハ国王ニ對スル純全ノ恭順ハ凡テ軍人タルモノノ最モ緊要ナル本分ニシテ、且武官ハ文官ニ比スレハ猶ホ深ク国王ノ政府ニ對スル抵抗ニ関涉スルコトヲ戒ムベキヲ以テナリ。夫レ然リ、故ニ政事上ノ建白ノ軍則ニ依テ武官ニ制禁セラルルハ理ノ当ニ然ルヘキ所ニシテ余ノ疑ヲ置カサル所ナリ。事實ニ就テ之ヲ徵スルニ、普国ノ武官タルモノハ決シテ政事ニ參與スルコトアルナシ。而シテ若シ人アリテ之ヲ試ミタランニハ、必ス其役務ヲ離ルルノ已ムヲ得サルニ至ルヘキナリ。軍事ニ関スル建白若クハ發議ノ如キモ亦規則ノ存スルアリテ、之ヲ干犯スルモノアルトキハ均ク軍律第五百二十二條ニ從テ責罰セラルヘキモノナリトス。」

ただこの答議は「七參議意見書」と余りにも接近しているから、この答議そのものが直ちに意見書の当該部分の基礎であつたか否かは推論できない。しかしながら、当該部分は井上がこのロエスレルの答議をえて確信をもって主張したと見ることができよう。

以上のような井上の足どりをを見ると、憲法制定との関連において「軍人勅諭」を必要とするかれの考えは、少くとも明治十三年の段階よりは、憲法問題が急迫化した明治十四年の後半期に台頭し強められたと考えるのが妥当であろう。この

ように見てくると、明治十三年の段階においては山県が井上に対して勅諭起草について諮問をなすことはあっても、逆に井上が山県に対して憲法制定上から勅諭の發布を積極的に働きかける客観的可能性はきわめて少ないと見なければならぬ。したがって明治十三年における「軍人勅諭」發布計画の発生は、上述したごとくやはり山県みずからの発意にもとづくと見做すのが妥当であり、そのさい、プロイセン・ドイツにおける *Kriegsartikel* の存在も意識されていたと思われる。

以上で本節の目的は達せられているが、なお冒頭に見た曾我・三浦ら四将軍の上奏事件や井上起草の「七参議意見書」が「軍人勅諭」の起草・發布に関していかなる意義をもつかを付言しておこう。四将軍らは明治十四年政変の前夜において自由民権派よりも活発な反政府運動を展開した中政党における武官派を形成したもので、当時軍隊内部の反薩長派が結束して政府に反対し、独自の政治的行動に出る重大な危険性を予想させるものがあった。これは土佐藩出身の陸軍大佐土屋可也が明治十四年九月十一日中政党の宮廷派ないし元老院派の首領であった佐佐木高行を訪問して「今般の如く政府の私し致し候上は、武官は此の如き政府のため死力を尽す事は欲せず。士官連中にて大に議論あり。先生方（佐佐木をさす―筆者註）の所にて十分御尽力有²⁴之度、行はれざれば速に冠を掛け、吾が主義を主張すべし²⁵」と申入れていることからも推知できる。この動きはすでにその前年より開始されていた山県の勅諭起草計画の進行に一層の拍車をかけ、その發布の絶対的必要性をますます山県に痛感させたものといえよう。また「七参議意見書」は右のような反薩長派軍人の動きを警戒しつつ、井上が自由民権運動や大隈主張のイギリス風憲法を抑えるため、立憲君主制憲法とはいえ、きわめてその君主制的・絶対制的側面の強いプロシア風の憲法を確立する目的²⁶で憲法制定の準備に着手すべく、その要件として絶対制的勢力たる「王室の爪牙」すなわち軍隊の天皇親率および軍人の政治干与の禁止を明かにしたもので、これはむしろすでに進行中の山県の計画を憲法制定上から必要欠くべからざるものとして意義付け、その發布を推進しかつ決定的ならしめる

役割を演じたものであり、また同時に山県の発意・計画に対する井上の積極的支持・協力を示すものであったといえよう。井上が勅諭の起草にみずから参画したことについては後に述べる通りである。

以上のごとく「軍人勅諭」の起草発布計画は、「統帥権の独立」・「軍人訓誡」の場合と同じく、山県の権力的統一の思潮に発し、その起草事業の展開・推進には井上の立憲的統一の思潮が相協力したのである。

註(1) 曾我祐準『曾我祐準翁自叙伝』三一九～三二四頁

(2) 大久保利謙「明治十四年の政変」(明治史料研究連絡会編『明治政権の確立過程』一四五頁)に、草案が「井上毅文書」にあることが示されている。

(3) 政教社編『観樹將軍回顧録』一三五頁

(4) 巨理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』一五〇頁

(5) 『岩倉公実記』二冊本、下巻 七七六～七八頁

(6) 尾佐竹猛「日本憲政史」二九二頁、服部之総「天皇制絶対主義の確立」(中央公論社「新日本史講座」)、なお最近の小松茂夫「軍人精神の形成過程」(『思想』第三七一号、昭和三十五年)も「軍人勅諭の発行は、直接には、明治一四年一〇月の例の七参議の奏請に機因をもつものであった。(中略)政府は軍心統一の工作に余程急であつたとみえて、勅諭の具体的な起案から発布までは僅々二ヶ月足らずの短日月であつた」などと述べている。二か月で起草が完了したものでなく、かなりの期間を要したことについては後節に示される通りである。

(7) 「明治政史」第三編、『明治文化全集』第二巻、正史篇三一九～三三三九頁

(8) 『伊藤博文伝』中巻、一九〇～一九一頁

(9) 「伊藤家文書」(第二二巻)、岡義武『近代日本の形成』二二七頁所引

(10) (11) 『法令全書』明治十三年

(12) (13) 「内外兵事新聞」第三二二号および二六八号、巨理章三郎『軍

軍人勅諭成立史の研究

人勅諭の御下賜と其史的研究』一四三頁所引

(14) 巨理章三郎前掲書、一四四頁

(15) 『法規分類大全』第一編、兵制門一、兵制総、八三頁

(16) 本章第二節註(3)参照

(17) 鈴木安蔵「憲法制定とロエスレル」二七九～二八二頁、藤田嗣雄「井上毅の憲法立法への寄与」、『日本学士院紀要第一二巻第二号、七七頁

(18) 大久保利謙「明治十四年の政変」前掲書六〇頁

(19) 清水伸「独逸に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法」一三五頁

(20) 大久保利謙「明治十四年の政変」前掲書六六頁

(21) ロエスレルの井上への最初の答議として現存するものは、一八八一年(明治十四年)六月十六日付の「国王政務ノ支配」であり、そのころから両者の交渉が始まったと見られる(「ロエスレル氏答議」、『明治文化全集』第二二巻、雑史篇、二一九頁)。

(22) 大久保利謙『明治憲法の出来るまで』一六四頁

(23) 「ロエスレル氏答議」前掲書二三五～六頁

(24) 「大島健一談話速記」に、竹越氏の「独逸の軍人精神は矢張り勅語み

たやうなものがありませんか」との質問に対して、大島健一(陸軍中將・枢密顧問官)は「勅語とは申しませんが、^{クリングスアルテイル}軍人教条と称し、皇帝の名を著し、忠節・武勇・礼節・信義等の守るべきを論じ、且つ非行を罰することを掲げたものがあり云々」と答えている。この *Kriegsartikel* が、わが国の「誅法」に影響があることは第一章第四節にふれ

たが、のちの「軍人訓誡」ひいて当面の「軍人勅諭」の起草に當つてどのように調査・研究され、影響を与えたかについては詳かにすることはできない。しかし訓誡・勅諭がヨーロッパにおけるこの *Kriegsartikel* の存在形式を知悉した上での日本版であることは云うを俟たないであろう。

(25) 「佐佐木高行日記」(東大史料編纂所蔵写本) 明治十四年九月十一日条、なお中正党の活動については拙稿「明治十四年の政変と佐佐木高行」(京都大学読史会編『国史論集』二所収) 参照

(26) 明治十四年七月十二日付「内陳」(井上毅文書)、大久保利謙「明治十四年の政変」、前掲書八二―四頁所載

第二節 軍人勅諭の諸草案とその推移

さて以上のごとくして発生した發布計画のもとに起草された諸草案として、いかなるものがあり、それらはどのように推移したであろうか。「軍人勅諭」の起草過程において諸種の草案が存在したことは、『公爵山県有朋伝』が山県の起草にさいしての苦心を述べたさい、「当時参事院議官井上毅や陸軍省出仕の西周及び操觚者たる福地源一郎等に之を諮問して、其原稿を代へること十回にも及び、改稿の度毎に公(山県―筆者註)の直筆にて、討削潤色されたる迹あるに由つて之を見るも明かである」と記しているところから十分推察されるものがあつた。しかし同じ『公爵山県有朋伝』が上文に続いて、山県の遺篋に保存されていた諸草案は大正十二年(一九二三)の関東大震災のため灰燼に帰した、と記したところから研究が進められず、後述のごとく(第三章第一節)戦後はじめて大久保利謙氏によって西周の「勅諭稿」が紹介されるところにも重要な問題が提起され、起草の内的経緯解明への第一歩が踏み出された。しかし依然としてこれらの諸草案の全貌に接することは出来なかつたが、最近「軍事ニ関スル元帥ノ意見集第七号、陸海軍ニ賜ヒタル勅語ノ原稿修正草稿及決定案」に収められていることが判明した。

この資料は陸軍参謀本部所蔵の台本(末尾には公爵山県有朋所蔵を消して陸軍参謀本部所蔵と書き改めている)を大正九年一月から二月にかけて臨時帝室編輯局が影写したもので、勅諭の諸草案として「草案第一種ノ二」・「草案第一種ノ一」

・「草案第二種」・「草案第三種」・「草案第四種」・「草案第四種ノ訂正三（一、二ノ訂正ヲ参酌ス）」・「草案第四ノ訂正四」・「草案第五種」の順序に、計八種（草案第四種ノ訂正一、二を加えると実は十種）の草案を収めている。この草案の種別ははじめから原本に付せられていたものではなく、影写にさいし対校を試みた幸田成友博士がこれらの種別を試みてそれぞれに付箋されたもので、当時原本筆蹟を直視し考究された上での区別として今日ではきわめて尊重すべきものである。しかもその種別は正鵠を得たものと思われるので、以下の列挙においてもそれらを踏襲することにする。諸草案の思想的性格の推移に関しては次章において取扱うが、それとの関連において、公布された「軍人勅諭」との性格上のへだたりという観点から、諸草案を前期・後期の草案として分類し、それらの内容を提示し、起草推移を検討することにする。

しかしこれら勅諭の諸草案については、「教育勅語」の諸草案の場合とは異なって、各草案に関する起草関係者の書翰などが見当らぬところから、それぞれの起草時期を詳細に確定することが出来ないのは遺憾である。

以下、前期草案から順次後期草案へおよびぶことにする。

一、草案第一種ノ一

本草案は前文および「秩序」・「膽勇」・「質直勤儉」・「信義」の四条目から成り、若干の個所において朱書で訂正加筆がなされ、とくに「信義」の条には山県参議の自筆で軍人の政治不干与についての加筆が見られる。この草案は、文中に「今二十三年略其綱領ヲ定ムルコトヲ得タリ」とあることによつて、明治十三年（月不詳）に起草されたものであることが明かである。本草案の起草者に関して、幸田博士はすでにその対校意見書中で「金子（堅太郎―筆者註）子爵ハ山県公ヨリ軍人勅諭ハ福地（源一郎―筆者註）ニ依頼スル前西周ニ依頼シタリト聞カレタリトイヘバ草案第一種（中略）ハ当時参謀本部御用掛タリシ西周ノ作ナラザルベカラズ」とし、西を推定されていたが、その推定の正しかったことは、本草案と

戦後大久保利謙氏によって勅諭の稿本の一つであろうとして始めて学界に紹介された西の「勅諭稿」(西家文書)とを比較すると、両者が——「信義」の条の末句および全体の末文において僅かの相異が認められるほか——全く符合することによって明白となった。以上のごとく、本草案は明治十三年西の起草にかかり、それに山県がみずから加筆している最初の勅諭草案と思われるもので、本草案の存在は山県が勅諭の起草をまず西に依頼し、西が「軍人訓誡」に引続いて勅諭の原案を明治十三年に起草して山県に提出し、その原案に山県みずから検討を加え、ここに勅諭起草事業が本格化したことを資料的に立證するものである。

本草案は西の「勅諭稿」と密接な関連をもつので、まず「勅諭稿」を参考として掲げ、それに続いて本草案を示すことにする。

勅諭稿

我が日本帝國の軍兵は、神武天皇東征の初大伴、物部、大倭の三氏海陸の軍を司りしより今に二千五百有餘年、其間世々の沿革固より屈指に暇あらず。古は親征ならざるも皇后皇太子代りて膺懲の任に當り賜ひ、未曾て兵權を他に委し賜はざりしも、中古より他に模倣する所ありて、衛士、防人の制立ち、流れて募兵の法となり、中古恬熙(瀍)の流弊兵權遂に下に移り、其末全く武臣の手に落るに至り、從て政權をも舉りて其掌握に付するに至れり。是より而來動もすれば反噬の難を受け、歴代の祖宗も殊に此が爲に心を痛ましめ賜ひしも、時勢の注ぐ處既倒の狂瀾の如し。斯に我が 祖皇仁孝天皇、先皇孝明天皇の御宇に當り、弘化、嘉永の間、幕府の政日に衰頽に就き、加ふるに外國との關係漸く開くを以てし、屢其凌侮を受くるに至り、惶くも 兩先帝深く叡慮を腦ませ賜ひき。然るに人世の常なき 朕か幼冲にも拘らず夙に先帝の大喪に遭遇し 朕親から手足を措くに所無きも、宗社の重き前後を顧るに違あらず、眇々の身を以て此天津日嗣

を奉承するに至り、朕實に惶悚に堪へざりき。然るに天運の循ぐる處世變の會する處、不經の典久しく存すること能はず、上天の保佑と宗社の寵靈とに籍りて 朕大命に膺るの初、故征夷大將軍徳川慶喜順に歸し、政兵の大權を解きて之を奉還するに至り、尋きて所在の大小名も皆藩籍を奉還し兵權を解きて、全く一統の治に歸する五百年前の舊制に復するに至れり。是實に二三大臣の 朕を輔翼して此剛斷を取らしめたる所なりとは雖へども、畢竟海内民心漸く順逆を辨し、大義に明かなるの致す所にして、我が祖宗の千辛萬苦して王綱の振はざるを痛み賜ひし餘烈に非るは莫し。是 朕が夙夜に 祖宗の遺烈を紹ぎ、其付託の効有らざらんことを恐れ、努めて舊章に復せんと孜々たる所にして、明治の初年海陸軍の皇張を謀りしより今に十三年、略其綱領を定むることを得たり。夫兵馬の大權は行政の大權と相終始して、全く我が 皇統に繫屬する所なれば、縦ひ相將に委任すること有るも、其大綱を總攬するは全く 朕が分内に在りて、子々孫々に至るまで永く此意を體し、廣く中世の弊跡を鑑み、敢て或は失墜する事ある莫らんことを深く冀望する所なり。此故に國法上に於ては 朕我か帝國日本海陸軍の大元帥として總軍人の首領たれば、是か爲に官職尊卑の別無く、推並べて服従の義務を盡さしめん事を要するなり。然るに軍人命令の事に至りては、各其官階職分の有る所に従ひて、各自の主管各自の所司ありて、技分派達し、毫毛も之を輕忽にする事を許さざるは、總べて律法の通體にして別に縷述するを要せずと雖へども、唯軍人一體に係はる精神に至りては、一々法度を以て律すべき者にあらず、然れども苟も精神具はらざれば凡百の法度規則も畢竟徒法に屬し、精良なる隊制器械も彼の傀儡に異なること莫らんとす。是 朕が深く軍人の精神心術の上に猶須要なりと思ふ所ありて、武辨たる者の風習に就て、一二訓諭する所有らんと欲す。上にも言ひし如く、兵權は我が 皇統に繫屬する所にして、軍人は 朕が四肢股肱に同じく 朕をして能く我が元々を榮育保護し、以て上天命に答し、宗社に報ずるの大任に當らしむる者は軍人より重きは莫し。是 朕が軍人に於ける一層親摯の意無きこと能はず。軍人たる者は亦此旨を體し、所謂軍人の精神なる者に於て、一層意を注し、果して能く 朕が嘉

尙する所に副なふ事有らば、正に百事更革の時に際するを以て、軍人一團の風習規模も依て以て立ち、我が帝國日本軍人の精神も之を後世に傳へ、之も四方に播するも、永く光榮を保つ基礎たるに至るべし。是 朕が屬望する所なり。因て其條々を開示訓諭する事左の如し。

一、軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す。凡そ軍人たる者は、上に 朕を戴きて首領となすより、下最下等の兵卒に至るまで、其間に官階等級ありて貴賤相隸屬する所有るは勿論、同列同級の間にて亦停年に新舊有りて、新任の者は必舊任の者の指揮に従ふを法とす。然れば何事に依らず此意を體し、己が隸屬する所に奉事して、其命令を敬承するは、直ちに 朕が命を奉ずると異なる無きを宗とし、縦ひ隸屬する所ならざるも官階等級の上なる者には勿論、停年舊き者にも敬禮を盡し、又官階等級又は停年の新らしき者を待つには、公務上にて威嚴を主とする時は格別、其平素に於ては成る丈親切に諭導して、蠱略に流れざるを宗とす可し。此の如くして上下相和し通體一致して國の王事に服役するこそ、總軍人が 朕に對する忠節なれ。縦ひ何様なる美事善行にても軍人たる者が此秩序を紊りて、上に對しては敬禮を失ひ、事抗戾に涉り、下を待つには傲慢にして和を失ふに至りなば、軍人精神の蠱害とや謂ふべき。

一、武徳の第一は膽勇なり。故に軍人たる者は平素より此心掛緊要たるべし。然れども古も暴虎馮河の戒ある如く、徒らに少年血氣の勇にはやり、得ては蠱暴猛悍に流れ易き者なれば、能く々々心して剛毅沈勇を宗とし、又事を謀るには思慮周到にして、計畫分明なるを要し、人の過惡に遇ふも、法の許す所までは勘辨を加へ、手暴き舉動有るべからず。唯懦弱卑怯の振舞は武辨の尤も忌む所にて、別けて戰陣に臨む上からは、躊躇趨起の患無き様其心掛專一たるべし。是畢竟平素より膽力の練と不練との上に在る事にして、一朝の發意にて成る事にあらず大體平生溫良敦厚なる人は大事に臨みて動かず、却りて果敢なる者なれど、平常殊に勇猛を賣り、血氣に募る輩は、大事に臨み却りて憶する事多し。此等の所銘々宜しく平昔の心得に在るべし。且又武夫は勇氣を以て職業とする者なるほどに、平生人に接するには、却り

て仁愛慈惠を宗とし、世人の愛敬を受くるを要すべし。觀よ世に力士と云ふ者有り此輩は平生良易なる者なれば、世俗の憐を博するものなれど、若此輩をして其力に應ずる勇悍を常とせしめば、誰かは之を愛せん。況して武辨は凶器を以て身を堅め、威嚴を以て常習となす者なるをや。其人に接するも猛烈を以てせば、争で世の人に之を虎狼視せられざらんやは。

一、質直勤儉なるは、武人の常習、質直を尚びされば文弱に流れ、其弊や浮靡輕薄に陥り勤儉を尙ひされば、驕奢に荒さみ、其弊や貪汗にして廉恥を傷なふに至り、或は惰慢〔隨〕にして邪僻に路するに至る。凡此數種の弊習は執る所の風尙其宜しきを失ふより、竟に敗徳失行身の病瘼となる。一たび此等の失敗を取り、此等の名聞を得れば、世目の指摘する所となり、世論の容れざる所となりて、人も齒するを恥づるに至れば、其身生涯の不幸たるは言ふまでも無く、一たび斯る風習士林に發生するに及びては、かの傳染病毒の俄かに蔓延するが如く、一世の士風兵氣因て以て衰弱するに至るの萌芽なり。是を以て、朕深く之を惡むこと蛇蝎〔浸〕だも若かず、曩者免黜條例の施行有りと雖へども、風習の漸漫〔浸〕を防ぐは一にして足らず。故に復茲に及ぶなり。汝等軍人は深く此意を體し、努め々々斯る弊風をして士林を煽がしむること勿れ。

一、人として信義を守るは軍民の別無く人たるの常道なり。別して軍人は隊伍の中に生活するものなれば、信義を失ひては一日も立ち難きは言ふまでも無き事なり。然しながら信とは前言を踐むの謂、義とは後務〔復〕を盡すの謂にして、皆始めに言の約定が事の関係ありと知るべし。されば信義を立てんと思はゞ、諸を其始に審かにすること緊要たり。苟も苟且に然諾をなし、謾に關係を結びて後に必信義を貫かんとせば、羝羊藩に觸るゝの誨有るべし。故に始に事の順逆を審かにし、其言踐むべからずと知り、其義守るべからずと思はば、速かに思ひ止まるの勝れるには若かざるぞかし。古今大綱の順逆に暗くして小節の信義を立てんとし、或は徒を結び黨を立て、或は政道の是非、王統の争論、果ては家々の争

などに與し、近日は又主義の論黨などもある如く、あたら惜むべき人も始に順逆を辨せざるより大なる禍害に遭ひて、名も身と共に朽ち果つるに至りし者は屈指にも暇あらず。惘然と言ふも餘あり。汝等能く々々始の思慮を忽にすべからず。前に擧げたる四條目は第一に軍人の作法として秩序を守る事、第二には軍人の節操として膽勇を練る事、第三に軍人の風習として質直勤儉を尙ぶ事、第四に一般の徳義として信義を失はざる事なり。かくだに備はりなば、朕が我が軍人の精神心術の上に就て望む所何かは之に過ぎん。唯此に加へて此結末に一つの要す可きは、總べて上の四條目を實行するの一要訣にて誠心の一つなり。聖賢の千言萬語も誠心以て之を服膺するにあらずば、何にかは益せん。此四條目はさばかり行ひ難き事にはあらず、唯念ひ立つ誠たに弛まずば、一朝にも擧りつべき事ぞかし。

つぎに掲げる本草案は片仮名交じり文(濁点あり)で、漢字は楷書で振仮名はない。また削除を示す朱線(本文上)・朱点(当該文字の左側)が施され、朱書で訂正(削除部分の右側)および加筆挿入(該当個所の右側)がなされている。山県の加筆は本文と同様墨書である。(今、印刷の便宜上、削除・訂正加筆は「」で示した)

勅諭

〔付箋〕
草案第一種ノ一

我カ日本帝國ノ軍兵^{隊〔墨書〕}ハ神武天皇東征ノ初大伴物部大倭ノ三氏海陸〔「海陸」ヲ「陸海」ト訂正〕ノ軍ヲ司リシヨリ今ニ二千五百有余年其間世々ノ沿革固ヨリ屈指ニ暇アラス古ハ親征ナラサルモ皇后皇太子代リテ膺懲ノ任ニ當リ賜ヒ〔「賜」ヲ「玉」ト訂正〕未會テ兵權ヲ他ニ委シ賜〔「賜」ヲ「玉」ト訂正〕ハザリシモ中古ヨリ他ニ模倣スル所アリテ衛士防人ノ制立チ流レテ募兵ノ法トナリ竟ニ〔「竟ニ」ヲ削除〕恬熙ノ流蔽兵權〔「竟ニ」ヲ挿入〕臣下ニ移リ其末全ク武臣ノ手ニ落ルニ從テ政權ヲモ擧リ〔「リ」ヲ「テ」ト訂正〕其掌握ニ付スルニ至レリ是ヨリ而來動モスレバ反噬ノ艱ヲ受ケ歷代ノ祖

宗モ殊ニ此カ爲ニ心ヲ痛メ賜〔「賜」ヲ「玉」ト訂正〕ヒシモ時勢ノ注グ處既倒ノ狂瀾ノ如シ斯ニ我カ 祖皇〔「祖皇」ヲ「皇祖」ト訂正〕仁孝天皇 先皇孝明天皇ノ御宇ニ當リ弘化嘉永ノ間幕府ノ政日ニ衰頽ニ就キ加フルニ外國トノ關係漸ク開クヲ以テシ〔「ク」ヲ以テシ〕ヲ削除シ「キ」ト訂正〕屢其凌侮ヲ受クルニ至リ惶クモ兩先帝深ク叡慮ヲ腦マセ賜〔「賜」ヲ「玉」ト訂正〕ヒキ然ルニ人世ノ常ナキ 朕カ幼冲ニモ拘ラズ夙ニ 先帝ノ大喪ニ遭遇シ 朕親ラ手足ヲ措ク所無キモ宗社ノ重キ前後ヲ顧ルニ違アラズ眇々ノ身ヲ以テ此天津日嗣ヲ奉承スルニ至リ朕實ニ惶悚ニ堪ヘザリキ〔「ヘザリキ」ヲ「エズ」ト訂正〕然ルニ天運ノ循クル處世變ノ會スル處不經ノ典久シク存スル能ハズ上天ノ保佑ト宗社ノ寵靈トニ藉リテ 朕大命ニ膺ルノ初故〔「故」ヲ「前」ト訂正〕征夷大將軍徳川慶喜順ニ歸シ政兵ノ大權ヲ解キテ之ヲ奉還スルニ至リ尋キテ所在ノ大小名モ皆藩籍ヲ奉還シ兵權ヲ解キテ〔「テ」ヲ削除〕全ク一統ノ治ニ歸シ五百年前ノ舊ニ復スルニ至レリ是實ニ二三大臣ノ 朕ヲ輔翼シテ此剛斷ヲ取ラシメタル所ナリト雖ドモ畢竟海内民心漸ク順逆ヲ辨シ大義ニ明カナルノ致ス所ニシテ我カ祖宗ノ千辛萬苦シテ王綱ノ振ハザルヲ痛ミ賜〔「賜」ヲ「玉」ト訂正〕ヒシ餘烈ニ非ルハ莫シ是 朕ガ夙夜ニ 祖宗ノ遺烈ヲ紹ギ其付托ノ効有ラザランコトヲ恐レ努メテ舊章ニ復セント孜々タル所ニシテ明治ノ初年海陸〔「海陸」ヲ「陸海」ト訂正〕ノ皇張ヲ謀リシヨリ今二十三年略其綱領ヲ定ムルコトヲ得タリ夫兵馬ノ大權ハ行政ノ大權ト相終始シテ全ク我ガ 皇統ニ繫屬スル所ナレバ縦ヒ相將ニ委任スルコト有ルモ其大綱ヲ總攬スルニ至リテハ 朕ガ分内ニ在リテ子々孫々ニ至ルマデ永ク此意ヲ體シ廣ク中世ノ蔽跡ヲ鑑ミ敢テ或ハ失墜スル事アル莫ランコトヲ深ク冀望スル所ナリ此故ニ國法上ニ於テハ 朕我カ帝國日本海陸〔「海陸」ヲ「陸海」ト訂正〕下ニ「軍」ヲ挿入〕ノ大元帥トシテ總軍人ノ首領タレバ是ガ爲ニ官職尊卑ノ別無ク推並ベテ服從ノ義務ヲ盡サシメン事ヲ要スルナリ然ル〔「ニ」ヲ挿入〕軍人命令ノ事ニ至リテハ各其官職〔「職」ヲ削除〕階職分ノ有ル所ニ從ヒテ各自ノ主司各自ノ職務有リテ枝分派達シ毫髮モ之ヲ輕忽ニスル事ヲ許サズ是總ベテ律法ノ通體ニシテ別ニ縷述スルヲ要セズト雖ドモ唯軍人一體ニ係ハル精神

ニ至リテハ一々法度ヲ以テ律スベキ者ニアラズ然レドモ苟モ精神具ハラザレバ凡百ノ法度規則モ畢竟徒法ニ屬シ精良ナル隊制器械モ彼ノ傀儡ニ異ナルコト莫〔「莫」ヲ「ナカ」ト訂正〕ラントス是 朕ガ深ク軍人ノ精神心術ノ上ニ猶須要ナリト思フ所アリテ武辨タル者ノ風習ニ就テ一ニ訓諭スル所有ラント欲スル所ナリ上ニモ言ヒシ如ク兵權ハ我が 皇統ニ繫屬スル所ニシテ軍人ハ 朕ガ四肢股肱ニ同シク 朕ヲシテ能ク我が天命ノ〔「ノ」ヲ削除〕ニ答シ宗社ニ報スルノ大任ニ當ラシムル者ハ軍人ヨリ重キハ莫シ是 朕ガ軍人ニ於ケル一層親摯ノ意無キコト能ハザル所ナリ而〔「シ」ヲ挿入〕テ軍人タル者モ亦厚ク此旨ヲ體シ所謂軍人ノ精神ナル者ニ於テ一層意ヲ注シ果シテ能ク 朕ガ嘉尚スル所ニ副フ事有ラバ今日正ニ百事更張ノ時ニ際スルヲ以テ軍人一團ノ風習規模モ依テ以テ立チ我が帝國日本軍人ノ精神モ之ヲ後世ニ傳ヘ之ヲ四方ニ播スルモ永ク光榮ヲ保ツノ基礎タルニ至ル可シ是 朕ガ屬望スル所ナリ因テ其條々ヲ開示訓諭スル事左ノ如シ

一 軍人第一ノ精神ハ秩序ヲ紊ルヲ無キヲ要ス凡ソ軍人タル者ハ上ミ朕〔「ミ朕」ヲ「皇室」ト訂正〕ヲ戴キテ首領トナスヨリ下最下等ノ兵卒ニ至ルマデ其間ニ官階等級アリテ貴賤相統屬スル所アルハ勿論同列同級ノ間ニモ亦停年ニ新舊有リテ新任ノ者ハ必舊任ノ者ノ指揮ニ從フヲ法トス然レバ何事ニ依ラズ此意ヲ體シ己ガ隸屬スル所ニ奉事シテ其命令ヲ敬承スルハ直チニ 朕ガ命ヲ奉スルト異ナルヲ無キヲ宗トシ縱ヒ隸屬スル所ナラザルモ官階等級ノ上ナル者ニハ勿論停年舊キ者ニモ敬禮ヲ盡シ又官階等級又ハ停年ノ新シキ者ヲ待ツニハ公務上ニテ威嚴ヲ主トスル時ハ格別〔「ナレトモ」ヲ挿入〕其平素ニ於テハ成ル丈親切ニ諭導シテ方略ニ流レザルヲ宗トスベシ此ノ如クシテ上下和諧シ通體一致シテ王事〔西男爵家文書には「服するこそ」とあり〕ニ服從スルコト總軍人ガ 朕ニ對スル忠節ナレ縱ヒ何様ナル美事善行ニテモ軍人タル者ガ此秩序ヲ紊リテ上ニ對シテハ敬禮ヲ失ヒ事抗戾ニ涉リ下ヲ待ツニハ傲慢ニシテ人和ヲ失フニ至リナバ軍人精神ノ蠹害トヤ謂フベキ〔「ヤ」ヲ削除シ「ナリ」ヲ加筆ス〕

一 武德ノ第一ハ膽勇ナリ故ニ軍人タル者ハ平素ヨリ此心掛緊要タルベシ然レドモ聖人モ暴虎馮河ノ戒アル如ク徒チ

〔チ〕ヲ削除シ「ラ」ヲ挿入〕ニ少年血氣ノ勇ニハヤリ得テハ鹿暴猛悍ニ募リ易キ者ナレバ能クミミ〔能〕ヲ「ヨ」ト訂正、「ミミ」ヲ「ノ」ト訂正〕心シテ剛毅沈勇ヲ宗トシ又事ヲ謀ルニハ思慮周到ニシテ計畫分明ナルヲ要シ人ノ過惡ニ遇フモ法ノ許ス所マテハ勘辨ニ勘辨ヲ加ヘ手暴キ舉動有ルベカラズ唯懦弱卑怯ノ振舞ハ武辨タル者ノ尤モ忌ム所ニテ別ケテ戰陣ニ臨ム上カラハ躊躇趨起ノ患〔患〕ヲ「振舞」ト訂正〕無キ様其心掛專一タルベシ是畢竟素ヨリ膽力ノ練ト不練トノ上ニ在ル事ニシテ一朝ノ發意ニテ成ルベキ事ニアラズ大體平素溫良敦厚ナル人ハ大事ニ臨ミテ動カズ却リ〔リ〕ヲ削除〕テ果敢ナル者ナレハト〔ハト〕ヲ削除シ「ド」ト訂正〕平生殊ニ勇猛ヲ賣リ血氣ニ勇ム輩ハ大事ニ臨ミ憶スルコト多シ此等ノ所銘々宜シク平昔ノ心得ニ在ルベシ且又武夫ハ勇氣ヲ以テ職業トスル者ナルコトニ〔ルコトニ〕ヲ削除シ「レ」ト訂正〕平生人ニ接ハルニハ却リ〔リ〕ヲ削除〕テ仁慈惠ヲ宗トシ世人ノ愛敬ヲ惹クヲ要スベシ觀ヨ世ニ力士ト云フ者有リ此輩ハ平生良易ナル者ナレバ世俗ノ憐ヲ博スルモノナレド若〔シ〕ヲ挿入〕此輩ヲシテ其力ニ應スル勇悍ヲ〔以テ〕ヲ挿入〕常トセシメバ誰カハ之ヲ憐マン況シテ武辨ハ凶〔兇〕ト訂正〕器ヲ以テ身ヲ堅メ威嚴ヲ以テ常習トナス者ナルヲヤ若〔シ〕ヲ挿入〕人ニ接スルモ猛烈ヲ以テセバ爭テ〔カ〕ヲ挿入〕世ノ人ニ之ヲ虎狼視セラレザランヤハ〔ハ〕ヲ削除〕

一 質直勤儉ナルハ武人ノ常習質直ヲ尙ビザレバ文弱ニ流レ其蔽ヤ浮靡輕薄ニ陥リ勤儉ヲ尙ビザレバ驕奢ニ荒サミ其蔽ヤ貪汗ニシテ廉耻ヲ傷ナフニ至リ或ハ惰慢ニシテ邪僻ニ路スルニ至ル凡此數種ノ蔽習ハ執ル所ノ志尙其道ヲ失フヨリ竟ニ敗德失行其身ノ病癩トナルニ至ル一タビ此等ノ失敗ヲ取リ此等ノ名聞〔汚〕ヲ「ノ」ノ下ニ挿入シ「聞」ヲ削除〕ヲ得レバ世目ノ指摘スル所トナリ世論ノ容レザル所トナリテ人モ共〔モ〕ノ下ニ「之ト」ヲ挿入〕ニ齒スルヲ耻ヅレバ其身生涯ノ不幸タルハ言フマデモ無ク一タビ斯ル風習士林ニ發生スルニ及ビテハカ〔カ〕ヲ「彼」ト訂正〕ノ傳染病毒ノ俄カニ蔓延スルガ如ク一世ノ士風兵氣因テ以テ衰弱スルニ至ルナリ是ヲ以テ 朕深ク之ヲ惡クコト蛇蝎ダモシカズ〔ダ

モシカズ」ヲ「ノ如シ」ト訂正」曩者免黜條例ノ施行有リテ略此等ノ「ニ及ブト雖ドモ風習ノ漸浸ヲ防クハ一ニシテ足ラズ故ニ復茲ニ及ブナリ汝等軍人ハ深ク此意ヲ體シ努メテ斯ル蔽風ヲシテ士林ヲ煽ガシムルヲ勿レ

一 人トシテ信義ヲ守ルハ軍民ノ別ナク人タル者ノ常道ナリ別シテ軍人ハ隊位ノ中ニ生活スルモノナレバ信義ヲ失ナ「ナ」ヲ削除」ヒテハ一日モ立チ難キハ言フマデ無キ事ナリ然シナカラ信トハ前言ヲ踐ムノ謂義トハ後務ヲ盡スノ謂ニシテ皆始ニ言ノ約束カ又ハ事ノ關係アリト知ルベシサレバ信義ヲ立テント思ハバ諸ヲ其始ニ審カニスルヲ緊要タリ苟且ナル然諾ヲナシ謾リニ關係ヲ結ビタル上カラ後ニ至リ必信義ヲ貫カントセバ羝羊藩ニ觸ルルノ誨有ルベシ故ニ始ニ事ノ順逆ヲ審カニシ其言踐ムベカラズト知り其義守ルベカラズト辨マヘタラバ速カニ思ヒ止マルノ勝レルニハシカザルゾカ

〔墨印〕

シ○△古今大綱ノ順逆ニ明カナラズシテ小節ノ信義ヲ立

○故ニ軍人タル者ハ世論ノ黨派ニ拘ラズ政治ノ如何ヲ論セス其本分ヲ守テ義ノ山岳ヨリ重ク死ノ塵芥ヨリ輕キヲ思ヒ常ニ其節操ヲ誤ルヲナカルベシ△(山縣參議)「故ニ」以下「ナカルベシ」まで墨書、(山縣參議)の部分はペン字で黒インクを用い、「故ニ」以下が山縣の自筆なることを註記している」

テントシ或ハ王統ノ爭論ノ爲ニ或ハ政道ノ是非ノ爲ニ果テハ家々ノ爭ナドニ與シ近日ハ又主義ノ論黨ナドモアル如クアタラ惜ムベキ人ニ「ニ」は「モ」の誤ならん」始ニ順逆ヲ審カニセザルヨリ〔墨線にて圍んだ部分は削除の意か〕大ナル禍害ニ遭ヒ名モ身モ共ニ朽チ果テタリシハ其例シモ「モ」ヲ削除」尠カラズ憫然ナルヲトモナリ徒黨ハ軍人ノ大禁ナレバ言フニ及バヌヲナガラ小事ニテモ信義ヲ守ルニハ始ヲ謹ムヲ大事ゾカシ汝等能ク此ヲ辨マヘサ「サ」ヲ削除」忽ニ「ナ」ヲ挿入」シソ

前二擧ゲタル四條目ハ第一ニ軍人ノ作法トシテ秩序ヲ守ル事第二ニ軍人ノ節操トシテ膽勇ヲ練ル事第三ニ軍人ノ風習トシテ質直勤儉ヲ尙フ事第四ニ一般ノ徳義トシテ信義ヲ失ハザル事ナリカクダニ備ハリナバ 朕ガ我が〔「我が」ヲ削除〕軍人ノ精神心術ノ上ニ就テ望ム所満足セリト思フナリ唯此ニ加ヘテ此結末ニ〔「此結末ニ」ヲ削除〕猶一ツノ要スベキハ總ベテ上ノ四條目ヲ實行スルノ一要道ニテ誠心ノ一ツナリ聖賢ノ千言萬語モ誠心ヲ以テ之ヲ服膺スルニ非ラズ〔「ソ」ヲ挿入〕バ何事ニカハ益セン此四條目ハサバカリ行ヒ難キ事ニモアラズ唯一ツ念ヒ立ツ誠ダニ弛マズバ一朝ニモ事擧リ 朕カ満足如何バカリナルベキ

御製〔「西男爵家文書」中の軍人勅諭草案には「御詠○以下佚ス」とある〕

二、草案第一種ノ二

本草案はさきの「草案第一種ノ一」の前文を簡略化し第一徳目の部分を修正したもので、誰が簡略化・修正したかは明かでない。(もっとも山県が主宰者として干与していることは当然であるが、ここでは直接に修正に当たった者が不明の意味である。下の「第三種」についても同じ。)したがって本草案において第一徳目が軍人の精神としての「報國ノ衷情」、第二徳目が軍人の作法としての「秩序」となっている。この修正はあとの「草案第二種」と密接な関係があるようである。ただ本草案は第二徳目の条の始めの部分までで、以下欠となっているのは、それ以下は「草案第一種ノ一」と同一であることを示すものと見られる。本草案は片仮名交じり文(濁点なし)で句読点なく、漢字は楷書で振仮名はない。また左側に墨点を打って文字を削除し、右側に訂正または加筆挿入の文字を墨書している。以下、本草案を掲げる。(今、印刷の便宜上、削除・訂正加筆は「」で示した)

惟昔我

〔付箋〕
草案第一種ノ二

神武天皇初テ東征シ玉フノ日大伴物部大倭ノ三氏陸海ノ軍ヲ司リシヨリ今ニ至ル二千五百有余年其間兵制ノ沿革枚擧ニ違アラス古ハ天皇親ヲ征討ノ勞ヲ負ヒ玉ハサル事アルモ 皇太子代リテ膺懲ノ任ニ當リ玉ヒ未タ嘗テ兵權ヲ他人ニ委シ玉ハサリシ中古以降他邦ニ模倣スル所アリ衛人〔人〕ヲ「士」ト訂正〕防人ノ制立チ恬熙ノ流弊兵權遂ニ臣下ニ移リ其末全ク武臣ノ手ニ落チ政權モ亦併テ其掌握ニ歸スルニ至レリ爾來動モスレハ反噬ノ艱ヲ受ケ歷代ノ 祖宗モ爲メニ心ヲ痛マシメ玉ヒシカ時勢ノ注ク所既倒ノ狂瀾ノ如シ我 皇祖仁孝天皇 皇考孝明天皇ノ御宇ニ當リ弘化嘉永ノ間幕府ノ政日ニ衰頽ニ就キ加フルニ外國ノ關係漸開キ屢其凌侮ヲ受ルニ至リ兩先帝深ク叡慮ヲ腦マセ玉フト雖氏遂ニ大志ヲ展ヘ玉フ事能ハサリシ朕幼冲ニシテ夙ニ先帝ノ大喪ニ遭遇シ憂懼措ク所無キモ宗社ノ重キ他ヲ顧ルニ違アラス眇々ノ身ヲ以テ此天津日嗣ヲ奉承ス實ニ惶悚ニ堪エス然レ氏天運ノ循ル所世變ノ會スル所不經ノ典久シク存スル能ハス 上天ノ保佑ト宗社ノ寵靈トニ藉リ朕大命ニ膺ルノ初征夷大將軍德川慶喜順ニ歸シ政兵ノ大權ヲ解キテ之ヲ奉還シ尋キテ所在ノ大小名モ亦藩籍ヲ奉還シ兵權ヲ解クニ至リ海内一統ノ治ニ歸シ五百年前ノ舊ニ復スルヲ得タリ是レ實ニ二三大臣ノ朕ヲ輔翼シテ此剛斷ヲ取ラシメタル所ナリト雖氏蓋シ亦タ民心漸ク順逆ヲ辨シ大義ニ明カナルノ致ス所ニシテ我 祖宗ノ千辛萬苦シテ王綱ノ振ハサルヲ痛ミ玉ヒシニ非〔ニ非〕ヲ削除〕餘烈ニ非サルハ莫シ朕 祖宗ノ遺烈ヲ紹キ其付托ノ効アラサラシテ事ヲ恐レ夙夜匪懈メテ舊章ニ復セント欲ス乃チ明治ノ初年陸海軍ノ皇張ヲ謀リシヨリ今ニ至ル二十余年略其綱領ヲ定ムル事ヲ得タリ夫兵馬ノ大權ハ行政ノ大權ト相始終シテ全ク我 皇統ニ繫屬スル所ナレハ縱ヒ將相ニ委任スル事アルモ其大綱ヲ總攬スルハ朕一人ニ在リテ子々孫々永ク此意ヲ體シ深ク中世ノ弊跡ヲ鑒ミ敢テ或ハ失墜スル無カラシ是ヲ以テ朕ハ我帝國陸海軍ノ大元帥ニシテ爾諸ノ軍人ハ各位階ヲ追ヒ服從ノ義務ヲ盡スヲ以テ國法トス凡ソ朕ノ命令スル所口事大小

トナク各自職分ノ存スルニ應シ各自主務ノ係ル所ニ從ヒ枝分派達即下決行シテ必ス之ヲ懈慢ニ付ス可ラス抑モ朕ハ爾諸軍人ノ頭腦ニシテ爾等ハ朕カ四肢ナリ朕ヲシテ能ク天命ニ答シ宗社ニ報スルヲ得セシムル者ハ爾等ニ過クル莫シ國威若シ振ハサレハ罪朕身ニ在リ我武惟揚レハ朕爾等ト光榮ヲ分タン尙クハ朕ヲシテ罪ヲ宗社ニ受ケシムル勿レ是レ朕カ爾等ニ於ケル一層親摯ノ意ナキ能ハサル所ナリ爾等モ亦タ厚ク此旨ヲ體シ軍人ノ精神ナル者ニ注意シ果シテ能ク朕カ嘉尙スル所ニ副ヒ我帝國ノ威烈永ク萬邦ニ輝キ人民永ク康福ヲ享クルニ至ル是レ朕カ切ニ爾等ニ望ム所ナリ因テ軍人ノ精神心術ノ上ニ就キ訓諭スルヲ左ノ如シ

一 軍人ノ精神トハ報國ノ衷情ニシテ此ノ精神アル者ハ國ノ威力權利ヲ維持スルノ到底兵ニ在ルヲ知り兵ニシテ其職ヲ盡サレハ國ノ滅亡ヲ招クヲ知り兵ノ榮辱ハ即チ國ノ榮辱ナルヲ知り義ノ泰山ヨリ重クシテ死ノ鴻毛ヨリ輕キヲ知り此ノ精神アレハ榮譽ヲ重シ忠信ヲ尙ヒ紀律ヲ守リ上ヲ敬シ下ヲ愛シ同心戮力百事是レ舉ル故ニ精神ノ澄々タルハ無比ノ失策モ之ヲ挽回スルヲ得可ク精神ノ微々タルハ無上ノ良計モ其功ヲ成スヲ得ス國ヲシテ強カラシム可ク國ヲシテ弱カラシム可キ者ハ軍人ノ精神ナリ以テ戰役ノ實効ヲ圖ル可ク以テ戰鬪ノ命運ヲトフヘキ者ハ軍人ノ精神ナリ精神ノ功用是ノ如シ軍人互ニ相練磨シテ此ノ精神ヲ喪フ勿レ各人ノ精神連合シテ各隊ノ精神トナリ各兵科ノ精神トナリ全軍ノ精神トナル軍ニシテ此精神無ケレハ之ヲ烏合ノ衆ト謂フ

一 軍人ノ「ノ」ノ下ニ「第一」ト挿入」作法ハ秩序ヲ紊ルヲ無キヲ要ス凡ソ軍人タル者上ニ朕ヲ以テ首領トナスヨリ云々

〔以下欠〕

三、草案第二種

本草案は勅諭案と勅諭衍義との二部分から成り、先の西起草にかかる「草案第一種ノ一」と比べるとその形式において相異し、また勅諭案の内容においても本草案は「草案第一種ノ一」に比べて著しく全体が簡潔となり、勅諭としての表現に富んでいるとともに、その徳目も修正されて「報國衷情」・「上下統屬」・「膽勇」・「勤儉質直」・「信義」の五徳目となっている。「草案第一種ノ一」に比して、以上のような形式、内容上の特長をもつ本草案の起草者は誰であろうか。これに關しては幸田博士が「草案第二種ハ第一種ト全ク別人ノ手ニ成リシナルベシ」とされたごとく、西とは別人であることが想像される。もとより筆蹟も今日では判らず、確証の存する訳ではないが、本草案、とくに勅諭案の部分における文体および用語の關係から、本草案の起草者に当時詔勅起草の第一人者であった井上毅を擬すべきではないかと考える。

本草案の冒頭および結句における「天祐ヲ荷ヒ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ親ラ陸海軍ヲ統率ス朕茲ニ親シク六師ニ誥クル所アリ云々」「庶幾クハ誠ヲ以テ遵奉シ朕カ光榮ヲ分テヨ」などは井上らしい書ぶりであり、とくに冒頭の文句は、かれの起草した「憲法私案」の前文における「天ノ明命ヲ受ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ云々」や、またかれの起草した岩倉の「大綱領」中の「天皇ハ陸海軍ヲ統率スルノ權ヲ有スル事」および「綱領」中の「聖上親ラ陸海軍ヲ統率シ云々」にも見出される。また本草案における「我祖我宗」・「乾綱紐ヲ解キ」・「遺烈ヲ揚ケ」などは、かれが好んで他の勅諭草案にも用いたところで、例えば、かの明治十四年十月十二日の国会開設の勅諭もかれの起草にかかるものであるが、その原案には、「朕祖宗二千二百有余年ノ鴻緒ヲ繼キ、紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ云々」或は「顧ミルニ立国ノ体各々宜キヲ殊ニス、非常ノ事業、実ニ輕挙ニ便ナラス、我祖、我宗、照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ケ、洪漠ヲ弘メ云々」(傍点筆者)とあり、かの「七参議意見書」にも「祖宗ノ遺烈ヲ掲ケ」「乾綱ヲ総攬シ」の句がある。さらに本草案の「耿光ヲ覲シ云々」は書経に出るものであるが、この「耿光」ものちにかれが参画した「教育勅語」起草過程に窺えるごとく、かれの好んだ文字であった。

以上、勅諭案の部分から見ても、本草案を井上の起草にかかると推察したが、勅諭衍義の部分は井上よりもむしろ西に近いものがあるようにも思われ、衍義の方は井上でないかも知れない。つぎに本草案の起草時期を考えよう。本草案はその文中において起草時期を示す文句を有していない。幸田博士は草案「第一種ト第二種ト孰レガ前ニナリシヤ考フルニ由ナケレドモ恐ラクハ第二種先ヅ成リシガ如シ」「第二種ノ草案先ヅ成リテ之ヲ不充分トシテ第一種ヲ作りシ云々」とされ、「草案第一種」を「草案第一種ノ一」と「草案第一種ノ二」との二者に区分されず、本草案（第二種）をもって、それら二者に先行するものと相対的な時期を推察された。しかし「草案第一種」を二者に区分して本草案との先後関係を考えるに、以下のような推察も成り立つ。

思うに山県が西および井上の兩人に同時に別々に起草を依頼したとはまず考えられない。この前提に立つと山県が従来との関係上、まず西に起草を依頼してその結果、「草案第一種ノ一」が成立したと思われ、山県がこれを井上に諮問し、やがて井上がこれを基礎としてみずから起草し直したものが本草案であろうと推察される。この推察は、本草案と「草案第一種ノ一」との間の内容上の比較において、すでに指摘したごとく相異点をもちながら、又一面において共通し関連するものをもっていることにもとづいている。すなわち、本草案が新たに「報國衷情」を第一に掲げた点は大きな相異であるが、それ以下の「上下統屬」・「膽勇」・「勤儉質直」・「信義」の諸徳目およびその内容として説くところは、「草案第一種ノ一」における「秩序」・「膽勇」・「質直勤儉」・「信義」の諸徳目およびその内容を踏襲し、かつ簡潔に表現したものであり、ただ本草案が「上下統屬」をもって「草案第一種」の抽象的な「秩序」の概念に代え、徳目として内容の具体化を図った点に相異があるのみで、両者は互に内容的関連性をもっている。このことは前文の部分についても云えることであって、それ故に本草案の全体としての簡潔性は、「草案第一種ノ一」を基礎としてその前文以下を簡潔化したもので、「草案第一種ノ一」と内容的関連をもつものと見做すことができるからである。以上のような推論を重ねると、本草案は「草案第一種

ノ一」の起草直後に成立したことになる。さきに見たごとく、「草案第一種ノ一」の「信義」の条には軍人の政治不干与に
関する山県を加筆がなされているが、本草案の勅諭案および勅諭衍義の「膽勇」の部分にも殆んどそれと同じ文句の加筆
(付箋) がなされており、二つの草案がほぼ時期を同じくして存在したことを暗示しているものである。

つぎに本草案と「草案第一種ノ二」との関係を見よう。さきに記したように、「草案第一種ノ二」は「草案第一種ノ一」
の前文を修正簡略化するとともに、その第一条「秩序」の前に新たに「報國ノ衷情」を挿入して第一条とし、「草案第二
種」の衍義の部における「第一報國衷情」と同趣旨を説き、「秩序」を第二条に下げてその最初の部分のみを記すにとど
め、以下を省略している。この省略はさきに述べたごとく、「秩序」以下は「草案第一種ノ一」を踏襲することを示した
ものと見られる。したがってこの「草案第一種ノ一」から「草案第一種ノ二」への内容的変化は、「草案第二種」を参酌
した結果であろうと考えられる。このように見ると本草案は「草案第一種ノ二」に先行する。

以上、本草案の起草者に関して幸田博士の「別人」に井上毅を擬し、またその「草案第一種」との先後関係について博
士の想定された「草案第二種」→「草案第一種ノ一」→「草案第一種ノ二」の系列に対して、「草案第一種ノ一」→「草
案第二種」→「草案第一種ノ二」の系列を推定した。もっとも以上は推定の域を出るものではなく、また勅諭案と勅諭衍
義との両部分を同一の起草者によるものと見るか否かについても問題があり、総じて本草案に関しては、なお今後の検討
に俟つべきものがある。しかしながら、勅諭の起草過程においては、本草案のごとくきわめて簡潔な勅諭を發布し、それ
を補うに勅諭衍義をもってするという形式・構想は山県によって排除され、「草案第一種」の形態が採択されたことは、以
下の諸草案の推移に見る通りである。

本草案は片仮名交じり(時に濁点あり)で、句読点なく漢字は楷書で振仮名はない。諸処に訂正・加筆のための朱書付
箋がある。(勅諭衍義の部の □ はその上に付箋のあることを示す。「」は筆者註)

勅諭案

〔付箋〕
草案第二種

天祐ヲ荷ヒ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ親ラ陸海軍ヲ統率ス朕茲ニ親シク六師ニ誥クル所アリ古兵馬ノ權實ニ皇室ニ統ヘ我祖我宗皇后皇太子ト更ニ自ラ征討ノ勞ニ當リ我カ武惟レ揚リ威稜遠ク海ノ内外ニ被レリ中世乾綱紐ヲ解キ政武門ニ移ルモ朕カ躬ニ逮シテ天ノ寵靈ニ藉リ大權一ニ歸シ祖宗ノ舊ニ復スルヲ得タリ今誠ニ遺烈ヲ揚ケ耿光ヲ覲シ以テ中興ノ美ヲ成シ子孫ヲシテ循守シテ失ハザラシメントス朕尔等能熙ノ士ト其心力ヲ一ニセンヲ欲ス 國ニ報ユル衷情ハ軍人ノ精神ナリ上下統屬シ命令必從フハ六師ノ秩序ナリ兵ノ良ナルハ一ニ精神ニ倚ル秩序一タヒ紊ルルトキハ紀律何クニカ存セシテ爾等兩ナカラ守テ失フヲ勿レ〔膽勇以下「文弱ニ流ル、勿レ」の部分以後掲の「忠信膽勇ハ」以下の朱書付箋あり〕膽勇是レ主トシ陣ニ臨テ銳キヲ挫キ堅キヲ碎キ平生禮讓物ニ接シ馮河ノ謗ヲ招クヲ勿レ勤儉質直ハ軍人ノ素ナリ名節ヲ慎ミ廉隅ヲ礪キ文弱ニ流ル、勿レ言ニ信義ナキハ士ノ行ニ非ス然諾ヲ重ンジ細節ヲ戒メ始ヲ審カニシテ終ヲ克クセヨ

凡ソ此數言朕カ深ク尔等ニ望ム所ナリ尔等陸海軍ノ將士以テ卒伍ニ至ルマテ庶幾クハ誠ヲ以テ遵奉シ朕カ光榮ヲ分テヨ〔付箋全文朱書、〇ハ墨印〕

忠信膽勇ハ軍人ノ本分ナリ故ニ平生ニ在リテハ偏ヘニ武技文學ヲ修メ世論ノ黨派ニ係ラス政治ノ奈何ニ關セス禮讓以テ物ニ接シ其戰陣ニ臨テハ強キヲ挫キ堅キヲ碎キ其兵權ノ皇張ヲ以テ其任トシ其本分ヲ守テ干涉馮河ノ謗リヲ招クヲ勿レ

勅諭衍義

〔コノ付箋上欄ニアリ〕
報國衷情 上下統屬 忠信膽勇
勤儉質直 信義

第一報國衷情

兵ハ以テ國ヲ強カラシムベク以テ國ヲ弱カラシムベシ兵ノ以テ國ノ強弱ヲ爲ス所ノ者ハ報國ノ衷情何如ト視ル兵ニシテ

報國ノ情ヲ缺クトキハ兵刃未タ交ラスシテ精神已ニ朽チタリ隊伍一タヒ潰エテ敗亡之ニ從フ貔貅百萬アリト雖モ市人ヲ驅テ鬪フニ均シ故ニ曰報國ノ衷情ハ軍人ノ精神ナリ

第二上下統屬

陸海二軍ハ天皇ノ親カラ統卒シタマフ所ナリ吾儕〔 〕の部分の上に「直隸タリ」と朱書付箋「軍人猶四体ノ首領ニ於ケルガ如シ而シテ上下統屬聯申相承ク將校ヨリ卒伍ニ至ル手ノ臂ヲ使ヒ臂ノ指ヲ使フカ如シ敢テ順ハサル者アレハ處スルニ軍法ヲ以テス是ヲ軍人ノ秩序トス上令シ下從フトキハ陣門肅然トシテ旌旗光アリ若シ上下序ナク命令行ハレス軍氣内ニ潰ユルトキハ猛將勇士アリト雖モ何ヲ以テ勝ヲ敵國ニ制セン乎故ニ兵士ノ務メハ唯命是從フニ在リ惡逆ヲ除クノ外命ノ當否ヲ爭フハ軍人ノ分義ニ非ス是レ報國ノ衷情ニ次クニ上下ノ統屬ヲ以テスル所ナリ

第三膽勇 「〔忠信膽勇〕と朱書付箋」〔なおのちに示すごとく、全文清書したものを原文の全面上に貼付している〕

膽勇ハ武ノ徳ナリ平生馬革草野ノ日ヲ忘レズ 「〔忠信膽勇ハ武ノ原質ナリ治ニ居テ亂ヲ忘レズ〕と朱書付箋」一朝事ア

ルニ臨テ矢石前ニ交ハリ萬馬相衝ク一身ヲ犠牲ニシテ以テ國ニ報ユルヲ厭ハス但平時ニ在テ 「〔此故ニ平常ニ在テ文學武術ヲ一身ノ羽翼トナシ以テ其膽略勇敢ヲ修メ世論ニ係ラス政治ニ關セス風潮ニ流レス其本分ヲ確守シテ輿論ニ干渉セス〕と朱書付箋」禮讓和易鋒銚ヲ露ハサズ躁暴ヲ以テ物ヲ凌カズ是ヲ徳ノ美ナル者トス

乃チ氣ヲ使ヒ力ヲ尙ヒ威ニ加フルニ猛ヲ以テセ 「〔惡ヲ尙ヒ勇ヲ養ヒ信ヲ守テ猛ヲ培ス〕と朱書付箋」

誹ヲ招カザランヤ 「〔軍人ノ本分トスル所ナリ〕と朱書付箋」

〔付箋 全文朱書〕

第三忠信膽勇

忠信膽勇ハ武ノ原質ナリ治ニ居テ亂ヲ忘レス一朝事アルニ臨テ矢石前ニ交ハリ萬馬相衝ク一身ヲ犠牲ニシ以テ國ニ報
ユルヲ厭ハス故ニ其平常ニ在テ文學武術ヲ一身ノ羽翼トナシ以テ其膽略勇敢ヲ修メ世論ニ係ラス黨派ニ依ラス政治ニ
關セス風潮ニ流レス其本分ヲ確守シテ輿論ニ干涉セス禮讓和易鋒鉞ヲ露ハサス躁暴ヲ以テ物ヲ凌カス是ヲ武德ノ美者
トス忠ヲ尙ヒ勇ヲ養ヒ信ヲ守テ猛ヲ培ス軍人ノ本分トスル所以ナリ

第四勤儉質直

軍人タル者一朝事アルトキハ將ニ金革ニ衽席シ風雨ニ櫛沐セントス平日優游暇逸其四肢ヲ惰リ華靡自カラ喜フ乃チ其素
ヲ失フナリ世ノ無事ナルニ當テ市井ノ風文弱ノ習人ノ羨慕スル所トナリ都鄙相倣フ邪疫ノ人ニ染ム防止スル所ヲ知ラザ
ルガ如シ若シ軍人ニシテ其素ヲ失フトキハ兵氣斯ニ敗ル國ノ盛衰往往此レニ係ル」〔衰頹茲ニ萌芽セントス〕と朱書付
箋〕

第五信義

信義以テ言ヲ踐ム軍人交隊伍ノ際信義ニ倚」〔信義ハ人ノ德ナリ軍人ノ身幹ナリ軍人ニシテ苟クモ信義ナクンハ上下ノ
交リ隊伍〕と朱書付箋〕ラザレバ」〔ノ約ハ〕と朱書付箋〕何ヲ以テカ相結ハレ苟且然諾ヲ輕クシ日常細節ヲ慎マス其始
ヲ審カニセズシテ往々終リニ悔ユ前ニ跋ミ後ニ躓キ名ヲ辱メ譽ヲ失フニ至ル戒」〔自ラ誠〕と朱書付箋〕メザルベケン哉

四、草案第三種

本草案は幸田博士の記されたごとく、草案「第一種ノ簡約ニセルモノ」であるが、とくに「草案第一種ノ二」の段階、すな

わち前文および「報國ノ衷情」・「秩序」・「膽勇」・「質直勤儉」・「信義」の五条目に修正を加えて、その徳目も「忠節」・「秩序」・「義勇」・「質直儉素」・「信義」の五徳目となっている。誰がこのように「草案第一種」を簡約・修正し、本草案を起草したかは詳かでない。本草案の成立時期は、本草案につづく「草案第四種」の最初のもの成立時期から明治十三年であることが判明する。本草案は片仮名交じり（濁点あり）で、漢字は楷書で振仮名はない。また削除を示す黒インク（ペン字）の斜線または（ ）の印（ともに本文上）・傍点（当該文字の左側）が施され、同じ黒インクの訂正（削除部分の右側）および加筆挿入（該当個所の右側）がなされている。（今、印刷上、削除・訂正加筆はすべて「」で示した）

〔コノ付箋上欄ニアリ〕
忠節 秩序 義勇
質直 信義

〔付箋「第一種ニツマク」ノミ朱字〕
草案第三種 第一種ニ
ツマク

我カ日本帝國ノ軍隊ハ一ニ我カ皇統ニ繫屬セリ昔神武天皇親カラ六師ヲ帥ヒテ東征シ玉ヒシヨリ今ニ二千五百有余年其間沿革一ニシテ足ラズ古ハ 天皇親カラ兵權ヲ攬リ或ハ 皇后皇太子ヲシテ代ハラシメ玉フアルモ肯テ之ヲ他人ニ委ネ玉ハス中古他邦ニ模倣シテ凡百ノ制度ヲ建テシヨリ恬熙ノ弊此權武臣ノ門ニ移リ政權モ亦併セテ其手ニ歸スルニ至リ我帝國ノ國体ヲ傷ク我先皇ノ皇摸〔摸〕ヲ「道」ト訂正、更ニ「謨」ト訂正〕ニ背ケリ蓋シ世運ノ馴致スル所人力ノ能ク挽回スベキニ非ザルガ如シ朕カ 皇祖仁孝天皇皇考明天皇ノ御宇ニ當リ弘化嘉永ノ間幕府ノ治衰頽ニ赴キ加フルニ外國ノ關係漸ク起リ其侮ヲ受ルアリテ兩皇深ク宸襟ヲ惱マシ玉ヒタル歲月モ亦長カリキ朕レ之ヲ追想スル毎ニ未タ嘗テ慨然歎泣セズンバアラザルナリ既ニシテ朕レ眇々ノ身ヲ以テ天津日嗣ノ重キヲ繼キ幸ニ上天ノ保佑ト宗社ノ寵靈トニ賴リ征夷將軍政權ヲ返上シ三百諸侯版籍ヲ奉還シ海内一統七百年前ノ舊ニ復ス是レ實ニ三三大臣ノ朕ヲ〔ノ朕ヲ〕ヲ削除〕輔翼スルノ〔スルノ〕ヲ〔ノ〕ト訂正〕力ナリト雖モ蓋シ又民心順逆ヲ辨シ大義ニ明カナルノ致ス所ニシテ之ヲ

要スルニ〔「ニシテ之ヲ要スルニ」ヲ「ト」ト訂正〕歷世祖宗ノ國事ヲ憂慮シ玉ヒタル遺澤餘烈ニ非サルナシ是ニ於テ朕不肖ヲ顧ミズ大ニ紹述ヲ圖リ夙夜ニ甞勉シ國威ヲ恢弘セント欲シ陸海軍制ヲ建テシヨリ今二十有余年略々舊觀ヲ改メタリ夫レ兵馬ノ大權ハ行政ノ大權ト相終始スル者ナレハ各自ノ主司ハ縱令ヒ上將相ニ委任スルコアルモ大綱ノ總攬ハ實ニ唯朕一人ナリ是レ朕カ以テ子孫ニ戒メ永ク斯旨ヲ奉シ深ク中世ニ鑒ミテ失墜無ラシメントスル所ナリ朕レ已ニ行政ノ君主タリ又兵馬ノ元帥タリ朕ノ汝等軍人ニ於ケル實ニ二様ノ關係アリ〔「朕ノ」以下「關係アリ」マデヲ削除シ「而シテ」ト訂正〕朕レ臣民中ニ就テ汝等ヲ以テ最モ股肱トス汝等職分上ニ在テモ亦朕ヲ以テ頭腦トセン故ニ能ク元々ヲ保護シ以テ天命〔「ニ」ヲ挿入〕宗社ニ報答スルヲ得セシムルハ唯〔「唯」ヲ「一ニ」ト訂正〕汝等軍人ニ在リ△〔△是レ朕カ汝等軍人ニ於ケル一層親密ノ意アル所以ナリ苟モ〔「苟モ」ヲ削除ス〕ノ挿入文アリ〕國威或ハ振ハサレハ汝等能ク我〔「我」ヲ「朕」ト訂正〕カ憂ヲ分チ我武惟レ揚ラバ朕レ汝等ト光榮ヲ偕ニセン汝等能ク其職ヲ守リ能ク朕カ嘉尚スル所ニ副ハ、朕カ祖宗遺愛ノ臣民永ク昇平ノ康福ヲ享ケ我獨立帝國ノ威烈大ニ世界ノ光華タラン是レ朕カ汝等軍人其レ之ヲ體セヨ

一 軍人ノ精神〔「精神」ヲ削除シ「本分」ト訂正〕ハ忠節ヲ盡スニ在リ凡ソ此國ニ生レテハ此國ニ報ユルノ心ナカル可ラズ況ヤ軍人タル者ハ最モ此精神〔「精神」ヲ「心」ト訂正〕ヲ堅固ニシテ其節操ヲ變ス可ラス若シ軍人ニシテ報國ノ精神〔「精神」ヲ「心」ト訂正〕堅固ナラズンバ技藝ハ熟シ學術ハ長スルトモ猶傀儡ニ異ナラズ隊伍ハ整ヒ節制ハ正シキモ苟モ忠節ノ人〔「忠節ノ人」ヲ削除シ「敵愾ノ氣」ト訂正〕ナキトキハ何ヲ烏合ノ衆ニ別タンヤ故ニ軍人タル者ハ國安ノ保護國權ノ維持一二兵力ニ在ルヲ知リ兵力ノ消長ハ即國運ノ隆替ナルヲ辨シ世論ノ黨派ニ拘ラズ政治ノ如何ヲ論セス其本分ヲ確守シ義ノ山岳ヨリ重ク死ノ塵芥ヨリ輕キヲ思ヒ常ニ此精神〔「精神」ヲ「心」ト訂正〕ヲ發揮シテ其節操ヲ誤ル勿レ

一 軍人ハ秩序ヲ正スヲ要ス〔「正スヲ要ス」ヲ「紊ル可ラス」ト訂正〕凡ソ軍人タル者ハ上ミ元帥ヨリ下モ一卒ニ至

ル迄中間多少ノ階級アリテ相統屬スルノミナラズ同列同級中ト雖モ停年ニ新舊アリ新任ハ舊任ニ服從セサル可ラズ乃チ下級ニシテ上官ノ命令ヲ奉スルハ是レ直チニ朕カ命ヲ奉スルナリ故ニ其隸屬スル所ニ非サルモ其上級ニ對シテハ勿論停年ノ已レヨリ舊キ者ニハ總テ敬禮ヲ盡スヘシ又等級ノ上ナル者ヨリ下級〔ノ者〕ヲ挿入〕ヲ待スルニハ輕侮驕傲ナルヲナク〔ル〕ヲナク〕ヲ削除シ「カルベシ其」ト訂正〕公務威嚴ヲ主トスルヲ除ク外務メテ懇親愛惠ミ〔ミ〕ヲ「シ」ト訂正〕上下一致シ以テ王事ニ服從〔服從〕ヲ「勤勞」ト訂正〕セヨ脱シ軍人ニシテ秩敍ヲ紊リ上ニ敬ナク下ニ惠ナク共ニ和諧ヲ失フアラハ唯軍人ノ蠱毒ノミナラズ又社會ノ罪人タルヘシ

一 軍人ハ〔軍人ハ〕ヲ削除ス〕義勇ヲ尙フヲ要ス〔ヲ要ス〕ヲ削除シ「ハ軍人ノ第一義ナリ夫レ」ト訂正ス〕勇ハ三德ノ一ニシテ又我日本帝國ノ古來ヨリ最モ貴フ所ナレハ人々缺ク可〔カ〕ヲ挿入〕ラサル者ナリ況ヤ軍人タル者ハ禦侮折衝ノ任力〔力〕ヲ削除シ「ニ」ト訂正〕在リ瞬時モ敢テ忘ル可ケンヤ然レモ勇ニ大小ノ別アリテ〔テ〕ヲ削除〕血氣粗暴ノ小勇〔ノ小勇〕ヲ削除〕ハ武勇ノ限ニ在ラサルナリ故ニ軍人タル者ハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ剛毅ノ大勇ヲ主トシ事ヲ謀レハ思慮ヲ殫シ小弱ヲ侮ラス又強大ニ怯ル、ナク以テ武職ノ本分ヲ盡セ凡ソ軍人ハ勇武ヲ以テ職ト爲スカ故ニ平素人ニ接スルニハ反テ柔順ヲ主トシ世人ノ愛敬ヲ敦クスベシ〔夫レ〕ヲ挿入〕身ニ兇器ヲ帶ヒ〔ヒ〕ヲ削除シ「フル者ニシテ徒ニ」ヲ挿入〕其腕力ヲ逞クシ剛猛威嚴ニ偏ナラシメハ爭テカ世人ノ爲メニ虎狼視セラレサランヤ

一 軍人ハ質直儉素ナラサル可ラズ質直ナラサレハ文弱ニ流レ其敝ヤ浮靡輕薄ニ陥リ儉素ナラサレハ驕奢ニ入ル其敝ヤ貪汚ニ至ル故ニ其〔其〕ヲ削除〕執ル所ノ志尙其〔其〕ヲ削除シ「苟モ」ト訂正〕道ヲ失フトキ〔フトキ〕ヲ削除シ「ヘ」ト訂正〕ハ其蔽ヲ〔ヲ〕ヲ削除シ「必ス」ト訂正〕生ス若シ〔ン〕ヲ「シ」ト訂正〕一タヒ此等ノ汚名ヲ取レハ世目ノ指擿スル所トナリ世論ノ容レサル所トナリテ人モ共〔人モ共〕ヲ削除シ「復タ郷黨」ト訂正〕ニ齒スルヲ

耻ツルニ至ル〔「スルヲ耻ツルニ至ル」ヲ削除シ「セラレス」ト訂正〕サレハ其身生涯ノ不幸ハ言ヲ俟タズ是ノ〔「是ノ」ヲ削除シ「此」ト訂正〕風習軍人ノ間ニ發スルニ及テ〔「スルニ及テ」ヲ削除シ「セ」ト訂正〕ハ彼ノ傳染病毒ノ俄カニ蔓延スル如ク士風兵氣頓ニ萎茶スルヤ明火ヲ觀ルカ如シ〔「火ヲ觀ルカ如シ」ヲ削除シ「カニシテ」ト訂正、更ニ「ニシテ」ヲ削除シ「カナリ」ト訂正〕是ヲ以テ朕レ之ヲ惡ム〔蛇蝎ヨリモ甚タシ曩キニ免黜條例ヲ施行シ略々此事ニ及フト雖モ風習ノ漸漫ヲ防クハ一ニシテ足ル者ニ非ス故ニ復茲ニ及フナリ汝等軍人深ク此意ヲ体〔「体」ヲ「體」ト訂正〕シ務メテ斯レ〔「斯レ」ヲ削除シ「之」ト訂正〕ヲ戒飭セヨ

一 軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ凡ソ信義ノ守ルヘキハ人ノ常道ナリト雖モ軍人タル者ハ隊伍ノ中ニ生活スレハ信義ヲ失フヲアラハ一日モ立ツ可ラス夫レ信ハ前言ヲ踐ムノ謂〔「ムノ謂」ヲ削除シ「ミ」ト訂正〕義ハ後務ヲ盡スノ謂ヒナリ故ニ信義ヲ盡サント欲〔「欲」ヲ削除〕セハ宜シク〔「宜シク」ヲ削除〕之ヲ始メニ審カニスヘシ〔「スヘシ」ヲ削除シ「セヨ」ト訂正〕若シ苟且ナル然諾ヲ爲シ眼前恩愛ノ關係ヲ結美〔「美」ノ崩シヲ削除シ「ヒ」ト訂正〕後ニ至リ必ス信義ヲ立ントセハ進退谷マルノ悔アルベシサレハ〔「ベシサレハ」ヲ削除シ「ベキヲ以テ」ト訂正〕始メニ〔「ノ」順逆是非ヲ審カニシ其言踐ム可ラスト知り其義守ル可ラスト悟ラハ速カニ止マルニ如ズ古今大綱ノ順逆ニ瞻クシテ小節ノ信義ヲ立ントシ或ハ公道ノ是非ニ迷ヒテ私情ノ信義ヲ守ラントシ惜ムヘキ英雄豪傑モ爲ニ大ナル禍害ニ遭ヒ身名共ニ湮没スル其例尠ナカラス宜シク深ク警戒スル所アルベシ〔「ル所アル」ヲ削除〕

以上五箇ノ條目ハ我カ軍人ノ頃刻モ離ル可カラザル心術〔「心術」ヲ削除シ「要道」ト訂正〕ナリ且此五箇ヲ行フニハ一箇ノ誠ヲ要ス夫レ上ノ五條目ハ我カ軍人ノ精神ニシテ此一ノ誠心ハ又五條目ノ精神ナリ嗚呼誠ナラサレハ物ナシ喜言美行アリト雖モ心苟モ誠ナラスンハ虛莊ノ僞飾ノミ誠ニシテ一タヒ立タハ〔「ト」シテ濟ラサル無シ況ヤ此五條ハ天地ノ公道ナリ人倫ノ常經ナリ平カニシテ行ヒ易ク順ニシテ難キ〕罔ナシ今汝チ〔「チ」ヲ削除〕軍人克ク朕カ訓ニ遵ハ、即チ

國ヲ愛スルナリ乃〔乃〕ヲ「即」ト訂正」チ天ヲ敬スルナリ我祖我宗實ニ之ヲ嘉納セン天神地祇其レ報ユルニ休ヲ以テセン曷ソ唯朕レ一人之ヲ悦〔之ヲ悦〕ヲ削除シ「以テ懌」ト訂正」フノミナランヤ汝軍人其レ〔汝軍人其レ〕ヲ「其レ汝軍人」ト訂正」懋メヨヤ欽メヤ

以上、「草案第三種」までをもつて勅諭草案の前期が終つたものと見做し得ると思われる。この前期の段階は最初の西案が骨子となり、その上に修正が積み重ねられたものと見ることができ、なお公布本「軍人勅諭」に比してかなりの相異がある。しかしつぎに述べる「草案第四種」以後は公布本「軍人勅諭」の文体・内容と殆んど間然するところがないまでになった。

したがって「草案第四種」以下を後期の草案と見做すのであるが、この前期から後期への転換を生ぜしめたものは西に代わる福地源一郎の登場であった。以下後期草案の推移を見ることにする。

五、草案第四種（訂正一、二を含む）

本草案は幸田博士によって「草案第四種ハ福地桜痴（源一郎―筆者註）ノ筆ニナリシコト筆蹟ニテ明カナリ」とされ、したがって本草案の福地案なることは明瞭で、その起草時期が明治十三年であることは本文中に示されている。福地が山県の依頼をうけて勅諭起草に当たったことは、山県みずから金子堅太郎や朝日奈知泉に語ったこと¹¹や、早く尾佐竹猛博士が「軍隊勅諭の草案は近年福地源一郎の家から発見せられた」と記されたこと¹²から確かな事実であった。しかしその内容については今日まで知られず、ここに始めて福地案の全貌を知ることができるものである。

本草案は前期草案と対比して、まず文体上、和文の碎けた書き方で著しく訓諭的であり、本文は変体仮名交じり平仮名

(濁点あり)、文中の漢字は行書で、それに変体仮名交じり平仮名(濁点あり)の振仮名を付している点に特長がある。また内容上、前期の「草案第三種」を——「草案第一種」をも多く参酌しながら——訂正して、その徳目を「忠節」・「禮義」・「武勇」・「質素」・「信義」の五徳目となしており、ここにすでに公布本「軍人勅諭」の五徳目が出揃ったものである。草案における抹消削除には墨線(本文上)又は墨印(、、あるいは○)を当該文字の左又は右に付す)が用いられ、訂正の墨書(当該部分の右側)がなされている。なお本草案には以下のごとき四通りの訂正があり、そのうちの訂正一・二は本草案に併せて示されている。すなわち本草案冒頭にある〔紫字付箋〕(紫字は台本影写の校正にさいして用いられたもの)に示されているように、本草案を片仮名交じりに書き直した二通の草案(第四種ノ訂正一・二)が存したが、それらは僅かな文字の修正に過ぎず、本文は本草案と同一のため改めて影写されず、ただ「訂正一」における欄外の「朱書ノ付箋ト墨字ノ追書」および「訂正二」における欄外の「藍字ノ追書」のみが本草案の上欄に併せて記入されている。これらの「訂正一」・「訂正二」は誰かが別々に福地案(草案第四種)の字句修正を試みたものであるが、その詳細は不明である。以下本草案(訂正一、二を含む)を掲げる。(今、印刷上、本文および振仮名の変体仮名はすべて平仮名に改め、また本文の抹消削除・訂正(すべて墨書)は「」で示した。□は抹消による不明文字である。なお本草案の上欄に記入された「訂正一」および「訂正二」における欄外の付箋・追書も「」で示した)

〔紫字付箋〕

原本ニコノ本文ヲ片假名交リニ書直シタルモノニ通ヲ載ス
 其内一通ニハ欄外ニ朱書ノ付箋ト墨字ノ追書トアリ
 他ノ一通ニハ同ジク欄外ニ藍字ノ追書アリ今皆原色
 ヲ用ヒ付箋トシテ本文ノ欄外ニ添付シタリ

〔付箋「福地ノ筆ナラン第三種ニツマク」ハ朱書〕
 草案第四種 福地ノ筆ナラン
 第三種ニツマク

〔朱書付箋 上ノ紫字付箋ニ貼付セリ〕
 草案第四種ノ
 訂正ノ一・二

御製

我日本帝國の軍隊は天皇の統させ給ふ兵にそあるむかし神武天皇みづから大伴物部の兵とも帥ひさせて「上欄ニ」兵トモヲ帥キテ」ト朱書付箋アリ」中つ國のまつろはぬものどもを討ち平らけ給ひ高御座に即かせて世を治し召したまひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世のさまの變り遷るに從ひて兵制の沿革もしばくにてありき古へは天皇みづから軍隊を率ひ「率ひ」ヲ削り「帥る」ト訂正、上欄ニ「率キ」ト朱書付箋アリ」させ給ふ御則にて時によりては皇后皇太子の代らせ玉ふこともありけれども凡「凡」ヲ削除」は兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中つ世にいたりて文武の制度どもみな唐國の風に倣はせ給ひて六衛を置き馬寮を建て防人など設けられにしかば兵制は整ひたれとも打續ける昇平に忸れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農もおのづから兩にわかれ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向にその武士どもが棟梁の手に歸し世の亂と共に政治の大權も亦その手に落ち果は七百年間武家の政治とはなりにき世の様の變り遷りて「上欄ニ」移り換りテ」ト朱書付箋アリ」斯くぞなれるは人の力もて挽き回すべきにあらずとは申しながら且は我が帝國の國體に戻り且は我が祖宗の御則に背き奉り淺ましき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府その政衰へ剩外國のことに共起りて其侮を受けんずる勢に迫り事黙止すべきにあざりければ朕の皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく國を憂ひ世を慨「上欄ニ」慨ヒカ嘆き」ト付箋アリ、但シ「慨ヒ」ノミ朱書」みて宸襟も惱まさせ永き歲月を送り給ひき歡慮のほとこそ忝なくもまた惶けれ然るに朕幼なくして慈に天津日繼「上欄ニ」嗣」ト墨書付箋アリ」となりし初に征夷大將軍その政權を返上し大名小名その版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世になりて萬の政古の制度には復しぬ是れ文武の忠臣良弼ありて朕を補「欄外ニ」輔」ト墨書付箋アリ」翼せる績なり歴世祖宗のもはら國家を思し給ひし御遺澤なりと云へども併ら我が臣民その心に順逆の理をわきまへ大義の重きを知れるが故にこそあるなれば此時に於て兵制を更めわが帝國の光を輝さんとお

もひ凡そ十三箇年が程に陸海軍の制をば今の様には建てぬ〔上欄ニ「思ひはおもひなり今ノ様にはなりぬ歟」ト藍書付箋アリ〕夫れ兵馬の大權は政治の大權と共に天皇の統べさす所なれば其司は分ちて臣下に任すとも其の大綱は朕みづから之を攬りて敢て臣下に委ぬべからず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天皇は文武を掌握すと申す義を存じてまた再び中世以降の失体なからんことを望むなり朕は汝等臣民の君主なるぞ汝等軍人の大元帥なるぞ大元帥は頭首なり將卒は股肱なりと申せば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎて其親しみは特に深くこそあるなれ〔「るな」ヲ抹消、上欄ニ「アル」ト墨書付箋アリ〕朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報ひ〔「ひ」ヲ削除「い」と訂正、上欄に「報い」ト墨書付箋アリ〕參らすることを得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るぞかし我帝國の稜威ふるはざる事もあらば汝等よく朕と其憂を共にせよ我が武これ揚りて其榮を輝さば朕汝等と其譽を偕にすべし汝等みな其職を守り朕と一つ心になりて國家の保護に力を〔上欄ニ「カヲ國家ノ、、」ト墨書付箋アリ〕盡さばわが帝國の蒼生は永く泰平の福を享けわが帝國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし朕かくも深く汝等軍人に望むなれはいざや訓へ諭すべき箇條あり謹みてこれを承はれ〔上欄ニ「之ヲ左ニのべん」(墨書)ト「左に之をのぶべし」(藍書)ト二ツノ付箋アリ〕

一 軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡そ生をわが帝國に受るもの誰か國に報ゆるの心なかるべき況や軍人たらんものは此心の固からでは事に合ひ得べしとも思はれず軍人にて報國の心堅固ならぬものはいかほど技藝に熟し學術に長ずるともなほ傀儡に比しかるべしその隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存ぜざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同じかるべし抑も國家を保護し國權を維持するは兵力にあれば兵力の消長はこれ國運の盛衰なりと申すことを理へ〔上欄ニ「理へ辨へ」ト朱書付箋アリ〕假令ひ世論はいかなる黨派に分るゝとも政治は如何なる主義に變るとも更に見向もせず只々一途におのれが本分の忠節を守り義は山岳よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其の操を破りて不覺を

取り汚名を受ることなかれ

一 軍人は禮義を正く「上欄ニ「正シク」ト墨書付箋アリ」すべし凡そ軍人には上元帥より下一卒にいたるまで此「此」ヲ抹消シ「其」ト訂正」間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級「「きう」ノ前ニ「れつ」ト誤記セルヲ抹消ス」中とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服従すべきものぞ下級のものゝ上官の命を承はること實は直に朕が命を承る義なりと心得よおのれが隸屬する所にあらずとも上級のものは申すに及ばず停年のおのれより舊きものに對しては惣て敬禮を盡すべし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なりと雖ども其外は務めて懇に下級のものを取扱ひ慈愛を專一と心掛けよ上下一致して王事に勤勞せよもし軍人たらんものが禮義を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんは啻に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人たるべし

一 軍人は武勇を尚ぶべしそれ武勇はわが帝國にては古よりいとも貴べる所なれば人たらんもの武勇なくては叶ふまじまして軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば束の間も武勇を忘れてよろしかるべきやさあれ武勇には大勇あり小勇ありて事同じからず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは申されず軍人たらんものは常々よく義理も辨へよく膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも怯れずおのれが武職を盡さんこと誠の大勇にぞあるされば武勇を尚ぶものは常々人に接はるには溫和を第一として諸人の愛敬を得んと心掛よ由なき腕□□「腕□□」ヲ抹消シ「勇み」と訂正」を好み猛威を振ひたらば果は世の人も軍人を忌み嫌ひて虎狼などの如くに思ふならん心得べきことぞ

一 軍人は質素を旨とすべし凡そ質素を旨とせざるときは文弱に流れ輕薄に□□「□□」ヲ抹消シ、「走り」ト訂正」驕奢華靡の風を好み遂には汚貪に陥りて道ならぬ行の爲に志も無下に賤くなりて節操も武勇もその甲斐なく世の

人に爪はじきせらるゝ迄になりぬべし其もの一生涯の不幸なりと云はんも愚なり此風一たび軍人の間に起りてはかの傳染病のはびこる如くに蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり朕深くこれを懼れて曩に免黜條例を施行し略く此事を飭め置きつれども猶もこの悪習の出んことを患ひて心安からねば故さらにまた之を訓ゆ「ゆ」ヲ抹消シ「ふ」と訂正」るぞかし汝等軍人ゆめく「上欄ニ「ユメ」ハユメ」ト墨書付箋アリ」この訓飭を等閑にな思ひそ「上欄ニ「質素ノ條ヲ信義ノ次ニシタシ」ト朱書付箋アリ」

一 軍人は信義ヲ重すべし信義を守るは常の道にはあれどわきて軍人は信義なくては一日たりとも隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とはおのれが言を踐み行なひ義とはおのれが分を盡すことを申すなりされば信義を盡さんと思はゞ始より其の成し得べきことか否を審かに思考すべしおぼろげなることをかりそめに諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんずと思へば進退に谷まりて身の置所に苦むことあり悔とも其詮なし始によく「事の順逆を辨へ是「是」ヲ抹消シ「理」ト訂正」非を考へ「モト「かんが」トアリシヲ「かん」ヲ抹消シ「かう」ト訂正」其言は所詮踐むべからずと知り其義は逆も守るべからずと悟りなば速に止まるこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏み迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し戸の上の汚名を後の世まで遺すこと其例は尠からぬものを深く警めてやはあるべき

右の五箇條は軍人たらんものには暫しも忽せならぬ道にぞあるこれを行はんには一つの誠心こそ大切なれ抑も此の五箇條はわが軍人の精神にて一つの誠心はまた五箇條の精神そや「そや」ヲ抹消シ「なり」ト訂正」心に誠なくては嘉言善行のあるとも浮の空の莊飾にて事の用には立たぬものなり「なり」ヲ抹消シ「ぞ」ト訂正」誠心さへあらば何事にもなるものぞかし況や此の五箇條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守りやすし汝等軍人よく朕が訓に遵ひて此道を守り行なひて國に報ゆるの務を盡さば日本帝國の蒼生みな擧りて之を憚ひなん朕一人の憚のみ

かは

六、草案第四種ノ訂正三

本草案は「草案第四種ノ訂正一・二」を参酌して、さらに「草案第四種」の字句および内容の修正を試みたものである。その内容上の修正も、すでに「訂正一」に示された「質素ノ條ヲ信義ノ次ニシタシ」の通りに、「質素」の條を「信義」の條のつぎに置きかえたに過ぎず、「草案第四種」を大きく変質せしめたものではない。しかしこの徳目の入れ換えによつて公布本通りの徳目順となった。これらの修正が誰によつてなされたかは詳かにすることができない。またこれまでの草案に見られた御製も脱落し、本草案以下には見られない。

本草案の起草時期は本文中に明治十四年と記されていることによつて知られるが、つぎに述べる「草案第四種ノ訂正四」との関連において、明治十四年十二月二十五日を余り溯らない時期のものと思われる。この推定に立つと、ただ明治十三年のものとしか判明しない「草案第四種」(福地案)を十三年末ごろのものとしても、それと本草案との間にはほぼ一年のへだたりがあり、起草事業が可成り遷延していることになる。この遷延は主として明治十四年の政変前後の政局の紛糾によるものである。以下に掲げる本草案は変体仮名交じり平仮名(濁点あり)で、漢字は行書、振仮名はない。削除には朱線(本文上)又は朱点・朱。(ともに当該文字の左)が用いられ、訂正・挿入の朱書(当該部分の右)がなされている。

(今、印刷上、変体仮名はすべて平仮名に改め、また削除・抹消および訂正・挿入は「」で示した)

〔付箋「草案第四種ノ訂正」ハ墨書、他ハスベテ朱書〕

草案第四種ノ訂正三

一、二ノ訂正ヲ參酌ス

我日本帝國の軍隊は天皇の統させ玉ふ兵にそある〔上欄ニ「玉ヲ給ニ作ル以下皆同」ト朱書アリ〕昔神武天皇自ら〔「自
ら」ヲ朱点削除シ「躬」つから〕ト朱書訂正〕大伴物部の兵ともを率ゐさせて〔「させて」ヲ朱点削除〕中ツ〔「ツ」ヲ朱点
削除シ「つ」ト朱書訂正〕國のまつら〔「ら」ヲ朱点削除シ「ろ」ト朱書訂正〕はぬものともを討ち平け玉ひ高御座に
即かせ○〔「せ」ノ下ニ朱○ヲ施シ「られ」ヲ朱書挿入〕て世を〔「世を」ヲ朱点削除シ「天の下」ト朱書訂正〕しろし
召〔「召」ヲ朱点削除シ「め」ト朱書訂正〕し玉ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世のさまの變り遷るに從〔「從」ヲ
朱点削除シ「隨」ト朱書訂正〕ひて兵制の沿革も〔「も」ノ右下ニ「亦」ト朱書挿入〕屢々にてあ〔「にてあ」ヲ朱
点削除シ「な」ト朱書訂正〕りき古は天皇自ら〔「自ら」ノ「自」ヲ朱点削除シ「躬」から〕ト朱書訂正〕軍隊を率ゐさ
せ〔「させ」ヲ朱点削除〕玉ふ御則〔「則」ヲ朱点削除シ、「制」ト朱書訂正〕にて時により〔「によ」ヲ朱点削除〕「あ
ト朱書訂正〕ては皇后皇太子の代らせ玉ふこともありけ〔「け」ヲ朱点削除シ「つ」ト朱書訂正〕れとも〔「も」ヲ朱
点削除シ「大」ト朱書挿入〕凡は〔「は」ヲ朱点削除〕兵權を臣下に委ね玉ふことはなかりき〔「き」ヲ朱点削除シ「け
り」ト朱書訂正〕中ツ〔「ツ」ヲ朱点削除〕「つ」ト朱書訂正〕世にいた〔「いた」ヲ朱点削除シ「至」ト朱書訂正〕り
て文武の制度ともみな〔「ともみな」ヲ朱点削除シ「皆」ト朱書訂正〕唐國の〔「の」ヲ朱点削除〕風に倣はせ玉ひて
〔「て」ヲ朱点抹消〕「六衛を置き○〔「き」ノ下ニ朱○ヲ施シ「左右」ヲ朱書挿入〕馬寮を建て防人など設けられに〔「に」
ヲ朱点削除〕しかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に忸〔「忸」ヲ朱点削除シ「狃」ト朱書訂正〕れて朝廷の政務も
漸く文弱に流れければ兵農を〔「を」ヲ朱点削除シ「お」と朱書訂正〕のつから兩に〔「兩」ノ「兩」ヲ朱点削除シ

「二つ」ト朱書訂正」分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向にその「その」ヲ朱点削除シ「其」ト朱書訂正」武士どもが棟梁の手に歸し世の亂と共に政治の大權も亦その「その」ヲ朱点削除シ「其」ト朱書訂正」手に落ちては「はては」ヲ朱点削除シ「凡そ」ト朱書訂正」七百年「の」ヲ朱書挿入」間武家の政治とは「は」ヲ朱点削除シ「こそ」ト朱書訂正」なりにき「にき」ヲ朱点削除シ「けれ」ト朱書訂正」世の様の移り換りて斯そ「そ」ヲ朱点削除シ「く」ト朱書訂正」なれるは人の力もて挽き回すへきにあらすとは申しながら「は申しながら」ヲ朱線削除シ「雖も」ト朱書訂正」且は我帝國の國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺ま「ま」ヲ朱点削除シ「間」ト朱書訂正」しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府その「その」ヲ朱点削除シ「其」ト朱書訂正」政衰へ剩さへ外國の事ども起りて其侮を「も」ヲ朱書挿入」受けんする「んする」ヲ朱点削除シ「ぬへき」ト朱書訂正」勢に迫り事黙止すへきにあらされは「事」以下「は」迄ニ朱「」ヲ施ス、削除カ」朕か皇祖仁孝天皇「皇考」ヲ朱書挿入」孝明天皇いたく國を憂ひ世を歎きて宸襟を惱まさせ永き歲月「歎きて」ノ「て」ヲ朱点削除シ、又「させ」ヲ朱線削除シテ「し」ト朱書訂正シ、「永き歲月宸襟を惱まし」と朱線ニテ入レ換エ訂正」を送り「を送り」ヲ朱線削除」玉ひき「ひき」ヲ朱線削除シ「へる」ト朱書訂正」叡慮の程こそ忝な「な」ヲ朱点削除」くも又惶けれ然るに朕幼なくして愍に「愍に」ヲ朱点削除」天津日「嗣を」ヲ挿入、但シ「嗣」ハ墨書、「を」ハ朱書」繼となり「となり」ヲ朱線削除シ「き」ト朱書訂正」し初に「に」朱点削除シ「め」と朱書訂正」征夷大將軍その「その」ヲ朱点削除シ「其」ト朱書訂正」政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となりて「て」ヲ朱点削除」古の制度には「は」ヲ朱点削除」復しぬ是れ文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる「功」ヲ朱書挿入」續なり歴世祖宗のものは「もは」ヲ朱線抹消シ「專」ト朱書訂正」ら國家を思「ひ」朱書挿入」し「し」ヲ朱点削除」玉ひし御遺澤なりといへと「いへと」ヲ朱線削除シ「雖」ト朱書訂正」も併「しなか」ヲ朱書挿入」ら我臣民「の」ヲ朱書

挿入」其心に順逆の理をわきま「〔わきま〕ヲ朱線削除シ「辨」ト朱書訂正」へ大義の重きを知れるが故にこそあるな
「〔るな〕ヲ朱点削除」れされは此時に於て兵制を更め我帝國の光を耀かさん「〔ん〕朱点削除シ「まし」ト朱書訂正」と
思ひ凡そ「〔凡そ〕ヲ朱線削除シ「此」ト朱書訂正」十四ヶ「〔ヶ〕ヲ朱点削除」年か程に陸海軍の制をは今の様に建て
○「〔〇〕ハ朱印「定め」ト朱書挿入」ぬ夫れ兵馬の大權は政治の大權と共に天皇の統さす「〔さす〕ヲ朱線削除シ「へ給
ふ」と朱書訂正」所なれば其司は分ちて「〔は分ちて〕ヲ朱線削除シ「くをこそ」ト朱書訂正」臣下に「〔は〕ヲ朱書
挿入」任すとも「〔とも〕ヲ朱点削除シ「なれ」ト朱書訂正」其大綱は朕自「〔自〕ヲ朱。削除シ「親」ト朱書訂正」ら
之を攬りて敢「〔敢〕ヲ朱。削除シ「肯」と朱書訂正」て臣下に委ぬへからす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天皇
は文武を掌握すと申す義を存して復た「〔復た〕ヲ朱線削除」再ひ中世以降の失体なからんことを望むなり朕は汝等臣
民の君主なるぞ汝等軍人の大元帥なるぞ大元帥は頭首なり將卒は股肱なりと申せば「〔ば〕の濁点ヲ朱点削除」朕は汝等
を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親し「〔し〕ヲ朱点削除」みは特に深くそある朕が國家を保護して上天の恵に應
し祖宗の恩に報ひ参らすることを得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるとに因「〔因〕ヲ朱点削除シ「由」ト
朱書訂正」るそかし我帝國の稜威振はさる事「〔事〕ヲ朱点削除シ「こと」ト朱書訂正」もあらば汝等能く朕と其憂を
共にせよ我武こ「〔こ〕ヲ朱点削除シ「維」ト朱書訂正」れ揚りて其榮を耀かさば朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆其
職を守り朕と一ツ心になりて力を國家の保護に盡さは我帝國の蒼生は永く太平の福をう「〔う〕ヲ朱。削除シ「受」ト朱
書訂正」け我帝國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕か「〔か〕ヲ朱点削除シ「斯」ト朱書訂正」くも深く汝等軍
人に望むなれはいざや「〔いざや〕ヲ朱線削除シ「なほ」ト朱書訂正」訓へ諭すべき箇條あり「〔箇條あり〕ヲ朱線削除
シ「事こそあれいてや」ト朱書訂正」之を左にの「〔の〕ヲ朱。削除シ「述」ト朱書訂正」へん

一 軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡そ生を國に受「〔受〕ヲ朱点削除シ「稟」ト朱書訂正」るもの誰か「〔は〕ヲ朱

書挿入) 國に報ゆるの心なかるべき況や軍人たらんものは此心の固からでは事〔「事」ヲ朱点削除シ「物の用」ト朱書訂正〕に合ひ〔「合ひ」を朱点削除シ「立ち」と朱書訂正〕得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならぬものはいか〔「ぬものはいか」ヲ朱線削除シ「さるは如何」ト朱書訂正〕ほと技藝に熟し學術に長すると〔「と」ヲ朱点削除〕もな〔「な」ヲ朱。削除シ「猶」ト朱書訂正〕ほ傀儡にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同しかるへし抑々國家を保護し國權を維持するは兵力にあ〔「あ」ヲ朱点削除シ「在」ト朱書訂正〕れば兵力の消長はこ〔「こ」ヲ朱点削除シ「是」ト朱書訂正〕れ國運の盛衰なりと申すことを辨へ假令ひ世論はいか〔「いか」ヲ朱点削除シ「如何」ト朱書訂正〕なる黨派に分るゝ〔「ゝ」ヲ朱。削除〕とも政治は如何なる主義に變るとも更〔「更」ヲ朱点削除シ「さら」ト朱書訂正〕に見向もせ〔「せ」朱点削除シ「やら」ト朱書訂正〕す只々一途に己れが本分の忠節を守り義は山岳よりも重く〔「死は」ヲ墨書追加〕鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受るなかれ

一 軍人は禮義〔「義」ニ朱書デ人扁ヲ加エ「儀」ト訂正〕を正しくすべし凡そ軍人には上み元帥より下も一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服従すへきものぞ下級のものの上官の命を承はること實に直に朕が命を承はる義なりと心得よ己れか隸屬する所にあらずとも上級のもの申すに及はず停年の己れより舊きものに對して〔「は」ヲ朱書挿入〕總て敬禮を盡すべし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲め〔「に」ヲ朱書挿入〕威嚴を主とする時は格別なり〔「り」ヲ朱点削除シ「れ」ト朱書訂正〕と雖〔「雖」ヲ朱点削除〕も其外は務めて懇に下級のを〔「下級のを」を「朱線削除」〕取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよもし軍人たらん〔「らん」ヲ朱線削除シ「る」ト朱書訂正〕ものか〔「か」ヲ朱。削除シ「にして」ト朱書訂正〕禮義〔「義」ニ朱書デ人扁ヲ加へ「儀」ト訂正〕を紊り上を敬

ま〔ま〕ヲ朱点削除〕はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには首に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ぶへし夫れ武勇は我帝國にては古よりいとも貴へる所なれば人〔人〕ヲ朱。削除シ「我國の臣民」ト朱書訂正〕たらんもの武勇なくては叶ふまじま〔ま〕ヲ朱点削除シ「況」ト朱書訂正〕して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば束の間も武勇を忘れてよろし〔ろし〕ヲ朱点削除〕かるへきやさ〔は〕ヲ朱書挿入〕あれ武勇には大勇あり小勇ありて事〔事〕ヲ朱点削除〕同じからず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは申されず〔申されず〕ヲ朱線削除シ「謂ひ難し」ト朱書訂正〕軍人たらんものは常によ〔よ〕ヲ朱点削除シ「能」ト朱書訂正〕く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも怯れず己れか武職を盡さんこと〔と〕ヲ朱点削除シ「そ」ト朱書訂正〕誠の大勇にはある〔る〕ヲ朱点削除シ「れ」ト朱書訂正〕されは武勇を尙ふものは常に人に接はるには溫和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けよ由なき勇み〔み〕ヲ朱点削除〕を好み〔て〕ヲ朱書挿入〕猛威を振ひたらは果は世の人も軍人を忌み嫌ひて虎〔虎〕ヲ朱。削除シ「豺」ト朱書訂正〕狼などの如く〔如く〕ヲ朱線削除シ「こと」ト朱書訂正〕思ふ〔ふ〕ヲ朱点削除シ「ひ」ト朱書訂正〕ならん〔らん〕朱線削除シ「む」ト朱書訂正〕心得〔得〕ヲ朱点削除シ「す」ト朱書訂正〕へきことにこそ

一 軍人は信義を重〔ん〕ヲ朱書挿入〕すべし〔凡そ〕ヲ朱書挿入〕信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日たりと〔たりと〕ヲ朱点削除〕も隊伍の中に交は〔は〕ヲ朱点削除〕りてあらん事〔事〕ヲ朱点削除シ「こと」ト朱書訂正〕難かるべし信とは己れか言を踐み行な〔な〕ヲ朱点削除〕ひ義とは己れが分を盡す事〔事〕ヲ朱点削除シ「こと」ト朱書訂正〕を申すなりされは信義を盡さんと思はゞ始より其〔事〕の〕ヲ朱書挿入〕成し得べき〔か〕ヲ朱書挿入〕事〔事〕ヲ朱点削除シ「得へからさる」ヲ朱書挿入〕歟否〔否〕ヲ朱点削除〕を審らかに思考

すべしをぼろけ「をぼろけ」ヲ朱線削除シ「臆氣」ト朱書訂正」なる事をかりそめ「かりそめ」ヲ朱線削除シ「假初」ト朱書訂正」に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立て「て」ヲ朱点削除」んず「ず」ヲ朱点削除」と思へ「思へ」ヲ朱線削除シ「すれ」と朱書訂正」は進退に「に」ヲ朱点削除」谷ま「ま」ヲ朱点削除」りて身の置「置」ヲ朱点削除シ「措き」ト朱書訂正」所に苦しむことあり悔とも其詮なし始めによく、事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義は逆「逆」ヲ朱点削除シ「とて」ト朱書訂正」も守るべからずと悟りなば速かに止まるへし「へし」ヲ朱線削除シ「こそ」と墨書訂正」よけれ古より或は小節の信義を立んとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に蹈み迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し尸「尸」ニ「死」ヲ朱書デ加エ「屍」ト訂正」の上の汚名を後の世まで遺すこと其例は「は」ヲ朱。削除」尠からず「す」ヲ朱点削除シ「ぬ」ト朱書訂正」ものを深く警めて「て」ヲ朱点削除シ「傳」崩シノ変体仮名ニ朱書訂正」やあるべき

一 軍人は質素を旨とすべし凡そ質素を旨とせざる「る」ヲ朱点削除シ「れ」ト朱書訂正」ときは「とき」ヲ朱線削除」文弱に流れ輕薄に走「走」ニ「芻」ヲ朱書デ加エ「趨」ト訂正」り驕奢華靡の風を好み遂には汚名「名」ノ右に「貪」ヲ墨書シ「貪汚」ト朱線ニテ入レ換エ訂正」に陥りて志も無下に賤しくなりて「て」ヲ朱点削除」節操も武勇も其甲斐なく世の人に爪はじきせらるゝまで「て」ヲ朱点削除シ「傳」崩シノ変体仮名ニ朱書訂正」にな「な」ヲ朱点削除シ「至」ト朱書訂正」りぬべし其もの一「もの」ヲ朱線削除シ「身」ト朱書訂正」生涯の不幸なりといはんも「いはんも」ヲ朱線削除シ「申すも」と朱書訂正、更ニ「中」ヲ朱書挿入」愚かなり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病のはびこる「はびこる」ヲ朱線削除」如くに「に」ヲ朱点削除」蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明かなり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略ほ「ほ」ヲ墨。削除」此事を飭「飭」ヲ朱点削除シ「戒」ト朱書訂正」め置きつれども「も」朱点削除」猶ほも此惡習の出て「て」ヲ朱点削除」んことを患へ「患へ」ヲ朱線

削除「憂ひ」ト朱書訂正」て心安からねは故さらに又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓飭〔モト〕「飭」ヲ「飾」ノゴトク作ル、ヨツテ旁ヲ朱書修正シアリ」を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんものには「〔には〕」ヲ朱点削除」暫しも忽せならぬ「〔ならぬ〕」ヲ朱点削除シ「にすへからざる」ト朱書訂正」道にそある「〔にそある〕」ヲ朱線削除「なりかしきて」ト朱書訂正」之を行はんには一ノ誠心こそ大切なれ抑く此五ヶ條は我軍人の精神にて一つ「〔つ〕」ヲ朱点削除」の誠心は又五ヶ條のし「〔し〕」ノ紫字付箋アリ、紫字ハ影写ノ校正ニ用イシモノ」精神なり心に誠なかくて「〔か〕」を朱点削除シ「ら」ト墨書訂正シ、「て」の右に「され」ト朱書挿入シ、「ならされ」トス」は「〔如何なる〕」ヲ朱書挿入」嘉言善行あるとも浮し「〔あるとも浮し〕」ヲ朱点削除シ「も皆うはへ」ト朱書訂正」の空の「〔空の〕」ヲ朱点削除」莊飾にて事「〔事〕」ヲ朱点削除シ「何」ト朱書訂正」の用に「〔か〕」ヲ朱書挿入」は立たぬものぞ「〔たぬものぞ〕」ヲ朱線削除シ「つへき」ト朱書訂正」誠心しさへ「〔誠〕」「しさへ」ヲ朱線削除シ「心」ニツツキ「たに誠」ト朱書訂正」あらば何事にて「〔にて〕」ヲ朱点削除」も成るものそかし況「〔て〕」ヲ朱書挿入」や此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひて「〔て〕」ヲ朱点削除」國に報ゆるの務を盡さは日本帝國の蒼生皆「〔皆〕」ヲ朱点削除」舉りて之を憚「〔憚〕」ヲ朱点削除シ「悦」ト朱書訂正」ひなん朕一人の憚のみかは「〔かは〕」ヲ朱線削除シ「ならしやは」ト朱書訂正」

七、草案第四種ノ訂正四

本草案は「草案第四種ノ訂正三」を修正——冒頭の「天皇の統率云々」の箇所其の他に「訂正三」を若干修正したところがある——清書し漢字に振仮名を施したものである。漢字の訓み方は「草案第四種」(福地案)と大差ない。内容上で

は「訂正三」と交っていない。幸田博士は本草案に「箕輪ノ筆也」と付箋されているが、なおつぎに掲げる明治十四年十月二十五日付「執事諸君」宛箕輪醇書翰⁽¹³⁾が存する。(書翰はもと変体仮名交じり、なお「」は筆者註)

「謹啓過刻被^{中(ママ)}仰付^{中(ママ)}候申清書ニ仮字を施し、尚四五度熟読仕候処、初葉末行

其武士ともか棟梁の手に歸し^(ハハ朱、以下皆同ジ)「ママ、目カ」朱印耳たち且次の句に政治の大權も亦其手に落ち云々トアルヲ以テ

「其武士とも棟梁たるものに歸し」と相改度「」ノ部分朱書

第二葉裏二行目

天津日嗣となりし初

「皇統」の二字を「アマツヒツギ」とよませ来り候故「となりし」にては語足らざるを覚ゆ、依りて

「天津日嗣を受けし初」^{「」ノ部分朱書}と相改度

第三葉表八行目

「中世以降の失體」語足らず依りて中世以降の「如き」ノ二字ヲ加フ「中世以降の「如き」ノ二字ヲ加フ」ハ朱書

第三葉裏二行目

其親みは したしみは体語なれば送るに及はず、依りて「み」^{「」ノミ朱}を消す

同六行目

稜威振はさることもあらは 「も」の字語緩みて聞ゆ、依りて之を消す

第四葉表七行目

「況や」^{「」ノミ朱}軍人云々 「況や」^{「」ノミ朱}とある時は末に其結ひなくては語氣整はず、依りて「況して」^{「」ノミ朱}と改む

同裏六行目

假令ひ云々 かく使ふ時は体語に準するを以て「ひ」を送るに及はず、之を消す

同裏八行目

「見向もやらす」「ノミ朱」 「ヤラス」ヲ「せず」ニ改ム

第六葉表七行目

武勇を忘れてよかるへきや 「へき」とかゝる時は「か」と結ぶ格なり、依りて「へきか」と改む、「へしや」にても可

然歟

右心付候ニ付申清書ニ付箋シ御原稿ヲモ相改置候、最初ニ不心付疎漏之段奉恐入候、就中天津日嗣云々ハ是非とも付箋之通御改相成候様仕度奉存候、第二葉第五行目浅間しき次第なりき云々ハ原文之儘ニ而決而不都合無之様奉存候、前条可然仰上被下度奉伏願候 稽首

十二月廿五日

箕輪 醇

執事諸君 御中

右書翰によって、本草案は箕輪が「訂正三」を修正・清書し漢字に振仮名を施した上、さらにかれの気付いた修正がほとんど本文に加えられているものであり、明治十四年十二月二十五日に成ったものであることが判明する。

箕輪は当時陸軍省会計局課僚会計軍吏であったが、他面会津出身の篤厚な学者として山県の意をうけて福地案の修正に力を致したことがここに知られる。本草案は勅諭起草過程の上で、ほぼ最終的段階のものである。

以下、本草案を掲げるが、本草案の本文は変体仮名交じりの平仮名（濁点なし）で、漢字（行書）にはすべて朱書の振仮名（変体仮名交じりの平仮名、濁点あり）が施されている。なお本文および振仮名に墨書または朱書の削除・訂正が若干ある。（今、印刷上、変体仮名はすべて平仮名に改め、削除・訂正の部分は「」で示した）

〔付箋 「四箕輪ノ筆也」ハ朱書〕

草案第四ノ訂正四
箕輪ノ筆也

我日本帝國の軍隊は天皇の統率〔「とう」ノ右ニ「とふ」ト墨書訂正〕する所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率い中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世のさまの移り換るに随ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛〇(〇)墨印の右に「府」を墨書挿入を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く〔本文ノ「く」ヲ墨点削除シ振仮名ニ「く」ヲ墨書挿入〕文弱に流れければ兵農おのつから二つ〔本文ノ「つ」ヲ朱点削除〕に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向〔「いつこう」ヲ朱線削除シ「ひたすら」ト朱書訂正〕に其武士ともか〔「か」ヲ朱点削除シ「の」ト朱書訂正〕棟梁の手〔「の手」ヲ朱点削除シ「たるもの」ト朱書訂正〕に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とこそ〔「こそ」ヲ墨点削除シ「は」ト墨書訂正〕なりけれ〔「けれ」ヲ墨点削除シ「ぬ」と墨書訂正〕世のさまの移り換りて斯なれるは人の〔「の」ニ墨点アリ抹消カ〕力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我帝國の國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉りあさましき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝〔「にんかう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正〕天皇皇考孝明天皇〔「かうみやう」ノ「うみやう」ヲ「ふめい」ト

墨書訂正」いたく國を憂い世を歎き永き歲月宸襟を惱ま「「ま」ヲ墨点抹消」し給ひしこそ 忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣となり「「ととなり」ヲ朱線削除シ」を受け「ト朱書訂正」し初征夷大將軍其政權を返上し大名小名「「せう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」其版籍を奉還し年を経ずして海内一統「「とう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正」の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりと雖 併 我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我帝國の光を耀さんと思ひ此十四年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は政治の大權と共に天皇の統ふる所なれば其司をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへか「「へか」ヲ墨点削除シ「可きものにあ」ト墨書訂正」らす子孫に至るまで篤く斯旨を傳へ天皇は文武の大權を掌握すの「「すの」ノ間ニ「る」ヲ墨書挿入」義を存して再中世以降の失体なからんことを望むなり朕は汝等臣民の君主なるそ汝等軍人の大元帥「「い」ヲ「る」ト墨書訂正」なるそ大元帥「「い」ヲ「る」ト墨書訂正」は頭首なり將卒は股肱「「こう」ハ墨書」なれば朕は汝等を股肱「「こう」ハ墨書」と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親み「本文の「み」ヲ朱○ニテ抹消」は特に深かるべき朕か國家を保護「「ほう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」して上天「「しやう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正」の恵に應し祖宗の恩に報いまるらすることを得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我帝國の稜威振はさることも「「も」ヲ朱○ニテ削除」あらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀か「「か」ヲ朱点削除」さは朕汝等と其譽を借にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護「「ほう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」に盡さは我帝國の蒼生は永く太平の福を受け我帝國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭「「諭」ヲ「誡」ト右ニ朱書訂正シ「くんかい」ト振仮名シタルヲ、更ニ「諭」ヲ「イキ」トシ朱線ニテ「くんかい」ヲ抹消シ」をしへさと」ト「訓諭」ノ左ニ朱書振仮名ス」すへき

事こそあれいてや之を左に述へむ

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし 凡生を我帝國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況「いはん」ヲ朱線削除シ「まして」ト朱書訂正」や「や」ヲ朱点削除」軍人たらんものは此心の固からては物の用「よう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國「ほう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正し「し」ヲ朱点削除」くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合「がう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」の衆に同かるへし抑國家を保護「ほう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ假令ひ「ひ」ヲ朱〇ニテ抹消」世論は如何なる黨派に分るとも政治は如何なる主義に變るとも更に見向もやらず只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操「そのみさ」ノ下ニ「を」ヲ墨書加筆」を破りて不覺を取り汚名を受る「受」ノ下ニ「く」ヲ墨書挿入」なかれ

一 軍人は禮儀を正しくすへし 凡軍人には上元帥「す」ノ下ニ「る」ヲ墨書加筆」より下一卒に至るまで其間に官職の階級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」ありて統屬するのみならず同列同級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」とても停年に新舊「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」あれは新任のものは舊任「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」のものに服従すへきものそ下級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」のものは上官「しやう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」の命を承ること實は直ちに朕か命を承る義なりと心得よ己の隸屬する所にあらすとも上級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」のものは勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」のものは下級「きう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」のものに向

ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下「「しやう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」一致「「いち」ノ「ち」ヲ「つ」ト墨書訂正」して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を恵ますして一致「「いち」ノ「ち」ヲ「つ」ト墨書訂正」の和諧を失ひたらんには首に軍隊の毒毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正」を尙ふへし夫武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」は我帝國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば時の間「「時の間」ヲ墨線削除シ「又ハ片時」ト朱書訂正」も武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」を忘れてよかるへきや「「や」ヲ朱〇ニテ抹消シ「か」ト朱書訂正」さはあれ武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」には大勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」あり小勇「「せう」「いう」ノ「う」ヲ各「ふ」ト墨書訂正」ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせむは武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵「「せう」ノ「う」を「ふ」ト墨書訂正」たりとも侮らず大敵たりとも恐れす己の武職を盡さんこそ誠の大勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」にはあれされは武勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」を尙ふものは常々人に接するには溫和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けよ由なき勇「「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」を好みて猛威を振ひたらは果は世人も軍人を忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さんと思はし始より其事の成「「なし」ノ「し」ヲ墨点ニテ抹消」得へきか得へからざるかを審に思考「「こう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書

訂正」すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始によく事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて守るへからすと悟りなは速に止ま「ま」ヲ朱点削除」るこそよけれ古より或は小節「せう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正」の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道「うたう」ノ上ニ「こ」ヲ墨書加筆シ又「たう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺すこと其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操「さう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」も武勇「いう」ノ「う」ヲ「ふ」ト墨書訂正」も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病「べう」ノ「う」ヲ「ふ」と墨書訂正」の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾「さうしよく」ヲ「かさり」ト墨書訂正」にて何の用をかなす「をかなす」ヲ墨線削除シ「にかは立つ」ト墨書訂正」へき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本帝國の蒼生擧りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

八、草案第五種

本草案は付箋に記されているように、本文（墨書）は「草案第四種ノ訂正三」を清書したもので、朱書の部分は「草案第四種ノ訂正四」に拠っている。また幸田博士の対校意見書に記されているごとく、「行間墨書ノ訂正及卷末明治十五年一月四日御名ノ十一字ハ山県参議ノ自筆」である。本草案に見る訂正はいずれも字句上のもので内容的には「訂正三」ないし「訂正四」と変っていない。なお本草案に関連して明治十四年十二月二十五日付山県参議宛井上毅書翰があり、その内容はずの通りである。

「先時御下問を忝候勅諭案ニ付猶以書面愚考奉申上候

一天皇トハ天子ノ尊号ナルヲ以テ天子自ラ称シ玉フトキハ天子ト謂フベク天皇ト謂フベカラズ故ニ二個所ノ天皇統率ノ句ヲ天子ノ字ニ改メラレンコトヲ祈ル

一深ク国ヲ憂ヒ世ヲ嘆キ玉ヒノ一句憂国ノ字ハ人臣ニ適シテ人君ノ上ニ相応ナラス故ニ削除アランコトヲ冀フ

一朕ハ爾等臣民ノ君主ニゾアルノ一句、不臣ノ臣民ニ対シ喝破スルノ語氣ニシテ殊ニ春風和日ノ氣象ヲ傷ル故ニ割愛ヲ

祈ル

以上三件中第三項は独り文字論にあらずして稍や政略ニ関係ある歟ニ奉存候へハ伏願更ニ御賢慮被為在度奉存候

頓首

十二月廿五日

毅

山県参議 殿

右書翰によって山県はさきに見たごとき箕輪への勅諭案の修正・清書の依頼と時を同うして、井上にも勅諭案を提示して意見を問い、勅諭文案の錬磨に鋭意努力し慎重を期していたことが知られる。書翰に見える井上の意見は恐らく箕輪の場

合と同様「草案第四種ノ訂正三」に対してなされたものであろう。⁽¹⁷⁾ 山県の本草案における墨書訂正が、かれ独自の考えによる訂正のほかは、主として井上のかれらしい政略的配慮をこめた修正意見および箕輪の修正意見中「訂正四」に加えられなかったもの——箕輪の修正意見の大部分はすでに「訂正四」に加えられている——を取捨選択してなされたものであることは一見して明かである。⁽¹⁸⁾ 以上の山県の墨書訂正にさいして参酌された井上・箕輪の修正意見がいずれも十二月二十五日付で提出されている事情および後述する勅諭下付の奏請の時期、さらにその奏請にさいしては勅諭の決定案がそえられたと思われる事情から、本草案は恐らく明治十四年十二月二十五日から二十七日に至る間のもと考えられ、勅諭の最終修正草案であることは間違いない。本草案には「此十四ヶ年か程」が「此十五ヶ年か程」と訂正され、また末尾に「明治十五年一月四日御名」と発布の日付が記入されているが、これはそのころすでに山県および関係者の間で翌年の政治始め、すなわち明治十五年一月四日勅諭下付のことが内定しており、これにもとづいて山県が予め記入したものと思われる。

以下本草案を掲げるが、本草案は変体仮名交じりの平仮名(濁点なし)で、漢字(行書)には所々傍訓がある。本文の抹消・削除および訂正・挿入には朱点(当該文字の左)ないし朱書(当該部分の右)によるものと、墨線(本文上)・墨点・墨〇(当該文字の上或は左)ないし墨書(当該部分の右)によるものとの二通りがある。このうち後者の墨でなされた抹消・削除および訂正・挿入が山県のものである。(今、印刷上、変体仮名はすべて平仮名に改め、また削除および訂正・挿入は「」で示した)

〔付箋 但シ「三」、「四ニヨル」ハ朱書〕

草	墨書ハ本文草案第四種ノ訂正
案	三 ヲ清書セルモノ
第	朱書ハ訂正四ニヨル
五	墨書訂正ハ山縣公自筆カ

我日本帝〔「日本帝」ヲ墨線削除〕國の軍隊は〔「世々」ト墨書挿入〕天皇の統へさせ給ふ兵〔「へさせ給ふ兵」ヲ朱点削除〕「率する所」ト朱書訂正、再ビ「する所」ヲ墨線削除シ「し給ふ所」ト墨書訂正〕にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率の中つ〔「つ」ヲ墨〇抹消〕國のまつろはぬものともを討ち平らけ給ひ高御座に即かせられて天の下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世のさまの變り〔「變り」ヲ墨〇抹消〕遷〔「り變」ヲ墨書挿入〕るに隨ひて兵制の沿革も亦屢々なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりけり〔「けり」ヲ朱点削除シ「き」ト朱書訂正〕中つ〔「つ」ヲ墨〇抹消〕世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛〔「府」ヲ墨書挿入〕を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのつから二つに分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士ともか〔「か」ヲ墨〇抹消シ「の」ト墨書訂正〕棟梁の手〔「の手」ヲ墨〇抹消シ「たる者」ト墨書訂正〕に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡そ七百年の間武家の政治とこそ〔「こそ」ヲ朱点削除シ「は」ト朱書訂正〕なりけれ〔「けれ」ヲ朱点削除シ「ぬ」ト朱書訂正〕世の様子の移り換りて斯くなれるは人の〔「盡」ヲ墨書挿入〕力もて挽き回すへきにあらすと雖も〔「雖も」ヲ朱点削除シ「はいひなから」ト朱書訂正〕且は我帝國〔「帝國」ヲ墨線削除〕の國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降て弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫り〔「ければ」ヲ朱書挿入〕朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく國を憂ひ世を歎き永き歲月〔「國」ヲ墨〇抹消、「を憂ひ」以下「歲月」マデヲ墨線削除セリ、但シ「國」ノ右ニ「宸襟」、「を」ノ右下ニ「惱し」ト墨書シ更ニ「宸襟」「惱し」ヲ墨線削除セシ跡アリ〕宸襟を惱まし給へる勸慮の程〔「へる宸慮の程」ヲ朱点削除シ「ひし」ト朱書訂正〕こそ忝くも又惶こけれ然るに朕幼くして天津日嗣を繼ぎ〔「を繼ぎ」ヲ朱点削除シ「となり」ト朱書訂正、更ニ「となり」ヲ墨線削除シ「を請」ト

墨書訂正」し初め征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是れ文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の専ら國家を思ひ「國家を思ひ」ヲ朱点削除シ「蒼生を憐み」ト朱書訂正」給ひし御遺澤なりと雖も併しなから我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我帝「帝」ヲ墨〇抹消」國の光を耀かさまし「まし」ヲ朱点削除シ「ん」ト朱書訂正」と思ひ此十四「四」ヲ墨〇抹消シ「五」ト墨書訂正」ケ年か程に陸海軍の制をは今の様に建て定めぬ夫れ兵馬の大權は政治の大權と共に天皇の「政治」以下「天皇の」マデヲ墨線削除シ「朕か」ト墨書訂正」統へ給ふ「へ給ふ」ヲ朱点削除シ「ふる」と朱書訂正」所なれば司^{つかさ}をこそ臣下には任^{まか}すなれ其大綱は朕親^{みづか}ら之を攬り肯て臣下に委ぬへからす「へからす」ヲ朱点削除シ「きものにあらず」ト朱書訂正」子^こ孫^{そん}に至るまで篤く斯旨を傳へ天皇「皇」ヲ墨点削除シ「子」ト墨書訂正」は文武「の大權」ヲ朱書挿入」を掌握すと申す「と申す」ヲ朱点削除シ「るの」ト朱書訂正」義を存して再び中世以降の「如き」ヲ墨書挿入」失体なからんことを望むなり朕は汝等臣民の君主なるそ汝等「臣民」以下「汝等」マデ墨線削除」軍人の大元帥なるそ「されは」ト墨書挿入」大元帥は頭首なり將軍は股肱なりと申すは「りと申す」ヲ朱点削除「れ」ト朱書訂正、更ニ「大元帥は」以下「なれは」マデヲ墨線削除ス」朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて「そ」ヲ朱書挿入」其親みは特に深くそある「くそある」ヲ朱点削除シ「かるへき」ト朱書訂正」朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報ひ參らすることを得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我帝「帝」ヲ墨〇抹消」國の稜威^{みいつ}振はさることもあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維れ揚りて其榮を耀かさは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一つ「つ」ヲ墨〇抹消」心になりて力を國家の保護に盡さは我帝「帝」ヲ墨〇抹消」國の蒼生は永く太平の福を受け我帝「帝」ヲ墨〇抹消」國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯くも深く汝等軍人に望むなればなほ訓へ諭すへき事こそあれいてや之を左に述べむ

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡そ生を我帝〔「帝」ヲ墨〇抹消〕國に稟るもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況や〔「や」ヲ墨〇抹消シ〕「して」ト墨書訂正〕軍人たらんものは此心の固からては物の用に立得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何ほと技藝に熟し學術に長するも猶ほ傀儡〔「傀儡」ヲ朱点削除シ〕「偶人」ト朱書訂正〕にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同しかるへし抑々國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是れ國運の盛衰なりと申す〔「りを申す」ヲ朱点削除シ〕「る」ト朱書訂正〕ことを辨へ假令ひ〔「假令ひ」ヲ墨〇抹消〕世論の如何なる黨派に分るとも〔「の」ヲ墨〇抹消〕「如何なる」以下「分るとも」マデ墨線削除シ〔「に惑はず」ト墨書訂正〕政治は如何なる主義に變るともさらに見向もやらず〔「は如何なる」以下「見向もやらず」マデヲ墨線削除シ〕「に拘はらず」ト墨書訂正〕只々一途に己れか本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受るなかれ

一 軍人は禮儀を正しくすへし凡そ軍人には上み元帥より下も一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實に〔「に」ヲ朱点削除シ〕「は」ト朱書訂正〕直に朕か命を承る義なりと心得よ己れか隸屬する所にあらすとも上級のものは申すに及はず〔「申すに及はず」ヲ朱点削除シ〕「勿論」ト朱書訂正〕停年の己れより舊きものに對しては總て敬禮を盡すへし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲めに威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ふへし夫れ武勇は我帝〔「帝」ヲ墨〇抹消〕國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たら

んもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば束の間〔束の間〕ヲ朱点削除シ「片時」ト朱書訂正も武勇を忘れてよかるへきや〔「や」ヲ墨〇抹消シ「か」ト墨書訂正〕さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同しからず血氣にはやり粗暴の振舞などせむは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも恐れず己れか武職を盡さんこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常に人に接はるには溫和を第一とし諸人の愛敬を得んと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世の人も軍人を〔軍人を〕ヲ墨〇抹消〕忌み嫌ひて豺狼などのこと〔「く」ヲ朱書挿入〕思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし凡そ信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己れか言を踐み行ひ義とは己れか分を盡すことを申す〔「ことを申す」ヲ朱点削除シ「をいふ」ト朱書訂正〕なりされは信義を盡さんと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審らかに思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立んとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔とも其詮なし始によく、事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとも守るへからずと悟りなは速かに止まるこそよけれ古より或は小節の信義を立んとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏み迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後の〔「の」ヲ墨〇抹消〕世まで遺す〔「す」ヲ朱点削除シ「せる」ト墨書訂正〕こと其例し〔「し」ヲ墨〇抹消〕渺なからぬものを深く警めてや〔「は」ヲ朱書挿入〕あるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡そ質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤しくなり節操も武勇も其甲斐なく世の人に爪はしきせらるゝまでに至りぬへし其身生涯の不幸なりと申す〔「申す」ヲ朱点削除シ「いふ」ト朱書訂正〕も中々愚かなり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し

士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明かなり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略々此事を戒め置きつれとなほも此惡習の出んことを憂ひて心安からねは故さらに又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓飭〔「飭」ヲ朱点削除シ「誠」ト朱書訂正〕を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの、「^レ」ヲ朱点削除〕暫しも忽せにすへからざる道なりかし〔「さる」以下「かし」マデヲ朱点削除シ「す」ト朱書訂正〕さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑々此五ヶ條は我軍人の精神に〔「し」ヲ墨書挿入〕て一の誠心は又五ヶ條の精神なり心に〔「に」ヲ朱点削除〕誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの莊飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あら〔「ら」ヲ朱点削除シ「れ」ト朱書訂正〕は何事も成るものそかし況てや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本帝〔「帝」ヲ墨〇抹消〕國の蒼生擧りて之を悦ひなむ朕一人の懌のみならし〔「し」ヲ朱点削除シ「ん」ト朱書訂正〕やは〔「は」ヲ朱点削除〕

明治十五年一月四日

御名

以上、後期諸草案の推移を明かにしたが、その推移は「草案第四種」すなわち福地案を骨子とし、主として字句上に漸次精鍊を加えたものであったことが知られる。

今、前期および後期の諸草案の推移を概括すると、左表のごとくである。

期 後		期 前		草案種別	草案内容 (徳目)	起草者・修正者	作成時期						
第五種	第四種ノ訂正四	第四種ノ訂正三 正一・二	第四種					勅諭稿	第一種ノ一	第一種ノ二	第二種	第三種	第四種
右	右	右	右	(一)秩序 (二)膽勇 (三)質直勤儉 (四)信義	右	(一)報國表情 (二)上下統屬 (三)膽勇 (四)勤儉質直 (五)信義	(一)報國表情 (二)秩序 (三)膽勇 (四)質直勤儉 (五)信義	(一)忠節 (二)秩序 (三)義勇 (四)質直儉素 (五)信義	(一)忠節 (二)禮義 (三)武勇 (四)質素 (五)信義	不詳	不詳	不詳	不詳
同	同	同	同	西(起草)	西(起草)・山県(修正)	井上(起草カ)	不詳	不詳	福地(起草)	不詳	不詳	不詳	不詳
山県 (修正、井上・箕輪ノ修正ヲ含ム)	箕輪(修正)	不詳	不詳	明治十三年(月不詳)	明治十三年(月不詳)	明治十三年(月不詳)	「第一種ノ一」直後カ	「第二種」直後カ	明治十三年(月不詳)	明治十三年(月不詳)	「第四種」直後カ又ハ次ノ「訂正三」直前カ不詳	明治十四年十二月頃カ	明治十四年十二月二十五日
明治十四年十二月二十五日	明治十四年十二月二十五日	明治十四年十二月二十五日	明治十四年十二月二十五日										

ともかく「草案第五種」に至って勅諭起草事業は最終段階を迎えたが、以下勅諭発布に至る経過を見ることにする。山県は「草案第五種」において勅諭文案の最後の仕上げに努めるとともに、一方勅諭下付の手続きを急ぎ、その下付の方法に関して明治十四年十二月二十七日、左のごとき献言を太政大臣三条実美宛に提出している。

「陸海軍ニ被下勅諭ハ陛下親カラ軍隊ヲ統ヘ特ニ将卒ニ訓告ヲ垂レ玉フ者ナレハ、他ノ詔勅ト均シク太政官ノ宣奉ヲ經

施行セラルヘキニ非ス、因テハ太政大臣奉勅ノ例ニ拘ラス陛下親シク御名ヲ記シ直チニ軍隊ニ下賜アラシコトヲ奉_レ祈
候誠惶頓首

明治十四年十二月廿七日

参議 山県有朋

太政大臣 三条実美殿

追テ下行ノ手續ハ陸海軍卿ニ親授アラセラレ陸海軍卿ヨリ軍隊ニ命ヲ伝ヘ候様致度奉_レ存候

この献言は明治十一年に実現した「統帥権の独立」ないし統帥権の天皇親裁に根拠をもつものであり、三条はこの献言を容れ、翌二十八日には太政大臣三条実美・左大臣熾仁親王・右大臣岩倉具視・参議山県有朋の名をもって「陸海軍へ勅諭御下付之事」についての奏聞がなされた。当時年末・年始の官庁休暇は十二月二十九日より三十一日まで、および一日より三日までであったから、この奏聞は恐らく同日直ちに勅裁となり、勅諭発布の手續きは明治十四年十二月二十八日において完了するに至ったと思われる。

最近、「三条家文書」中において大久保利謙氏が発見された、「三条太政大臣の手許まで提出された略公布本に近い浄写本（参謀本部野紙）」とは、氏の紹介された内容から見て本草案ではないことは明かで、恐らくさきの「草案第四種ノ訂正四」の浄写であり、山県が二十七日、三条への献言のさい提出したものである。²²

十二月二十八日の奏聞には勅諭の決定案があわせ上奏されたと考えられるが、この決定案はさきの箕輪の筆に成り漢字に訓み方も付された「草案第四種ノ訂正四」を基礎とし、それに「草案第五種」における山県の墨書の訂正・加筆、すなわち「行間墨書ノ訂正」および巻末の「明治十五年一月四日御名」を加えたものであることは公布本「軍人勅諭」の内容から明かである。この決定案が浄書され、それに天皇の御名が記されて正式に「軍人勅諭」となり、²³やがて翌明治十五年一月四日の政治始めの日に、この勅諭が天皇から直接に時の陸軍卿にして同時に海軍卿代理（当時海軍卿川村純義は出張

不在)であつた大山巖に親授されたものである。⁽⁴⁾

以上が勅諭の起草から発布に至る経過である。以下章を改めて勅諭草案の思想的内容に関する考察に移ろう。

註(1) 同書、中巻八一頁

(2) 「井上毅文書」(国学院大学所蔵)にも同題名の資料がある。しかし諸草案はこれの中には見当らず、井上毅の勅諭案の字句修正に関する山県宛書翰(十二月二十五日付)写しが存するのみである。註(16)参照

(3) 「陸海軍ニ賜ヒタル勅語ノ原稿修正草稿及決定案」の末尾に幸田成友博士の対校意見書が存している。その意見書はつぎのごとくである。

「本書所載ノ勅諭草案数種ヲ対校シテ試ミニソノ製作ノ前後ヲ推スニ
草案第一種ノ二ハ草案第一種ノ一前半ヲ訂正シタルモノナリ

草案第二種ハ第一種ト全ク別人ノ手ニ成リシモノナルベシ第一種ト第二種ト孰レガ前ニナリシヤ考フルニ由ナケレドモ恐ラクハ第二種先ヅ成リシガ如シ

草案第三種ハ第一種ヲ簡約ニセルモノ之ヲ訂正シテ更ニ第四種福地案トナレリ

草案四種ハ福地桜痴ノ筆ナリシコト筆蹟ニテ明カナリ福地案ニハ四通ノ訂正案アリソノ中ニ通ハ文字ノ訂正ニ止マレトモ残りノ二通ハ質素ノ条ヲ信義ノ条ノ次ニ入レタリ

草案第五種ハ福地案ト之ニ対スル訂正トヲ参酌セシモノニシテ殆ト勅諭ト同文ナリ

行間墨書ノ訂正及ビ卷末「明治十五年一月四日御名」ノ十一字ハ山県参議ノ自筆ナリ本書標題ニ軍事ニ関スル元帥ノ意見集ト旁書セリ軍人勅諭下賜ノ件ヲ案出シタルハ疑モナク山県参議ナリ金子子爵ハ山県公ヨリ軍人勅諭ハ福地ニ依頼スル前西周ニ依頼シタリト聞カレタリトイヘバ草案第一種若クハ第二種ハ当時参謀本部御用掛タリシ西周ノ作ナラザルベカラズ第二種ノ草案先ヅ成リ之ヲ不充分トシテ第一種ヲ作り

シトスレバ第一種ハ即チ西周ノ作ナルベシ 成友記

(4) 同氏「西周の軍部論」(「日本歴史」第四五号、昭和二十七年十月)及び「忠節という觀念の成立過程」(「日本歴史」第六五号、昭和二十八年十月)、大久保氏は後者論文で「勅諭稿」を全文掲載され、それに関し「西家には何等關係史料(軍人勅諭の筆者註)は残っており、彼の日記も起草前後が欠けている。軍人訓誡の方は幸に自筆の草稿が残っているが、勅諭の方は唯勅諭稿と題するものがあるばかりである。私は現在この西家本の写しを見ていたので、最後の判定は下し兼ねるがその内容から西の草案と見て差支ないであらう。この勅諭稿が最初の草案か否か、また十三年の何月頃、如何なる事情の下に起草されるに至ったかというようなことは今のところよく分らない」と述べられている。筆者は当時大久保氏の特別な御好意で当該論文御発表以前であるにかかわらずこの「勅諭稿」の写しの送付を受け、これを拙稿(「近代日本軍隊の性格形成と西周」、京大、「人文學報」第四号、昭和二十九年三月)に掲載させて頂いたが、そのさい大久保氏は筆者宛書信(昭和二十八年九月二十九日付)において、この勅諭稿は西先生の門人故相沢英次郎氏の筆になる写しで、表題の「勅諭稿」の三字は西が付したのか、後人の筆か不明であるが、現在西家の原文が戦後の混乱で手にすることができないので、この写しはとくに貴重な資料であることを教示された。因みに相沢英次郎氏は、朝日奈知泉が山県の直話として「軍人勅諭に賜はりたる勅諭も亦福地に起草させたとの事だ」と書いたのに対して、知泉宛に「福地源一郎氏が起草した様山県老公の御話として載せてありますが、右は全然誤つて居る事で、右勅諭は西周と申すが起草したので(中略)西周は主としてこの勅諭起草の

功績に依て男爵を授けられ勅諭の草稿(自筆)は現に男爵家にのこ
て有る」と指摘したことが、知泉の『老記者の思ひ出』(三七三頁)
に載せられている。当時、相沢氏は勅諭が全く西のみの起草にかかる
ものと信じ、福地の参画した事實を知らなかったのであろう。

(5) この相異が西みずから「勅諭稿」をどれだけ修正して提出した結果で
あるか、或は別人の修正を含むかについては目下判然としない。

(6) 「勅諭稿」は大久保氏の紹介されたものに拠ったが、六個所の「」は
前註(4)に述べた、筆者が大久保氏より送付を受けた「勅諭稿」の
写し(句読点なく、また場所によって「は」「に」「し」「ず」などは
変体仮名を用いている)にあるもので、参考として註記した。しかし
この相異は誤植・誤写をそれぞれに含んでいるためかも知れない。又
恐らく筆者へ送付されたものが「勅諭稿」の原型に近く、これを大久
保氏が読み易いように句読点をつけ、変体仮名を平仮名に改めて紹介
されたものと思われる。

(7) 「秘書類纂」雑纂其三、二六九頁、井上の「憲法私案」の成立時期に
ついては、稲田正次氏の明治十五年説(同氏「憲法御諮詢案の成立過
程」、『国家学会雑誌』第五二巻第八号、七二頁)と尾佐竹猛博士の明
治十四年説(同博士『日本憲政史の研究』二九二～五頁付記)とがあ
る。筆者は明治十四年説を採る(拙稿「軍人勅諭の成立と西周の憲法
草案(一)」、「史林」第三八巻第一号)。

(8) 「井上毅文書」(鳳池遺稿・順安焚火・無野)、藤田嗣雄「井上毅の憲
法立法への寄与」、「日本学士院紀要」第二巻第二号、九三頁

(9) 『岩倉公実記』二冊本下巻、一八二四頁

(10) 明治二十三年九月三日元田永孚宛井上毅書翰、「元田男爵家文書」
(渡辺幾治郎氏蒐集資料による)

(11) 幸田博士対校意見書(前掲註(3)参照)および朝日奈知泉「老記者
の思ひ出」三六一頁および三七五頁

(12) 『日本憲政史』(昭和五年)二九七頁、なおまた川辺真蔵「福地桜痴」

(昭和十七年)は、「勅諭の草稿が福地家に保存されて居る筈であり、
それを実際に見た事があるといふ人があったので、福地家に依頼し捜
索して頂いたのであるが、何処にまぎれ込んで居るものか、遂に発見
することが出来なかった」と記している(一九二頁)。

(13) 「軍事二関スル元帥ノ意見集第七号、陸海軍二賜ヒタル勅語ノ原稿修
正草稿及決定案」所収

(14) 明治十三年十一月出版および明治十五年三月出版『改正官員録』参照

(15) 田中伯談、亘理氏前掲書一〇五頁、田中伯は当時の会計局会計監督長
田中光頭である。

(16) 「軍事二関スル元帥ノ意見集第七号、陸海軍二賜ヒタル勅語ノ原稿修
正草稿及決定案」所収、なお本書翰写しが「井上毅文書」中にもある
ことについては本節註(2)参照

(17) もっとも井上の場合、箕輪と異なり清書や漢字の訓みを逸すことはな
かったから、「草案第四種ノ訂正四」を提示され、一見して意見を立
てた可能性もある。

(18) 例えば井上意見の第一項も完全には容れられず、冒頭の「天皇の統率
し給ふ所にそある」は変更されず、その代わり「天皇は文武の大權を
掌握するの云々」が、「天子は云々」と訂正された。又箕輪意見の「中
世以降の失体」に「如き」の二字挿入、「訂正四」には加えられてい
なかった「は採択されているが、「見向もやらず」を「見向もせず」
とする意見は、当該部分の削除にあい実現しなかった。「草案第五種」
における「帝國」の文字も、山県が我国をもってとくに天皇統治の困
とし、更に天皇自ら帝國と称するのを適当ならずとして削除したと考
えられる。

(19) 本篇第二章第一節、註(15)参照

(20) 亘理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」一〇六～七頁

(21) 明治六年一月七日太政官布告第二号、『法令全書』明治六年

(22) 大久保利謙氏は「西周の軍部論」(前掲)において「この提出本は参

禮儀	己れか隸屬 上級のものは勿論 己れより舊き 總て敬禮 又上級のものは 公務の爲めに 若し軍人たるもの 夫れ武勇は 振舞なとせむは 己れか武職 豺狼なとのごとく 己れか言を 己れか分を 信義を立んとすれば	己か隸屬 上級の者は勿論 己より舊き 總へて敬禮 又上級の者は 公務の爲に 若軍人たるもの 夫武勇は 振舞なとせんは 己か武職 豺狼なとの如く 己か言を 己か分を 信義を立てんとすれば	(訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ)
武勇	己れか武職 豺狼なとのごとく 己れか言を 己れか分を 信義を立んとすれば	己か武職 豺狼なとの如く 己か言を 己か分を 信義を立てんとすれば	(訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ)
信義	己れか武職 豺狼なとのごとく 己れか言を 己れか分を 信義を立んとすれば	己か武職 豺狼なとの如く 己か言を 己か分を 信義を立てんとすれば	(訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ)

質素	信義を立んとて 其例し尠なからぬ 凡そ質素を 世人に 爪はしきせらるゝまで 中々愚かなり 明かなり 略々 此事を戒め なほも此惡習 故さらに 抑々 況てや 悦ひなむ	信義を立てんとし 其例尠からぬ 凡質素を 世人に 爪はしきせらるゝ迄 中々愚かなり 明なり 略 此事を誡め 猶も其惡習 故に 抑々 況してや 悦ひなん	(訂正四二同ジ) (訂正四二同ジ)
末文	悦ひなむ	悦ひなん	(訂正四二同ジ)

第三章 軍人勅諭における思想的性格の形成過程

序節 本章の課題

前章において勅諭諸草案の表面的推移の跡を辿り、勅諭の起草から発布に至る経過を考察し、山県の主宰のもとに西、福地、井上、箕輪らが起草に参画した事実を明かにした。そのさい示されたごとく、諸草案のうちには先行の草案に簡單

な字句の修正を施したにとどまり内容的に何ら発展を示していないものと、字句の修正が徳目の掲げ方、叙述の仕方にもおよんで先行の草案に比して内容的発展を示したものとがある。この後者の事実によって最初の原案である「勅諭稿」ないし「草案第一種ノ一」に逐次内容的修正が加えられ、やがて公布本「軍人勅諭」における思想的性格が形成されたことが判明する。したがって本章では勅諭諸草案の内容的発展を取上げて、公布本「軍人勅諭」における思想的性格がどのように形成されたかを明かにすることを課題とする。この解明によって関係者たちが勅諭の思想的性格形成にどのような役割を演じたか、また勅諭の思想的性格を代表する最も重要な「忠節」の観念がどのようにして成立したかが判明するであろう。

第一節 西起草「草案第一種ノ一」の思想的性格

まず勅諭起草過程上における最初の正式草案である西の起草した「草案第一種ノ一」——「勅諭稿」と殆んど同じ——はどのような思想的性格をもっていたであろうか。もっとも本草案も厳密に言えば西が山県の意を受けて公人として起草したから、かれの個人的意見そのままのものであるとはいいい難いけれども、叙述の態度、問題の取上げ方において西の思想態度が顯著に出ている。

本草案は前文において兵権が「我が皇統ニ繫屬スル所」以を明かにした後をうけて、軍人の守るべき徳目を挙げてまず「軍人第一ノ精神ハ秩序ヲ紊ルヲ無キヲ要ス」と「秩序」を強調し、それにつづいて「武徳ノ第一ハ膽勇ナリ」・「質直勤儉ナルハ武人ノ常習」・「人トシテ信義ヲ守ルハ軍民ノ別ナク人タル者ノ常道ナリ別シテ軍人ハ隊位ノ中ニ生活スルモノナレバ信義ヲ失ヒテハ一日モ立チ難キハ言フマデモ無キ事ナリ」と、古来武士道において重んじられた徳目である「膽勇」・

「質直勤儉」・「信義」を掲げて四徳目となし、末文においてこれら四徳目を実行する要訣として「誠心」を説いている。このように徳目中に武士的イデオロギーが持ち込まれているのは、「兵家德行」論の——封建武士道徳を近代軍人道徳として再編成しようとする——立場から理解しうるものであるが、なおまた本草案起草のころ西が別に挙国兵（国民皆兵）を主旨とする「兵賦論」を論じて国民一般の気風を振起すべきことにおよび、明治維新の変革に伴う新政策——封建武士階級の解体・農工商三民への自由付与・工商の保護——によって生じた浮薄軽躁・投機心・争利心を「我國風ノ変性」とし、このような「其極ヲ推セハ苟モ生命ヲ全ウスルヲ得ハ、属隸タルモ売奴タルモ亦恥ザル所ニシテ人ヲ売ルモ亦省ミザル」精神を強く排斥し、今に振起すべき精神は「義ヲ重シ恥ヲ知り生ヲ偷ムヲ賤ンスベキ事ナリト為」す日本固有の精神であると、武士の精神倫理ヲ強調した思想態度の反映として理解しうるものである。

これに対して公布本「軍人勅諭」も前文に「兵馬の大權は朕か統ふる所」以なることを明かにし、また末文に五か条の徳目を行うに「誠心」の大切なることを説いていて、前文・末文の趣旨は本草案と同じである。なお「軍人勅諭」の中間五か条（忠節・禮儀・武勇・信義・質素）においても、その第二徳目「禮儀」・第三徳目「武勇」の部分は本草案の第一徳目「秩序」・第二徳目「膽勇」の部分の内容に相当している。またその第四徳目「信義」・第五徳目「質素」の部分も本草案の第三徳目「質直勤儉」・第四徳目「信義」の部分と逆転して「質直勤儉」を「質素」と改めただけである。したがって第一徳目「忠節」の条を除くと「軍人勅諭」と本草案とは徳目の内容・骨子において何ら大差はない。

以上のように本草案と公布本「軍人勅諭」とは前文・中間徳目・末文の叙述構成において同一なるものがあり、また叙述内容においても余り大差がなく、したがって巨視的に比較すれば両者の思想的性格は相近似しており、その限りにおいて西が本草案を起草して「軍人勅諭」の思想的性格の形成を基礎付け又は方向付けた功績は極めて大きいといわなければならない。しかしそれにもかかわらず、微視的に考察すれば両者の間にかなり大きな思想的性格の相異が存在している。

すなわち、両者の間には叙述の仕方・問題の取上げ方・徳目の挙げ方において相異するところがあり、それらによって全体の思想的性格に開きを生じている。

まず本草案の前文には、さきにも觸れたように天皇の兵権（統帥権）の親裁を説いているが、その叙述は「我カ日本帝國ノ軍兵ハ神武天皇東征ノ初大伴物部大倭ノ三氏海陸ノ軍ヲ司リシヨリ今ニ二千五百有余年其間世々ノ沿革固ヨリ屈指ニ暇アラス」と書き出し、「夫兵馬ノ大權ハ行政ノ大權ト相終始シテ全ク我ガ皇統ニ繫屬スル所ナレバ縦ヒ相將ニ委任スルコト有ルモ其大綱ヲ總攬スルニ至リテハ朕ガ分内ニ在リ（中略）此故ニ國法上ニ於テハ朕我カ帝國日本海陸軍ノ大元帥トシ總テ軍人ノ首領タレバ是ガ爲ニ官職尊卑ノ別無ク推並ベテ服從ノ義務ヲ盡サシメン事ヲ要スルナリ云々」と述べて統帥の大權が行政の大權と並んで國法上の大權として天皇に存することを説き、また軍人の天皇に対する服從の根拠を天皇が國法上の大元帥であることにおいている。このような説明の仕方は、公布本「軍人勅諭」が冒頭に「我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」と述べ、また「夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす（中略）朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるへき」と記して、天皇の統帥大權を歴史的國体の上から絶対的なものとして基礎付け、したがって天皇が絶対者として軍人に臨んでいるのと比べると著しく客觀的・合理的に整序されたもので、明治初期の啓蒙主義哲学者としての西の面目が文面に顕著に出ている。西は本草案において天皇の地位および天皇への統帥権の帰属をもっぱら学理上、すなわち近代國法学における國家の元首ないし君主の地位・属性に関する規定から、近代的・合理的に基礎付けているだけに天皇の地位の説明も多分に機関說的解釈となり、したがって本草案の前文には公布本「軍人勅諭」の前文におけるような天皇の地位・統帥権に関する高い調子の國体的絶対觀が認められない。

つぎに注目すべき点は、本草案の第一徳目「秩序」と公布本「軍人勅諭」の第一徳目「忠節」および第二徳目「禮儀」

の条との関係である。本草案が「軍人第一ノ精神ハ秩序ヲ紊ル_レ無キヲ要ス」と「秩序」を第一に強調したことは、さきの「兵家徳行」論において西が「武人ハ出身ノ初メニ既ニ己ニ身ヲ臣屬ニ委シタレハ事々必ス日本陸海軍ノ大元帥タル皇_上ヲ奉戴シ飽マテモ上下ノ序ヲ嚴ニシテ從命法ニ服セサル可ラサルナリ」としたことからくる当然の帰結であるが、以前の「軍人訓誡」においてかれが精神上軍人は旧来の武士なりという立場で封建武士的な徳目である「忠実」を軍人精神の第一としていたのに対して、本草案ではその「忠実」を掲げることをやめ、「軍人訓誡」では第三徳目であった近代軍隊の本質的要素としての「服従」を新たに「秩序」に改めて最も重要な第一徳目としたことが注目されるのであり、それだけ本草案は「軍人訓誡」に比してより近代的色彩を帯びるものとなっている。

しかし公布本「軍人勅諭」では、右の本草案の第一徳目「秩序」の条に相当するのは第二徳目「禮儀」の条であり、別に第一徳目として「忠節」が強調されてゐる。すなわち、公布本「軍人勅諭」では「軍人は忠節を盡すを本分とすへし（中略）其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし」と説かれ、「忠節」が「節制」——本草案の「秩序」に相当する——よりもさらに重要視されて軍人精神の第一となり、しかもその「忠節」の觀念は「只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ」と軍人の直接天皇に対する絶対的な献身を内容としている。

これに対して本草案は公布本「軍人勅諭」のごとき「忠節」の条を欠いている。もっとも本草案「秩序」の条にも「忠節」という語は一か所用いられているが、そこでは「上下和諧シ通體一致シテ國ノ王事ニ服従スルコト總軍人ガ朕ニ對スル忠節ナレ」とされ、その「忠節」は未だ「秩序」の概念の中に包摂され、もっぱら軍人が軍隊の上下関係——階級秩序をよく守ることを内容とし、天皇との関係においては間接的に説かれていることにとどまり、「軍人勅諭」の「忠節」觀念のごとき軍人の直接天皇に対する絶対的献身を内容とする独立の絶対規範としての性格を有していない。そこにおける天

皇はいわば軍隊秩序の象徴、ないし軍人統合の象徴としての性格が強いのである。

このような西の「忠節」観念は、すでにかれが「軍人訓誡」において、封建武士的徳目である「忠実」を新たに近代軍人の徳目として再編成し、第一に強調したとき、同時に「同僚同輩又た兵士の同隊同伍战友等の間は、親懇の情意を尽し、総べて老功の者は、新参の者の教導に任じ、事々丁寧に解釈を与へ、公務の事は嚴重なるを主とするも、苛酷なる振舞ある可らず。新参の者は事毎に老巧の者に聽從して、抗論をなす可らず。総て此等の事は、唯公務外の相互の親切とのみ思ふ可らず。是れ即ち総軍の一致を立てる基本にして、国家へ尽す忠節の一分と思ふべし。」(傍点筆者)と述べたところに現われている。この傍点部分は西の最初の軍人訓誡草案にはなく、頒布本において見られるが(本編第一章第四節註4)、本草案との関連において、西が草案に加筆したものであることは明白である。したがって本草案が「軍人勅諭」的な「忠節」観念を欠き「秩序」の中に「忠節」を包摂せしめたことは、西が「軍人訓誡」において、すでにかつての封建武士道徳の徳目である「忠実」・「忠節」を近代的意義において捉えた思想的態度の当然の結果であると考えうるであらう。換言すれば、かれが近代軍隊の本質そのものから軍人道徳を近代的・合理的に設定しようとする思想的態度を本草案の起草にさいして採った結果であると考えられる。

なおここで、かれが山県有朋の命令で明治十四年十月初旬から十二月下旬にわたって起草した——したがって本草案の起草にほぼ一か年おけている——「憲法草案」に見られる天皇観や思想態度を顧慮する必要がある。すなわち西は「憲法草案」において「大統ノ繼承ハ此憲法ニ準シ合当ナリト雖トモ必国会ノ認戴ヲ受ク」(第二篇「帝室」第一章「大統」)・「立法権ハ天皇国会ト合同シテ之ヲ行フ」(第三篇「國會」第五章「立法権」)・「天皇若クハ皇族ヲ被告トスル訴訟ハ大審院ニ出願ス」(第五篇「司法権」第一章「大審院并ニ諸裁判所」)などと規定しており、他に天皇の大権事項を多く規定しながらも、天皇の絶対神聖性・至上性を憲法上に確立するに至っていない。このため、憲法起草上、天皇の歴史的国体上

の絶対神聖・至上的地位の明文化に全力を傾注せんとしていた井上毅から「一、大統之繼承ハ国会之認戴ヲ受ク条可_レ削、
一、立法権ハ天皇国会ト合同シテ之ヲ行フ是亦独乙ノ主權論ニ合ハズ、一、天皇ヲ被告トスル訴訟可_レ削」と痛烈に批判
された。西の「憲法草案」は、自由民主主義的なオランダ憲法ないしフランス憲法の影響を多分に受けたもので、したが
って天皇に関する条項もそれらの憲法における国王・元首に関する規定条項の影響を受けたものであった。このように明
治十四年末ごろになっても、西には井上におけるような絶対神聖・至上的な天皇観が稀薄であり、また井上に全く見られ
ない自由民主主義的傾向がかなり認められる。こうした西の天皇観の性格・思想態度が溯って本草案の起草にも反映・作
用して、「軍人勅諭」的な天皇の地位・統帥権に対する国体的絶対観や「忠節」観念の展開を見るに至らしめなかつたと
も考えることができよう。

また公布本「軍人勅諭」は、同じ「忠節」の条において「世論に惑はず政治に拘らす只一途に己か本分の忠節を守
り」と、軍人の政治よりの分離を「忠節」の重要な内容として明示しているのに対して、本草案の「秩序」の条には政治
に関して一言も言及していない。もっとも本草案の中には「或ハ王統ノ争論ノ爲ニ或ハ政道ノ是非ノ爲ニ果テハ家々ノ争
ナドニ與シ近日ハ又主義ノ論黨ナドモアル如ク云々」と政治への干与を戒めている箇所もあるが、それは「人トシテ信義
ヲ守」らねばならぬと人間一般の徳義としての「信義」を軍人にも説いたところに消極的に言及されていて、軍人の特殊
性の上に立って積極的に強調されてはいない。本草案起草の明治十三年当時は、さきにも触れたごとく軍人は政治に関係
すべからずとする法令や世論が盛んに公布・主張されていたにもかかわらず、西があえて軍人の政治不干与を強調・明示し
なかつたのは、「兵家徳行」論において民権家風を排斥したさいの論述から推して、「秩序」を紊すことなしということ
の中に政治に干与せずという内容を含ませていたと考えられる。

右に述べたところから明かなごとく、西起草の本草案は、一面では「膽勇」以下の三徳目において封建武士的イデオロ

ギーを持ち込みつつも、他面では前文や第一徳目「秩序」の条において近代的・合理的色彩をもち、そのゆえに歴史的国体から基礎付けられた絶対的な統帥権的天皇観や天皇制絶対主義の集中的表現である「軍人勅諭」的な「忠節」観念を欠き、これらの点でそれらの観念を確立し終えた公布本「軍人勅諭」とは思想的性格においてかなり大きな距りを有していることが特長的である。従来、勅諭の完成に対する西の役割は主としてその思想面に尽瘁したことにある——福地の役割がその修辭の面にあるのに対して——と説かれてきた。しかし西は勅諭起草過程上、本草案の起草に当たるとどまり、その後も積極的に干与した形跡が認められないから、西をもって「軍人勅諭」における天皇制絶対主義的な思想的性格の形成の主役者とすることはできない。ここに勅諭の完成に対する西の役割・寄与の限界が存すると云ってよい。このことは勅諭完成の功を語る上で、あるいは西のために惜むべきことかも知れない。しかしながら、西が明治初頭の啓蒙主義哲学者として現前の日本軍隊の内面的事情からのみならず、近代軍隊の本質に対する認識から、本草案において天皇と軍人との関係および近代軍人道德を客観的・合理的に説き、また軍人が強制されずに内面的・自発的に軍人道德を身につけるように企図したところに西その人の本領があったといわなければならない。

さてこのような西の思想的態度ないし本草案の性格と山県意向とが微妙に喰違ったことは、本草案に対する山県の加筆修正の部分から推察される。すなわち山県が本草案の「信義」の条において「軍人タル者ハ世論ノ黨派ニ拘ラズ政治ノ如何ヲ論セス其本分ヲ守テ義ノ山岳ヨリ重ク死ノ塵芥ヨリ輕キヲ思ヒ常ニ其節操ヲ誤ルコトナカルベシ」と、「軍人勅諭」的な「忠節」観念に相当する思想的内容を早くも加筆し強調したことは、山県が学者である西とは異って、封建武士的な主に対する絶対観をやはり根底にもち、また自由民権運動の高揚にさいして国内的危機意識を強く抱き、天皇の地位を国法以上のものと考え、天皇の絶対的な権威・権力をもって軍隊・軍人の思想的統一を確立し、軍人を政治から離すことに最も重大な関心を寄せたところから、西のごとき客観的・合理的な態度を微温とし、また本草案における軍人の政治不干

与や天皇への軍人の思想的集中の欠如を不十分として、実質的権能をもつ大元帥としての天皇の性格を確立し、その天皇の命令として上から軍人道德を強制的に付与せんと意図していたことを物語っている。

このような山県意向のもとに、さらに本草案の内容修正の努力が展開され、「草案第一種ノ二」・「草案第三種」・「草案第四種」などの出現となつた。これら「草案第一種ノ二」以下の出現は客観的に見ると、本草案と公布本「軍人勅諭」との距りを後者の完成を目標として漸次埋めて行く努力のあらわれであるとともに、西が客観的・合理的な仕方近代軍人道德を設定せんとした企図が崩れ去る過程であつたともいえよう。

註(1)「兵賦論」は「兵家德行」論の後をうけ、それと同じように西が借行社内の燕喜会で将校を相手に明治十一年九月十五日以来連続講演を試みたもので、「内外兵事新聞」第一六六号と二八九号(明治十一年十月二十日と同日)に連載されたものである。但し今日その内容を窺いうる部分は前半第十三回に至る部分で、第十三回目の講演は明治十三年三月前後に当っている。この「兵賦論」については拙稿「近代日本軍隊の性格形成と西周」(前掲)に詳説したことがある。この前半第十三回までは萱生奉三編次・土居光華批評「偶評西先生論集」(明治十三年四月刊)に収録されている。但し第十四回以後掲載の「内外兵事新聞」は明治新聞雑誌文庫・憲政資料室などにも欠けており、その所在につき教示を俟つ。

(2)「兵賦論」十二、「偶評西先生論集」一二七―一三五頁

(3)この点に関しては、大久保利謙氏が「忠節という觀念の成立過程」(前掲)なる論文で鋭く問題を提起されたもので、筆者もまた大久保氏からの西の「勅諭稿」の送付をうけて、西と井上毅との思想的相異に気付き、殆んど相前後して拙稿「近代日本軍隊の性格形成と西周」で指摘した(本篇第二章第二節註4参照)。西の「勅諭稿」から公布本「軍人勅諭」への飛躍がいかにしてまた誰によってなされたかの問題点

について、大久保氏は当該論文で「訓戒から勅諭稿までの起草者は西であつたが、勅諭の起草には西の外に井上毅と福地源一郎の名が挙げられている。普通には西の原案を単に福地が文章を潤色した位に漠然と言はれてゐるが、もっと複雑な事情があつたかもしれない。これは福地の立場、とくに政府要路者との関係、その思想等を尚詳細に検討しなければ結論は下せない。次に井上は当時太政官書記官であつたが、重要問題の立案、起草を一手に引受け、枢機に於ける重要な役割をしてゐた。とくにこの頃は岩倉・伊藤の下で憲法制定に着手する矢先であつた。従つて憲法制定と「軍人勅諭」との関連について井上の立場は微妙である。或は西はこの「勅諭稿」位のところまで踏み止つて、その後の飛躍のバンドは、井上あたりに渡されたのであらうか。これには西や井上の思想の詳細な検討を要する。「軍人勅諭」の起草者を繞つてまだ残された問題は多い云々」ときわめて示唆に富む提言をされた。筆者も前掲拙稿で「この稿本(西の勅諭稿をさす)から軍人勅諭への内容的發展が西自身の思想的展開にもとづくか、或は山県・井上福地などの加筆によるかの厳密な研究は今後の問題に属する」とし、また「井上・西・福地の思想的な相異を知る手がかりは、恐らく、尾佐竹猛博士が『伊藤以前の憲法草案』においてその存在を紹介せられ

た憲法草案のうち井上毅接・西周接・因憲意見(福地源一郎筆)の比較研究にあるであろう」、さらに山県が草案に直筆で討冊潤色したところが渡辺幾治氏によって注意されているから、「山県有朋の役割も前掲の人々にもまして看過してはならないであろう」と指摘した。その後この線に沿うて、まず西の憲法草案と井上の憲法私案とを比較し、井上に「飛躍」の客観的可能性を見出したのが後註(6)に示す拙稿「軍人勅諭の成立と西周の憲法草案」であった。しかし勅諭起草過程を見うる稿本綴に接しないかぎり、問題は解決されなかった。今、ここに諸草案の内容を窺いえて本章を展開するが、大久保氏の上述のごとき問題提起と示唆とに負うところ大であることを誌しておく。

(4) 大久保利謙「忠節という觀念の成立過程」、「日本歴史」第六五号、一

- 七頁
- (5) 次節註(2)、およびその該当本文参照
- (6) 以上の詳細に関しては、拙稿「軍人勅諭の成立と西周の憲法草案」(一)(三)「史林」、第三八巻第一・第二・第三号、昭和三十年一・三・五月)に示した。
- (7) 稻田正次『明治憲法成立史』上巻(五五七～五六四頁)に概ねオランダ憲法にならったことが指摘されている。フランス憲法の影響は西の憲法草案に対する井上毅の批評「兇徒挙動之時ニ国旗ヲ撃テ三度説諭を行ふ奈ハ仏國に模倣したる法なれとも実用なし」にも窺われる(前掲拙稿「軍人勅諭の成立と西周の憲法草案」)参照。
- (8) 互理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其史的研究」一〇五頁

第二節 「草案第一種ノ二」および「草案第三種」における思想的性格の展開

前節に見た「草案第一種ノ一」に引続いて「草案第一種ノ二」が成立し、新たに重要な思想的内容が前者に付加された。すなわち「草案第一種ノ二」ではそれまで軍人精神の第一とされた「秩序」が軍人の作法として第二徳目に引き下げられ、新たに軍人精神として「報國ノ衷情」が第一徳目として強調されるに至った。この「草案第一種ノ一」から「草案第一種ノ二」への内容的発展には、すでに前章第二節(三、「草案第二種」)において述べたように井上毅の起草したものと推定される「草案第二種」——報國衷情・上下統屬・膽勇(忠信)・勤儉質直・信義の五徳目を内容とする——の影響が考えられる。すなわち「草案第二種」の特長は、「報國衷情」を軍人精神の第一として強調した点にあり、その衍義部分において「報國衷情」を説明して、「兵ハ以テ國ヲ強カラシムベク以テ國ヲ弱カラシムベシ兵ヲ以テ國ノ強弱ヲ爲ス所ノ者ハ報國ノ衷情如何ト視ル兵ニシテ報國ノ情ヲ缺クトキハ兵刃未タ交ラスシテ精神已ニ朽チタリ隊伍一タヒ潰エテ敗亡之ニ

從フ貔貅百萬アリト雖モ市人ヲ驅テ闘フニ均シ」としたものである。この思想が一層敷衍されて「草案第一種ノ二」の「報國ノ衷情」の条の内容となり、「軍人ノ精神トハ報國ノ衷情ニシテ此ノ精神アル者ハ國ノ威力權利ヲ維持スルノ到底兵ニ在ルヲ知り兵ニシテ其職ヲ盡サ、レハ國ノ滅亡ヲ招クヲ知り兵ノ榮辱ハ即チ國ノ榮辱ナルヲ知り義ノ泰山ヨリ重クシテ死ノ鴻毛ヨリ輕キヲ知り此ノ精神アレハ榮譽ヲ重シ忠信ヲ尚ヒ紀律ヲ守リ上ヲ敬シ下ヲ愛シ同心戮力百事是レ舉ル故ニ精神ノ潑々タルトキハ無比ノ失策モ之ヲ挽回スルヲ得可ク精神ノ微々タルトキハ無上ノ良計モ其功ヲ成スヲ得ス國ヲシテ強カラシム可ク國ヲシテ弱カラシム可キ者ハ軍人ノ精神ナリ以テ戰役ノ實効ヲ圖ル可ク以テ戰鬪ノ命運ヲトフヘキ者ハ軍人ノ精神ナリ精神ノ功用是ノ如シ軍人互ニ相練磨シテ此ノ精神ヲ喪フ勿レ各人ノ精神連合シテ各隊ノ精神トナリ各兵科ノ精神トナリ全軍ノ精神トナル軍ニシテ此精神無ケレハ之ヲ烏合ノ衆ト謂フ」とされたもので、ここに公布本「軍人勅諭」における「忠節」の条の原初形態がはじめて見出される。したがって「草案第一種ノ二」に至って、この「報國ノ衷情」の条が新たに加わったことよって、「草案第一種ノ一」に欠如していた軍人ないし軍隊の思想的統一という点が補填され、徳目もこれまでの四徳目から「報國ノ衷情」・「秩序」・「秩序」・「秩序」・「秩序」・「秩序」の五徳目となり——草案には「秩序」の後半部以下が省略されているが——公布本「軍人勅諭」へ一步近接した思想的性格のものとなった。

しかしその「報國ノ衷情」の条には未だ「忠節」觀念は現われず、また「軍人ノ精神トハ報國ノ衷情ニシテ此ノ精神アル者ハ云々」と「報國ノ衷情」を軍人精神として極めて客觀的・自明的に説くにとどまり、軍人にその表情を内面的・感情的に抱かせるに足る説得力を欠き、さらにその内容に軍人の政治不干与のことが含まれていない。そこになお公布本「軍人勅諭」の「忠節」の条との開きがあった。

さて右の「草案第一種ノ二」に続いて「草案第三種」が成立するに至り、その思想的性格はさらに一層「軍人勅諭」に近接したものとなった。

すなわち「草案第三種」は、その前文冒頭に「我カ日本帝國ノ軍隊ハ一ニ我カ皇統ニ繫屬セリ昔神武天皇親カラ六師ヲ帥ヒテ東征シ云々」との文言を掲げただけに、先行の諸草案に比して、天皇の統帥権に対する国体的絶対性をよりよく闡明したものとなつた。さらに最も注目すべき点は第一徳目の条で、さきの「草案第一種ノ二」における「報國ノ表情」に代わって、「軍人ノ精神ハ忠節ヲ盡スニ在リ」と「忠節」觀念を成立させたことである。これまで軍人精神は「報國ノ表情」という國家への集中の方向において説かれていたのが、ここに当時における國家の人格的・具體的表現である天皇への集中において説かれるに至つた。この「忠節」の条に「凡ソ此國ニ生レテハ此國ニ報ユルノ心ナカル可ラス況ヤ軍人タル者ハ最モ此精神ヲ堅固ニシ其節操ヲ變ス可ラス」とわが國に伝統的な恩の觀念を媒介として國恩を説き、國恩すなわち皇恩、皇恩すなわち國恩という立場で天皇への「忠節」を意義づけ、とくに軍人にその必要なる所以を説き、つづいて「若シ軍人ニシテ報國ノ精神堅固ナラズンバ技藝ハ熟シ學術ハ長スルトモ猶傀儡ニ異ナラズ隊伍ハ整ヒ節制ハ正シキモ苟モ忠節ノ人ナキトキハ何ヲ烏合ノ衆ニ別タンヤ故ニ軍人タル者ハ國安ノ保護國權ノ維持一ニ兵力ニ在ルヲ知リ兵力ノ消長ハ即國運ノ隆替ナルヲ辨シ」としている。これはかの「草案第一種ノ二」における「報國ノ表情」の条を敷衍したものであり、さらにそれに続いて「世論ノ黨派ニ拘ラズ政治ノ如何ヲ論セズ其本分ヲ確守シ義ノ山岳ヨリ重ク死ノ塵芥ヨリ輕キヲ思ヒ常ニ此精神ヲ發揮シテ其節操ヲ誤ル勿レ」と結んだ部分は、かの「草案第一種ノ一」の「信義」の条に山県がみずから加筆したものをここに移して「忠節」の条の内容としたものである。

こうして本草案に至ってはじめて公布本「軍人勅諭」における「忠節」の条がほぼ確立を見たもので、勅諭起草過程の上で本草案成立の歴史的意義は大きい。しかし遺憾ながらその成立経緯は明かではない。恐らく主として山県自身が、従来の草案をもとにして、種々考慮をめぐらし修正を行なつたものであろう。そのさい、とくに山県が意を用いたのは、第一条において、西の草案における軍隊秩序の象徴としての天皇の性格を除去して、直接軍隊を親率する絶対制君主（大元

帥)としての天皇の性格を明示し、軍人の天皇への「忠節」を強調することに存したであろう。ともかく「草案第三種」はここに指摘した部分のみならず、全体の叙述内容において公布本「軍人勅諭」に極めて近接したものとなつてはいるが、しかしなお前文には「朕レ已ニ行政ノ君主タリ又兵馬ノ元帥タリ朕ノ汝等軍人ニ於ケル實ニ二様ノ關係アリ(中略)汝等職分上ニ在テモ亦朕ヲ以テ頭腦トセン」と天皇と軍人との関係が合理的・合法的に述べられ、未だ天皇の性格は西の草案に見られたような多分に国法学的・機関説的色彩をとどめたところもあり、また徳目の部分においても、「軍人ハ忠節ヲ盡スニ在リ」・「軍人ハ秩序ヲ正スヲ要ス」・「軍人ハ義勇ヲ尚フヲ要ス」・「軍人は質直儉素ナラサル可ラス」・「軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ」と五徳目の掲げ方において統一を欠くとともに、「信義」の条を除いては客觀的に軍人道德を説いて、公布本「軍人勅諭」における無上命令として説かれず、天皇制絶対主義的な思想的性格を十分備えるに至らなかつた。「軍人勅諭」の思想的性格の完成は、さらにこの後に続く草案の成立に俟たなければならなかつた。

註(1)「草案第一種」が「古ハ親征ナラサルモ云々」・「古ハ天皇親ラ征討ノ

勞ヲ負ヒ玉ハサルアルモ云々」としているのと大きな相異である。

(2) 明治十六年(一八八三)十月、公的な勅諭衍義書として海軍兵学校から出版された『勅諭衍義』における「忠節」の条の衍義中に、

「我国に生るゝ者は、数百千年以来歴世の天皇の皇恩に因り國中の万民相助くる事を得、貴賤貧富はありといへども、今日皆其生を保つ事を得るものなれば、軍人にのみ限らず誰とて此皇恩国恩に報いませんと心の心あらざるへからず。皇恩に報いませんとせば、聖上はもとより蒼生をして永く太平の福を受けしめんとの御志にましますは、蒼生の為に力を竭してこそ報慮にも叶ひ、忠義の道にも合ふべけれ。又国恩に報いんと思は、聖主はもとよりかゝる御心にましますは、御訓戒を守り報慮に従ひ忠義の道に則らていかで国安を保つ事

を得べきや。されは皇恩に報いまつるも国恩に報ゆるも其名はふたつなるやうなれども、其実は一なり。されは此に忠節を尽すを本分とすへしと宣らせて御解には報国の心を堅固にせざるへからずとの句を以て、忠節を存せざるへからずとの句に対はせ給へり。思ひ謬るへからず。」(原文変体仮名交じり、今すべて平假名に改む。筆者所蔵(旧海軍兵学校図書館旧蔵本)『勅諭衍義』、下、五五(六丁)と記されている。『勅諭衍義』が海軍兵学校長海軍少将伊藤傳吉の發議で、海軍省・内閣の承認のもとに海軍省五等出仕近藤真琴によって作られ、さらに内閣で編修副長官重野安繹の点閲の上完成した公的性格をもつことについては亘理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』一三三―七頁参照。

第三節 福地起草「草案第四種」における勅諭の思想的性格の完成

「草案第三種」の後をうけて「草案第四種」が成立した。本草案において文体は訓諭的となり、思想的にも前節に見た「草案第三種」の段階から飛躍したものとなった。すなわち、前文には「我日本帝國の軍隊は天皇の統させ給ふ兵にそある」と冒頭し、さらに「夫兵馬の大權は政治の大權と共に天皇の統べさす所なれば其司は分ちて臣下に任すとも其の大綱は朕みづから之を攬りて敢て臣下に委ぬべからず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天皇は文武を掌握すと申す義を存してまた中世以降の失体なからんことを望むなり朕は汝等臣民の君主なるぞ汝等軍人の大元帥なるぞ」と述べて、天皇の統帥大權の国体的絶対性、上から臣民ないし軍人に臨む絶対制君主としての天皇の絶対的な權威・権力性を十分に表現し、全く公布本「軍人勅諭」前文と同じ性格のものとなった。また徳目の部分では、さきの「草案第三種」に見られた「忠節」・「秩序」・「義勇」・「質直儉素」・「信義」の五徳目のうち、「秩序」という抽象的・近代的な概念の代わりに封建的身分社会で目下の者が目上の者に対する道として重んぜられた徳目「禮義」が用いられ、「義勇」が「武勇」、「質直儉素」が「質素」となり、ここに「忠節」・「禮義」・「武勇」・「質素」・「信義」と「軍人勅諭」と同じ五徳目が成立した。これらの徳目の説き方も「草案第三種」がなお客観的に説いていたのと飛躍的に相違して、「軍人は忠節を盡すを本分とすべし」と絶対制君主・大元帥としての天皇から軍人への無上命令として「忠節」が説かれ、ここに「軍人勅諭」的「忠節」觀念が確立し、その他の徳目においても、「軍人は禮義を正しくすべし」、「軍人は武勇を尙ぶべし」、「軍人は質素を旨とすべし」、「軍人は信義を重すべし」といづれも無上命令として説かれ、全く「軍人勅諭」の徳目と同じ内容・性格となった。こうして「草案第四種」において公布本「軍人勅諭」における天皇制絶対主義的な思想的性格が実質的に完成したものである。したがって「軍人勅諭」の思想的性格の形成過程において、「草案第四種」の成立は最も重要な歴史的意義を

もつものであり、ここに本草案起草に当った福地の役割・寄与の性質が改めて認識されなければならない。

福地源一郎(天保十二(一八四一)・三・二十三)明治三十九(一九〇六)・一・四)は長崎の町医の家に生れ、博学能文の父をもち、幼少のころから蘭学、後は英学を修め、安政六年(一八五九)幕府に出仕して外国方となり通弁翻訳に従事した。文久二年・慶応二年の両度、幕府の遣外使節に随行渡欧し、外国では新聞が内外の政治に関して輿論を左右する力を有していることにいたく感銘して新聞記者たらんと志し、慶応四年(一八六八)「江湖新聞」を発刊したが、筆禍をえて新聞も禁止された。明治三年(一八七〇)、当時明治政府は外国事情に通じ外国語に堪能な人材を求めていたので、かれは渋沢栄一の紹介で初めて大蔵少輔伊藤博文の知遇を得え政府に入り、同年十一月伊藤にしたがって渡米、さらに翌四年一等書記官として岩倉遣外使節に加わり欧米に出張した。明治六年帰国後、井上馨に属して財務一部の局に当ろうと予期していたが、井上の辞職、ついで征韓論の沸騰のため、その期待は破れて明治七年官を辞した。後年朝日奈知泉が「時文即ち仮名交りで書く和漢折衷の文章では福沢諭吉と共に一生面を明治の初期に開いた」と評した程の文筆家であったかれは、同年末から「東京日日新聞」を主宰し——もともと明治八年初めて地方官会議が開かれたとき、木戸の希望に応じて一時新聞の執筆を止め、太政官四等出仕としてその会議の書記官となった——政府系新聞記者として明治二十一年まで活躍した。福地は遣外使節一行に参加いらいその力量を認められ、政府首脳、とくに長州藩閥の木戸孝允、井上馨、伊藤博文、山県有朋らの厚い知遇を受けた。とくに山県と福地とがいつごろから相識の間柄となったかは詳かではないが、明治七年五月東京木挽町の高島嘉右衛門方に有朋社が組織され、毎月三回の会合がもたれたが、その社の発起人筆頭に山県有朋の名があり、山県がその社の中心人物であると考えられ、また福地はその初回から出席しているから、すでに明治七年ごろから両者は相識の関係にあったと見られる。その後西南戦争において参軍となった山県は、福地の希望を容れて「東京日日新聞」に戦地の報告を通信することを黙許するとともに、軍団御用掛として戦状報告ないしその他の文案を草する本営

の記室とした。かの有名な山県の西郷への勅降文は、実は山県が福地に起草させたものであった。こうして山県は福地の文才を愛し、その関係は深まったもので、山県が勅諭起草に福地を起用したのもこうした関係にもとづくものであった。

さて、従来福地の勅諭起草に対する寄与は、さきにも触れたごとく、西の思想上に対して、もっぱら修辭上にあると説かれてきた。しかし上に見た「草案第四種」を通じて福地の寄与の性質を考えると、單純に修辭上のみとすることはできない。それはまず第一に、かれの修辭によって西起草の原案を基調とする前期草案のかなり客観的な文体が本草案に至って著しく訓諭的となり、まさに「軍人訓誡ノ勅諭」として天皇が親しく軍人に訓誡したものであるということが、これを読誦する軍人にとって十分に感得されるようになったもので、その修辭は單なる修辭にとどまらず、勅諭の絶対神聖性・不可侵性ひいてその思想的性格の形成にも大きな関係をもつに至ったと考えられるからである。さらに第二に本草案における天皇制絶対主義的な性格の実質的完成に福地の思想態度が直接大きく反映していると考えられるからである。福地の思想とくにその政治思想は、かれみずから、「余は原来忠孝主義の教育を幼少より受けて成業したる学人なり、歴史上の觀察に養われて急激の革新を是とせざる論者なり、成童の頃よりして少く洋書を読み早く海外に遊びたるにて大に自由改進の説を喜び盛に議論を上下したりと雖も、暴進と保守とは孰れか、民主制と君主制とは孰れかと比較して問ひ来れば、余は寧ろ保守漸進君主制を執るの政論者なり」と記したごとく、明治政府における岩倉・伊藤・井上(毅)ら一派と同じく保守漸進主義の立憲政体論で、憲法制定に關しても早くから「立憲は帝統を万世にし奉るゆえん」(明治八年八月二十三日)・「憲法制定においてはまづ第一に皇統を万世無窮に奉体することを明記すること」(明治十二年三月十二日)三十日)などと歴史を尊重し国体を規範化することを主張している。

このようなかねての福地の政治思想・憲法制定意見は、明治十三年から十四年にかけての自由民権派の国会開設運動ないし国定憲法論・民約憲法論の高揚に刺激されて、「東京日日新聞」紙上における私擬憲法「国憲意見」となって現わ

れた。それは明治十四年三月三十日から四月十六日に至るまで十数回にわたって連載されたもので、福地の勅諭起草当時——「草案第四種」は明治十三年（月不詳）であるから、やや時期は遅れるが——における思想態度をよく示すものである。「国憲意見」は「緒言」に国憲制定の意義を述べて、「王道ヲ顕彰スルガ為ナリ」といい、「綱領」に「我建国ノ体ニ則リ、以テ君民同治ノ政ヲ施クニ堅要ナリトスルノ所見ヲ臚列」すと記し、「第一章帝室」の冒頭に「皇統ハ神種ナリ、我日本国ノ帝位ハ天照大御神ノ御子孫ノミ天日繼ニ立セ給フベキ事」を掲げ、「是レ我ガ建国ノ体ニ於テ尤モ貴重スヘキノ第一大義ナリトス。此ノ葦原ノ中国ハ我御子ノ所知国ト言依シ賜ヘル国ナリ。万世一系ノ皇統ヲ天壤ト共ニ不窮ニ繼承シ奉ラン」臣子ノ本分ナレバ、苟モ国約憲法ヲ制定スルニ当リテハ開卷第一ニ此条ヲ明記シテ、以テ帝位ハ人臣ノ覬覦スベキ所ニアラザルヲ知ラシメ、若シ大逆不軌ヲ企ルノ賊アラバ、啻ニ帝室ノ朝敵タルノミナラズ、憲法ノ国賊タルヲ知ラシメザル可カラズ」と注解している。また「第三章政府」冒頭に「天皇ハ至尊ナリ神聖ナリ、法ヲ以テ問ヒ奉ルヘキニ非ズ、万機ノ政治ニ関シ国民ニ対シテ大臣ソノ責ニ任ズベキ事」を掲げ、その注解に「是レ君民同治ノ政体ヲ建ルニ於テ至重至要ノ憲法ナリ。抑モ我建国ノ体ニ於テ帝統ハ神種ニテオハス事万代不易ノ義ナレハ天皇ノ神聖ニマシマスハ固ヨリ吾曹カ明言スルヲ俟タサルナリ」とし、内閣大臣の国民に対する政治責任制を採用することによってかえって「帝位ハ国民ノ休戚ニ怨府タルヲナク、万世一系ノ帝統ハ天壤ト俱ニ不窮ニ繼承セラレ給ハンヲ疑ヲ容レサル也」とし、最後に「我ノ神国ナリ万世一系ノ皇統ヲ以テ帝位ヲ承伝シ給フノ国ナレバ、外国ノ例ヲ以テ等閑ノ憲法ヲ国約セン」ハ弩々アルヘカラザル義ナリ。須ク我カ建国ノ体ニ則リ以テ智識ヲ世界ニ求メテ国約憲法ヲ制定シ、上ハ帝室ノ御稜威ヲ尊崇シ下ハ国民ノ権理ヲ貴重シ皇極ヲ建テ民極ヲ作スノ君民同治ノ政体トシ、我王道ヲ顕彰シ云々」と「結言」に述べている。「国憲意見」は、他の多くの箇条においてイギリスの制度にならったところがあり、大体において自由主義的であるといわれるが、しかしその基調・趣旨は、以上示したように皇統の神種・天皇の神聖の徹底的な強調、したがってわが国体と歴史と

に基礎を置いて憲法を制定すべしというにであった。やがてかれが明治十五年の主権論争場裡に国体擁護の立場から保守派の意見を代表して主権在君論を主張して孤軍奮闘し、また自由党・立憲改進黨の出現に対抗するため政府党として立憲帝政黨を結成したのも、当然の成り行きであった。ともかく、「国憲意見」に見られる福地の天皇観は、さきに本章第一節に見た、西の「憲法草案」におけるそれらの微温さに比べて、徹底的な絶対性・神聖性を帯びており、むしろ井上毅的であった。

また福地は明治十五年二月二十七日の「東京日日新聞」(第三〇六〇号)に社説として掲げた「陸海軍人ハ政治ニ関涉スベカラズ」において、「凡ソ政治上ニ於テ最モ恐ルベキハ軍人政治ナリトス。(中略)吾曹ガ陸海軍人現役者ニ冀フ所ハ、理非ヲ問ハズ、是非ヲ論ゼス、一切ニ政治ノ議論ニ与カルコトナキノ一義ニ在ルナリ。(中略)然バ則チ朝野ニ如何ナル政論ノ行ハル、トモ、政治ハ如何ナル党与ノ手ニ出ルトモ、其政府ハ我天皇陛下ノ政府ニテ、其政治ハ天皇陛下ノ委ネサセ給フ宰執ニ出ルノ政治ナランニハ、軍人ハ其政府命令ニ服従シ、昼夜寒暄ノ別ナク、我天皇陛下ニ本分ノ忠節ヲ尽シテラスゾ大切ナルベケレ」と説いている。

これは勅諭發布後の論ではあるが、そこに「理非ヲ問ハズ是非ヲ論ゼス」ときびしく軍人の政治干与を排除し、もっぱら天皇に本分の「忠節」を尽すべきを強調している思想態度は、西が「秩序」を論じて勅諭的「忠節」観念を欠き、軍人の政治不干与を明示強調しなかつた態度とは大きな相異であり、山県の意向に全く相通するものであった。

ここに「草案第四種」が西の「草案第一種ノ一」から「草案第三種」に至る前期草案の後をうけて成立しながら、それらの前期草案に比べて飛躍的に天皇の統帥大権の国体的絶対性・天皇の尊厳性を帯び、また無上命令法で「忠節」以下の五徳目を示して絶対主義的な思想的性格を備えるに至つたのは、さきの「国憲意見」や社説に見られる福地の徹底的な絶対性・神聖性を帯びた国体観・天皇観、および理非・是非を超えた絶対的立場で軍人の政治不干与・「忠節」を強調する

思想態度の直接的反映としてのみ理解できるものである。

したがって福地の勅諭起草に対する寄与の性質は、単に修辭上に限られたのではなく、思想的內容にもおよび、それゆえかれは山県の主宰のもとで、西の草案を基調とする前期草案の性格を飛躍的に推進せしめ、もって公布本「軍人勅諭」の思想的性格を實質的に完成させた主役者であった、と云うべきであろう。

このことはまた反面から見ると、山県が西の個性の強い近代的・合理的態度を基調とする前期草案にあきたらないところから、自己の意向をそのまま忠実に草案上に反映しうる適材として才人福地を起用し、福地もまたみずからの思想的傾向に合致するところ、山県の趣意を十分に草案上に表現した結果であると考えることが出来る。この意味において、さきに福地をもって勅諭の思想的性格完成の主役者であるとしたが、福地の背後にあって勅諭起草事業を推進・主宰した山県の役割の至大であったことを忘却すべきではなく、福地は山県の代行者であったとも云えるであろう。

かくて、前章(第二節)に見たごとく、本「草案第四種」に続いて四種の訂正、さらにその後に「草案第五種」があり、それらにおいて箕輪醇・井上毅らの意見を徴しつつ、最後まで山県がみずから修正に当り、慎重熟慮の末、著しく日本的な、天皇制絶対主義的な性格の「軍人勅諭」が完成するに至ったのである。

註(1) 以下の福地の経歴に関しては、「新聞紙実歴」(民友社出版、福地源一

郎『懷往事談付新聞紙実歴』・川辺真蔵『福地校痴』・太田原在文『十

大先覚記者伝』中「福地校痴」参照

(2) 朝日奈知泉『老記者の思ひ出』三六二頁

(3) 川辺真蔵『福地校痴』一九三頁、『公爵山県有朋伝』中巻、三八六頁
三九八頁

(4) 前掲『老記者の思ひ出』三六一頁、川辺『福地校痴』一八四〜五頁

(5) 本章第一節註(8) 該当本文参照

(6) 「軍人勅諭」は一般の称呼で、とくに公に定められた称呼ではないが

(亘理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』一一二頁)、『法令全

書』(明治十五年)には勅諭を陸軍省達乙第二号として掲げ、その目次

に「軍人訓誡ノ勅諭」としている。また明治十五年一月十六日の勅諭
捧読に関する海軍省達には「軍人訓誡之勅諭」とある(亘理前掲書、
一一二頁)。

(7) 前掲『懷往事談付新聞紙実歴』二二二〜二二三頁

(8) 川辺真蔵『福地校痴』二二六頁

(9) 「国憲意見」の全文は片上菊次郎編輯「私擬国憲類纂」(明治十四年六月出版)に収められ、それが『明治文化全集』第三卷、正史篇、下巻

三八一―四〇五頁に復刻されている。以下の引用はこの『明治文化全集』第三卷による。

(10) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、三八〇頁

(11) なお福地はこの「国憲意見」を連載してゐる間に、「史論」と題して歴史と憲法制定の関係を論じ(明治十四年四月四日)、さらに「帝王論」と題して帝位の神聖を極力強調している(同年四月二十一日)。

以上、川辺真蔵『福地桜痴』二三八頁参照

(12) 川辺真蔵『福地桜痴』二四九―二五五頁

(13) 亙理前掲書、一五二―七頁

(14) 三宅雪嶺は、軍人勅諭に関して「普通の勅諭と文体を異にし、之を喜

ぶ者少からざれど、斯かる文体は之に限られ、他は従來の文体となる。是れ福地源一郎が旨を承けて草せし所に係り、福地は太平記体を好み、井上毅は書経体を好み、相ひ容るゝ能はず。井上が岩倉及び伊藤を通じて勢力あり。詔勅は書経体の森嚴なるに如かずとせらる」と記し(『同時代史』第二卷、一五八頁)、勅諭文体が福地の好みにもとづくことを指摘している。しかし、これも山県が勅諭を一般軍人に通俗的に理解させ、天皇との一体感を抱かせるために常例の森嚴莊重な書経体をとくに避けようとしたことよって、よく福地の好みが反映できたとも考えられる。以上の点は、本篇第二章第二節(三)で触れた、井上毅起草(推定)「草案第二種」様式の挫折と関係するであろう。

結 論 軍人勅諭成立の歴史的意義

以上の二篇を通じて、「軍人勅諭」成立過程についての検討を終わったが、最後に成立の歴史的意義を考察して本研究の結びとしたい。

「軍人勅諭」は、明治六年の征韓論争を契機とする兵政両権の動揺を歴史的前提とし、明治十三年から翌十四年にかけての自由民権運動ないし国会開設運動の最盛期を時代的背景として、軍部首脳(山県有朋)がわが国近代軍隊建設の途上において、明治十一年の「統帥権の独立」および「軍人訓誡」の頒布と同一の政治思想、すなわち軍隊の内面的充実および自由民権運動の影響からの軍隊の防衛を達成するため、兵政を分離して天皇の統帥権親裁を確立し、天皇の命令に絶対服従する軍隊をつくり上げ、もって政権を強化せんとする権力的統一の思想にもとづいて発布を計画したもので、当時立憲的統一、憲法制定への努力を傾けていた井上毅の支持・協力をえて、明治十五年成立するに至ったものであった。

勅諭は、前文において天皇が歴史的国体上から統帥権を直接に掌握するものである所以を詳述して、明治十一年の「統帥権の独立」の基底をなした統帥権的天皇観を具体化し、つづいて軍人の守るべき徳目として「忠節」・「禮儀」・「武勇」・「信義」・「質素」の五徳目を絶対的至上命令として示し、天皇制絶対主義的な思想的性格を有している。勅諭成立の最も重要な点は、これらの内容が、まさに「勅諭」として、すなわち大元帥としての天皇から軍事教育に関する一種の「軍令」の形式で絶対命令として軍隊・軍人に与えられたことである。

かくて勅諭の成立は、思想的には、「軍人訓誡」のあとをうけて「忠節」以下の封建武士道徳を近代軍人道徳として近代に再生させ、もって近代日本軍隊の思想的性格における日本性を絶対不動のものとして確立し、軍人の天皇への思想的集中を完成した点で重要な意義をもった。なお、それは以上のごとく近代日本軍隊の性格を確立したにとどまらず、ひろく市民社会ないし国民思想の展開を規制したものである。改めて指摘するまでもなく、一般国民は国民徴兵制によって軍人となり、軍隊で「軍人勅諭」に示された軍人道徳を、道徳としての内面的自発性にもとづいて身につけるのではなく、勅諭の絶対的尊厳性にもとづいてきびしく教え込まれ、とくに「忠節」観念を中心として天皇への絶対的自己献身を最高の道徳的価値と見做す思想を植え付けられた。かれらの帰郷によってこの思想は市民社会へ持ち込まれ、やがて国民道徳に大きな影響をおよぼし、社会の民主化傾向を阻止する役割を演じたのである。なおこのことに関連して、後年山県が「教育勅語」発布の動機について、「余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ」と語ったごとく、勅諭の先行的成立がやがてわが国近代市民社会のイデオロギーを絶対的に規定した明治二十三年の「教育勅語」の発布を決断せしめる要因をなした点を見逃すことができない。

また政治的には、勅諭は天皇が軍隊を親率することを明示し、かつ「世論に惑はず政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守る」ことを命じて、軍人の政治不干与・軍隊の非政治化を樹立した。しかし非政治的な軍隊などというものは、

現実においてありえない。したがって政治的には、勅諭は従前の性格未定の軍隊を天皇の軍隊として性格付け、完全に明治政府の支柱たらしめたものである。これによって、当時の政府首脳の政治的意図、すなわち今後議会においていかに過激論が起ろうとも、軍隊さえ天皇親率とし、議会ないし政治から分離しておけば容易にこれを鎮撫・和順させうるといふ意図が達成され、やがて政府は自由民権運動に対して強圧的態度で臨み、また安んじて立憲制への譲歩、すなわち憲法制定に乗り出すことが可能となったもので、この点において当面の政治情勢の展開に対して、勅諭は大きな政治的意義をもったものである。

なおここで当時の自由民権運動の理論的指導者である植木枝盛が、みずから起草の明治十四年「私擬憲法案」において国民に兵役の義務を課さずに志願兵制とし、また同年「兵ノ大旨ハ國憲ヲ護衛スルニ在リ」との論文において、民主制軍隊ないし議會制軍隊——絶対制軍隊的な天皇制軍隊とは対蹠的な——の理念とその必要とを主張し、明治政府が明治十一年いらい樹立せんとする絶対制的な天皇制軍隊が民主主義の成立・展開にとって重大な障害となることを明瞭に理解していたことを注意しておかなければならない。自由民権運動の理論的指導者たちが、植木をのぞいて明治政府ないし軍部における絶対制的軍隊の樹立企図に対して積極的な抵抗を示さなかったことは、ヨーロッパにおける民主主義の発展と軍制との関係についての研究を粗略にしてその理解に欠けていたためであり、明治政府における軍部ないし憲法制定勢力がいち早くヨーロッパ、ことにドイツにおける軍制と立憲君主制との関係について検討していたのと比べて大きな相異であり、最も重要な運動の高揚期において徴兵制ないし軍制面について運動を展開しえず、民主制の勝利の可能性を擱むことができなかった。全体として民権運動にはかかる脆弱性が存したが、如上の植木の民主制軍隊論の台頭はたしかに政府・軍部にとって警戒すべき性質のものであったのであり、この点から勅諭の成立は人民の権利・自由を擁護する民主制軍隊の発生を制圧し、その存在根拠を否定し、ひいて民主主義の成立を完全に防止する歴史的意義を担ったといえよう。

さらにこのことから、明治十一年の「統帥権の独立」と「軍人勅諭」との関連に言及しなければならない。

明治十一年の「統帥権の独立」は、天皇の統帥権の親裁・兵政両権の分離を法制的に規範化し、後年における軍部と政府ないし議会（政党）との対立、あるいは統帥と国務との対立、さらには議会政治の破壊を導いたもので、近代天皇制国家における二元的対立ないし分裂、すなわち国家崩壊の法的淵源であり、国家構造上、明治二十二年の「明治憲法」（欽定政治憲法）よりもむしろ重視すべき法制的処置であった。「軍人勅諭」は、前文において天皇の統帥権親裁・兵政分離を思想的に具体化したことによって、「統帥権の独立」の体制、すなわち二元的な天皇制国家の構造をイデオロギー的に支える天皇制国家観として重要な政治的意義をもって成立し、「統帥権の独立」の絶対不可侵性を確立せしめたもので、まさしく欽定軍事憲法というべきものであった。かくて「軍人勅諭」という欽定軍事憲法は、発布当時においては軍隊・軍人の非政治化を企図し一時的に成功したものの、さきにも述べたごとく非政治的な軍隊や政治的思惟から完全に解放された軍人はありえないところから、次第に軍人を君主主義的に教育し、思惟させ、軍隊をいよいよ強固な絶対制勢力・超政党的存在たらしめるごとく運用されたことによって、かえって軍部の政治的地位の増大・議会政治の抑圧と破壊をもたらすに与ったことを指摘しておく必要がある。

以上述べたところから明かなごとく、近代史上における「軍人勅諭」成立の歴史的意義は政治的・社会的・思想的にもきわめて深くかつ大なるものがあつたのである。

註(1) 拙稿「教育勅諭成立の歴史的背景」、前掲書一二二頁参照

(2) 明治十五年二月、岩倉具視「皇室財産確立に関する意見書」、『岩倉公

実記』二冊本、下巻、一八七二頁

(3) 家永三郎『植木枝盛研究』三〇六および三一四頁

(4) 「愛国新誌」(明治十四年二月十六日・二十五日)、植木枝盛著作年表、

家永前掲書七六九頁、なお全文は、家永三郎・庄司吉之助編『自由民権思想』中(青木文庫)九九―一〇五頁に収められている。